

(平成 25 年度)

公演名	ジャンル	ホール	自主制作 / 買取公演	稽古・本番 日数	入場者数 ①	設定席数 ②	入場率 ①/②
プロデュースオペラ「ワルキューレ」	オペラ	大	自主	7	3,101	3,340	93%
オペラセレクション「死の都」	オペラ	大	自主	14	2,443	3,344	73%
バーゼル歌劇場「フィガロの結婚」	オペラ	大	自主	7	1,175	1,672	70%
オペラへの招待「ホフマン物語」	オペラ	中	自主	15	1,386	1,386	100%
「三文オペラ」新国立劇場	オペラ	県外 ホール	自主	5	1,678	1,754	96%
ジルヴェスター・コンサート 2013-2014	オーケストラ	大	自主	13	1,595	1,664	96%
子どものための管弦楽教室⑩	オーケストラ	大	自主	2	1,024	1,181	87%
特別コンサート タリス・スコラーズ	声楽	大	買取	1	934	1,396	67%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 4 回)	声楽	小	自主	8	321	321	100%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 2 回)	声楽	小	自主	9	226	320	71%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 3 回)	声楽	小	自主	9	320	320	100%
サロメ・カンマー	声楽	小	自主	3	198	319	62%
大人の楽しみ方⑤ シャロン・シャノン (アコーディオン)	室内楽・器楽	中	買取	2	461	766	60%
特別コンサート ヴアレリー・アフアナシエフ (ピアノ)	室内楽・器楽	中	買取	2	593	692	86%
大人の楽しみ方④ 沖仁 (フラメンコ・ギター)	室内楽・器楽	中	買取	2	615	775	79%
月猫えほん音楽会	室内楽・器楽	中	買取	2	508	595	85%
ベートーヴェン・ツィクルスⅠ、Ⅱ (メジャーエフ、松本和将)	室内楽・器楽	中	自主	4	674	1,005	67%
名曲コンサート 梯剛之 (ピアノ)	室内楽・器楽	中	買取	2	586	692	85%
室内楽への招待Vol.4 名曲聴き比べ エクセルシオ&ミロ	室内楽・器楽	小	自主	2	242	319	76%
アンサンブル・ラロ (ピアノ四重奏団)	室内楽・器楽	小	買取	2	166	319	52%
びわ湖の午後〈4 1〉上村昇 (チェロ)	室内楽・器楽	小	買取	2	247	320	77%
気軽にクラシック⑦ 田村響 (ピアノ)	室内楽・器楽	小	買取	2	259	319	81%
気軽にクラシック⑧ オーボエVファイブ	室内楽・器楽	小	自主	3	319	319	100%
びわ湖の午後〈4 2〉須川展也 (サクソフォン)	室内楽・器楽	小	買取	2	207	319	65%
アメリカ・バレエ・シアター「マノン」	バレエ・ダンス	大	買取	5	1,471	1,683	87%
山海塾「二つの流れ-から・み」	バレエ・ダンス	中	買取	4	507	769	66%
「ストリッパー物語」	演劇	中	買取	4	605	998	61%
二兎社「兄帰る」	演劇	中	買取	2	595	780	76%
松竹大歌舞伎	古典芸能	中	買取	1	785	785	100%
野村万作・萬斎狂言公演	古典芸能	中	買取	3	1,389	1,601	87%
ラ・フォル・ジュルネ	フェスティバル	全館	自主	10	15,153	17,284	88%
開館15周年記念コンサート/パ°ラ°ガラ°コンサート	フェスティバル	全館	自主	6	2,638	3,339	79%
びわ湖ホールなつフェスタ	フェスティバル	全館	自主	8	1,470	2,178	67%
劇場探検ツアー	普及	全館	自主	8	277	400	69%
合計				171	44,168	53,274	83%

(注) 県外ホールとは、滋賀県以外の施設で行われたことを示す (以下、同じ)。

(平成 26 年度)

公演名	ジャンル	ホール	自主制作 / 買取公演	稽古・本番 日数	入場者数 ①	設定席数 ②	入場率 ①/②
オペラセレクション「リゴレット」	オペラ	大	自主	15	2,731	3,344	82%
プロデュースオペラ「オテロ」	オペラ	大	自主	14	2,524	3,343	76%
オペラへの招待「天国と地獄」	オペラ	中	自主	20	1,374	1,387	99%
オペラへの招待「ラインの黄金」	オペラ	中	自主	15	1,076	1,249	86%
ジルヴェスター・コンサート 2014-2015	オーケストラ	大	自主	22	1,559	1,666	94%
子どものための管弦楽教室⑩	オーケストラ	大	自主	2	1,190	1,190	100%
名曲コンサート 安藤赴美子&福井敬 (ソプラノ・テノール)	声楽	大	自主	2	772	1,182	65%
声楽アンサンブル定期公演 (第57回)	声楽	小	自主	6	639	639	100%
声楽アンサンブル東京公演	声楽	県外 ホール	自主		444	513	87%
びわ湖の午後(43) 森麻季 (ソプラノ)	声楽	小	買取	2	319	319	100%
声楽アンサンブル定期公演 (第56回)	声楽	小	自主	6	295	321	92%
声楽アンサンブル定期公演 (第55回)	声楽	小	自主	5	289	321	90%
ベートーヴェン・ツィクルスⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ	室内楽・器楽	中	自主	8	1,182	2,008	59%
気軽にクラシック⑨福川伸陽 (ホルン)	室内楽・器楽	小	買取	2	279	319	87%
特別コンサート アルカント・カルテット	室内楽・器楽	小	買取	2	319	319	100%
びわ湖の午後(44) 荘村清志&福田進一 (ギター)	室内楽・器楽	小	買取	2	319	319	100%
気軽にクラシック⑩長原幸太&フレンズ	室内楽・器楽	小	自主	3	306	319	96%
林光に寄せる歌 スタインウェイ"ピノ"シリーズ	室内楽・器楽	小	自主	2	215	319	67%
大人の楽しみ方⑩大島保克 (八重山民謡)	室内楽・器楽	小	買取	2	314	315	100%
大人の楽しみ方⑩山下洋輔 (ジャズ)	ジャズ	大	買取	2	1,119	1,488	75%
ポリショイ・バレエ「ドン・キホーテ」	バレエ・ダンス	大	買取	6	1,478	1,683	88%
新国立劇場バレエ団「しらゆき姫」	バレエ・ダンス	中	買取	5	1,362	1,487	92%
フィリップ・ドックフレ+カンパニー-DCA「パノラマ」	バレエ・ダンス	中	買取	6	777	1,140	68%
「ビッグ・フェラー THE BIG FELLAH」	演劇	中	買取	5	651	760	86%
二兎社「鷗外の怪談」	演劇	中	買取	2	419	760	55%
松竹大歌舞伎	古典芸能	中	買取	2	1,498	1,570	95%
野村万作・萬斎狂言公演	古典芸能	中	買取	4	1,258	1,566	80%
ラ・フォル・ジュルネ	フェスティバル	全館	自主	9	17,434	19,332	90%
びわ湖ホールなつフェスタ	フェスティバル	全館	自主	7	1,188	1,781	67%
アンサンブルの楽しみ ～演奏家のつどい～Vol. 6	普及	小	自主	2	179	319	56%
コンヴィチユニオペラ演出アカデミー	人材育成	リハーサル室	自主	5	79	0	
合計				185	43,588	51,278	85%

これを見ると幅広いジャンルの公演が行われている一方で、4面舞台（大ホール）を活用したオペラが年2回しか開催されていないことがわかる。

そして、(公財)びわ湖ホールが集計した平成26年度のアンケートによると、県内・県外比率は下記のとおりとなっている。

(アンケート結果)

	平成26年度	
	県内	県外
オペラ	32.2%	67.8%
声楽	46.5%	53.5%
オーケストラ	78.7%	21.3%
室内楽	57.7%	42.3%
バレエ・ダンス	46.4%	53.6%
演劇	39.2%	60.8%
古典芸能・邦楽	72.0%	28.0%
ワールド	57.1%	42.9%

なお、平成25年度も同様の結果である。

これを見ると、オーケストラは県内比率約80%と、オーケストラに対する県民の人気の高いものの、その他のジャンルのうち4ジャンルは県内比率が50%を下回っている。特にオペラの県内比率が最も低い。

② 発見された課題

びわ湖ホールの成り立ちを考えると、県民に本格的なオペラ、すなわち4面舞台によるオペラを鑑賞する機会を多く提供することがあるべき姿である。しかしながら、開催回数や来館者の県民比率を勘案すると、県民が4面舞台でのオペラを鑑賞する機会は限られている。

オペラ制作には多くの時間がかかるなどの制約はあり、また、4面舞台以外でオペ

ラ鑑賞の機会を提供しているとはいえ、4面舞台を活用した本格的なオペラを鑑賞する機会を、より多く提供することが本来の姿であり、本報告を機に、改めて本格的なオペラを鑑賞する機会を増やすことを検討すべきである。

(5) 声楽アンサンブルについて

① 声楽アンサンブルの活動

声楽アンサンブルについては「第2 施設の概要」でも述べているが、ここでもう少し詳細に述べたい。

(ア) オペラ公演

「びわ湖ホール オペラへの招待」「沼尻竜典オペラセレクション」「びわ湖ホール プロデュースオペラ」等へ出演している。

(イ) 定期公演

年3回開催する定期公演では、歌曲・宗教曲・合唱曲など多岐にわたる声楽曲に取り組んでいる。

(ウ) 地域での音楽普及活動

滋賀県内の小学校に出向き「学校巡回公演」や「ふれあい音楽教室」を実施。また、滋賀県内のホールと「地域協働公演」を開催するなど、音楽の普及活動を積極的に行っている。

○ 学校巡回公演(音楽鑑賞)

平成13年度より滋賀県教育委員会等との共催で、学校巡回公演(音楽鑑賞)を開催。毎年、県内の小学校で10公演程度行っている。

○ ふれあい音楽教室(小学校中～高学年)

平成13年度より、県内の小学校の授業に声楽アンサンブルのメンバー(2名)とピアニストが参加し、ミニコンサートや合唱指導を行う「ふれあい音楽教室」を開催。

生の芸術に触れ、プロの声楽家と一緒に音楽をつくることにより、子どもたちに音楽をもっと身近なものとして感じてもらえるよう活動している。

○ びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！ホールの子事業

子どもたちに本物の舞台芸術に触れてもらうために、県内の小学生を対象に、大編

成のオーケストラとびわ湖ホール声楽アンサンブルによるコンサートを大ホールで開催（県事業名：ホールの子事業）。

○ 地域協働公演

平成 21 年度より地域ホールとの共同主催により、地域協働公演を開催。

びわ湖ホール声楽アンサンブルが県内各地の公共ホールに出かけていき、地域の方と交流しながら質の高い音楽を提供している。

○ ロビーコンサート

気軽に音楽を楽しんでもらえるよう、びわ湖ホールのロビーで無料のコンサートを開催。

(エ) びわ湖ホールおよび全国各地での公演活動

自主事業への出演の他、依頼公演活動(演奏会・オペラ)も行っている。

○ 依頼公演活動

依頼に応え全国各地を訪れ、日本の歌・世界の歌、オペラの名曲や美しいアンサンブルで綴る名曲コンサートのほか、オペレッタ「こうもり」、「メリー・ウイドウ」、モーツァルト作曲「コジ・ファン・トゥッテ」といったオペラ公演も行っている。

② 声楽アンサンブルの課題

声楽アンサンブルは、前述のとおりびわ湖ホール独自の創造活動の核であり、声楽アンサンブルが存在することによって、他のホールでは真似の出来ないびわ湖ホールの独自色を強く打ち出すことが出来る。

しかしながら、相応の運営コストがかかっていることが大きな課題である。

詳細は「第 3 外部監査の結果および意見 2 収支の状況 2.1.3 声楽アンサンブルの状況」を参照願いたい。

ここでは、公演料の設定について述べたい。

声楽アンサンブルの公演料は 80 万円（一公演あたり。なお、現理事長が就任する前は 50 万円。）にとどまっている。

項目	料金
出演料	800,000 円
消費税	64,000 円
演奏料計	864,000 円

※指揮料、ピアニスト料を含む。

なお、以下のものは含まれない。

- 会場使用料および付帯設備使用料（ピアノ使用料等）、ピアノ調律費
- 著作権使用料
- 譜めくりにかかる費用
- びわ湖ホールを起点とした交通費
- 旅費日当

これで、声楽アンサンブルの技術・練習時間・準備等に見合うだけの収入と言えるのだろうか。公演料には指揮料、ピアニスト料が含まれていることから、とても見合っていないのではないかとと思われる。

したがって、今後は、公演料を更に増加させるため、広報等の工夫が必要である。

(6) ネーミングライツ

びわ湖ホールはホールごとにネーミングライツを募集している。

(参考：ネーミングライツ料（希望額・税込）)

大ホール 年額 1,000 万円

中ホール 年額 500 万円

小ホール 年額 200 万円

現在では特に応募がないが、大きな要因として、オフィシャルスポンサー制度（年間 500 万円、現在 2 者）および特別会員制度（年間 1 口 10 万円、106 者 132 口（平成 27 年 11 月現在））等により多くの企業に既に支えられていることがある。

しかしながら、より効率性を求める観点からは、ネーミングライツの契約が望まれ、びわ湖ホール全体でのネーミングライツを募集することを含めて、募集活動を見直すべきである。

1.2.4 文化産業交流会館

(1) (公財)びわ湖ホールと(公財)文化振興事業団の統合

【図表 1.2.2】のとおり、県は(公財)びわ湖ホールと(公財)文化振興事業団両財団の文化芸術部門を統合する方針を示している。この統合により、4つの効果を図ることとしている。

- (1)組織の強化：総合的な文化芸術振興を担う団体を一元化し、目的を文化芸術のみに明確化することにより組織の強化が図れる。
- (2)機能の強化：県立文化ホールを一元管理できる団体を形成し、知識やスキル等の集約により2館連携による機能強化が図れる。
- (3)ネットワークの強化：両団体がこれまで蓄積してきた文化のネットワークの相乗効果により、さらなる協働・連携の強化が図れる。
- (4)効率化：団体の本部機能の集約化により、法人管理運営部門における人件費等の経費抑制が図れる。

この中で、(2)機能の強化と(3)ネットワークの強化に着目して検討したい。

(公財)びわ湖ホールはオペラに強みがあり、また、クラシック音楽などにも精通している職員が多数いる。一方、(公財)文化振興事業団が指定管理者として運営する文化産業交流会館では、伝統芸能分野の公演制作をはじめ、市町ホールや文化活動者・団体との共働連携事業を積極的に推進していることに特徴がある。これを勘案すると両財団が統合することによって、お互いの強みを活かしながら、弱い部分を補完することが期待される。

ただ、びわ湖ホール、文化産業交流会館のそれぞれの施設で、以下の課題がある。

(びわ湖ホール)

- 大規模修繕を控えており、長期休館も検討せざるを得ない時期に来ている。
- オペラを自主制作するため、その準備でホールを使用できない日が多く、「県民の利用」視点で考えれば、効率的に使用されているとは言い難い。

(文化産業交流会館)

- イベントホールは、県内最大の収容力を持つが、施設機能や地域性からイベンター等による、著名な大物アーティストのコンサートを誘致することが困難。また、ク

ラシックや演劇等の舞台芸術公演を行うには、音響・照明等の舞台機構に多くの制約がある。

- 最大 2,000 人収容のホールとしては駐車台数（360 台）が十分ではない。
- 新幹線停車駅（米原駅）付近であるメリットはあるが、名古屋、京都・大阪の中間に位置するため、中途半端な立地とも言える。
- コンベンションホールとして利用する企業等が少ないことや湖北地域の人口減少、米原駅周辺をはじめ湖北地域の経済活性化が課題である。
- 米原駅から会館まで飲食店が少なく、公演の行き帰りに食事や休憩ができる場所がない。

（公財）びわ湖ホールによると、文化産業交流会館など他の県内施設でも、本格的とまでは言えないが、簡便的なオペラができるよう取組みを進めるとのことである。

オペラ等ができるようになれば、文化産業交流会館独自の課題改善に加えて、米原駅周辺をはじめ湖北地域の活性化にもつながるであろう。「平成 27 年度滋賀県『観光交流』振興指針アクションプラン」でも「県立施設が滋賀の魅力を軸にした誘客を進めます。」とある。米原は、関西・中部の中間点にあるだけでなく、北陸にも近いことから、魅力を打ち出すことができれば、幅広い集客も可能であり、稼働率向上にもつながる。

特に、びわ湖ホールが長期休館も検討せざるを得ない状況を考えると、これは喫緊の課題であり、びわ湖ホールの機能を文化産業交流会館にもある程度代替させることの検討を進めていただきたい。

(2)文化産業交流会館の新ミッション

（公財）文化振興事業団では、平成 26 年度に新ミッションを定めている。

（前文）

文化産業交流会館は、豊かな自然や暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた、湖国の文化的資産に様々な角度から光を当て、県民との共同事業や県域を対象とする優れた文化芸術事業を実施します。

また、固有の文化、産業などの貴重な資産を次の世代へ引き継ぐことで、

誇りと愛着が持てる活力あふれる滋賀の実現を目指すとともに文化と産業の何れにも焦点を当てた事業運営により独自の地位を切り拓き、時代を超えて成長する湖国文化の未来への希望を発信します。

1.文化・芸術の発信

地域の文化芸術を支える人材の育成を目指し、プロの制作者やアーティストを活用して滋賀県に関係するテーマの作品を制作、発信します。

また、ホールにおいて多様な芸術の鑑賞機会を提供するだけでなく、文化芸術に触れる機会の少ない場所においても学校や地域、文化施設と連携して青少年の豊かな人間性や想像力を育み次世代へつなげます。

2.文化・芸術資源の発掘と活用

受け継がれてきた伝統的な文化や産業など、湖国滋賀の豊かな文化資産の魅力を再発見し、多くの人々への周知や活性化を目的とした事業を展開します。

また、地域の文化・伝統の継承と発展に取り組み、各種団体と連携してコミュニティ形成への橋渡しをします。

3.文化・芸術活動の支援と人材育成

次代を担う子どもたちと若手アーティストが滋賀の文化芸術の担い手として成長するため、長期的な視点で育成を支援します。また、地域の文化活動者、滋賀ゆかりのアーティストを発掘・支援し、主体的に活動することができる環境づくりに努めます。

4.文化と産業の連携

多目的な機能を持ったホールの特性を生かし、産業イベントの誘致を関係団体に働きかけ、琵琶湖等の自然環境や観光資源、地場産業などを活用した事業に取り組みます。

また、文化芸術を新しい付加価値創造の重要なファクターとして、『モノづくり』に活用してもらえるようにアーティスト、職人、起業家の出会いの場を演出します。

5.活動と交流の拠点創出

県民が気軽に訪れ、文化芸術との出会いを体感できる場を提供し、交流や対話の中で多様な価値観の理解と創造力を育む場所となることを目指します。

さらに、企画制作、運営、舞台技術など文化芸術に関する各種相談に対応し、文化芸術に関する情報収集と提供に努めます。

また、利用者の目線による公平で安全・安心な施設管理や整備に努め、来館者の満足度を高めます。

(3) 事業の実施状況

事業の状況については、「第3 外部監査の結果および意見 2 収支の状況」および「6 固定資産管理の状況 6.2 各施設の利用状況」で、詳細に検討しているため、そちらを参照願いたい。

1.2.5 県立図書館

(1) 概要

① 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文化庁告示第172号。以下「望ましい基準」という。）」に県立図書館としての基準が示されている。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

(1)都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

(2)都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

(3)都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

(1)都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用

する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(2)都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

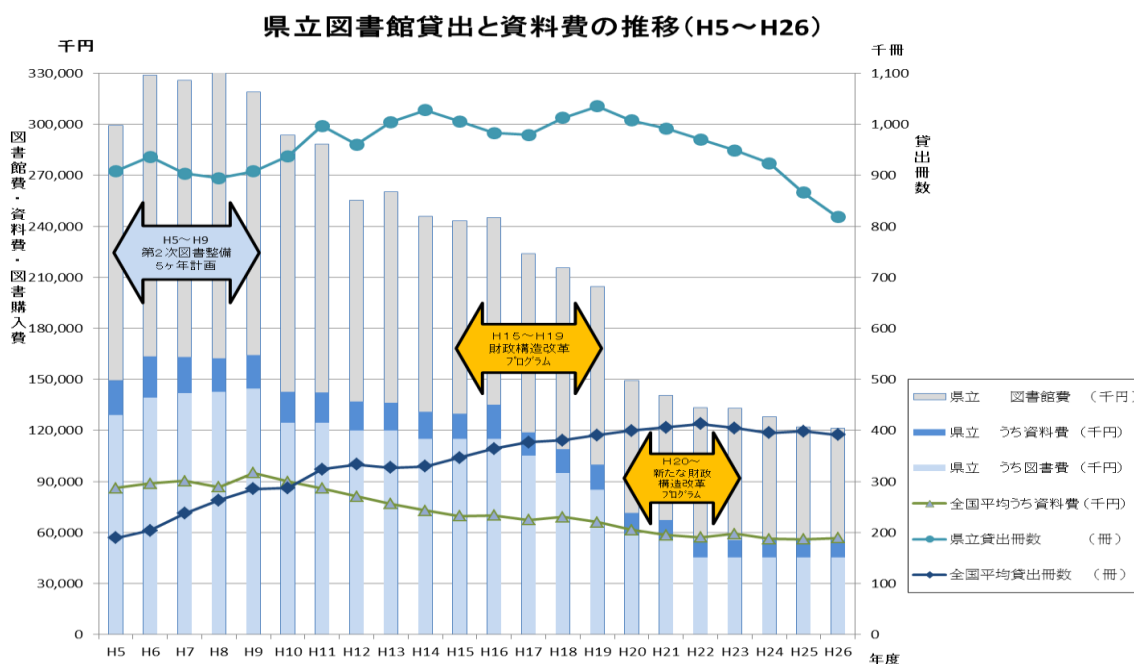
第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

なお、最後の「6 準用」で県立図書館に準用されている基準とは、要約すると市町村立図書館と同様の運営、資料収集、サービス提供を行い、それに適した職員を配置するのが望ましい、とするものである。

「第2 施設の概要」で述べたとおり、滋賀県の図書館は全国的に見てもレベルは高く、また、望ましい基準に沿った運営がなされているといえる。

② 県立図書館の貸出冊数と資料費

一方で資料費は年々削減され、現状ではピーク時の半分となっている。



平成 15 年に「財政構造改革プログラム」が、そして平成 20 年に「新たな財政構造

改革プログラム」が始まり、その一環で資料費が大幅に削減されている。このような状況下でも県立図書館では、利用者の利便性を損なわないよう、限られた予算の中で必要な図書を確保している。

(2) 県内の市町立図書館との連携

しかしながら、これからも財政が厳しくなる中で更なる効率化は避けられない。そこで、県立図書館と県内の市町立図書館との連携による、県全体として図書館の効率化について述べることにする。

① 概要

前述のとおり、滋賀県では全ての市町に最低でも一つは図書館が設置されており、各市町の図書館整備は進んでいるといえる。

(ア) 県内市町立図書館の経年変化

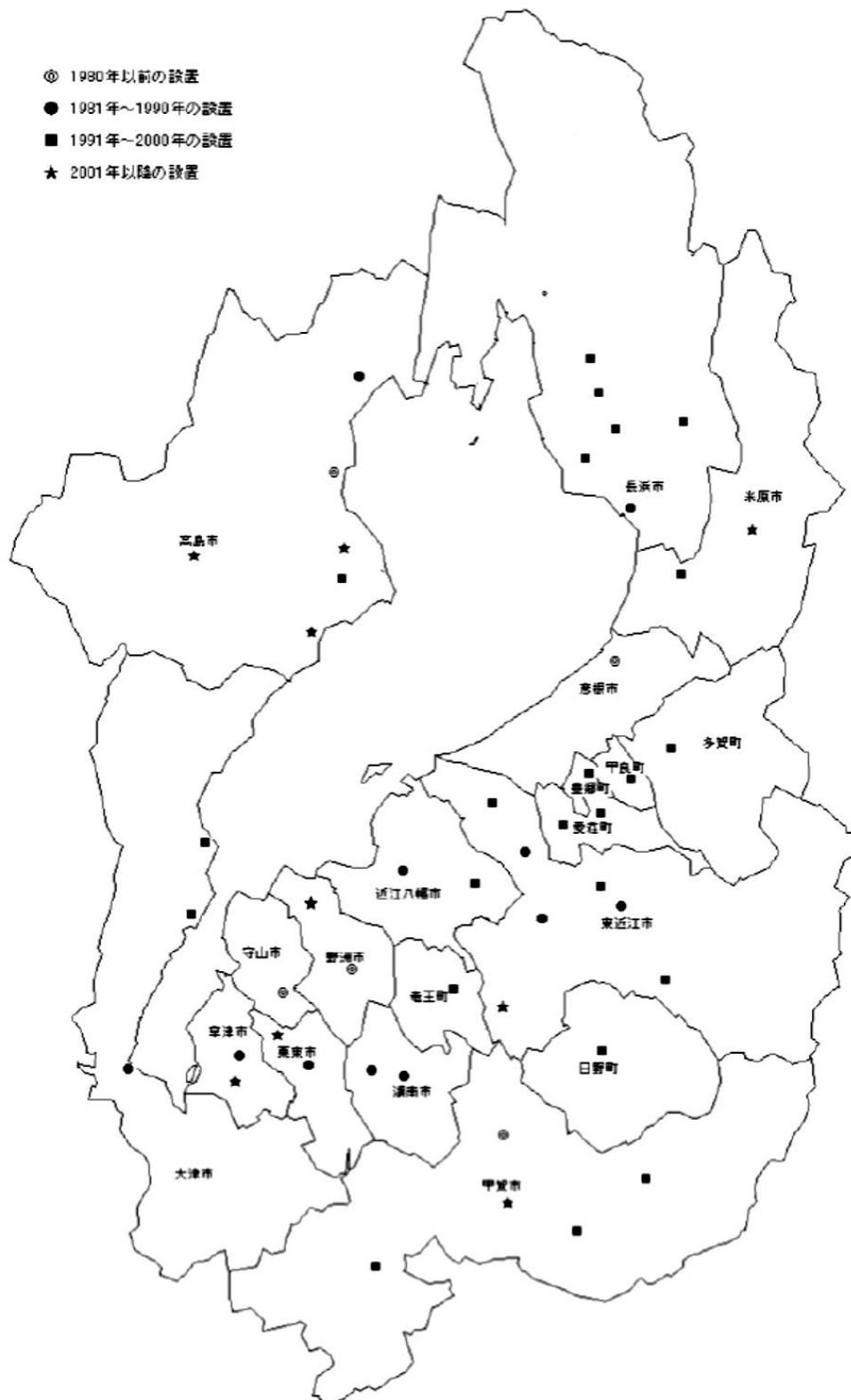
平成 27 年度滋賀県立図書館事業概要によると県内市町立図書館の経年変化は以下のとおりとなっている。

年 度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
図 書 館 数	47	47	47	47	48	48
県 人 口	1,382,231	1,386,570	1,390,927	1,394,472	1,419,426	1,421,779
B M (台)	10	11	11	11	11	11
職 員 (内 司 書)	163(133)	162(125)	158(127)	156(129)	160(129)	153(123)
蔵 書 (千 冊)	7,599	7,779	7,916	8,018	8,127	8,209
内 児 童 (千 冊)	2,146	2,190	2,224	2,261	2,279	2,332
受 入 (冊)	289,868	305,129	293,176	329,686	276,858	262,548
登 録 者 数 (人)	323,308	294,780	269,406	325,417	282,423	268,325
貸 出 冊 数 (冊)	12,229,110	11,939,070	11,859,450	11,648,205	11,374,648	10,942,999
内 児 童 (千 冊)	3,599	3,898	3,903	3,885	3,813	3,726
県 民 1 人 当 貸 出 冊 数	8.85	8.61	8.53	8.35	8.01	7.70
予 約 件 数 (件)	779,053	816,498	877,922	932,250	929,690	963,464
決 算 資 料 費 (千 円)	448,882	397,121	374,888	420,400	395,349	—
設 置 人 口 当 資 料 費 (円)	307	286	269	301	278	—

* 図書館数には、大津・高島・草津・栗東・湖南・甲賀・東近江・米原・愛荘・長浜・近江八幡の地域館が含まれる。

(イ) 県内市町立図書館の設置状況

県内市町立図書館の設置状況は以下のとおりである。



これらを見ると、県内の市町立図書館は充実してきているといえる。ただ、その中で更なる効率化を求めるならば、以下の点について検討したい。

○市町立図書館と県立図書館が、同じ資料を購入する必要性の有無。

○県立図書館と市町立図書館との連携（協力貸出方法）

以下、順に検討する。

② 市町立図書館と県立図書館が、同じ資料を購入する必要性の有無

上記の望ましい基準では、県立図書館は市町立図書館と同様に「充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備する」ことに加えて「市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備」に努めることとされている。

これに沿って、現在、県立図書館は、単独で図書館としての価値を保つべく、市町の選書状況を配慮しながら独自で一定数の資料収集を行っているほか、市町立図書館が利用回数減少などを理由に除籍した図書を県立図書館で保管して、県全体としての資料保存センターとしての役割も果たしている。

確かに、現在の県立図書館の役割が図書館の原則的なあり方ではあるが、県立図書館および市町立図書館の全体としてレベルを維持できれば、効率性の観点から、県立図書館は、市町立図書館が収集する資料を重複して収集する必要はないと思われる。すなわち、(a)市町立図書館が収集できない資料で、かつ、県民にとって重要な資料を収集する役割をより明確にし、また、(b)市町立図書館が利用回数減少などを理由に除籍した図書を県立図書館で保管する役割、を今後も維持すれば、県民の要求に効率的に対応できると思われる。「第2 施設の概要 3 県立図書館 3.10.9 利用状況」に記載のとおり、県立図書館の利用者は74%が大津市在住者、12%が草津市在住者である。すなわち、実利用者の90%近くがこの2市の市民で占められている。大津市、草津市は複数の市町立図書館を有している。既に配慮はされているが、今後も二重行政にならないよう、県及び県立図書館は、市町図書館との役割の違いをより明確にするよう検討すべきと考える。

③ 県立図書館と市町立図書館との連携

県民は県立図書館および市町立図書館を直接利用できるが、基本的には以下のような考えを採っている。

- 県民には、まず、近くの市町立図書館を利用してもらう。
- そのため、市町立図書館の基本的任務は、地域住民の身近な存在として、生活に密着した資料や知識・情報を提供することにある。
- 一方、県立図書館の基本的任務は、市町立図書館を通じて県民の資料要求に確実に応えていくことにある。

上記のような考えのもと、利用者が要求する資料が市町立図書館にない場合、県立図書館は自らが所蔵する資料の貸出を中心に、所蔵館の紹介も含めた協力業務を行っている。具体的には、県立図書館は「協力車」で、県内各市町立図書館を定期巡回し、県立図書館所蔵の協力貸出等に応じている。「第2 施設の概要」でも述べたように、協力貸出冊数は全国から見てもトップレベルである。ただ、協力貸出は以下のような状況から、更なる利便性向上の余地がある。

- ①県民は身近な市町立各図書館へ直接赴くか、電話・メール等により県立図書館もしくは他の県内市町立図書館の所蔵を確認して、協力貸出を利用する。
- ②ただし、県民はインターネットによる貸出要求はできない。すなわち、利用者は、県立図書館のホームページでインターネット予約することは可能だが、その場合は、市町立図書館で借りることはできず、直接県立図書館へ赴かざるを得ない（以下、②については「インターネット予約を利用した協力貸出制度」という。）。

なぜ、インターネット予約による協力貸出制度を採用しないかについて、県立図書館は協力貸出の概要を説明しながら、以下の見解を示している。

1. 市町立図書館を利用するか、直接に県立図書館を利用するかは、住民各自がその時の事情に応じて選択することであり、仮に市町立の判断により借受けの申し込みがあった場合は、県立図書館から協力貸出として市町の図書館へ毎週巡回している協力車で本を届け、県民の最も身近な図書館で利用してもらえるシステムは確立し

ている。

既に、協力貸出の冊数は、全国的にはトップレベルにあり、県民には一定の理解・認知を得ているサービスである。

県立図書館は、「全県的なサービス網の中核として、市町立図書館の活動を支援することで県全体の図書館サービスの水準を向上させる」という考え方の基に市町立図書館を育ててきた。

2. 市町立図書館の自主性は大事にしたい、インターネット予約による協力貸出を行った場合、各市町立図書館が住民の貸出要求内容を把握できないことにもつながりかねず、県としては、市町立図書館の自主性を損なうようなシステムは採用できない。

3. インターネット予約によって手軽に協力貸出ができるようになった場合、市町立図書館の所蔵資料が利用されず、単なる図書の受取・返却場所になるおそれがある。

4. また、上記に加えて県立図書館と各市町立図書館のシステムが異なる等の問題もあり、技術的に困難である。

以上から、インターネット予約を利用した協力貸出制度は採用していない。

確かに、県立図書館が主張するとおり、現状でも、滋賀県における協力貸出は全国的に見てもレベルが高く、既に県民は高い利便性を享受している。

しかし、利便性向上の余地がある以上、市町立図書館のあり方をも考慮することから長期的な課題とならざるを得ないとはいえ、インターネット予約を利用した協力貸出制度の採用を検討すべきと考える。

なお、インターネット予約による協力貸出を検討する過程で、各市町立図書館のシステムの共同化も期待でき、トータルコスト削減に寄与する可能性もある。

1.3 スポーツ施設について

1.3.1 滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成 23 年 6 月に「スポーツ基本法」が制定され、基本法 10 条では「都道府県及び市町村の教育委員会はスポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。また、「スポーツ基本法」に基づき平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」（文部科学省）が策定された。同計画では「スポーツ基本法」に示された理念の実現に向け、平成 24 年度から 10 年間のスポーツ推進の基本方針と 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。滋賀県では「スポーツ基本計画」を踏まえ、滋賀県スポーツ推進審議会からの答申をもとに、平成 25 年 3 月に「滋賀県スポーツ推進計画」（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定した。スポーツ推進計画では、すべての県民が幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会を実現するため、滋賀のスポーツ推進に関する施策の基本的方向と具体的方策を明らかにしている。目指す姿としては「すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現」としており、計画期間は平成 25 年度からの概ね 5 年間とし、基本方針及び展開方策は以下となっている。

基本方針

- 1.自ら行うスポーツ活動の充実
- 2.次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 3.スポーツ環境の充実
- 4.スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5.滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

展開方策

基本方針

展開方策

自ら行うスポーツ活動の
充実

- 県民総スポーツの機会づくりの推進
- 女性の参加機会の拡充
- 中高年の運動習慣定着化の推進
- 障害のある人の参加機会の拡大

次代を担う子どもの運
動・スポーツ活動の充実

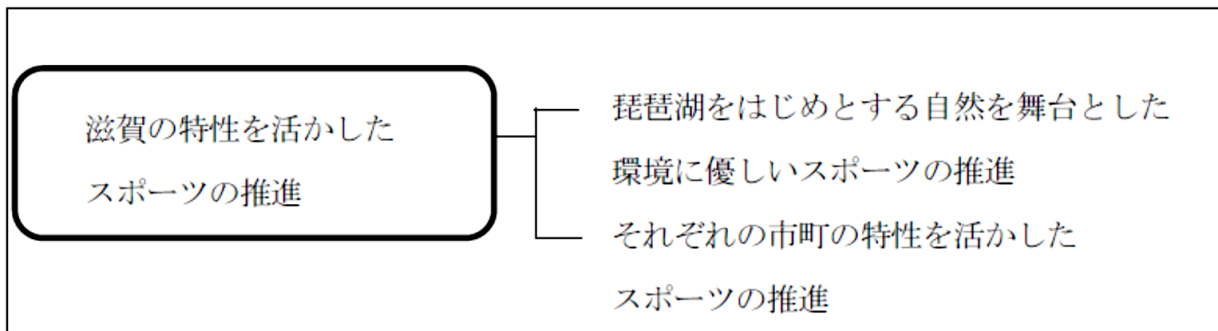
- 幼児期からの運動(遊び)・スポーツ活動の
充実
- 体育・保健体育の授業の充実
- 運動部活動の活性化
- 優れた能力を有するジュニア世代の発掘
・育成

スポーツ環境の充実

- スポーツ観戦機会の拡充
- 地域スポーツクラブの育成
- スポーツ指導者等の育成
- スポーツエキスパートの育成
- 学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

スポーツを通じた連携・協
働による地域の活性化

- 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進
- 大学、企業等とスポーツ団体との連携・
協働の推進
- スポーツイベント、トップアスリート等を
活かした地域の活性化



また、滋賀県のスポーツの特徴は以下のように記載している。

(1)自然および社会環境を活かしたスポーツ

○琵琶湖は、様々なスポーツ活動の場となっています。湖上ではボート、セーリング、釣りなどのウォータースポーツ、湖水浴、キャンプなどの野外活動を多くの人々が楽しんでいます。さらには、湖周道路や遊歩道を活用し、ウォーキングやサイクリングが盛んで、特に「ビワイチ」の愛称で親しまれる琵琶湖一周は、親子や仲間、またスポーツ団体等の活動として行われています。

○ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動や運動部活動として、また企業スポーツとして盛んであり、全国トップクラスの成績を収めるなど、本県が誇る競技スポーツの一つとなっています。

○県民にとって琵琶湖は日常の暮らしの中にあり、古くから生活と密着してきました。休日には琵琶湖岸を親子でサイクリングをしたり、仲間や家族と湖岸でバーベキューをしながら軽スポーツを楽しんだりするなど、琵琶湖周辺での運動・スポーツが盛んに行われてきました。

○伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かして、ハイキング、トレッキング、キャンプや登山、冬はスキー、スノーボードなどのウィンタースポーツを楽しむことができ、県内外から多くの人々が訪れてスポーツ活動を行っています。

○四季折々の豊かな自然や文化的景観を楽しみながら行うウォーキングは、県内各地域においてその特徴を活かした取組が進められています。特に、歴史探訪を目的としたウォーキングは大津市や甲賀市、彦根市など各市町で実施されており、

県民はもちろんのこと、週末や休日には、県外からも多くの団体や人々が何度も訪れ、地域の活性化にもつながっています。

(2)スポーツを取り巻く社会環境

○近年の国民体育大会の結果を見ると、中・高校生を中心とする少年種別の得点は青年種別の得点を上回っており、本県競技力に関して、学校、特に運動部活動が大きな役割を果たしていると言えます。一方、子どもの体力向上に向けても、すべての小学校で「1日30分運動」の取組が実施されています。このように本県のスポーツ振興において学校教育および教員の果たす役割が非常に大きいことも特徴の一つと言えます。

○スポーツにおける大学と地域の関わりは、学校の体育、保健体育の授業に対して学生を派遣する取組みや、大学施設の地域開放、また、幼児や小学生を対象とした運動教室の開催など、大学の地域貢献を目的とした取組が目立っています。

「スポーツ推進計画」の「スポーツ推進の具体的展開」の項目で、各スポーツ施設のあり方を考えるうえで、考慮すべきと考えられる項目を抽出し記載していく。

(1)自ら行うスポーツ活動の充実

○県民総スポーツの機会づくりの推進

多くの県民がスポーツに親しむことができるよう、市町、スポーツ団体、健康づくり関係機関、大学等と連携し、健康増進や仲間との交流などの目的に応じて気軽に参加できる機会づくりを推進します。

家族や友だちとプロやアマチュアスポーツの試合を観に行く、子どもの試合を応援するなど、スポーツの観戦機会を拡げるため、市町、スポーツ団体、企業等と連携し、「観るスポーツ」の情報に発信に努めます。

(2)次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実

○幼児期からの運動（遊び）・スポーツ活動の充実

スポーツ少年団をはじめとした地域スポーツクラブが、中学生・高校生を含めた子どもたちの多様なスポーツ活動の場となるよう積極的に働きかけます。また、その主体的な取組について学校、スポーツ団体と連携し支援します。

○運動部活動の活性化

生徒の興味や関心など多様なニーズに応えるとともに、特に女子の運動機会が増えるよう、各学校の実情に合わせた特色ある運動部活動の取組を促進します。

○優れた能力を有するジュニア世代の発掘・育成

優れた能力を有するジュニア選手の発掘・育成をはかるため、スポーツ団体、特に競技スポーツ団体および関係者が一貫した指導理念に基づき、子どもたちが競技種目に触れる機会を広く提供し、すそ野を広げ、才能を見出すとともに、選手の特性や発達段階をふまえた一貫指導体制の充実に努めます。

(3)スポーツ環境の充実

○スポーツ観戦機会の充実

県民が魅力あるスポーツを間近で観戦したり、応援したりすることは、スポーツの持つ魅力や醍醐味に触れ、感動を味わうなどスポーツへの関心を高めます。特に、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツ活動へのきっかけづくりとなることから、関係機関と連携し、スポーツの観戦機会を拓げるための積極的な情報発信やネットワークの構築に向け推進します。

○学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

地域において身近にスポーツを「する」「みる」ための拠点として、学校教育施設及び公共スポーツ施設は重要な役割を果たしています。国民体育大会や全国障害者スポーツ大会も視野に入れ、県民のスポーツを「する」「みる」機会の充実をはかるため、それらの施設の効果的・効率的、かつ安全な利活用の充実と整備に向け推進します。また、大学や企業も体育施設を有していることから、地域住民に対する施設の開放を含めたスポーツ交流が拡充するよう推進します。

(4)スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

○地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

地域の連携に関わるさまざまな団体とスポーツ団体が、スポーツを通じて連携・協働することで、青少年のスポーツを通じた健全育成や中高年の健康づくりを促進させ、

地域づくりに貢献することが期待されます。そのため、地域のさまざまな団体とスポーツ団体とが、子どもの運動・スポーツ活動の充実や障害のある人のスポーツ機会の拡大をはかる取組について連携を推進します。

○スポーツイベント・トップアスリート等を活かした地域の活性化

県民が「する、みる、支える（育てる）」といったさまざまな形で、県内で開催されるスポーツイベントに参加し、スポーツの魅力にふれ、交流を深めることは、生きがいやゆとりなど心の豊かさなどをもたらします。また、トップアスリートやスポーツエキスパートが地域におけるスポーツ活動に関わることは、次代を担う子どもの成長に影響をもたらすなど、地域の活力にもつながります。そのため、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会も視野に入れ、さまざまな団体が主体となって、スポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりに積極的に活かす取り組みについて連携・協働を推進します。

(5)滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

○琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優しいスポーツの推進

湖上スポーツや豊かな自然環境を活かしたスポーツ活動を推進することは、県民のスポーツ環境を充実させるとともに、スポーツを通じた自然とのふれあいの中で、琵琶湖や湖国の自然の素晴らしさを実感し、湖国への誇りや愛着を育むことにもつながります。

そのため、豊かな自然を活用した湖上スポーツやさまざまなアウトドアスポーツを県民がすすんで安全に親しむことができるよう、関係機関と連携して推進します。

○それぞれの市町の特性を活かしたスポーツの推進

各市町が自然環境や文化等の社会環境を活かしてスポーツを推進することは、住民のスポーツへの参加社会を拓げるとともに、市町の良さを発信することにもつながります。人と人とのつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげることから、それぞれの市町がもつ強みを活かしたスポーツの推進をはかることが期待されます。

1.3.2 滋賀県競技力向上基本計画の概要

滋賀県教育委員会では平成26年12月にスポーツ推進計画の展開方策を具現化するための計画として「滋賀県競技力向上基本計画」（以下「競技力向上計画」という。）を策定している。競技力向上計画の目標は第79回国民体育大会において男女総合優勝である天皇杯獲得とあわせて、平成27年から平成36年までの10年間にオリンピック・パラリンピックなどの国際大会に出場する本県出身の選手30人以上の輩出、国体終了後も本県の競技スポーツの発展に努め、国体を契機に高めた全国トップレベルの競技水準の定着を目指すものである。これらの目標達成に向けた種々の取組を通じて、県民が夢や希望を育み、活力ある元気な滋賀を実感できる、幸福で豊かな共生社会の実現を目指している。

滋賀県の競技力を団体の天皇杯順位をもとに分析すると、昭和56年のびわこ国体で一気にピークを迎え、一定期間高い競技水準を維持したものの、10年後には40位まで順位を落とし、以後、びわこ国体以前と同じような成績で推移している。競技力向上計画の目標の達成に向けて、以下に取組むとしている。

(1) 選手の育成・強化

① ジュニア選手の発掘・育成・強化

ア 将来、有望なジュニア選手を見出し、身体能力・知的能力の開発や様々な競技体験を通じスポーツパーソンシップやフェアプレー精神を養いながら、トップアスリートを目指すジュニア選手を育てます。

イ 競技団体が行うジュニア教室や強化遠征試合、強化練習会や合宿の充実などの活動を支援する必要があります。特に、県内に所在する大学を中心に、大学と高校年代の選手および指導者が、互いの競技力を高めるための合同練習や合宿を実施するなどにより競技力向上に努めます。

ウ 各種全国大会で活躍する中高生を育成するため、中高等学校体育連盟専門部が行う強化事業などの充実により競技力向上に努めます。

エ 国体開催年に少年種別（中3～高3）の中心となる（ターゲットエイジ）の有望選手を対象に重点強化を図ります。

オ 幼少期から、さまざまな運動にふれる機会を増やし、子どもたちの体力向上を図るとともに、競技スポーツの魅力を伝えます。

②成年選手の育成・強化・確保

ア 国体で活躍できる選手・クラブチーム・企業・大学・競技団体が行う、強化練習・合宿・遠征試合・大会出場などの活動を支援し、成年選手の競技力向上につとめます。

イ トップレベルの選手の動きを間近で見ることで、その技術を学ぶことができるなど、選手の資質・能力の向上を図るため、国内外のトップレベルの選手を招聘する競技団体に対する支援を行います。

ウ 県内外のスポーツ選手の情報を収集し、ふるさと選手や大学運動部員、社会人選手などの成年選手を確保します。

エ 成年選手が安心して競技を継続できる就労形態や勤務条件が整うよう、企業など関係機関に働きかけを行います。

③オリンピック・パラリンピック候補選手の活動支援

本県選手が2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどに出場し、その後の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会において、本県の選手や指導者として活躍できるよう、出場が期待される選手や指導者の活動を応援します。

④女性アスリートの育成・強化

女性ならではの身体・生理的特徴を考慮に入れたトレーニング法や、結婚・出産・育児との両立など、女性アスリートが直面しやすい課題の解決に向けた取組みを進め、女性アスリートの競技活動の継続を支援し、有能な選手の確保に努めます。

⑤障害者スポーツの普及・選手の拡大

ア 県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人が県民参加型のスポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる環境を整えます。

イ 県障害者スポーツ協会などの関係機関とともに小学校、中学校、高等学校および特別支援学校などに協力を得ながら、選手の発掘・確保に取り組みます。

(2) 指導体制の充実

①指導者の確保

ア 公立学校教員採用選考試験におけるスポーツ特別選考などを活用し、全国から競技実績、指導実績のある指導者の確保に努めます。

イ 国民体育大会の会場地市町や競技の盛んな地域を考慮に入れ、運動部指導者の専門性を活かした教員の配置を進めます。

ウ 指導者を求めている学校活動などで、外部の指導者も含めた優れた人材が活躍できるよう、事故や責任の問題などを整理したサポート体制の検討を行います。

エ 企業やクラブチーム、県内大学などで優秀な指導者を確保できるよう、関係機関に働きかけを行います。

②指導者の養成・資質向上

ア 指導方法やトレーニング方法、体罰禁止などの研修や、情報交換を行う強化スタッフ会議を定期的で開催し、指導者の資質・能力の向上を図ります。

イ 指導者の資質・能力の向上を図るため、国内外のトップレベルの指導者を招聘する競技団体に対する支援を行います。

ウ 各競技団体の競技力向上の中心となる強化スタッフを対象に、上級指導者資格の取得の支援を行います。

エ 女性指導者を増やす取組として、講習会を実施するほか、女性指導者ネットワークの構築を支援します。

オ 障害者スポーツにおける指導者が不足していることから、障害者スポーツ指導員などの資格の取得が進むよう、競技団体や小学校、中学校、高等学校および特別支援学校などに働きかけます。

③組織的な競技力向上の推進

競技ごとの選手育成プログラムに基づいた育成強化計画を策定し、監督、コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、メンタルアドバイザーなどが組織的に選手を育成強化するよう促します。

(3) 強化拠点の構築・環境の整備

①強化拠点の構築

ア 各競技の強化活動が効果的・継続的に行われるよう、戦略的に特定の学校、施設、企業、クラブチームなどを県等の強化拠点に指定し、その強化活動の充実などにより競技力向上に努めます。

イ 強化拠点を中心として、競技特性に応じた一貫した指導が行われるよう、地域と結びついた指導体制の構築を図ります。

ウ 滋賀県の自然環境を活かしたスポーツを、滋賀の重点競技として、ジュニア教室や強化練習会、大会開催などの強化活動の充実により競技力向上に努めます。

エ 競技人口の少ない種目を中心に、競技団体の組織強化を図るほか、中高等学校へ部活動の設置を働きかけるなど、県内でジュニア選手を強化育成できるよう努めます。

オ 成年選手の競技活動が継続でき、現役引退後も選手育成やスポーツ振興に携わることができる仕組みを、関係団体や企業、クラブチーム等と連携し検討します。

②施設の整備・競技用具の充実

ア 練習環境の充実や全国大会の開催、障害者スポーツへの対応などに必要となる体育施設、競技場等の整備を、「みる」「支える」側の視点やニーズも考慮しながら、県民が総参加できるよう進めます。

イ 強化事業が効果的に行われるよう、特殊競技用具などを充実させます。

③医科学サポート体制の充実

ア スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、メンタルアドバイザーなどの人材データを集積し、強化練習などに派遣して、相談を受ける機会を提供するなど選手をサポートできる体制を充実させます。

イ 競技選手を対象とした、メディカルチェックや筋力測定、持久力測定、栄養相談、ドーピング防止教室などを行い、選手の競技活動をサポートします。

④選手・指導者の参加体制の整備

ア 強化事業などを円滑に推進するために、強化練習、合宿、遠征試合、大会などへの参加に際し、学校や職場など関係機関の理解や協力が得られるよう積極的に働きかけます。

イ 大会参加や強化事業が円滑に行われるよう、学校や職場などに対し選手・指導者の勤務や服装などの取扱い、ジュニア選手の学校教育活動の取扱いなどの配慮を要請します。

⑤交流・連携の促進

競技力向上に向けた取組を全県挙げた取り組みにするため、競技団体、学校、市町、大学、企業、クラブチーム、県体育協会、県障害者スポーツ協会、学校体育連盟、企業スポーツ振興協議会などの組織が緊密に交流・連携できるよう働きかけます。

⑥広報を通じた県民の機運醸成

ア 全国大会・国際大会で優秀な成績を収めた選手の紹介や選手とふれあう機会を設けるなどの活動を通して、滋賀県出身の競技選手を応援しようという機運を高めます。

イ スポーツボランティアへの参加機会の周知や活動の紹介を通じ、スポーツを支える人々を増やします。

ウ 各種メディアと連携して、競技スポーツや障害者スポーツが県民にとって一層身近なものになるよう積極的に広報を行います。

1.3.3 「私のまちのスポーツ調査成果報告書」の概要

平成 27 年 3 月に第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会が「私のまちのスポーツ調査成果報告書」（以下「調査成果報告書」という。）を公表した。調査成果報告書の目的は平成 36 年に国民体育大会を控えた滋賀県において、国体の成功はもとより、その後のスポーツ振興や地域の活性化に結びつけることは重要であり、国体を契機にスポーツをまちに根付かせ、地域の活性化に結びつけた全国の事例を調べ、スポーツを通じた人材育成やまちづくりに関する方策に役立てるための基礎資料の作成にある。スポーツを通じた人材育成やまちづくりによってスポーツを地域に根付かせるための考え方、条件、方策などを体系的に整理している。

調査結果報告書では、調査結果を踏まえて、今後国体を誘致する開催地のために、国体を通じたスポーツ振興および地域活性に関する提言をしている。提言の内容は、以下のとおりである。

(1)開催地全体への提言

- ①住民の豊かなスポーツライフの実現に向けたプロジェクトメンバーを結成する。
- ②国体後も「まちのスポーツ」として定着させるための準備を国体前から進める。

(2)人口の少ない小規模な市町村への提言

- ①競技人口の少ない競技の強みを活かす。
- ②まちのコンパクトな地理的長所を活かす。
- ③地域アイデンティティの形成に活かす。

(3)人口の多い大規模都市への提言

- ①「みるスポーツ」を意識して施設を整備する。
- ②ビジョンを持つリーダーを進める。
- ③商業的・産業的側面での連携を図る。
- ④まちに新たな刺激を与える。

1.3.4 各スポーツ施設について

(1) 県立体育館について

① 概要

県立体育館は大津市におの浜にあり、JR 大津駅からタクシーで約 5 分、バスで約 10 分、JR 膳所駅および京阪電車京阪膳所駅から徒歩約 15 分と比較的交通の便が良い地域に位置する。バスケットボール 2 面、バレーボール 3 面の広さを有する本館と、バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面の広さを有する別館があり、各種行事に活用でき、本館は 5000 人規模の講習会や企業ミーティングなどにも利用できる。県立体育館は滋賀県唯一のプロスポーツであるバスケットボール bj リーグに所属する「滋賀レイクスターズ」のメインアリーナになっており、練習は別館、試合は本館で実施され、チケットは概ね完売される。また、大津市を本拠地とするバレーボール女子「東レアローズ」の試合も行われている。

近畿・全国規模のアマチュアスポーツの大会についても、隣接する県立武道館や「におの浜ふれあいスポーツセンター」（大津市所有体育館）のアリーナを併せて利用することで、大会の進行を計画的に運営管理できている。県立体育館の稼働率は 90%前後で推移しており、施設利用者数は年間 10 万人前後となっている。滋賀県のスポーツ振興に重要な役割を果たしているといえる。

県立体育館は建物が老朽化してきており、平成 36 年に開催予定の国民体育大会に向けてあり方を検討する時期にきている。本館は、昭和 45 年 10 月に設置されており、既に 44 年が経過している。建物の構造は RC 造りであり、平成 12 年 3 月に耐震改修されているものの吊り天井の改修はできておらず、耐用年数を 47 年と考えれば、大規模修繕もしくは建替えの検討が必要と思われる。なお、別館は昭和 54 年に設置されており、35 年が経過している。

② 検討

県立体育館は老朽化が進んでおり、大規模修繕もしくは建替えが必要と思われるが、県立体育館は県を代表する広く県民が利用できるスポーツ施設であり、そのあり方を検討するうえでは、やはり地域の活性化を優先的に考えなければならない。

平成 27 年 2 月 12 日の京都新聞の社説に、滋賀県予算案についての記載があり、そのなかで滋賀国体に向け競技力向上や障害者スポーツの振興を図り、スポーツ施設設置に向け、びわこ文化公園都市の土地利用計画をつくる旨の記載がある。（「びわこ文化公園都市」については、後述する。）また、平成 27 年 12 月 3 月の京都新聞では、県立体育館建替えについて、県知事が県議会の代表質問の答弁で「現地に加え、新たな場所への移転新築も合わせて検討したい」との考えを示された旨の記事が掲載されている。

基本構想の重点施策 6『「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造』における、「目指す方向」では「すべての県民が日常的にスポーツを「する」、「みる」、「支える」ことができるよう、地域における運動、スポーツ活動を充実させるとともに、スポーツ環境の充実やプロスポーツチームとの連携を推進し地域の活力を向上させます。」としており、また、「調査成果報告書」では、人口の多い大規模都市への提言として、①「みるスポーツ」を意識して施設を整備する②ビジョンを持つリーダーと進める、③商業的・産業的側面での連携を図る、④まちに新たな刺激を与える、と報告している。

県立体育館が現在設置されている地域は、いわば大津市の中心地であるが、近年やや活力が失われつつあると思われる。海外や他府県からの観光客等の滋賀県の窓口である JR 大津駅前再開発とあわせて、県が活性化に取り組むべき地域である。県立体育館はプロバスケットボールチーム「滋賀レイクスターズ」のメインアリーナであり、より一層の連携を推進し、県民が日常的にスポーツをみる機会を提供すべきである。また、県立体育館が存在する「なぎさ公園」は琵琶湖に面する一帯で県民（市民）のいこいの場であり、クルーズ観光船「ミシガン」などの観光施設も多数ある。大規模修繕か建替えかは別にして、県立体育館は大津市の地域活性化のために貢献しなければならないと考える。

上記記載の「びわこ文化公園都市」は大津市と草津市にまたがる瀬田丘陵の一面に位置しており、文化・芸術に関する施設として県立図書館、県埋蔵文化センター、県立近代美術館が立地するとともに、滋賀医科大学（同附属病院）、龍谷大学、立命館大学が集積している。ただ、この地は大津市、草津市の中心地ではなく、交通条件は

JR 瀬田駅、南草津駅よりバスで 10 分以上要する。県立体育館を地域活性化の側面より考えれば、「みるスポーツ」としての交通の便や人口密度からの効率性、商業的・産業的側面での連携の効果、まさに新たな刺激を与える役割等より、現在の地域を基本に今後の対応を検討すべきと考える。スポーツ振興計画に記載のとおり、家族や友だちとプロやアマチュアの試合を観に行く、子どもの試合を応援するなど、スポーツの観戦機会を拡げるとともに、スポーツ団体、企業等と商業的・産業的側面での連携をし、地域活性化に努めていただきたい。

県立体育館はネーミングライツを募集しているが成約には至っていない。大規模修繕や建替に際し、民間からネーミングライツという形で協力を求めるタイミングと言える。「滋賀レイクスターズ」はプロリーグ 1 部参入条件である 5000 人以上収容できるホームアリーナの整備を検討しており、自治体への協力を求めているとの報道もある。県立体育館をホームアリーナとして「滋賀レイクスターズ」への協賛企業も含めネーミングライツで資金協力を受けることも考えられる。

(2) 県立武道館について

① 概要

県立武道館は県立体育館と隣接しており比較的交通の便の良い地域に設置されている。相撲場、柔道場、弓道場、剣道場を備えて、日本古来の各武道競技に対応できるとともに、大会議室（120 名収容）、研修室等が完備されており、研修会や企業ミーティングに利用できる。また、隣接地に立体駐車場（24 時間営業）112 台を有している。

県内における武道系の競技の拠点として活用度は高いと思われるが、国民体育大会に向けては施設規模が小さく、競技会場の開催基準に達していない。観客席は相撲場 50 人収容（畳敷）、弓道場立ち見のみ（近的場）、柔道場 200 席、剣道場 254 席である。建物は平成 5 年 3 月に設置され 21 年経過しているが、耐用年数から考えれば、今後も十分に利用可能であるが、剣道場、柔道場に吊り天井があり、撤去が必要である。

県立武道館と県立体育館は隣接しており、県立体育館は駐車場や会議室が少ないことから、県立武道館の駐車場や会議室を併せて利用している。また、参加者が多く見込まれる競技大会（柔道、剣道、空手等）については、武道館道場ではコート数が不足することから隣接する県立体育館を本会場として、また武道館競技場や県立体育館別館を練習会場として利用することにより大きな大会等を円滑に運営している。また、現在、県立体育館と県立武道館の館長は同一人物であり、県立体育館・武道館管理センター職員が一体的に管理している。大会等規模に添った施設利用についても、両施設の年間調整会議を同一日に開催、調整するため、利用者にとっても効率的な申し込みが可能となっている。

② 検討

県立武道館の問題点は施設の稼働率の低さである。現状での稼働率は全体で45%前後であり、とても有効活用できている状況とは言えない。特に相撲場は20%程度の稼働率で剣道場も利用率が低い。武道以外の例えばカルタ・書道・研修会等の利用も含め利用拡大に努めているとのことであるが、稼働率は50%にも満たない。「県立社会体育施設指定管理者提案目標」において、県立武道館の施設稼働率目標として、①平成24年度の施設内稼働率（42%以上）の維持、②平成26年から30年の5ヶ年平均で3ポイント以上の増加を掲げている。監査人はこの目標はあまりにも低すぎるのではないかと感ずる。

現在の延長上では稼働率を大きく改善することは困難と思われるため、稼働率が45%前後にとどまっている原因を徹底的に分析し、武道はもちろん、武道以外の利用団体の拡大、広報、県立体育館とのコラボレーション、利用料金の見直し等の抜本的な改革を行い、具体的な数値目標、行動計画、分析、リアクションといったPDCAサイクルを徹底する必要があると考える。

(3) スポーツ会館について

① 概要

スポーツ会館は JR 大津京駅から徒歩約 5 分、京阪電車皇子山駅から徒歩約 1 分の場所にある。ここは大津市が国より土地を借り受け皇子山球場、皇子山陸上競技場等を設置している、いわゆる「皇子山総合運動公園」の一面に位置しており、大津市より土地を無償で借り受け、建物を県で設置し運営している。スポーツ会館は各種体力測定や、科学的なトレーニングの指導を実施しており、要望に応じて派遣指導も行い、県内では唯一のスポーツピジョン測定（動体視力等）を完備している。また、スポーツの拠点として競技力向上、県民の体力向上を図り、各種スポーツ事業も展開している。バスケットボール、バレーボール、バトミントンその他体操、エアロビクス等が可能なアリーナ（580 m²）、専門体力測定室、健康体力測定室、体成分分析室、スポーツピジョン測定室、トレーニング室、会議室、宿泊室を有している。この施設は一般の県民のアリーナ利用、トレーニング室利用があるものの、基本的にはアスリート向けの各種体力測定や合宿所の色彩が濃い。設置は昭和 59 年であり、30 年が経過しており、借地のため専用駐車場もない。また、施設の性格上、国民体育大会に利用される可能性はない。

② 検討

スポーツ会館の問題点は、競技用測定機器類が老朽化、陳腐化していることである。そのため、測定室の利用率が低いとも考えられる。これらはアスリートを対象とした測定機器であるため、機器の価格は高額で、買替されずに現在に至っている。滋賀県では、国民体育大会に向けてアスリートの強化を掲げており、また、競技力向上計画でも強化事業が効果的に行われるよう特殊競技用具などを充実させるとしており、スポーツ会館の果たすべき役割は重要と考える。ただ、前記のとおり、当該土地は大津市からの借地でありスポーツ会館が現在の位置にとどまるべき理由はなく、この地域の環境（皇子山総合運動公園内）を考えれば、大津市で使用した方が利用用途も広がるようにも思われる。見直し計画でも「県以外が運営する近隣の関連・類似施設と一体的に管理運営されることにより、県が管轄するよりも効果的、効率的運営が期待さ

れるものについては、県施設としての必要性を見直す。」としている。国民体育大会に向け、アスリート育成に必要な機能を県立体育館に集約することで、効率的かつ効果的な運営も可能となると思われる。現在、アリーナ及びトレーニング室は一般県民の利用もあるが、同等の小規模の体育館は大津市が近隣の皇子が丘公園に2施設、比較的近くの坂本にも1施設有しており、また、トレーニング室についても、JR大津京駅近隣に民間のスポーツジムがあるため、一般県民のためにこの施設を継続する必要性は乏しいと考える。

(4) 栗東体育館について

① 概要

栗東体育館は、JR草津駅からタクシー約15分、JR草津線手原駅から徒歩約15分と交通の便は決して良くない。栗東体育館は体操競技の競技力向上と生涯スポーツの振興を図るために設置され、体操器具を常設し、空中での回転などを安全に練習できるピットを2基有し、体操競技の練習施設として最高レベルの条件を備えている。また、施設特色を活かしたキッズスポーツ事業を開催するとともに、健康・フィットネス系のトレーニング設備が完備されている。体操器具を常設したアリーナ(1,648㎡)とトレーニング室(90㎡)及び会議室を有している。

国民体育大会に向けては、競技スポーツ観客席、駐車場が不足しており、新体操競技においては、アリーナの天井高が開催基準に達しておらず、利用可能性はない。建物は平成6年10月に設置されており、経過年数20年と比較的浅いが、敷地は民間から栗東市が借り受け、県に無償貸与しているものである。

平成21年に策定された見直し計画では、繰返しになるが、以下のように記載している。

見直し方針	<p>特定の団体や一定の地元利用があることから、現在の指定管理期間内に栗東市と移管協議を行います。</p> <p>不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。</p>
-------	---

具体的取組内容	施設移管に向け栗東市と必要な施設整備等、移管条件の検討を実施し、平成 23 年度に移管を行います。
---------	---

② 検討

栗東体育館は、一般県民がバドミントンや会議室を利用することはあるが基本的には体操競技のアスリートが練習用に利用する体育館である。体育館内の概ね 4 分の 3 のスペースには、上記のように体操器具が常設されており、体操以外の利用はできない。従って、見直し計画に記載のとおり、利用者の大半は体操競技を行う団体であり、利用者は特定されているといえる。栗東体育館が設置されている地域は滋賀県においては体操競技の盛んな地域であり、栗東高校、草津東高校等の学生のほか、ジュニアを対象とする KRM 体操センター（K：草津市、R：栗東市、M：守山市）等が利用している。また、体操練習専用の体育館は他にないことから、他府県の大学や団体等の利用も多い。栗東体育館は、「幼児・小学生・親子ふれあい体操教室」等も開催しており、ジュニア育成も含め、滋賀県の体操競技における重要な役割を担っていると考ええる。

見直し計画に基づき、平成 21 年度以降、移管に向け栗東市と協議を続けたが、不調に終わっている。栗東市の財政上の問題が主要因とみている。行政の考え方として、地域の活性化は一義的には市町が担い、県は市町を補完するのが本来の役割と考える。見直し計画のなかでも、地方分権により基礎自治体重視が進んできたことから、広域の地方自治体として民間や市町を補完する県の役割を踏まえて見直すことを掲げている。この趣旨を踏まえ、将来的に地元市への移管交渉に引き続き取り組むことが望ましい。また、栗東体育館は特定の団体が主として利用しているのであるから、体育館存続のためには受益者負担の観点から相応の利用料を負担していただくことも視野に入れる必要がある。すなわち、利用料を値上げにより少しでも指定管理料を少なくすること等により地元市も受入れやすくなると思われ、県と連携・協働し体操競技を利用した地域活性化に役立てることもできると考える。

県より「栗東体育館は滋賀国体に向けて体操選手の育成のために使用していくため、見直し計画の方針は変更され、特定の団体の利用とは認識していない」との説明を受

けたが、もともと体操競技団体は限られており国体に向け栗東体育館の使用実態が著しく変化するとも考えにくく、受益者負担の観点はやはり必要と考える。

(5) 琵琶湖漕艇場について

① 概要

琵琶湖漕艇場は、JR 石山駅および京阪電車石山駅から徒歩約 20 分に位置する。琵琶湖と瀬田川の境界に昭和 46 年 4 月に開設された関西を代表する、ボート、カヌーの専用コースである。毎年、朝日レガッタをはじめとする数多くの大会が開催されており、本年度の和歌山国民体育大会においても、琵琶湖漕艇場がボート競技の会場となっている。また、子どもや成人を対象とするボート、カヌー教室を開催し、湖上スポーツの普及振興に努めている。滋賀県は、日本最大の湖である琵琶湖を有し、湖上スポーツの活性化は滋賀県の重要課題となっている。過去の国民体育大会においてもボート、カヌー競技は常に上位を占めている。

琵琶湖漕艇場は、ボート、カヌーのコースの他に管理棟、艇庫、会議室、宿泊室等を有しており、保有艇として規格艇を含むクオドルプル 16 艇、ダブルスカル 14 艇、シングルスカル 10 艇、練習艇 15 艇、カヌー 14 艇、審判救助艇 6 台を保有している。ただ、上記のとおり、昭和 46 年 4 月（昭和 52 年増築）に設置された建物で、43 年が経過しており、躯体劣化の進行等の老朽化が進んでおり、今後、国民体育大会やそれ以後の利活用を考慮すると、大規模改修や建替え等の検討が必要な時期になっている。また、国民体育大会での利用という観点からは現行の艇置スペースが不足するため、その対応が必要と考えられている。

② 検討

スポーツ推進計画では「ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは大学、高校等のサークル活動や運動部活動として、また、企業スポーツとして盛んであり、全国トップクラスの成績を収めるなど、本県が誇る競技スポーツの一つとなっています。」としている。また、滋賀の特性を活かしたスポーツの推進として「琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優しいスポーツの推進」を挙げており、

地域のさまざまな団体とスポーツ団体とが、子どもの運動、スポーツ活動の充実や障害のある人のスポーツ機会の拡大をはかる取組について連携を推進するとしている。

琵琶湖漕艇場は、上記のとおり、建物が老朽化しており、大規模修繕や建替えも視野に入れる必要がある。現在の場所は関西を代表するボート、カヌーの専用コースとして幅広く認知されており、どちらかと言えば、競技アスリート向けの施設となっている。老朽化した建物の修繕等に際しては国民体育大会を視野に入れた施設とするとともに、国民体育大会後も一般県民やジュニアが、ボートやカヌーを楽しめる湖上スポーツ施設としての位置づけを明確にすべきものとする。琵琶湖漕艇場の近隣は琵琶湖、瀬田川の景観も美しく、リゾートホテルも存在しており、石山寺をはじめとする観光地も点在している。琵琶湖漕艇場をアスリートのみならず一般県民、ジュニア世代のスポーツの活性化と、観光も含めた地域の活性化に資する施設として整備すべきものとする。

一方、現在の課題としては他のスポーツ施設に比べ人件費比率が高く、この大半を指定管理料で賄っていることである。（「第3 外部監査の結果および意見 2 収支の状況 2.4.1 施設の収支」を参照願いたい。）受益者負担の観点から、施設利用料等の見直しや更なるコスト削減に取り組み、収支状況を改善する必要がある。

(6) 柳が崎ヨットハーバー

① 概要

柳が崎ヨットハーバーは JR 大津京駅から徒歩約 10 分に位置する。琵琶湖におけるセーリングスポーツの拠点として、ヨット競技の普及・振興と競技力向上を目指して平成 8 年 5 月に開設された。平成 18 年度から、(公財) 体育協会が特定非営利法人滋賀県セーリング連盟と共同して施設の管理運営にあたっている。親子で楽しむヨット教室等を開催し、ヨット人口の拡大を目指している。施設としては、管理棟 1 階、2 階に 282 艇収容可能な艇庫と 3 階、4 階に 95 台収容可能な駐車場を有している。隣地には、社団法人滋賀県モーターボート競争会から移管をうけた建物（以下「ボート会館」という。）を有しているが、著しい老朽化により使用不可能であり、現状は倒壊の恐れもあるため立入禁止として放置されている。また、敷地内には管理棟のほか

に木造の小規模な艇庫等が点在している。国民体育大会の競技会場とするには艇置場面積約 7000 m²が不足しており、現状のままでは国民体育大会での活用はできない。

柳が崎ヨットハーバーは安全性を確保するためにもボート会館を早急に撤去する必要があると考えられるものの、管理棟は築後の経過が比較的浅く、県内におけるセーリング競技の拠点として十分に活用できる。見直し計画では、「利用団体と売却について協議し、不調の場合は原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し、方針を決定します。」としていた。取組の結果、利用者代表等との売却についての協議は不調に終わり、使用料を値上げして指定管理料を 0 円とすることで施設を引き続き維持することに方針を決定している。

② 検討

ヨット競技は、ボート競技と同様、湖上スポーツとして県が誇る競技スポーツとなっているが、見直し計画では、利用者の大半が特定団体であることから、移管、売却方針とされていた。

柳が崎ヨットハーバーが有する艇庫の稼働状況は団体利用が 100%であるに対し、個人利用は 25%程度となっている。すなわち、県民を中心とする個人の利用が少ないことが大きな課題と推察できる。上記のように、親子で楽しむヨット教室等を開催し、ヨット人口の拡大を目指しているとのことであるが、個人でヨットを所有する県民は数少ないと思われ、その効果はいまだ出ていない。柳が崎ヨットハーバーは、滋賀県で唯一の無動力ヨット専用ハーバーであるが、換言すれば、県民が広く無動力ヨットに親しむ機会は少ない。

見直し計画では、利用率の向上、収入の確保の取り組みを進めていくとして、「県民の利用が低調である施設等については利用率の向上を図る必要があります。このため、積極的な営業活動の実施や、広報活動の充実、近隣施設との連携強化等の取り組みを進めます。また、利用料金の設定に関する検証を行い、収入確保に努めます。」と記載されている。柳が崎ヨットハーバーの運営は、指定管理料は 0 円であるが、指定管理に係る収支はプラスになっている。また、後述するが、管理する駐車場の稼働

率も極めて悪い。（「第3 外部監査の結果および意見 6 固定資産管理の状況 6.2.9 柳が崎ヨットハーバー」を参照願いたい。）

受益者負担の観点より、特定の団体に対する利用料金の改訂や駐車場の効率的運営等により収入の確保に努めれば、まだまだ、県民の幅広い利用に向けて取り組むべき追加事業や、より充実すべき事業を実施する余地があると考えます。スポーツ推進計画に記載のとおり湖上スポーツや豊かな自然を活かしたスポーツ活動を推進することは県民のスポーツ環境を充実させるとともに、スポーツを通じた自然とのふれあいの中で、琵琶湖や湖国の自然の素晴らしさを実感し、湖国への誇りや愛着を育むことにつながる。豊かな自然を活用した湖上スポーツを県民がすすんで安全に親しむことができるような取り組みに期待する。

(7) 県立ライフル射撃場

① 概要

県立ライフル射撃場は大津市大石東町のいわゆる山中にあり、アクセスは悪く、隣接する施設等もない。交通手段は、最寄りの京阪電車石山寺駅より直線距離で7 km以上離れており、交通手段は車しかないが、専用駐車場は有していない。施設は昭和55年5月に設置されてから、34年が経過しており、建物は既に耐用年数に達している。エアライフル射撃場16射座、ビームライフル射撃場7射座、スモールボアライフル射撃場26射座を有しているが、ライフル競技の競技人口が少ないこと等により、利用者数は年間900人前後にすぎない。建物は、耐震未対応であり、鉄部腐食が進行している。また土地は民間からの借地であり、地代として年間30万円程度を県が支出している。見直し計画では、「利用者が特定団体に限定されているため、現在の指定管理期間内に団体と売却について協議します。不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料等を見直した場合との費用対効果を勘案し、方針を決定します。」としていたが、団体との売却協議は不調に終わり、指定管理料を0円にすることにより施設を継続している。建物および屋外階段の鉄骨材に著しい腐食の進行が見られ、国民体育大会の競技会場としての活用は不可能である。県立ライフル射撃場の指定管理者

は滋賀県ライフル射撃協会となっているが、現実には同協会の役員1名がすべての指定管理業務を行っており、後述するが指定管理業務に諸々の問題をかかえている。

② 検討

指定管理料が0円といえども、建物の老朽化による安全性の確保の問題、指定管理業務のレベル、施設利用者が特定されておりかつ少人数であること、地代や修繕等の支出を継続することを考慮すれば、現在の県立ライフル射撃場は閉鎖（廃止）も視野に入れ検討せざるを得ないと考え。（「第3 外部監査の結果および意見 6 固定資産管理の状況 6.2.10 県立ライフル射撃場」を参照願いたい。）

一方、ライフル射撃競技は国民体育大会でも毎年上位に入賞している滋賀県では数少ない競技のひとつである。特に水口高校において、ライフル射撃競技が盛んであり、国民体育大会の少年男子、少年女子の種別で入賞を続けている。水口高校は、県立ライフル射撃場を利用する団体の一つであり、関西地域ではライフル射撃場が他府県にも数少ないことを考えれば、国民体育大会に向けて県立ライフル射撃場の建設は検討する余地がある。スポーツ推進計画でも、次代を担う子どもの運動スポーツ活動の充実を掲げており、各学校の実情に合わせた特色ある運動部活動の取組を促進としている。

県立ライフル射撃場の建替えを検討する場合、特に考慮すべきは地域の活性化と考える。地方分権により、基礎自治体重視が進んできたことから、広域の地方自治体として、民間や市町を補完する県の役割を考えれば、県立ライフル射撃場も市町と県が連携協働して進めることが重要である。スポーツ推進計画では、「各市町が自然環境や文化等の社会環境を活かしてスポーツを推進することは、住民のスポーツへの参加社会を拓げるとともに、市町の良さを発揮することにもつながります。人と人とのつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげることから、それぞれの市町が強みを活かしたスポーツの推進をはかることが期待されます。」としている。また、調査結果報告書においては、人口の少ない小規模な市町村への提言として、①競技人口の少ない競技の強みを活かす②まちのコンパクトな地理的長所を生かす③地域アイデンティティの形成に生かす、と記載している。このように考えれば、ライフル射撃競技

は人口の少ない小規模な市町に、県がビームライフル、デジタルピストル等の射撃競技も含めた県立射撃場を建設することが望まれる。国民体育大会後も当該地域において射撃競技のスポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりや地域活性化に積極的に活かすことが期待できる。

1.4 監査の結果

(1) [びわ湖ホール] 総論

今回、びわ湖ホールについて検討する際に、県およびびわ湖ホールと多大な時間をかけて議論を重ねてきた。その中で、県およびびわ湖ホールは、声楽アンサンブルなどの各種取組による文化振興を主張してきたが、数値に基づいた説明に乏しかった。

文化振興に関する取組そのものを否定するものではなく、「滋賀は文化果つる地」「文化不毛の地」と言われた滋賀県に、新たな文化を着実に根付かせてきたことは評価すべきである。しかしながら、建設検討段階において、十分な検討が行われたことを示す資料が提供されず、逆に、前述の「245億円の施設建設費に対してランニングコストが20億円というのはそれほど大きな額であるとはいえないという意見」（「びわ湖ホール オペラをつくる 創造し発信する劇場」といった、あまりにも根拠に乏しく、県民に理解を求めるのが苦しいような資料が発見されるような状況においては、数値に基づく説明が十分であったとは認められない。

確かに、他の類似の実績を持つ施設がなかったため綿密な収支計画に至っていない、という考慮すべき面はあるものの、取組そのものの素晴らしさから比較すると、あまりにも残念である。

また、びわ湖ホールが来館者に感動を与えている一方で、当ホールで芸術に携わる者の労働環境にも問題がある。

例えば、声楽アンサンブルが人前で演じる職業であることから、美容等に諸経費が多く必要なことは明らかな中で、「第2施設の概要」でも述べたとおり、声楽アンサンブルの給与が日額12,200円と大卒初任給程度に抑えられている。また、一部の職員に長時間の残業をさせている。（「第3外部監査の結果および意見 3 指定管理の状況 3.2 びわ湖ホールについて」を参照願いたい。）

このような状況はあってはならないことである。びわ湖ホールで芸術を鑑賞した者が幸せな気分になる一方で、職員等が過酷な状況にあれば、果たしてそれが真の文化振興だろうか。「西のびわ湖ホール」というプライドを持つのであれば、みんなが幸

せになることを真剣に模索すべきである。

(2) 指摘事項

① [びわ湖ホール] 効率性の追求

オペラ等を「自主制作」していくのがびわ湖ホール開設以来の大きな特徴であり、そのための専門スタッフも配置している。県の財政事情と今後の大規模修繕を考慮してあり方を考えるとき、従前の延長線上での取り組みでは大きな収支改善は期待できない。びわ湖ホールは県の舞台芸術の振興に重要な役割を担っているが、①県民や子供たちが舞台芸術に触れる機会の提供（ソフト面）と②びわ湖ホールの建物（会館）の効果的・効率的な利用（ハード面）を、今まで以上に切り離して事業を進めていく必要があると考える。舞台鑑賞する県民にとっては、自主制作も買取公演も貸館公演も区別はない。建物を有効活用するために、長期にわたり練習のためホールを使用する自主制作から買取公演や貸館公演にシフトすることも検討すべきである。特にせつかくの4面舞台がオペラに活用されるのが、年2回程度しかなく、あまりにももったいない状況も踏まえた検討が必要である。びわ湖ホールは声楽アンサンブルを核として、地域での定期公演、学校巡回公演、ホールの子事業、地域協働公演等、県の文化振興に多大な貢献をしている。今後も県全体の文化振興に積極的に取り組むことは当然のこと、ホールは効率性（費用対効果）も十分に考慮し、自主制作のための使用等は極力避けることなども検討すべきである。（「第3外部監査の結果および意見 2 収支の状況 2.1.2 自主事業の状況」および「6 固定資産管理の状況 6.2.1 びわ湖ホール」を参照願いたい。）

② [びわ湖ホール] ロームシアター京都の影響をより慎重に検討すべき

ロームシアター京都が、京都市に平成28年1月に開館し、オペラ・クラシック音楽などが公演される。

京都で醸成されてきた文化、そして、そのブランドを勘案すると、多くの人々の期待がロームシアター京都に寄せられることが想定される。びわ湖ホールにおいては、オペラについては自主制作の実績等で優位性があるものの、貸館事業となると優位性

に乏しい。そのため、貸館事業についてはロームシアター京都開館の影響を慎重に検討すべきである。

また、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例施行規則において、貸館申込（使用承認申請書提出期間）が、中ホールおよび小ホールを会議、研修、練習等の目的で使用する場合には「使用しようする日の6月前の日の属する月の初日から2月前まで」とあるが、これを機に、利用者の利便性向上を図るために大ホールと同様に「使用しようする日の1年前の日の属する月の初日の翌日から2月前まで」とすべきである。

③ 県立武道館について

県立武道館の稼働率は45%前後と低く、有効活用できていない。稼働率が低い原因を追究し、武道以外の利用団体の拡大、広報、県立体育館等とのコラボレーション、利用料金の見直し等の抜本的な改革を行い、PDCAサイクルを徹底し改善を図らなければならない。

④ 柳が崎ヨットハーバーについて

柳が崎ヨットハーバーは、アスリート向けの無動力ヨット専用施設となっており利用者が特定されており、また、個人の利用も少ない。利用者を増加させるための検討が必要であり、一般県民が滋賀の豊かな自然を活かした湖上スポーツに進んで安全に親しむことができるような追加事業等を積極的に推進する必要がある。

⑤ 県立ライフル射撃場について

県立ライフル射撃場は、建物および屋外階段の鉄骨材等に著しい腐食が見られる。耐震改修がされておらず、施設利用者保護のためのスポーツファシリティーズ保険にも加入されず、さらに法定の義務である避難訓練もされていない状況である。建築基準法の要件は満たしているとのことであるが、やはり安全性の確保の観点からも、施設の閉鎖（廃止）を視野に入れて、今後のあり方を検討すべきである。

(3) 意見

① 「びわ湖ホール」 予算実績管理および目標実績管理について

びわ湖ホール建設時において、収支に関して十分な検討が行われたことを示す資料が保存されておらず、監査人にこのような資料が提示されていないことから、当時十分な検討が行われたと認められる状況にはない。

なお、現在では予算管理・目標管理が行われ、下記目標が設定されているが、これについても、数値が達成されたときにどのような効果があるのかを示すことを検討すべきと考える。言い換えると、どのような状況が「文化が十分に振興できている」もしくは「オペラが十分に振興できている」かを明らかにし、その上で目標設定することを検討すべきと考える。

指定管理数値目標（びわ湖ホール）

ホール稼働率	（現在）	71%	→	（次期）	80%以上
有料公演入場率	（現在）	76%	→	（次期）	85%以上
自主財源割合	（現在）	30%	→	（次期）	38%以上
アンケート満足度	（現在）	96%	→	（次期）	96%以上

また、長期的視野で考えた時に、ホールの子事業が文化振興に大きな役割を果たすものとする。小学生を積極的に招待し、本物の感動を与えていることは評価できるが、残念ながら小学生全員を必ず一度は招待できているかまでは管理できていない。今後は必ず一度は招待するよう、適切に管理することを検討すべきと考える。なお「びわ湖フローティングスクール」（注）のように、一定年度に達した際には必ず体験させる制度を整えることが県民にも有益と思われる。

（注）「びわ湖フローティングスクール」

学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみの子」を使った宿泊体験型の教育を展開し、環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むことを目的とした事業である。

② 「びわ湖ホール」 声楽アンサンブルの公演料について

声楽アンサンブルの公演料が一公演あたり 80 万円と、公演料が低く設定されてし

まっている。実際の公演料は、諸事情により低くせざるを得ない場合もあるが、極力高い公演料を設定し、収入を増やす努力、また、声楽アンサンブルの技術・練習時間・準備等に報いる努力をすべきである。

③ [びわ湖ホール] 館全体でのネーミングライツの募集について

びわ湖ホールは、大ホール・中ホール・小ホールそれぞれで募集しているが、ホールごとのネーミングライツでは広告媒体として魅力が小さく、ロケーションなど総合的な価値でネーミングライツを募集した方が、応募する側にとって魅力は大きいと考える。

そのため、びわ湖ホール全体でのネーミングライツを募集することも検討すべきと考える。

④ [びわ湖ホール] 大規模修繕による長期休館への対策について

びわ湖ホールでは、建設後 20 年目（平成 30 年）を目途に大規模修繕が必要な状況にあり、その際に長期休館が避けられない、と予想している。

文化振興のためには、休館となった場合にも当然何らかの形で公演を継続する必要があり、鑑賞機会の確保について、対策を講じる必要がある。なお、本意見については、⑤も参照願いたい。

⑤ [文化産業交流会館] 機能のあり方について

県立のホールが 2 館となり、現在の（公財）びわ湖ホールと（公財）文化振興事業団の文化芸術部門の統合を踏まえ、文化産業交流会館においても、本格的でなくても簡易的なオペラやクラシックコンサート等ができるような取組みを進めるべきである。（公財）びわ湖ホールによると、文化産業交流会館など他の県内施設でも、本格的とまでは言えないが、簡易的なオペラ等ができるよう取組みを進めるとのことである。

また、大規模修繕を控えたびわ湖ホールの状況を考えると、文化産業交流会館がびわ湖ホールの機能のある程度代替できる必要がある。特にびわ湖ホールの長期休館も

考えなければならない状況からすれば、これは喫緊の課題であるので検討を進めていただきたい。

⑥ [県立図書館] 県立図書館の役割をより明確にすべき

図書館のあり方の原則としては、県立図書館も市町立図書館と同様の機能を果たすのがよいが、効率化の観点から市町立図書館との役割の違いをより明確にすることを検討すべきと考える。

すなわち、(a)市町立図書館が収集できない資料で、かつ、県民にとって重要な資料を収集する役割をより明確にし、また、(b)市町立図書館が利用回数減少などを理由に除籍した図書を県立図書館で保管する役割、を今後も維持することを検討すべきと考える。

⑦ [県立図書館] インターネット予約による資料貸出要求について

市町立図書館のあり方をも考慮することから長期的な課題とならざるを得ないとはいえ、県民によるインターネット予約を利用した協力貸出を検討すべきと考える。

⑧ 県立体育館について

県立体育館は老朽化が進み、大規模修繕もしくは建替が必要な時期にきている。県立体育館は県民が日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことができるよう、運動・スポーツ活動を充実させるとともに、プロスポーツとの連携を推進し、「みるスポーツ」としての交通の便や人口密度からの効率性、商業的・産業的側面での連携の効果、まさに新たな刺激を与える役割等より今後の対応を検討し、立地の選択は、地域の活力向上に貢献することなどを踏まえて総合的に判断すべきものと考え。

⑨ スポーツ会館について

スポーツ会館は、大津市が運営する「皇子山総合運動公園」の一画にあり、大津市が運営する近隣のスポーツ関連施設と一体的に利用する方が効果的・効率的運営が期待できる。今後、スポーツ会館のアスリート育成機能を県立体育館に集約することが

考えられる。

⑩ 栗東体育館について

栗東体育館は、国民体育大会に向けて体操選手の育成のために使用していくとのことであるが、将来に向けて引き続き地元市への移管交渉に取り組まなければならない。

⑪ 琵琶湖漕艇場について

琵琶湖漕艇場は建物が老朽化しているが、現地は、開設以来関西を代表するボート・カヌーの専用コースであり、場所を移した建替等は考えにくい。国民体育大会後もアスリートのみならず一般県民やジュニアがボートやカヌーを楽しめる湖上スポーツ施設としての位置づけを明確にし、また、近隣のリゾートホテルや観光地を活用した地域活性化に資する施設としての大規模修繕等を検討する必要がある。

現在の課題としては他のスポーツ施設に比べ人件費比率が高く、この大半を指定管理料で賄っていることである。受益者負担の観点から、施設利用料等の見直しや更なるコスト削減に取り組み、収支状況を改善する必要がある。

⑫ 県立ライフル射撃場について

国民体育大会に向けライフル射撃場を整備する場合は、ビームライフル、デジタルピストル等の射撃競技も含めた県立射撃場を人口の少ない小規模な市町に建設することが望まれる。国民体育大会後も当該地域において射撃競技のスポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりや地域活性化に積極的に活かすことが期待できる。

2 収支の状況について

2.1 びわ湖ホールについて

2.1.1 収支の状況

(1) 収支の状況

びわ湖ホールの直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の収支の状況は以下のとおりである。

なお収支の状況を示すものとして、（公財）びわ湖ホールの正味財産増減計算書のうち経常収益、経常費用、経常増減額を用いることとした。また収益を収入、費用を支出、経常増減額と収支と読みなおして記載している部分がある。

（千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	500	500	500
受取会費			
友の会会費等	15,789	18,649	19,678
利用料金収益			
ホール利用料	109,545	106,993	114,966
駐車場利用料	74,045	80,296	71,693
事業収益			
入場料	158,287	193,607	171,402
演奏料	13,899	10,760	16,004
受取補助金等			
県受託金			
ホール管理運営受託料	918,800	918,800	951,108
ホール施設整備受託料	-	8,925	26,500
県事業受託料	3,531	21,608	10,571
民間助成金等	48,889	69,597	51,498
国補助金	45,992	158,725	67,610
雑収益			
雑収益等	18,308	20,471	23,560
経常収益計	1,407,585	1,608,931	1,525,090

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常費用			
事業費			
役員報酬	5,697	11,113	12,071
報酬	60,240	61,857	58,932
給与手当	243,597	230,538	237,249
退職給付費用	1,517	4,858	2,838
退職金	2,246	1,917	-
福利厚生費	46,034	46,578	48,559
人件費計	359,331	356,861	359,650
出演料等	235,080	294,214	273,648
委託費	429,828	525,000	476,489
負担金	78,562	99,921	67,186
その他	298,340	325,535	346,431
減価償却費	-	1,467	1,023
経費計	1,041,810	1,246,136	1,164,777
事業費計	1,401,141	1,602,998	1,524,427
管理費			
役員報酬	770	1,286	1,112
報酬	1,072	926	987
給与手当	-	834	921
福利厚生費	2	214	231
人件費計	1,844	3,259	3,251
その他経費	614	3,851	5,126
減価償却費	-	11	75
経費計	614	3,862	5,200
管理費計	2,458	7,122	8,451
経常費用計	1,403,599	1,610,119	1,532,878
経常増減額	3,986	▲1,189	▲7,789

(2) 勘定科目の内容

以下、上記正味財産増減計算書の主な勘定科目の内容について説明する。

事業費および管理費の「報酬」は、びわ湖ホール声楽アンサンブル（以下「声楽アンサンブル」という。）、芸術監督、嘱託職員、産業医、顧問税理士（公認会計士）、アドバイザー等に支払う報酬である。事業費の報酬では声楽アンサンブルに対するものが大きな部分を占めており、平成26年度でいうと、報酬の額が59百万円で、そのうち声楽アンサンブルにかかるものが49百万円である。

事業費の「福利厚生費」は、びわ湖ホール職員にかかる社会保険料等の事業主負担

分である。

事業費の「委託費」の内容は次のとおりである。

毎年計上される主なものとしては、自主事業の実施に伴う業務委託料（舞台装置・備品等の制作・操作、広報等）、ホール・駐車場・舞台機構の施設管理にかかる業務委託料（設備保守管理、警備、受付・案内業務、清掃、舞台管理業務への従事等）がある。

事業費の「負担金」の内容は次のとおりである。

主な内容として、共同制作オペラの負担金、びわ湖大津秋の音楽祭にかかる負担金、セミナー等への参加費、協議会等の年会費、（公財）文化振興事業団からの派遣職員の人件費負担金などがある。

事業費と管理費の「減価償却費」は、びわ湖ホールで所有する備品等にかかる減価償却費である。備品等には、びわ湖ホールへの寄贈品（グランドピアノ、テレビ、自動車等）、友の会特別会員ボードなどがある。

事業費と管理費の「役員報酬」の内容は、会長、理事長、その他理事、監事および評議員への報酬である。

(3) 直近3事業年度の変動要因

「国庫補助金」が平成24年度に比べ平成25年度が増加し、平成26年度に減少しているのは次の理由による。

びわ湖ホールは文化庁の補助金事業である「劇場・音楽堂等活性化事業」を、神奈川県民ホールと共同制作支援事業として行っているが、その申請をどちらの館で行うか（びわ湖ホールと神奈川県民ホールが交互に申請）によって国庫補助金の額が大きく異なる。平成25年度はびわ湖ホールが申請し当該補助金を文化庁から収入したが、平成26年度は神奈川県民ホールが申請したため補助金の額が大幅に減少した。ちな

みに平成 26 年度の当該補助金の額は 102,615 千円である。

事業費の「委託費」が平成 24 年度に比べ平成 25 年度が増加し平成 26 年度に減少しているのは次の理由による。

まず上記の文化庁の補助金事業にかかる委託費の増減が影響している。平成 25 年度は共同制作オペラの申請館のため、舞台に係る委託（装置・衣裳等）を 2 館（神奈川県民ホールとびわ湖ホール）分発注した。これにより、平成 24 年度の同事業の委託費に比べ 44 百万円増加しているが、平成 26 年度は神奈川県民ホールが支出したため平成 25 年度の同事業に比べ 43 百万円減少している。

上記を含め委託費の増減は主として自主事業にかかるものであるが、その他の自主事業について、各事業年度において委託費が 5 百万円以上のものを比較すると以下のとおりである。

(千円)

平成24年度		平成25年度		増額
プロデュースオペラ椿姫	7,859	プロデュースオペラワルキューレ	51,470	43,610
オペラセレクションジ・ファン・トウツテ	33,162	オペラセレクション死の都	56,936	23,774
オペラへの招待森は生きている	9,780	オペラへの招待ホフマン物語	6,075	▲10,678
オペラへの招待三文オペラ	20,014	オペラへの招待三文オペラ	13,041	
L F J	10,329	L F J	10,628	299
		ハーゼル歌劇場フィガロの結婚	31,644	31,644
		15周年事業	6,906	6,906
合計	81,145	合計	176,700	95,555

(千円)

平成25年度		平成26年度		増減
プロデュースオペラワルキューレ	51,470	プロデュースオペラオテロ	8,283	▲43,186
オペラセレクション死の都	56,936	オペラセレクションリコロレット	47,401	▲9,535
オペラへの招待ホフマン物語	6,075	オペラへの招待ラインの黄金	10,281	18,127
オペラへの招待三文オペラ	13,041	オペラへの招待天国と地獄	26,962	
L F J	10,628	L F J	11,530	901
ハーゼル歌劇場フィガロの結婚	31,644			▲31,644
15周年事業	6,906			▲6,906
合計	176,700	合計	104,457	▲72,243

「退職給付費用」が平成 24 年度に比べ平成 25 年度が増加し平成 26 年度に減少しているのは次の理由による。

設立当初から在籍している職員の退職手当基本額支給率の上昇幅が、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて大きかった（勤続年数 15 年を境に支給率が大幅に上がる）ため、平成 24 年度に比べ平成 25 年度の退職給付費用が増加した。

平成 25 年度に比べて平成 26 年度は支給率の上昇幅が少なかったため、退職給付費用も平成 25 年度に比べて減少した。

平成 24 年度に比べ平成 25 年度の事業費および管理費の役員報酬が増加した理由は、平成 24 年度末で県職 OB であった理事長が退任し、代わりに現職の県派遣職員が就任したことによる。

なお、平成 27 年度からは理事長が県を退職し OB となったため、役員報酬は減少している。

平成 24 年度に比べ平成 25 年度の管理費の給与手当（平成 24 年度は 0 円）、通信運搬費、光熱水料費が増加している理由は次のとおりである。

全体としては、平成 24 年度に県総務課の立入検査があり、年度末に配賦率を決定し会計区分の処理をしていたことについて、次年度以降の会計処理においては配賦率を一定のルールの下で前年度末までに決定し、これに基づき、その都度会計処理を行うよう指導を受けた。これを受けて、平成 25 年度からは配賦表を事前に作成し会計処理をしたが、会計区分を法人管理にしたことにより管理費が増加した科目が複数ある。上記科目もそれに該当する。

個別には以下のとおりである。

- ・給与手当

平成 25 年度からは、事務局長及び総務課長はホール全体の管理運営に携わっていると判断のもと、給与の一部を管理費として計上している。

・通信運搬費

平成 25 年度より、友の会事業にかかる通信運搬費の内 50%を法人管理会計に配賦していることから、管理費の通信運搬費が増加している。

・光熱水料費

平成 25 年度より、ホールにかかる光熱水料費の 1%を法人管理会計に配賦していることから、管理費が増加している。

(4) 公益目的事業と収益事業

直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の公益事業と収益事業の収支は以下のとおりである。

なお、びわ湖ホールの収益事業の収益は、「県受託金」（指定管理料など）以外では、コンベンション（企業の大会など）等にかかる「ホール等利用料」と「駐車場利用料」からなる。平成 26 年度の収益事業にかかる県受託金は 49 百万円、ホール等利用料は 18 百万円、駐車場利用料は 72 百万円である。

公益目的事業の収益は、収益事業以外の収益すべてである。自主事業以外の貸館収入（コンベンション等を除く）も公益目的事業に含まれる。

ホール等利用料にかかる公益目的事業と収益事業の額は、過年度（基準年度）の両者の割合で計上されている。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益			
公益目的事業	1,227,993	1,444,107	1,372,230
収益事業	171,413	155,151	142,739
法人管理	8,179	9,672	10,120
計	1,407,585	1,608,931	1,525,090
経常費用			
公益目的事業	1,292,376	1,505,589	1,434,104
収益事業	105,997	97,409	90,323
法人管理	5,226	7,122	8,451
計	1,403,599	1,610,119	1,532,878
経常増減額			
公益目的事業	▲ 64,383	▲ 61,482	▲ 61,874
収益事業	65,416	57,743	52,416
法人管理	2,952	2,551	1,669
計	3,986	▲ 1,189	▲ 7,789

公益目的事業と収益事業の収支差額（経常増減額）を比較すると、かなり極端な結果がみてとれる。

びわ湖ホール運営の基本的な考え方は舞台芸術の振興であり、商業ベースに流されないということは理解できるが、それは収支差額がどれだけの支出超過であってもいいということではない。特に上の結果は舞台芸術振興のための指定管理料や国等からの補助金を収受したうえでの支出超過である。

公益目的事業の収支差額改善のため、入場料等の収入を増やすとともに徹底した支出の管理と削減が求められる。

(5) 指定管理料、人件費

指定管理料および人件費の状況は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	918,800	918,800	951,108
指定管理料率	65%	57%	62%

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	361,175	360,121	362,901
人件費率	26%	22%	24%

「指定管理料率」「人件費率」とは、それぞれが経常収益に占める割合を示している。

指定管理料率と人件費率は各年度、同様に変動している。またその値は各年度の経常収益の増減に反比例している。

2.1.2 自主事業の状況

「自主事業」とは、劇場が自ら企画し実施する事業をいう。びわ湖ホールの自主事業には「自主制作」と「買取公演」がある。自主制作とは、キャスティングから舞台装置製作の手配、稽古日程の調整、出演者の移動・宿泊の手配、出演者への報酬の支払いなど、さまざまなことすべてを自ら行って公演を作り上げるものをいう。買取公演とは、すでに他カンパニー等が制作したものを招聘するものをいう。

平成 26 年度の自主事業（有料公演のみ抽出）の入場者数の状況は以下のとおりである。

<平成26年度>

公演名	自主／買取	稽古・本番 日数	入場者数 ①	設定席数 ②	入場率 ①／②
オペラセレクション「リゴレット」	自主	15	2,731	3,344	82%
プロデュースオペラ「オテロ」	自主	14	2,524	3,343	76%
オペラへの招待「天国と地獄」	自主	20	1,374	1,387	99%
オペラへの招待「ラインの黄金」	自主	15	1,076	1,249	86%
ジルヴェスター・コンサート 2014-2015	自主	22	1,559	1,666	94%
子どものための管弦楽教室⑩	自主	2	1,190	1,190	100%
名曲コンサート 安藤赴美子&福井敬 (ソプラノ・テノール)	自主	2	772	1,182	65%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 7 回)	自主	6	639	639	100%
声楽アンサンブル東京公演	自主		444	513	87%
びわ湖の午後〈4 3〉森麻季 (ソプラノ)	買取	2	319	319	100%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 6 回)	自主	6	295	321	92%
声楽アンサンブル定期公演 (第 5 5 回)	自主	5	289	321	90%
ベートーヴェン・ツィクルスⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ	自主	8	1,182	2,008	59%
気軽にクラシック⑨福川伸陽 (ホルン)	買取	2	279	319	87%
特別コンサート アルカント・カルテット	買取	2	319	319	100%
びわ湖の午後〈4 4〉 荘村清志&福田進一 (ギター)	買取	2	319	319	100%
気軽にクラシック⑩長原幸太&フレンズ	自主	3	306	319	96%
林光に寄せる歌 スタインウェイピアノシリーズ	自主	2	215	319	67%
大人の楽しみ方⑩大島保克 (八重山民謡)	買取	2	314	315	100%
大人の楽しみ方⑩山下洋輔 (ジャズ)	買取	2	1,119	1,488	75%
ポリショイ・バレエ「ドン・キホーテ」	買取	6	1,478	1,683	88%
新国立劇場バレエ団「しらゆき姫」	買取	5	1,362	1,487	92%
フィリップ・ドックフレ+カンパニーDCA「パノラマ」	買取	6	777	1,140	68%
「ビッグ・フェラー THE BIG FELLAH」	買取	5	651	760	86%
二兎社「鷗外の怪談」	買取	2	419	760	55%
松竹大歌舞伎	買取	2	1,498	1,570	95%
野村万作・萬斎狂言公演	買取	4	1,258	1,566	80%
ラ・フォル・ジュルネ	自主	9	17,434	19,332	90%
びわ湖ホールなつフェスタ	自主	7	1,188	1,781	67%
アンサンブルの楽しみ ～演奏家のつどい～V o. 1. 6	自主	2	179	319	56%
コンヴィチュニーオペラ演出アカデミー	自主	5	79	0	
合計		185	43,588	51,278	85%

上記表の「設定席数」の設定方法は次のとおりである。

設定席数は、全ての席から、見切れ席（舞台が十分に見えない席）、PA 席（観客席内に音響操作卓等を設置し操作する席）、オーケストラピット（客席の前側の一部が可動式になっており、上げたり下げたりできるようになっている。普段は客席だが、オペラやバレエ公演ではオーケストラが演奏する場所としてイスを取り外し使用す

る)、張り出し舞台（オーケストラピット同様、イスを取り外して舞台とする）など演目に応じて、販売できない席を除き、販売用の席として計算している。また、演目によっては入場見込や子供用の演目であることを考慮し、1階席のみ販売用の席とし、2階席を売り止めにする等の対応も行っている。

平成26年度の自主事業(有料公演のみ抽出)の収支の状況は以下のとおりである。

<平成26年度>

(千円)

公演名	収入③ 入場料	収入④ (入場料+補助金等)	支出⑤	収益率 ③/⑤	収益率 ④/⑤
オペラセレクション「リゴレット」	27,611	65,574	110,241	25%	59%
プロデュースオペラ「オテロ」	28,739	64,698	85,040	34%	76%
オペラへの招待「天国と地獄」	4,610	34,110	57,089	8%	60%
オペラへの招待「ラインの黄金」	3,342	12,334	25,922	13%	48%
ジルヴェスター・コンサート2014-2015	6,651	6,651	17,958	37%	37%
子どものための管弦楽教室⑪	1,844	1,844	3,668	50%	50%
名曲コンサート 安藤赴美子&福井敬 (ソプラノ・テノール)	1,803	1,803	3,916	46%	46%
声楽アンサンブル定期公演 (第57回)	1,575	1,575	4,829	33%	33%
声楽アンサンブル東京公演	704	704	5,294	13%	13%
びわ湖の午後〈43〉森麻季 (ソプラノ)	973	973	1,667	58%	58%
声楽アンサンブル定期公演 (第56回)	781	781	1,280	61%	61%
声楽アンサンブル定期公演 (第55回)	752	752	1,206	62%	62%
ベートーヴェン・ツィクルスⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ	2,708	2,708	5,073	53%	53%
気軽にクラシック⑨福川伸陽 (ホルン)	485	485	793	61%	61%
特別コンサート アルカント・カルテット	1,607	1,607	3,380	48%	48%
びわ湖の午後〈44〉莊村清志&福田進一 (ギター)	994	994	1,397	71%	71%
気軽にクラシック⑩長原幸太&フレンズ	558	558	1,320	42%	42%
林光に寄せる歌 スタインウェイ"ピノ"シリーズ	355	355	922	38%	38%
大人の楽しみ方⑩大島保克 (八重山民謡)	858	858	770	111%	111%
大人の楽しみ方⑩山下洋輔 (ジャズ)	5,518	5,518	7,495	74%	74%
ポリショイ・バレエ「ドン・キホーテ」	19,016	19,116	24,847	77%	77%
新国立劇場バレエ団「しらゆき姫」	3,439	6,632	7,454	46%	89%
フィリップ・ドックフレ+カンパニーDCA「パノラマ」	3,888	8,885	12,270	32%	72%
「ビッグ・フェラー THE BIG FELLAH」	4,426	4,426	5,686	78%	78%
二兎社「鴉外の怪談」	1,840	1,890	4,825	38%	39%
松竹大歌舞伎	9,527	10,737	11,757	81%	91%
野村万作・萬斎狂言公演	6,632	6,732	8,407	79%	80%
ラ・フォル・ジュルネ	25,201	28,490	73,674	34%	39%
びわ湖ホールなつフェスタ	2,488	2,588	6,498	38%	40%
アンサンブルの楽しみ ~演奏家のつどい~V. 6	89	89	331	27%	27%
コンヴィチユニオペラ演出アカデミー	1,738	4,088	4,913	35%	83%
合計	170,750	298,554	499,922	34%	60%

上記表の事業を自主制作と買取公演に区分すると以下のとおりである。

自主/買取	稽古・本番 日数	入場者数 ①	設定席数 ②	入場率 ①/②	収入③ 入場料	収入④ (入場料+補助金等)	支出⑤	収益率 ③/⑤	収益率 ④/⑤
自主	143	33,476	39,233	85%	111,547	229,701	409,174	27%	56%
買取	42	10,112	12,045	84%	59,203	68,853	90,748	65%	76%
計	185	43,588	51,278	85%	170,750	298,554	499,922	34%	60%

自主制作は 18 公演、買取公演は 13 公演である。

「稽古・本番日数」を公演回数で割ると、びわ湖ホール施設の使用日数は自主制作が平均 7.9 日、買取公演は平均 3.2 日である。自主制作公演は支出以外に施設利用にかかるコストおよび使用による機会損失が生じていることが分かる。

入場率を比較してみると両者は同程度に高い水準である。一方、収益率は買取公演の方が断然に高い水準である。

自主制作事業は芸術の普及目的がより強く、なるべく多くの人に観てもらうために廉価で提供される場合がある。その分、補助金等も多く獲得することが可能である。そうとしても、やはり入場料収入を増加させることが大きな課題であるといえる。また施設使用による機会損失を最小限にする工夫も必要である。

2.1.3 声楽アンサンブルの状況

平成 26 年度の声楽アンサンブルにかかる収支を直接的に把握できる範囲で集計したものが以下の表である。収入は広範囲に活動している声楽アンサンブルのすべてを網羅したものではない。また支出についても施設利用にかかる費用など間接的なものは含まれていない。

(千円)

演奏料収入	16,004
声楽アンサンブル出演公演入場料	11,763
収入計	27,767
報酬	49,355
福利厚生費	7,917
諸謝金	5,797
旅費交通費	2,944
食糧費	27
通信運搬費	58
消耗品費	584
修繕費	136
印刷製本費	470
広告宣伝費	178
委託費	50
手数料	176
使用料及賃借料	573
租税公課	20
支出計	68,286
収支	▲40,519

上記のような制限があるものの、当該収支の結果は声楽アンサンブルを保有するためのコストを考える上で意味のあるものであると考える。

さて、びわ湖ホールはその活動の目的を舞台芸術の振興であるとしており、声楽アンサンブルについても商業ベースに乗らない（つまり収支が支出超過である）ことが必ずしも問題であるとは考えていない。

しかし、商業ベースに乗ることが舞台芸術の振興に役立つ、という考え方もあるのではないか。商業ベースに乗るためにはかなりの知名度が求められるであろうし、それに相応しい実力が必要であろう。なによりも商業ベースに乗るということは、事業者側目線ではなく、真にお客様の求めていることに応えているという証ではないだろうか。

声楽アンサンブルは、実力にさらなる磨きをかけるとともに、有名なコンクールに出場し賞をとるなど知名度アップを図ることにより、公演の入場者数および入場料（単価）を増加させる必要があると考える。びわ湖ホールのプロデュースの強化、バックアップの強化も必要である。結果として、成果の一つの指標である収支の均衡がはかられば良いと考える。

ちなみに平成26年度の声楽アンサンブルの活動実績は55公演40日出演であるが、声楽アンサンブルの稼働日数が月16日程度と考えると、これも十分でないと考ええる。

2.1.4 （公財）びわ湖ホールの特定資産について

（公財）びわ湖ホールの貸借対照表の特定資産には「事業推進積立資産」（149百万円）、「運営調整積立資産」（132百万円）が計上されているが、これらの資産は積み立てた金額の妥当性に乏しく、偶発的な損失に備えたものであるので、適当な期間に計画的に取り崩す必要がある。

2.2 文化産業交流会館について

2.2.1 収支の状況

文化産業交流会館の収支の状況は3つの切り口から分析することができる。

1つは文化産業交流会館の指定管理を受託している（公財）文化振興事業団の収支である。2つ目は施設としての文化産業交流会館全体の収支である。ここには施設の指定管理事業だけではなく、施設整備にかかる受託事業収支や、印紙・証紙販売にかかる収支、その他の物品販売やチケット販売にかかる手数料収入等にかかる収支などから構成される自主事業収支が含まれる。3つ目は指定管理事業そのものの収支である。

（公財）文化振興事業団については法人自体が監査の対象ではないので今回の収支の検討からは除外することとする。

(1) 文化産業交流会館の収支の状況

文化産業交流会館の直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の収支の状況は以下のとおりである。

	(千円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
収入の部					
事業収入					
受託事業収入	10,922	9,230	3,309	-	3,309
自主事業収入					
付帯事業収入（収益事業）					
印紙・証紙販売等	135,425	115,136	108,387	-	108,387
指定管理事業収入					
指定管理料収入					
（公益目的事業）	114,773	118,438	256,684	99,945	156,739
（収益事業）	92,773	91,187	83,289	-	83,289
施設利用料収入					
（公益目的事業）	17,548	21,948	22,092	-	22,092
（収益事業）	10,413	9,630	9,504	-	9,504
事業収入（公益目的事業）					
入場料収入	23,360	35,533	39,633	9,803	29,831
参加料収入	884	654	2,803	2,333	470
分担金収入	5,240	7,348	10,276	10,071	205
広告料収入	315	103	158	103	55
共益費分担金収入					
共益費分担金収入	1,118	1,205	1,244	-	1,244
補助金等収入					
国・民間等補助金収入	21,180	11,096	14,063	1,400	12,663
収入合計	433,950	421,507	551,441	123,654	427,787

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
支出の部					
受託事業費支出					
施設整備事業費支出					
工事請負費支出等	10,922	9,230	3,309	-	3,309
指定管理費支出					
管理費支出					-
消耗品費支出	2,278	4,470	6,833	-	6,833
燃料費支出	3,817	5,219	4,403	-	4,403
光熱水費支出	14,564	17,784	17,880	-	17,880
修繕費支出	3,341	5,911	4,990	-	4,990
手数料費支出	5,352	4,784	5,394	-	5,394
委託費支出	33,522	33,871	30,447	-	30,447
その他管理費支出	2,230	3,801	3,145	-	3,145
事業費支出（公益目的事業）					
報酬支出	4,090	3,594	-	-	-
報償費支出	40,640	54,618	73,554	27,293	46,261
印刷製本費支出	4,214	3,213	8,913	4,909	4,003
広告料支出	2,132	2,438	7,067	2,845	4,222
手数料支出	1,807	3,794	8,044	4,353	3,691
委託費支出	20,349	12,603	17,801	6,037	11,764
その他事業費支出	11,564	10,185	19,874	9,282	10,592
法人運営費支出					
その他法人運営費支出	2,760	3,468	5,198		5,198
人件費支出					
役員報酬支出	1,214	1,231	2,686	762	1,924
役員手当支出	319	328	703	199	504
役員共済費支出	121	114	243	69	174
職員給料支出	53,483	54,095	96,528	30,180	66,349
職員手当支出	36,498	38,099	63,255	17,620	45,635
職員共済費支出	14,561	15,067	25,890	7,479	18,411
退職給付共済費支出	7,412	7,992	8,324	2,334	5,990
消費税納付額支出	5,252	5,367	15,307	4,871	10,435
自主事業費支出（収益事業）					
附帯事業費支出					
印紙・証紙購入支出等	133,533	113,661	106,733	-	106,733
管理費支出（法人会計）					
管理費支出					
役員報酬支出	304	308	671	190	481
役員手当支出	80	82	176	50	126
役員共済費支出	30	28	61	17	43
職員給料支出	183	162	371	105	266
職員手当支出	138	139	290	82	208
職員共済費支出	47	41	86	24	62
負担金補助・交付金支出	50	48	53	-	53
支出合計	416,808	415,745	538,230	118,703	419,527
収支差額	17,142	5,762	13,211	4,951	8,261

文化産業交流会館の平成26年度の収支であるが、平成27年1月にそれまで(公財)文化振興事業団が指定管理していた「しが県民芸術創造館」が草津市に移管されたため、文化産業交流会館の指定管理業務として、その業務の一部を引き継いだ「滋賀文化・元気室」の収支が含まれることとなった。

上記収支表では、過年度と比較検討できるよう平成26年度について元気室と本来

の文化産業交流会館の収支とに分けて記載した。

なお滋賀文化・元気室については後述する。

(2) 文化産業交流会館の指定管理業務にかかる収支の状況

① 収支の状況

今回の監査の目的から、文化産業交流会館の文化施設としての事業の状況を際立たせるために、以下、指定管理者として運営している事業に焦点を当てたい。

直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の文化産業交流会館の指定管理業務にかかる収支は以下のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
収入の部					
指定管理事業収入					
指定管理料収入					
（公益目的事業）	114,773	118,438	256,684	99,945	156,739
（収益事業）	92,773	91,187	83,289	-	83,289
施設利用料収入					
（公益目的事業）	17,548	21,948	22,092	-	22,092
（収益事業）	10,413	9,630	9,504	-	9,504
事業収入（公益目的事業）					
入場料収入	23,360	35,533	39,633	9,803	29,831
参加料収入	884	654	2,803	2,333	470
分担金収入	5,240	7,348	10,276	10,071	205
広告料収入	315	103	158	103	55
共益費分担金収入					
共益費分担金収入	1,118	1,205	1,244	-	1,244
補助金等収入					
国・民間等補助金収入	21,180	11,096	14,063	1,400	12,663
収入合計	287,603	297,142	439,744	123,654	316,091

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元氣室	文産会館
支出の部					
指定管理費支出					
管理費支出					-
消耗品費支出	2,278	4,470	6,833	-	6,833
燃料費支出	3,817	5,219	4,403	-	4,403
光熱水費支出	14,564	17,784	17,880	-	17,880
修繕費支出	3,341	5,911	4,990	-	4,990
手数料費支出	5,352	4,784	5,394	-	5,394
委託費支出	33,522	33,871	30,447	-	30,447
その他管理費支出	2,230	3,801	3,145	-	3,145
事業費支出(公益目的事業)					
報酬支出	4,090	3,594	-	-	-
報償費支出	40,640	54,618	73,554	27,293	46,261
印刷製本費支出	4,214	3,213	8,913	4,909	4,003
広告料支出	2,132	2,438	7,067	2,845	4,222
手数料支出	1,807	3,794	8,044	4,353	3,691
委託費支出	20,349	12,603	17,801	6,037	11,764
その他事業費支出	11,564	10,185	19,874	9,282	10,592
法人運営費支出					
その他法人運営費支出	2,760	3,468	5,198		5,198
人件費支出					
役員報酬支出	1,214	1,231	2,686	762	1,924
役員手当支出	319	328	703	199	504
役員共済費支出	121	114	243	69	174
職員給料支出	53,483	54,095	96,528	30,180	66,349
職員手当支出	36,498	38,099	63,255	17,620	45,635
職員共済費支出	14,561	15,067	25,890	7,479	18,411
退職給付共済費支出	7,412	7,992	8,324	2,334	5,990
消費税納付額支出	5,252	5,367	15,307	4,871	10,435
管理費支出(法人会計)					
管理費支出					
役員報酬支出	304	308	671	190	481
役員手当支出	80	82	176	50	126
役員共済費支出	30	28	61	17	43
職員給料支出	183	162	371	105	266
職員手当支出	138	139	290	82	208
職員共済費支出	47	41	86	24	62
負担金補助・交付金支出	50	48	53	-	53
支出合計	272,354	292,854	428,187	118,703	309,484
収支差額	15,250	4,287	11,557	4,951	6,606

② 勘定科目の内容

収支の勘定科目の内容は以下のとおりである。

まず、収入の指定管理料収入と施設利用料収入にある「公益目的事業」と「収益事業」については後述するので参照されたい。

事業収入の「入場料収入」はコンサート等におけるチケット代であり、「参加料収入」はワークショップや講座等の受講料である。

「国・民間等補助金収入」の大きいものは文化庁からの補助金であり、平成 26 年度でいえば、14,063 千円のうち 11,930 千円がそれである。

支出では、指定管理費支出の管理費支出の「委託費支出」は、設備にかかる運転保守管理業務や清掃業務等にかかる支出である。

事業費支出の「報償費支出」は、主に出演者に対する出演料、講座等の講演料、公演制作にかかる企画・演出料である。大型コンサートの場合は、公演料として出演料、舞台スタッフ人件費、舞台装置・機材費、交通費、宿泊費、機材・楽器等運搬費、食糧費等、プロモーター側が手配するもののうち当館が負担する経費を一括して支払う。

事業費支出の「委託費支出」は、主に公演開催時の機材搬入・搬出・舞台設営要員、舞台・音響・照明スタッフ、駐車場整理要員など現地（会館）が負担し手配するもののほか、記録写真や記録映像の撮影業務等にかかる支出である。

③ 直近 3 事業年度の変動要因

直近 3 事業年度の収支の変動の内容は以下のとおりである。

平成 24 年度に比べ平成 25 年度、平成 26 年度の施設利用料収入（公益目的事業）が（元気室の分を除いても）増加している理由は次のとおりである。

平成 25 年度、平成 26 年度は平成 24 年度と比較してイベントホールを中心とした貸館利用が増加したため施設利用料収入が増加した。特に平成 25 年度から、滋賀県主催の「おうみしごと体験フェスタ&滋賀県ものづくりフェア」や、「滋賀県マーチングコンテスト」、湖北地区の高等学校の「新入生オリエンテーション」といった公益目的の新規利用があったことが増加の主な要因である。

平成 24 年度に比べ平成 25 年度の入場料収入が増加している理由、また元気室の分を除いた場合、平成 26 年度の入場料収入が減少している理由は次のとおりである。

平成 24 年度は、大型の鑑賞公演事業を 2 公演（平原綾香、ポコポッテイト）実施

したが、平成 25 年度は 4 公演（さだまさし、葉加瀬太郎、ORANGE RANGE、ワクワクさん「つくってあそぼ」）実施したため入場料収入が増加した。また平成 26 年度は、平成 25 年度まで実施していた「滋賀県アートコラボレーション事業」を、新たに創設された滋賀県文化・元気室の担当としたため入場料収入が減少した。

平成 26 年度の参加料収入が増加しているが、内容は次の事業の参加料および受講料である。

- ・滋賀県次世代創造発信事業「滋賀県邦楽・邦舞専門実演家養成所」
- ・滋賀県次世代創造発信事業「アートマネジメント人材育成講座」
- ・県民企画提案事業「北びわこ小劇場」（小中学生演劇体験ワークショップ、高校生演劇ワークショップ、演劇ワークショップ）

分担金収入とは、滋賀県アートコラボレーション事業などの連携事業における経費の連携団体の負担額である。平成 26 年度の分担金収入が、元気室の分を除くと、平成 24 年度、平成 25 年度に比べ大幅に減少しているのは、平成 26 年度は、新たに創設された滋賀県文化・元気室が「滋賀県アートコラボレーション事業」を実施したためである。

平成 24 年度に比べ平成 25 年度、平成 26 年度の指定管理費支出の管理費支出が増加しているのは次の理由による。

- ・光熱水費は、平成 25 年 4 月に電気料金が値上げされたためである。
- ・修繕費は、修繕箇所が増加したためである。
- ・県備品購入費および消耗品費は、平成 25 年度が展示パネル、台車購入のため、平成 26 年度がスタッキングチェア、台車購入のため増加した。

平成 25 年度の指定管理料支出の報償費支出が平成 24 年度、平成 26 年度（元気室分を除く）に比べ多く計上されているのは、上記「入場料収入」の変動理由と同じである。

平成 26 年度の指定管理費支出の人件費支出（元氣室の分を除く）が、平成 25 年度比で大幅に増加しているが、その理由は次のとおりである。

事務局本部の人件費の大部分を指定管理料で賄っているが、しが県民芸術創造館が平成 26 年度 4 月から業務縮小、1 月に移管されたことにより、文化産業交流会館の事務局本部分の人件費負担額が大きくなったためである。

(3) 公益目的事業と収益事業

文化産業交流会館の収支は、指定管理者である（公財）文化振興事業団の収支に合わせて、「公益目的事業」と「収益事業」に区分されている。

公益目的事業について、（公財）文化振興事業団は「県民の心豊かで健やかな生活に資するために行う、文化芸術の鑑賞機会の提供や創造活動の支援、スポーツや自然に触れる体験活動の機会の提供、地域の活性化を図る産業振興を支援する事業」と定義している。

「主催事業」はそのうちの一つであり、事業区分に「公演制作」、「人材育成」、「普及啓発」、「連携共働」、「鑑賞事業」がある。他に「情報提供」も文化産業交流会館の公益目的事業である。

収益事業は、利用目的が「営利団体による営利事業、収益活動を伴うイベント、説明会、展示会への施設提供」や「プロモーター等が行う営利を目的とした有料公演への施設提供」など営利目的の利用に対する施設の貸出をいう。社会教育団体や個人による営利を目的としない利用に対する施設の貸出は営利事業ではない。

平成 26 年度に実施された、May J.、MINMI、大塚愛などのポップス歌手の公演は収益事業ではなく、公益目的事業の鑑賞事業として実施されたものである。

直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の文化産業交流会館の指定管理業務について、公益目的事業と収益事業に区分して収支状況をみると以下のとおりになる。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
収入					
公益目的事業	183,918	195,801	346,611	123,654	222,957
収益事業	103,686	101,341	93,133	-	93,133
支出					
公益目的事業	209,688	225,139	365,430	118,233	247,197
収益事業	61,833	66,906	61,048	-	61,048
収支差額					
公益目的事業	▲25,771	▲29,339	▲18,819	5,420	▲24,240
収益事業	41,852	34,435	32,085	-	32,085
法人会計	▲832	▲809	▲1,709	▲470	▲1,239

公益目的事業は相応の指定管理料や補助金等を収受しているにもかかわらず収支差額は大幅な支出超過となっている。これに比べ収益事業（貸館等）は収入超過である。

公益目的事業は、全体でより収入を確保できるような事業を展開するか、支出（経費）を削減し支出超過を少しでも改善するようにしなければならない。

(4) 指定管理料、人件費（びわ湖ホールとの比較）

直近3事業年度の指定管理料および人件費は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
指定管理料	207,546	209,625	339,973	99,945	240,028
指定管理料率	72%	71%	77%	81%	76%

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室	文産会館
人件費	114,441	117,734	199,338	59,112	140,225
人件費率	40%	40%	45%	48%	44%

指定管理料率および人件費率は、指定管理料および人件費の収入に占める割合である。

指定管理料は、平成26年度に大幅に増加している。同時に人件費も大幅に増加している。またそれぞれの比率も増加している。

びわ湖ホールの指定管理料および人件費は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	918,800	918,800	951,108
指定管理料率	65%	57%	62%

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	361,175	360,121	362,901
人件費率	26%	22%	24%

この比較からは、文化産業交流会館は収入に占める指定管理料の割合が高く、人件費率も高いことが分かる。

施設の設置目的や事業内容など異なる部分は多いと思うが、同じ文化ホール事業と考えた場合、結果として文化産業交流会館は指定管理料や人件費の規模に比べ指定管理料以外の収入が不十分であるといえる。

2.2.2 事業別収支の状況

平成26年度の文化産業交流会館の事業別収支は以下のとおりである。

<平成26年度>

(人) (千円)

事業名	事業	会場	入場者見込数	入場者数	収入予算
長栄座ルネサンス「近江開幕」	公演制作	イベントホール	920	762	20,622
滋賀県邦楽・邦舞専門実演家養成所	人材育成	小劇場		262	3,237
アートマネジメント人材育成講座	人材育成			148	2,116
地球を彩るボランティア	人材育成			94	1,000
近江の祭り	普及啓発	イベントホール	800	577	4,000
邦楽・邦舞キッズワークショップ	普及啓発	小劇場		673	2,666
アートの時間	普及啓発	小劇場		2,021	1,876
しが☆まなび☆発見!	普及啓発	イベントホール		3,750	100
歌いつなぐ「日本の童謡・唱歌」	普及啓発	場外		59	450
機関車トーマス ソドー島のたからもの	鑑賞事業	イベントホール	1,300	1,130	5,750
May J.	鑑賞事業	イベントホール	1,050	1,825	9,441
京都市交響楽団	鑑賞事業	イベントホール	1,300	553	3,489
MINMI	鑑賞事業	イベントホール	1,350	1,297	10,088
大塚愛	鑑賞事業	イベントホール	1,350	611	5,508
フィールドアートフェスティバル2015	鑑賞事業	イベントホール	725	547	2,500
音楽物語「ほしのおうじさま」	鑑賞事業	小劇場	360	227	471
セシリアシンガーズと一緒に・・・	鑑賞事業	小劇場	350	292	592
うたと邦楽器2014	鑑賞事業	小劇場	200	126	485
能装束着付実演と能「船弁慶」	鑑賞事業	小劇場	180	235	1,000
ビジネス・カフェin文化産業交流会館	連携共働	カフェドロッツハウス等	380	206	200
ラ・フォル・ジュルネびわ湖関連事業	連携共働	小劇場		928	505
北びわこ小劇場!	連携共働			337	762
プレイガイド&アートインフォメーションコーナー	情報提供				581
アートフレンド	情報提供				100
自主事業総合PR	情報提供				4,838
計			-	16,660	82,377

<平成26年度>

(千円)

事業名	収入				支出	収支	入場料 収入率	収入率
	入場料等	指定管理料	民間等補助金	計				
長栄座ルネサンス「近江開幕」	1,768	9,673	9,182	20,623	21,483	▲860	8%	96%
滋賀県邦楽・邦舞専門実演家養成所	400	1,354	1,639	3,393	3,598	▲204	11%	94%
アートマネジメント人材育成講座	54	1,138	256	1,448	557	892	10%	260%
地球を彩るボランティア	-	600	333	933	511	422	0%	183%
近江の祭り	-	4,000	-	4,000	2,701	1,299	0%	148%
邦楽・邦舞キッズワークショップ	-	1,593	533	2,126	1,204	922	0%	177%
アートの時間	-	1,876	720	2,596	1,668	927	0%	156%
しが☆まなび☆発見!	100	-	-	100	52	48	191%	191%
歌いつなぐ「日本の童謡・唱歌」	-	400	50	450	238	212	0%	189%
機関車トーマス ソド島のたからもの	2,830	2,920	-	5,750	5,028	722	56%	114%
May J.	8,018	1,424	-	9,442	6,964	2,478	115%	136%
京都市交響楽団	1,744	1,745	-	3,489	5,923	▲2,434	29%	59%
MINMI	8,423	1,665	-	10,088	8,101	1,987	104%	125%
大塚愛	4,545	1,163	-	5,708	9,495	▲3,787	48%	60%
フィールドアートフェスティバル2015	1,101	1,700	-	2,801	2,581	220	43%	109%
音楽物語「ほしのおうじさま」	477	100	-	577	775	▲198	62%	74%
セシリアシンガーズと一緒に・・・	92	500	-	592	650	▲58	14%	91%
うたと邦楽器2014	282	203	-	485	663	▲178	43%	73%
能装束着付実演と能「船弁慶」	405	676	-	1,081	949	132	43%	114%
ビジネス・カフェin文化産業交流会館	-	200	-	200	78	122	0%	255%
ラ・フォル・ジュルネびわ湖関連事業	105	400	-	505	230	275	46%	220%
北びわこ小劇場!	178	586	-	764	393	371	45%	195%
グレイガイド&アートインフォメーションコーナー	-	581	-	581	227	354	0%	256%
アートフレンド	-	100	-	100	13	87	0%	767%
自主事業総合PR	40	4,798	-	4,838	6,453	▲1,615	1%	75%
計	30,561	39,395	12,713	82,669	80,533	2,136	38%	103%

この表をどのように検討し評価するか難しいところではあるが、少なくとも次のことがいえると考える。

① 予算見込額の精査が必要

「入場者見込数」が記載されている事業について実際の「入場者」と比べた場合、達成割合が82%であるのに対し、当該事業の収入率（収入が支出に占める割合）が99%、全体でも収支差額がプラス（収入率103%）である。これは経費の節減による部分もあるが、見込額積算時の精査不足とも受け取れる。

事業の計画時に実際の支出を厳格に見積もり、指定管理料を低減させる努力が必要である。同時に入場者数を確保し、入場料収入を増加させることも必要である。

② 入場料収入率が低い

「入場料収入率」（入場料収入が支出に占める割合）が38%（支出には入場料や参加料が無料の事業および情報提供等の事業費を含む）で支出を十分にカバーできてい

ない。その結果、指定管理料収入や国および民間等の補助金に頼らざるを得ない状況になっている。

入場料収入率を上昇させるためには、当該料率が高く金額的にもボリュームがある「イベントホール」での「鑑賞事業」をより多く運営することが効果的であると考え

2.2.3 滋賀文化元気室

滋賀文化元気室（以下「元気室」という。）は、平成 27 年 1 月にしが県民芸術創造館（以下「創造館」という。）が草津市へと移管されることに伴って、今まで創造館と文化産業交流会館が 2 館一括管理において行ってきた事業を再編し、継続・発展させるために平成 26 年 4 月に新たに設置された。

文化産業交流会館は、今までの創造館との 2 館一括において実施してきた事業の再編を行い、元気室の役割を「県内文化ホールの支援とネットワークの形成」、「アーティストや文化団体等との連携」とした。なお元気室は当初、創造館内に置いたが、同館の草津市移管後は大津市に移した。

元気室は、文化産業交流会館の組織にあり、室長、室長補佐、制作統括、職員（3 人）で構成され、「連携共働」「人材育成」「普及啓発」「情報提供」の各事業に取り組んでいる。

元気室について検討する前に、創造館の概要と収支について見てみる。

創造館（旧滋賀県立草津文化芸術会館）は昭和 63 年 6 月 25 日に草津において開館した。ホール（704 席＋補助席 91 席＋車椅子席 6 席）、展示ホール（324 m²）、練習室（3 室）、和室（1 室）、リハーサル室（159 m²）、事務室、駐車場などを設置していた。

現在は、「草津市立草津クリアホール」として、（公財）草津市コミュニティ事業団が指定管理業務を行っている。

創造館の直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の収支は以下のとおりである。参考に元気室の収支も創造館の様式に組み替えて再掲する。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室
1 管理運営費				
収入の部				
指定管理料収入	118,882	116,461	33,262	61,545
利用料金収入	19,548	24,111	-	-
共益費分担金収入	70	78	62	-
収入合計	138,500	140,650	33,324	61,545
支出の部				
人件費				
給料等	107,133	99,718	11,890	59,112
消費税納付額	5,289	5,039	1,006	4,871
管理費				
報償費	-	-	-	-
光熱水費	10,794	12,823	5,030	-
修繕費	1,176	2,250	4,562	-
委託費	9,115	11,551	3,343	-
その他管理費	5,277	4,815	6,429	-
法人運営費	2,398	3,009	324	-
支出合計	141,183	139,204	32,584	63,984
管理費収支差額	▲ 2,683	1,446	740	▲ 2,439
2 事業費				
収入の部				
指定管理料収入	31,272	31,614		38,400
利用料金収入(入場料収入等)	11,224	15,141		22,309
事業収入(補助金等)	4,318	1,778		1,400
収入合計	46,814	48,533	-	62,109
支出の部				
事業費				
報償費	17,711	19,697		27,293
その他事業費	20,586	24,827		27,427
支出合計	38,298	44,524	-	54,719
事業費収支差額	8,516	4,009	-	7,389
収入合計	185,314	189,183	33,324	123,654
支出合計	179,480	183,728	32,584	118,703
収支差額	5,833	5,455	740	4,951

平成26年度(平成26年4月)から創造館は従来の事業を縮小・廃止し、草津市への移管に伴った業務を主として行っている。代わって平成26年度(平成26年4月)から元気室が創造館の機能を一部引き継いで、事業を行っている。

同期間の創造館の指定管理料と人件費の状況は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室
指定管理料	150,154	148,075	33,262	99,945
指定管理料率	81%	78%	100%	81%

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	元気室
人件費	107,133	99,718	11,890	59,112
人件費率	58%	53%	36%	48%

さて、以下は元気室の機能と元気室を含む文化産業交流会館の指定管理料について検討してみる。

① 元気室の機能の検証

創造館を草津市へ移管することに伴い、従来創造館と文化産業交流会館の2館一括管理において実施してきた県域を対象とした事業を、創造館の草津市移転後も継承・発展させるため、文化産業交流会館内の事業推進組織として平成26年4月に元気室が設置された。文化産業交流会館は会館を利用した役割を、元気室は、「県内文化ホールの支援とネットワークの形成」、「アーティストや文化団体等との連携」にかかる役割を担うこととなった。

しかし事業区分を比較すると、元気室の事業区分は「連携共働」「人材育成」「普及啓発」「情報提供」、一方、文化産業交流会館の事業区分は「公演制作」「人材育成」「普及啓発」「連携共働」「鑑賞事業」「情報提供」であり、施設をベースとする「公演制作」および「鑑賞事業」が元気室にないだけで、他はほぼ同じに見える。説明によると、たとえ同じ「連携共働」であっても文化産業交流会館と元気室では事業コンセプトが異なるということである。

現状のように元気室を別個に設置する考えもあるが、文化産業交流会館が湖西等地域において文化振興にかかるネットワーク事業を展開するか、または湖北、湖東地域以外はびわ湖ホールが当該事業を展開するということも考えられる。元気室の機能分担とその実現方法について再検討する必要がある。

② 文化産業交流会館の指定管理料の再検討

平成 26 年度、元気室の運営を含めた文化産業交流会館の指定管理料は 339,973 千円である。これに、移管に備えた維持管理のための創造館の指定管理料 33,262 千円を加えると、文化産業交流会館と創造館の指定管理料総額は 373,235 千円になる。

これに対し平成 25 年度の文化産業交流会館と創造館の指定管理料総額は 357,700 千円である。単純に比較すると増加しているが、消費税アップの影響分を勘案すればほぼ同額になる。

創造館の平成 25 年度の指定管理料は 148,075 千円である。草津市への移管に際し、指定管理料や文化産業交流会館へ機能移転する事業のあり方も含め検討しているということであるが、再度、草津市が継承する事業以外の事業について、一から検討されるべきものであると考える。

平成 26 年度の指定管理料は、創造館の施設を利用した事業（「鑑賞事業」など）が実施されないにもかかわらず、創造館の全県域を対象とした機能維持のため元気室を設置して事業展開を図った結果、総額で平成 25 年度とほぼ変わらない状況である。

元気室の機能と指定管理料について再検討が必要と考える。

なお、創造館は草津市に無償で移管されており、また、これに関し滋賀県は、平成 27 年度から 3 年間にわたり草津市に総額で 120 百万円の運営支援を行うこととなっている。

2.3 県立図書館について

2.3.1 県立図書館の収支

県立図書館の直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の収支状況は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
財源			
使用料、手数料	1,527	1,546	2,146
繰入金	12,925	1,300	-
諸収入	1,049	856	715
一般財源	119,003	116,726	117,942
合計	134,504	120,428	120,803
運営費			
人件費	1,797	-	196
維持補修費	775	533	554
投資的経費	-	-	-
物件費	131,737	119,698	119,857
その他	196	197	197
合計	134,504	120,428	120,803

この3事業年度において大きな変動はない。

収入（財源）「使用料、手数料」の平成25年度から平成26年度の変化は、レストランの事業者が「(社福)のぞみ会」から「だいずや」(民間)に変更されたからである。

直近3事業年度の運営費の内訳は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費			
報酬	1,797	-	196
維持補修費			
需用費（修繕料）	775	533	554
投資的経費			
工事請負費等	-	-	-
物件費			
賃金	9,625	1,044	-
共済費	1,613	184	-
旅費	391	449	464
需用費			
燃料費	71	96	102
光熱水費	12,981	13,889	14,694
修繕料	19	79	-
その他	14,361	12,227	11,447
役務費	3,689	3,522	3,446
委託料	14,779	14,374	14,844
使用料、賃借料	28,588	28,333	28,721
備品購入費	45,621	45,500	46,139
その他			
負担金補助交付金	188	188	188
公課費	8	9	9
合計	134,504	120,428	120,803

平成24年度の人件費の「報酬」は嘱託1人の給与であり、平成26年度のそれは図書館協議会委員への報酬である。

平成24年物件費の「賃金」は臨時雇用7人に対するものであり、平成25年のそれは臨時雇用1人に対するものである。

各年度の「備品購入費」のうち45,500千円は図書購入費である。

2.3.2 図書購入の方針について

(1) 図書購入の方針

県立図書館はその運営方針において、その役割を「滋賀県民のあらゆる資料要求に応えること」としている。県立図書館は、県立図書館または市町立図書館を通じて県

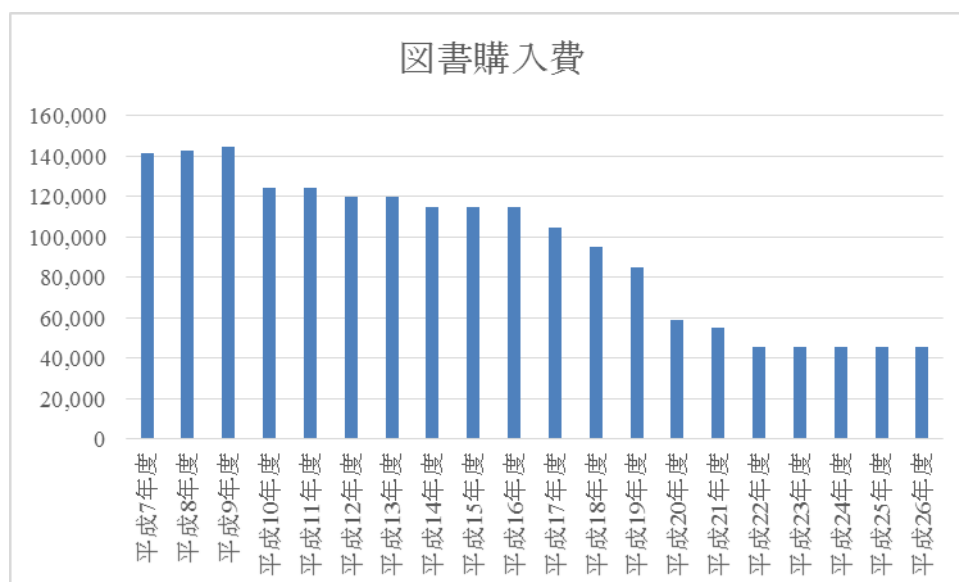
民の要求に応えるために「幅広い蔵書構成が不可欠」としている。

そのために新刊図書の70%を購入（約1億円の予算が必要）することを目標としていた。しかし、現在は図書購入費が低く抑制されているため「必要な図書を広く収集する」ということにしている。

(2) 図書購入費の推移

平成26年度からさかのぼること20年間の図書購入費は下のグラフに示した通りである。

(千円)



この期間で一番多くの図書購入費が計上されたのは平成9年度で、144百万円超であった。しかし、平成15年度からは「財政構造改革プログラム」により、また平成20年度からは「新たな財政構造改革プログラム」により図書購入費が抑制された。

現在は45,500千円まで縮減しており、平成9年の3分の1以下となっている。

(3) 収集すべき図書の方針

過年度においては新刊図書の70%を購入することが可能な予算であったが、直近の状況からは、それは到底不可能である。必要と思われる図書を幅広く購入しようとしてもその半数以上を諦めざるを得ない。それにもかかわらず県立図書館は、従来通り

の「幅広く購入する」という方針を維持しようとしている。

本来「方針」とは、ものごとに迷った場合の選択に資するよう方向性を明確に示すものでなければならぬと考える。購入すべき図書（新刊図書の70%）を「幅広く」購入できない現状においては、県立図書館の特性、強みを十分に検討したうえで集中して購入すべき図書（群）を選択し、それを新しい「方針」として打ち出す必要があると考える。

市町立図書館の関係においても、「資料収集について市町立図書館との分担収集という考え方はしていない」としているが、それは蔵書構成方針に従い県立図書館が網羅的に収集する、ということを前提としている。今日この「網羅的収集」が不可能である現実を鑑み、県立図書館が選択と集中の方針を明確にすることで、資料収集における市町立図書館との連携も可能となり、県民のより幅広い要求に応えられることにつながるものとする。

2.3.3 実際の図書購入について

(1) 図書の購入先

直近3事業年度の図書の購入先は、入札により「滋賀県書店商業組合」（以下「書店商業組合」という。）になった。書店商業組合とは、滋賀県内において書籍、雑誌などの小売業を営む事業者（書店）を組合員と定めた法律に基づく、県内唯一の出版小売業の団体である。ただし、全ての図書を書店商業組合から購入するのではない。

特殊な書籍などで特定の書店や出版社からしか購入できないものは、そこから購入する。特別な有利な条件で購入できる場合も、そこから購入する。

直近3事業年度の書店商業組合とその他からの購入は以下のとおりである。

(千円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
滋賀県書店商業組合	44,800	98%	44,597	98%	44,615	98%
その他	700	2%	903	2%	885	2%
計	45,500	-	45,500	-	45,500	-

書店商業組合以外の購入先は各年度とも19先であったが、購入額は少額である。

(2) 平成 26 年度の取引

平成 26 年度末（2 月）に特殊な書籍を販売している A 社から、かなり有利な価格（A 社の通常価格の 4 割引き）での販売の申し出があり、急遽購入することとした。一冊の価格は税込みで 1,944 円（すべて同じ価格）で、65 冊（126,360 円）を購入した。この取引による購入額は、年間の書店商業組合以外からの取引としては比較的大きいものといえる。

さて、平成 26 年度の取引（購入）はこれが最後である。この取引により、県立図書館の平成 26 年度の図書購入費は予算と同額の 45,500,000 円となった。1 円の違いもなく、である。

(3) 購入図書の選定について

県立図書館の図書購入の手続きのなかに図書の選定がある。蔵書構成方針からも当該図書選定手続きは図書構成の要であるといっている。図書購入手続きで重要なものとして「選定会議」がある。各出版社から取次店をとおして、または直接に新刊出版情報が県立図書館に寄せられ、選定会議にかけられる。選定会議は、毎週金曜日に開催され、館長以下各課選書担当者 5 人が 1 日をかけて選定作業を行う。

さて、平成 26 年度の図書購入について再度検討するが、やはり購入額が予算額と 1 円も変わらないという事実は通常でない。平成 26 年度の図書購入冊数は 17,056 冊である。週当りで計算すると 328 冊。毎週の選定会議でこれだけ図書の購入を厳格に検討した結果、偶然、年間の購入額が予算通り 45,500,000 円でした、ということは絶対に考えられない。ちなみに平成 24 年度も平成 25 年度も同じ事実が生じている。

平成 26 年度について、予算と一致するよう書店商業組合以外のところから購入し（書店商業組合は入札で購入取引の額が決められているため）、値引き等で調整しているのかと考えたが、調査した範囲（期末に近い取引）ではそのような事実はなく、通常価格で取引をしていた。

蔵書構成方針に基づき厳正に図書選定を行っているのにもかかわらず、予算額と 1 円まで合致するように図書を購入することは可能か。図書選定と予算合致のどちらを優先しているのか、という思いが残る。1 円も違わず予算に合致させるための労力も

無駄ではないか。

(4) 証憑の保管について

期末の A 社との取引であるが、期末日までに納品されている、つまり平成 26 年度の購入額として計上することが正しい、という確証を得ることができなかった。

当該購入取引が平成 27 年 3 月 31 日までに行われたことについて証明するものは、請求書に押印された手書きの日付(平成 27 年 3 月 31 日)と担当者の押印のみである。通常、期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるので、それを証明するために、取引先から発行された日付の記載された送り状や納品書(受領日を明確にするための受付印を押印)などを証拠資料として保管しなければならない。しかし、当該証憑はなく、「破棄した」ということである。通常監査ではこのようなことは認められない。なお、当該請求書にかかる支払決済の起案は平成 27 年 4 月 10 日に行われている。

2.4 スポーツ施設について

2.4.1 施設の収支

(1) (公財) 体育協会と指定管理施設

今回監査対象とした滋賀県のスポーツ施設7施設のうち6施設は(公財)体育協会が指定管理者として単独もしくはグループで選定されている。滋賀県立のスポーツ施設は他に、長浜ドーム、アイスアリーナ、彦根総合運動場、伊吹運動場の4つがあるが、このうち伊吹運動場以外は(公財)体育協会が指定管理者(グループ)である。

(公財)体育協会とは、「滋賀県のスポーツを統括する組織として、スポーツを総合的に振興することにより、県民の体力向上・健康の保持増進ならびにスポーツ精神の涵養を図り、もって明るく豊かで活力ある社会の実現に寄与する」ことを目的とし、大正14年に設立された団体である。平成24年に公益財団法人として認定された。滋賀県はその73.9%を出資している。

(公財)体育協会と滋賀県の間を収支で見ると以下のとおりである。

(千円)

体育振興費(滋賀県スポーツ健康課)		⇒	正味財産増減計算書(体育協会)	
委託費	354,665	⇒	施設管理料収益	350,778
負担金補助及び交付金	252,993	⇒	受取県補助金	164,415

これによると、滋賀県の体育振興費のうち委託費で99%が、負担金補助及び交付金で65%が(公財)体育協会に支出されていることがわかる。

(2) 平成26年度の各施設の収支状況

(公財)体育協会が単独もしくはグループで指定管理する施設の平成26年度の収支は以下のとおりである。

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
収入	60,392	53,842	78,567	48,838	41,618	16,254
支出	65,982	56,811	66,692	49,227	48,847	14,076
収支	▲5,590	▲2,969	11,875	▲390	▲7,229	2,178

各施設にかかる指定管理料および収入に占める割合は以下のとおりである。

(千円)

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
指定管理料	35,237	19,796	53,350	34,552	29,384	-
収入指定管理料割合	58%	37%	68%	71%	71%	0%

これを見るとスポーツ会館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場の指定管理料の割合が高く、県立体育館、県立武道館の割合は低い。柳が崎ヨットハーバーは指定管理料がない(0円)。

指定管理料割合の高低は、逆に言えば各施設における施設使用料収入の多寡による。各施設の収入の内訳と施設利用料収入の割合は以下のとおりである。

(千円)

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
施設利用料収入	24,882	34,015	23,493	14,136	11,432	16,173
共益費分担金収入	272	31	1,724	149	802	81
施設管理料収入	35,237	19,796	53,350	34,552	29,384	-
受取利息	1	-	0	0	0	0
計	60,392	53,842	78,567	48,838	41,618	16,254
施設利用料収入割合	41%	63%	30%	29%	27%	100%

(公財) 体育協会が指定管理する 6 施設のうち、単独で運営管理しているのは栗東体育館のみである。他 5 施設はグループまたは共同で運営管理している。

県立体育館および県立武道館は(株)NTTファシリティーズとグループを組み運営管理している。スポーツ会館は日本管財(株)とグループで運営管理している。琵琶湖漕艇場は瀬田町漁業協同組合コンソーシアムと共同で運営管理している。柳が崎ヨットハーバーは(特非)滋賀県セーリング連盟とグループで運営管理している。

グループまたは共同で運営管理している先へは(公財)体育協会から業務分担金が支払われる。平成 26 年度の各金額と指定管理料と比較した割合は以下のとおりである。

(千円)

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
連携分担金	12,164	15,330	4,517	-	1,050	2,400
指定管理料分担金割合	35%	77%	8%	-	4%	-

分担金は実際に業務を委託した金額に基づいて詳細に算定されている。

平成 26 年度で見た場合県立武道館が突出して多く、その次が県立体育館である。この 2 施設は平成 25 年度、平成 24 年度も比較的大きな割合が支出されている。

栗東体育館は連携していないので当然に 0 円 (0%) であり、柳ヶ崎ヨットハーバーは指定管理料収入が 0 円なので割合を計算することができない。

次に支出であるが、大きく事業支出と管理支出に区分できる。

事業支出は事業に直接要した支出であり、管理支出は協会本部において当該施設に費やした支出である。

平成 26 年度の各施設の支出金額および管理支出の割合は以下のとおりである。

(千円)

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
事業費支出	62,338	54,728	61,486	46,104	45,724	13,556
管理費支出	3,643	2,083	5,206	3,123	3,123	520
計	65,982	56,811	66,692	49,227	48,847	14,076
管理費支出割合	6%	4%	8%	6%	6%	4%

支出金額のうち大きな割合を占めるのは人件費支出である。

人件費支出には、福利厚生費支出、臨時雇用法定福利費支出、臨時雇用金支出、役員報酬支出、役員法定福利費支出、職員給与手当支出、職員法定福利費支出、職員退職給付費用支出、そして管理費の人件費支出がある。「臨時雇用」とは、臨時職員、日々雇用職員をいう。「役員」とは、理事長および常務理事をいう。「職員」は正職員、嘱託、嘱託員をいう。

平成 26 年度の各施設の人件費および支出に占める人件費の割合は以下のとおりである。

(千円)

	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳ヶ崎ヨットハーバー
臨時雇用法定福利費	0	1	-	-	1	251
臨時雇用金	149	322	-	-	581	1,664
職員給与手当	24,587	14,259	31,196	24,998	27,830	2,261
職員法定福利費	3,842	2,215	4,731	3,892	4,140	311
職員退職給付費用	1,518	720	2,574	1,440	1,560	-
管理人件費	3,493	1,997	4,991	2,994	2,994	499
計	33,589	19,513	43,493	33,324	37,106	4,985
人件費支出割合	51%	34%	65%	68%	76%	35%

各施設とも福利厚生費支出および役員報酬支出、役員法定福利費支出はない。

人件費支出の割合が 50%未満なのは県立武道館と柳が崎ヨットハーバーだけである。県立体育館と県立武道館は一つの管理センターの下で管理されている。両者の人件費支出割合が比較的小さいのは、支出に占める連携分担金の割合が多いことが考えられる。人件費支出に占める管理人件費（（公財）体育協会の本部において当該施設の管理運営事業を行った職員分）は概ね 10%程度である。

(3) 直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の各施設の収支状況

① 県立体育館

県立体育館の直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

<収支>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	70,808	71,315	60,392
支出	63,677	73,040	65,982
収支	7,131	▲1,725	▲5,590

<指定管理料>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	43,929	43,864	35,237
収入指定管理料割合	62%	62%	58%
連携分担金	11,584	11,584	12,164
指定管理料分担金割合	26%	26%	35%

平成 26 年度の収入が大きく減少しているのは指定管理料が減少したことによる。これは、平成 26 年度から平成 30 年度にかけての指定管理者募集に際し、（公財）体育協会グループが指定管理料を大幅に減額する提案を行ったためである。

県立体育館の直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

<収入内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	26,878	27,450	24,882
共益費分担金収入	-	-	272
施設管理料収入	43,929	43,864	35,237
受取利息	1	1	1
計	70,808	71,315	60,392
施設利用料収入割合	38%	38%	41%

<施設利用料内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大競技場	15,260	15,189	13,307
小競技場	5,488	5,231	5,227
個人使用	124	115	134
会議室	1,521	1,793	1,814
付帯設備	4,484	5,122	4,400
計	26,878	27,450	24,882

平成26年度は過去2年度比べて施設利用料収入が減少している。主な要因は「大競技場」の利用が減少していることによる。また、施設の特徴から「個人使用」が極端に少ないことも見て取れる。

平成26年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(人)	(円)	(円)	(人)
施設	施設利用料	利用人数	1日当り利用料	1人当り利用料	1日当り人数
大競技場	13,307	66,905	44,356	199	223
小競技場	5,227	20,941	17,423	250	70
個人使用	134	363	446	369	1
会議室	1,814	6,405	6,048	283	21
付帯設備	4,400	-	14,667	-	-
計	24,882	94,614	82,941	263	315

上記表の「1日当り」の計算は簡便的に年間を300日として計算している。

これによると1日当りの利用人数は315人、1人当りの利用料は263円である。

県立体育館の直近3事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

<支出内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	60,873	69,477	62,338
管理費支出	2,803	3,563	3,643
計	63,677	73,040	65,982

< 人件費内訳 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	-	124	0
臨時雇用金	-	840	149
職員給与手当	19,198	26,927	24,587
職員法定福利費	2,883	4,062	3,842
職員退職給付費用	720	1,440	1,518
管理人件費	2,577	2,776	3,493
計	25,378	36,170	33,589
人件費支出割合	40%	50%	51%

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、指定管理料に変動がないにもかかわらず職員給与手当が増加しているのは、以下の理由による。平成 24 年度は、平成 23 年度末に体育館で重要な職務を担っていた職員が定年を待たず退職した。急な退職の申し出であり、また平成 24 年度に新たな職員を採用できなかったことから、退職者と同様の重要なポストに就ける（公財）体育協会本部事務局の職員を一時的に補充した。平成 25 年度は人事交流による配置に戻したため平成 24 年度と比較して増加した。

平成 26 年度は、補助金対象職員の年度途中の死亡に伴い、県立体育館指定管理料対象の事務局職員が補助金対象職員となった。そのため平成 26 年度の職員給与手当が平成 25 年度と比較して減少した。

なお「人事交流」や「補助金対象職員」等の詳細については後述する。

② 県立武道館

県立武道館の直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

< 収支 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	56,895	58,902	53,842
支出	56,655	55,435	56,811
収支	240	3,466	▲2,969

< 指定管理料 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	23,840	23,692	19,796
収入指定管理料割合	42%	40%	37%
連携分担金	15,815	15,805	15,330
指定管理料分担金割合	66%	67%	77%

平成 26 年度の収入が大きく減少しているのは、県立体育館と同様に指定管理料が

減少したことによる。これは、平成 26 年度から平成 30 年度にかけての指定管理者募集に際し、(公財) 体育協会グループが指定管理料を大幅に減額する提案を行ったためである。

県立武道館の直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

(千円)

<収入内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	33,055	35,209	34,015
共益費分担金収入	-	-	31
施設管理料収入	23,840	23,692	19,796
受取利息	-	-	-
計	56,895	58,902	53,842
施設利用料収入割合	58%	60%	63%

(千円)

<施設利用料内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
剣道場	4,794	4,832	4,965
柔道場	4,283	4,542	4,246
弓道場	2,989	2,986	2,968
相撲場	106	354	170
個人	347	293	410
会議室	1,970	2,237	2,678
駐車場	14,781	16,300	14,678
付帯設備	3,784	3,665	3,900
計	33,055	35,209	34,015
駐車場収入比率	26%	28%	27%

県立武道館は、今回監査対象となった(公財)体育協会管理施設の中で、指定管理料のない柳が崎ヨットハーバーを除き、唯一、施設利用料収入が指定管理料を上回っている施設である。施設利用料の内訳からは、相撲場と個人利用が極端に少ないのがわかる。また駐車場収入が施設利用料収入の中で大きな割合を占めることがわかる。

平成 26 年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円) 施設利用料	(人) 利用人数	(円) 1日当り利用料	(円) 1人当り利用料	(人) 1日当り人数
剣道場	4,965	15,564	16,550	319	52
柔道場	4,246	26,865	14,154	158	90
弓道場	2,968	11,051	9,893	269	37
相撲場	170	1,098	568	155	4
個人	410	811	1,367	506	3
会議室	2,678	14,832	8,926	181	49
駐車場	14,678	19,886	48,926	738	66
付帯設備	3,900	-	12,998	-	-
計	34,015	90,107	113,382	377	300

上記表の「1日当り」の計算は簡便的に年間を300日として計算している。

これによると1日当りの利用人数は300人、1人当りの利用料は377円である。

県立武道館の直近3事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

<支出内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	54,749	53,400	54,728
管理費支出	1,906	2,036	2,083
計	56,655	55,435	56,811

<人件費内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	-	-	1
臨時雇用金	-	-	322
職員給与手当	13,820	14,940	14,259
職員法定福利費	2,079	2,276	2,215
職員退職給付費用	720	720	720
管理人件費	1,717	1,586	1,997
計	18,336	19,522	19,513
人件費支出割合	32%	35%	34%

③ スポーツ会館

スポーツ会館の直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

<収支>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	76,950	77,483	78,567
支出	67,166	76,087	66,692
収支	9,785	1,396	11,875

< 指定管理料 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	53,000	53,000	53,350
収入指定管理料割合	69%	68%	68%
連携分担金	4,232	4,392	4,517
指定管理料分担金割合	8%	8%	8%

スポーツ会館の直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

< 収入内訳 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	23,950	23,211	23,493
共益費分担金収入	-	1,272	1,724
施設管理料収入	53,000	53,000	53,350
受取利息	0	0	0
計	76,950	77,483	78,567
施設利用料収入割合	31%	30%	30%

< 施設利用料内訳 >

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A測定室	185	202	182
B測定室	719	696	469
トレーニング室	13,086	12,951	13,476
アリーナ	3,871	3,863	3,470
会議室	1,898	1,857	1,914
宿泊室	4,070	3,550	3,907
付帯設備	121	92	75
計	23,950	23,211	23,493

この3期間、施設利用料収入はなだらかに推移している。施設別に見ると、A測定室、B測定室の利用が少ないことと、B測定室の利用が減少していることがわかる。

平成26年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(人)	(円)	(円)	(人)
	施設利用料	利用人数	1日当り使用料	1人当り使用料	1日当り人数
A測定室	182	499	608	366	2
B測定室	469	667	1,562	702	2
トレーニング室	13,476	35,460	44,921	380	118
アリーナ	3,470	20,355	11,565	170	68
会議室	1,914	14,848	6,379	129	49
宿泊室	3,907	2,068	13,023	1,889	7
付帯設備	75	-	251	-	-
計	23,493	73,897	78,309	318	246

上記表の「1日当り」の計算は簡便的に年間を300日として計算している。

これによると1日当りの利用人数は246人、1人当りの使用料は318円である。

スポーツ会館の直近3事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

(千円)

<支出内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	63,132	71,505	61,486
管理費支出	4,033	4,583	5,206
計	67,166	76,087	66,692

(千円)

<人件費内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	-	-	-
臨時雇用金	-	-	-
職員給与手当	31,434	29,570	31,196
職員法定福利費	4,626	4,514	4,731
職員退職給付費用	1,080	1,080	2,574
管理人件費	3,865	3,571	4,991
計	41,006	38,734	43,493
人件費支出割合	61%	51%	65%

平成25年度の事業費支出が大きいのは、什器備品支出（測定機器、トレーニングマシン他）が平成26年度より10百万円（支出額11百万円）大きいことによる。

④ 栗東体育館

栗東体育館の直近3事業年度（平成24年度から平成26年度まで）の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

(千円)

<収支>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	45,941	49,436	48,838
支出	45,554	48,384	49,227
収支	387	1,051	▲390

(千円)

<指定管理料>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	33,193	35,426	34,552
収入指定管理料割合	72%	72%	71%
連携分担金	-	-	-
指定管理料分担金割合	0%	0%	0%

栗東体育館は（公財）体育協会が単独で指定管理している施設のため連携分担金はない。

栗東体育館の直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

<収入内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	12,748	13,933	14,136
共益費分担金収入	-	76	149
施設管理料収入	33,193	35,426	34,552
受取利息	0	0	0
計	45,941	49,436	48,838
施設利用料収入割合	28%	28%	29%

<施設利用料内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アリーナ	10,766	11,589	11,937
会議室	1,202	1,364	1,223
トレーニング室	168	149	205
付帯設備	611	831	771
計	12,748	13,933	14,136

平成 24 年度から平成 26 年度にかけてアリーナの利用料が順調に増加している。これは、平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、ダブルダッチ、アクロバットなど県外の個人利用が増えたこと、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、消費税増税による利用料金の見直しに伴い利用料金が値上げになったことによる。

平成 26 年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(人)	(円)	(円)	(人)
	施設利用料	利用人数	1日当り使用料	1人当り使用料	1日当り人数
アリーナ	11,937	39,610	39,791	301	132
会議室	1,223	8,202	4,078	149	27
トレーニング室	205	834	683	246	3
付帯設備	771	-	2,569	-	-
計	14,136	48,646	47,121	291	162

上記表の「1日当り」の計算は簡便的に年間を 300 日として計算している。

これによると 1 日当りの利用人数は 162 人、1 人当りの使用料は 291 円である。

栗東体育館の直近 3 事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

< 支出内訳 > (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	42,865	46,348	46,104
管理費支出	2,689	2,036	3,123
計	45,554	48,384	49,227

< 人件費内訳 > (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	-	359	-
臨時雇用金	-	2,468	-
職員給与手当	23,725	20,420	24,998
職員法定福利費	3,578	3,184	3,892
職員退職給付費用	1,003	1,032	1,440
管理人件費	2,577	1,586	2,994
計	30,882	29,049	33,324
人件費支出割合	68%	60%	68%

平成24年度から平成26年度にかけての職員給与手当の変動は以下の理由による。

平成24年度は職員1人、嘱託(OB)1人、嘱託員3人の計5人の勤務体制であったが、平成25年度は職員2人、嘱託(OB)1人、嘱託員2人、臨時職員1人の計6人の勤務体制となった。また2人の嘱託員のうち1人が8月末日で退職し、その補充を臨時職員で行った。このため平成25年度は平成24年度と比較し嘱託員1人分の給与と嘱託員7か月分の給与が減額となった。

平成26年度は通常の嘱託員3人の勤務体制で行ったので、平成25年度と比較して職員給与手当が増加した。

⑤ 琵琶湖漕艇場

琵琶湖漕艇場の直近3事業年度(平成24年度から平成26年度まで)の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

< 収支 > (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	38,581	37,988	41,618
支出	40,955	41,848	48,847
収支	▲2,374	▲3,860	▲7,229

< 指定管理料 > (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	28,500	28,700	29,384
収入指定管理料割合	74%	76%	71%
連携分担金	-	465	1,050
指定管理料分担金割合	0%	2%	4%

琵琶湖漕艇場の直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

<収入内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	10,081	8,852	11,432
共益費分担金収入	-	436	802
施設管理料収入	28,500	28,700	29,384
受取利息	0	0	0
計	38,581	37,988	41,618
施設利用料収入割合	26%	23%	27%

<施設利用料内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
艇庫使用料	986	974	1,147
艇使用料	4,208	3,725	4,661
設備用具使用料	1,289	882	1,229
宿泊料	1,716	1,607	2,315
会議室使用料	478	389	538
付帯設備使用料	1,405	1,274	1,541
計	10,081	8,852	11,432

平成 24 年度から平成 26 年度にかけての施設利用料収入の変動は以下の理由による。

平成 25 年度は、平成 25 年 9 月の台風 15 号の大雨により琵琶湖の水位が上昇し、瀬田川洗堰の全開放流が約 2 週間継続された。これにより予定されていた大会が 3 大会中止となり、例年より施設使用料（件数、人数）が減少した。

平成 26 年度は平成 25 年度に比べ施設の利用件数が 3,800 件増加した。増加の内訳は、艇庫保管件数が 1,518 件増、艇利用件数が 938 件増、設備用具件数が 729 件増、付帯設備件数が 578 件増である。

平成 26 年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(件)	(人)	(円)	(円)	(円)	(人)	(人)
施設	施設利用料	利用件数	利用人数	1日当使用料	1件当使用料	1人当使用料	1日当件数	1日当人数
艇庫使用料	1,147	5,903	-	3,824	194	-	20	-
艇使用料	4,661	4,970	24,202	15,536	938	193	17	81
設備用具使用料	1,229	2,811	-	4,097	437	-	9	-
宿泊料	2,315	-	1,583	7,718	-	1,463	-	5
会議室使用料	538	327	5,380	1,793	1,645	100	1	18
付帯設備使用料	1,541	2,704	3,935	5,138	570	392	9	13
計	11,432	16,715	35,100	38,105	684	326	56	117

琵琶湖漕艇場の直近 3 事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

(千円)

<支出内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	39,163	39,301	45,724
管理費支出	1,792	2,547	3,123
計	40,955	41,848	48,847

(千円)

<人件費内訳>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	167	2	1
臨時雇用金	1,734	578	581
職員給与手当	21,983	22,180	27,830
職員法定福利費	3,189	3,440	4,140
職員退職給付費用	1,440	1,440	1,560
管理人件費	1,717	1,984	2,994
計	30,231	29,624	37,106
人件費支出割合	74%	71%	76%

平成 25 年度に比べ平成 26 年度の職員給与手当および管理人件費が増加しているのは以下の理由による。

平成 24 年度は国体の成績を上げるため、県の湖上スポーツ育成・強化事業としてボート、カヌー、アカデミーを toto による支援で開催したが、平成 25 年度に toto の支援が打ち切られた。平成 25 年度は事業を琵琶湖漕艇場独自で継続して行うため、湖上スポーツの経験豊富な職員を一時的に事務局から派遣した。そのため平成 25 年度は平成 24 年度に比べ人件費が減少したが、平成 26 年度は事業継続のめどが立ち体制を元に戻したことにより人件費が増加した。

⑥ 柳が崎ヨットハーバー

柳が崎ヨットハーバーの直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の収支状況および指定管理料は以下のとおりである。

(千円)

<収支>	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	18,662	15,910	16,254
支出	16,809	12,213	14,076
収支	1,852	3,697	2,178

<指定管理料> (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	-	-	-
収入指定管理料割合	0%	0%	0%
連携分担金	2,400	2,400	2,400
指定管理料分担金割合	-	-	-

柳が崎ヨットハーバーは、指定管理料 0 円で運営管理されている。そのため連携分担金の指定管理料に占める割合は算定できない。

柳が崎ヨットハーバーの直近 3 事業年度の収入の内訳および施設利用料の内訳は以下のとおりである。

<収入内訳> (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用料収入	18,662	15,858	16,173
共益費分担金収入	-	52	81
施設管理料収入	-	-	-
受取利息	0	0	0
計	18,662	15,910	16,254
施設利用料収入割合	100%	100%	100%

<施設利用料内訳> (千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
艇庫使用料	11,657	11,707	11,753
斜路・栈橋使用料	4,498	1,691	1,712
光熱水費分担金	105	110	113
付帯設備使用料	21	16	57
駐車場使用料	2,381	2,333	2,537
計	18,662	15,858	16,173
駐車場収入比率	13%	15%	16%

平成 24 年度の斜路・栈橋使用料が平成 25 年度、平成 26 年度に比べ大きいのは、平成 24 年度に全国大会が 2 大会（第 22 回全日本 A 級ディンギー選手権、第 77 回全日本学生ヨット選手権）開催されたためである。

平成 26 年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(件)	(人)	(円)	(円)	(人)
施設	施設利用料	利用件数	利用人数	1日当使用料	1人当使用料	1日当り人数
艇庫使用料	11,753	41	10,329	39,178	1,138	34
斜路・栈橋使用料	1,712	49	838	5,707	2,043	3
光熱水費分担金	113	109	-	376	-	-
付帯設備使用料	57	573	573	191	100	2
駐車場使用料	2,537	2,677	2,677	8,458	948	9
計	16,173	3,449	14,417	53,910	1,122	48

柳が崎ヨットハーバーの直近 3 事業年度の支出の内訳および人件費の内訳は以下のとおりである。

<支出内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費支出	16,362	11,705	13,556
管理費支出	447	508	520
計	16,809	12,213	14,076

<人件費内訳>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨時雇用法定福利費	242	119	251
臨時雇用金	2,602	1,523	1,664
職員給与手当	4,237	2,019	2,261
職員法定福利費	637	261	311
職員退職給付費用	-	-	-
管理人件費	429	396	499
計	8,147	4,317	4,985
人件費支出割合	48%	35%	35%

平成 24 年度は正職員 1 人配置、平成 25 年度、平成 26 年度は嘱託員 1 人配置のため人件費に差が生じている。

⑦ 県立ライフル射撃場

県立ライフル射撃場の直近 3 事業年度（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の収支の状況は以下のとおりである。

<収支>

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	585	750	422
支出	821	999	550
収支	▲237	▲249	▲128

指定管理料は 0 円であり、収入はすべて施設利用料収入である。

同期間の施設利用料収入の内訳は以下のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
射場使用料	409	575	422
教習射撃料等	175	175	-
計	585	750	422

平成26年度の施設の利用状況と施設利用料の関係は以下のとおりである。

施設	(千円)	(人)	(円)	(円)	(人)
施設	施設利用料	利用人数	1日当り利用料	1人当り利用料	1日当り人数
射場使用料	422	871	1,406	484	3

施設の利用料金は、1日当り高校生が210円、一般は県内が750円、県外が1,000円である。

2.4.2 (公財) 体育協会が管理する施設の人件費について

(1) (公財) 体育協会の収益と人件費支出

(公財) 体育協会の平成26年度の正味財産増減計算書によると、経常収益963百万円を構成する主なものは、事業収益352百万円(うち施設利用収益280百万円)、受託事業収益355百万円(うち施設管理料収益351百万円)、受取補助金等229百万円(うち県補助金164百万円)である。つまり県からの資金(施設管理料、県補助金等)を5億円以上受け取っている。

これらの資金の使途でもっとも大きい支出は人件費支出で、主なものとして職員給与手当(事業費300百万円、管理費4百万円)、役員報酬(事業費8百万円、管理費1百万円)がある。

つまり、人件費の財源には県が指定管理料として支出しているものと補助金として支出しているものがあり、実際、これら2つの資金は区分されて運用されている。

(2) 補助金と人事交流について

滋賀県からの人件費にかかる補助金は(公財)体育協会に勤務している人に紐づけられている。県補助金の人件費負担内訳は、100%負担、90%負担、50%負担、上限200万円(手当を除く)負担、上限169万円(手当を除く)負担などがある。

また（公財）体育協会では指定管理施設と協会本部事務局の「人事交流」を行っており、これには補助金対象者も含まれる。人事交流とは、（公財）体育協会の事務職員が、受託している各施設で勤務することにより、より広い視野を持てることから、各施設で勤務するものと本部で指定管理施設を担当するものやその他職員（県民の体力向上・健康の保持増進ならびにスポーツ精神の涵養を図り、もって明るく豊かで活力のある社会の実現を図る職員）とが一体となって、知識や経験を共有するために交流することをいう。

つまり、指定管理業務を行うものとして、現地で勤務するものだけでなく協会本部で勤務するものも含まれることになる。

指定管理業務にかかる勤務実態と実績報告、財源（「補助金」、「指定管理料（直接費）」、「指定管理料（間接費）」）の関係は以下の表のとおりである。

当該表は、（公財）体育協会からスポーツ健康課を經由して提出されたもので、監査人が一部加工（個々人の給与の金額を伏す）をした。

A.平成26年度 人事交流で施設勤務になっても補助金から給料等が支払われる職員

氏名	勤務実態	実績報告			給与			
		指定管理	補助金	補助金	間接費	補助金	指定管理	計
A氏	長浜ドーム		○	50%	○	○		○
B氏	事務局		○	50%	○	○		○
C氏	管理センター		○	50%	○	○		○
D氏	彦根総合運動場		○	50%	○	○		○
E氏	事務局		○	90%	○	○		○
F氏	管理センター		○	100%		○		○
G氏	事務局		○	100%		○		○
H氏	事務局		○	100%		○		○
I氏	事務局		○	100%		○		○
J氏	事務局		○	200万	○	○		○
K氏	事務局		○	200万	○	○		○
小計					22,136	79,900		107,947

B.補助金と間接費で給料が支払われている職員

氏名	勤務実態	実績報告			給与			
		指定管理	補助金	補助金	間接費	補助金	指定管理	計
L氏	事務局		○	100%		○		○
M氏	事務局		○	100%		○		○
N氏	事務局		○	100%		○		○
O氏	事務局		○	100%		○		○
P氏	事務局		○	170万	○	○		○
Q氏	事務局				○			○
R氏	事務局				○			○
S氏	事務局		○	162万		○		○
T氏	事務局		○	162万		○		○
小計					4,813	24,091		29,582
計					26,949	103,991		137,529

C.人事交流で事務局勤務をし指定管理から給料等が支払われている職員

氏名	勤務実態	実績報告			給与			
		指定管理	補助金	補助金	間接費	補助金	指定管理	計
U氏	事務局	○					○	
V氏	事務局	○					○	
W氏	事務局	○					○	
X氏	事務局	○					○	
計							32,563	

この表の見方は以下のとおりである。

まず記載された人たちのうち勤務実態の列が事務局以外の人指定管理業務に従事している。また勤務実態が事務局勤務であっても、一部指定管理業務に従事している人もいる。これ以外で指定管理業務に従事している人は、直接施設で勤務している人（かつ、補助金の対象者でない人）である。事務局において業務を行っているが前述の補助金等に関係ないものはこの表に含まれていない。

「勤務実態」の列は実際に勤務している場所を表している。ここに「事務局」と記載されている人たちは協会本部で勤務している人である。

「実績報告」の列で「指定管理」は、指定管理者の事業報告の収支報告に「事業費支出」または「管理費（間接費）支出」として計上されていることを意味している。ただし、指定管理者の事業報告には「給与」の列の「間接費」に「○」した人たちの人件費も「管理費支出」に計上されている。

「補助金」の列は2つあるが、左の列は補助金の対象者、右の列は補助金が支払われる割合等である。

「給与」の列は財源を表している。

提出された元資料の「給与」列には個々人の具体的な金額が記載されていたが、それを開示する必要性がないと判断したことと、一部金額に不整合があったので、合計額のみを開示することとした。

なお、先にも指摘したが、間接費は施設の収支報告に「管理費支出」として計上されているため、正しくは指定管理の列に記載すべきではないかと考える。また「C. 人事交流で事務局勤務をし、指定管理から給料等が支払われている職員」の表は、「指定管理」の列には金額の記載があるが「計」の列には（財源が指定管理料なので）金額の記載がない。

(3) 各施設の収支報告における問題点

① 該当施設の収支報告は勤務実態を表していない

人事交流により施設から本部へ、また本部から施設へ移動した職員にかかる人件費は、収支報告上は、もともと配置されていた場所で計上されている。つまり、施設へ移動した本部職員の人件費は協会本部で、本部へ移動した施設職員の人件費は施設で計上される。当該施設の収支報告における人件費は、勤務場所と一致していない。

このような会計処理が行われるのは、補助金が人に紐づいており、また補助金が本部（(公財) 体育協会の正味財産増減計算書）で計上されるためである。

なお、人事交流は対等（ほぼ同じ職階）の職員間で行われるため、この会計処理により施設の収支が大きく違う結果となることはない。

② 各施設に配賦される間接費が実際の従事割合により計算されていない

本部で各施設にかかる業務を行うとされ、その人件費が間接費（施設の収支報告上は管理費の人件費支出）として各施設に配賦される人が補助金対象であった場合、その配賦金額は各人の給与から補助金を差し引いたもので計算されている。

これは、補助金を差し引いた金額を施設にかかる業務の従事割合と見做したことによる処理である。実際の従事割合は計算されていないので、当該金額の妥当性は不明であり、施設の収支報告にある人件費支出が勤務実態を厳密な意味で表しているとは言えない。

2.5 管理上の問題点について

2.5.1 県立ライフル射撃場

(1) 現金の管理

県立ライフル射撃場の指定管理は、特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会（以下「(特非)ライフル協会」という。）が行っている。実際の射撃場の管理運営は(特非)ライフル協会の責任者（理事長）が一人で行っている。

責任者は射撃場に常駐するのではなく、利用の申し出があったときに施設に赴く。

県立ライフル射撃場の施設利用料は、基本的に当日現金で利用者から徴収する。しかし、射撃場に金庫がないため自宅に持ち帰り保管する。自宅で預かっている現金は数日分まとめて(特非)ライフル協会の通帳に入金する。施設には「現金出納帳」が備わっていない。したがって、当日、実際にいくら収入があり、結果残高がいくらであるのか、またいくら金融機関に預け入れたのか、などが不明である。(特非)ライフル協会の通帳には施設以外の入出金があり、当該施設の出納を区分することは困難である。以上のことから、県立ライフル射撃場の現金管理は問題があるといえる。

また「指定管理者募集要項」には、管理業務にかかる収支がわかるように資金については独立した口座で管理すること、その他の業務と区分して経理すること、などが定められている。この定めにも反した管理がなされている。

(2) 記録簿および収支報告

日々の施設の利用人数および利用料は、滋賀県スポーツ健康課に提出される「滋賀県立ライフル射撃場使用者報告書」に記録され、月次で報告される。このほかにも月次の資料として「府県施設使用報告」（使用者、使用人数、利用金額を記載）がある。また利用者が使用の都度自ら記載する「滋賀県立ライフル射撃場使用名簿」もある（しかしこれは他の記録簿と整合しない部分もあり信憑性に欠ける）。滋賀県立ライフル射撃場使用者報告書には、AR（エアライフル）とSB（スモールポアライフル）の区分、県内と県外の区分、中高生と一般の区分で、使用人数と使用金額が日別に記載される。

しかしこの「使用金額」は実際に収受した金額ではない。例えば、(特非)ライフル

ル協会の会員が施設を使用した場合、会員からは協会が年会費を収受しているため、使用料の累計額が年会費に到達するまで使用料を徴収しない。その場合、当該報告書には条例に従った所定の料金を徴収したように金額を記載する。したがって当該報告書の使用料金と実際の収入は異なる。また、当該報告書の数字をもとに年次の収支報告が作成されるので、年次の収支報告も実際と異なることになる。

なお会費の範囲内なら無料とする徴収方法は条例に従った所定の徴収方法にも反している。さらに個々の利用料金が年会費に到達したかどうかの消込も実際はなされていない。

2.5.2 柳が崎ヨットハーバー

(1) 料金徴収管理

柳が崎ヨットハーバーの事業報告書における斜路栈橋使用料の計上額を一人当たり単価で割り込んだ利用者数と事業報告書の利用者数が一致しないため、その内容を確認したところ、「申込時に利用艇数を確認し、利用料金を計算し徴収しております。その時に利用者数を申告いただくようにしており、実際の艇数と利用者人数に差異が生じております。」また、「県外利用団体の使用料徴収において、本来の使用料より490円分の過徴収であることがわかりました。過徴収分の使用料については、利用団体に返金の手続きを進めます。今後は、料金の徴収業務について厳重な確認を行い、誤徴収を起ささないよう適正な処理を行います。」との返答をうけた。監査人が内部管理上の不備について、内部統制の整備状況と運用にわけて、問題点と改善案を報告いただくよう依頼した結果、「現在の使用料徴収業務において、施設等使用申込書記入の際、使用料金の根拠となる使用料単価や件数を手書きで行い、使用料金を計算した後、施設使用料を徴収しております。また、終業時に1日の集計を行い収入調書・日計表を作成し、他の職員に確認後支配人に決裁をもらいます。この手順に沿って業務を進めていたのですが、施設等使用申込書記入時に使用料単価を誤記入しており、他の職員による確認の時に計算は合致していたため発見に至りませんでした。対策と致しまして、施設等使用申込書に使用料単価を記載する等記入欄を見直すことで計算間違いが起らないよう改善を施し、複数の目で確認（検算）を確実に実施し、厳

正に処理いたします。」との回答を受けた。当件については、使用料単価を手書きしており、その単価がチェックされていなかったために生じたものであり、過去において同様の誤り等が生じていた可能性がある。

2.6 監査の結果

2.6.1 指摘事項

(1) 元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料の再検討

元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料について再検討すべきである。理由は以下のとおりである。

- ①文化産業交流会館と元気室の機能の違いが分かりにくく、また元気室の機能を効率的・効果的に実現する方法として、元気室を別個に設置する方法以外には言えない。
- ②創造館が草津市に移管され、それに伴う「鑑賞事業」などが実施されないにもかかわらず、県からの指定管理料は前年度とほぼ変わらない状況である。創造館の機能を引き継いだ文化産業交流会館（元気室を含む）の指定管理料については、平成 28 年度からの指定管理に際し見直しが行われているとのことであるが、今後、びわ湖ホールとの 2 館一括管理を行う中で、効率性と効果を追求し、事業と指定管理料の適切な水準について検討していく必要がある。

(2) 県立ライフル射撃場の現金管理

県立ライフル射撃場の施設利用料は、基本的に当日現金で利用者から徴収するが、射撃場に金庫がないため自宅に持ち帰り保管する。自宅で預かっている現金は数日分まとめて（特非）ライフル協会の通帳に入金する。（特非）ライフル協会の通帳には施設以外の入出金があり、当該施設の出納を区分することは困難である。施設は「現金出納帳」を備えていないので、実際の現金の出納は不明である。以上のことから、県立ライフル射撃場の現金管理は問題があるといえる。

また「指定管理者募集要項」には、管理業務にかかる収支がわかるように資金については独立した口座で管理すること、その他の業務と区分して経理すること、などが定められている。この定めにも反した管理がなされている。

(3) 県立ライフル射撃場の収支報告

日々の施設の利用人数および利用料は、滋賀県スポーツ健康課に提出される「滋賀

県立ライフル射撃場使用者報告書」に記録され、月次で報告される。しかし、この報告書に記載されている「使用金額」は実際に収受した金額ではない場合がある。例えば、(特非)ライフル協会の会員が施設を使用した場合、会員からは協会が年会費を収受しているので、使用料の累計額が年会費に到達するまで使用料を徴収しない。その場合、当該報告書には条例に従った所定の料金を徴収したように金額を記載する。したがって当該報告書の使用料金と実際の収入は異なる。また、当該報告書の数字をもとに年次の収支報告が作成されるので、年次の収支報告も実際と異なることになる。

なお会費の範囲内なら無料とする徴収方法は条例に従った所定の徴収方法にも反している。さらに個々の利用料金が年会費に到達したかどうかの消込も実際はなされていない。

(4) 柳が崎ヨットハーバーの料金徴収管理

柳が崎ヨットハーバーの料金徴収業務において、手書きされている使用料単価がチェックされておらず使用料の徴収誤りがあった。内部管理体制に不備があり、過去において徴収誤り等が生じていた可能性がある。再発防止策を検討し改善されたが、引き続き厳正に処理する必要がある。

2.6.2 意見

(1) びわ湖ホールの公益目的事業の収支の改善

びわ湖ホールの公益目的事業は直近3事業年度(平成24年度から平成26年度まで)において每期大きな支出超過を計上している。平成26年度でいうと、公益目的事業の収入(経常収益)が1,372百万円で62百万円の支出超過である。一方、収益事業は収入143百万円で52百万円の収入超過である。

びわ湖ホール運営の基本的な考え方は舞台芸術の振興であり、商業ベースに流されないということは理解できるが、上記の結果は舞台芸術振興のための指定管理料や国等からの補助金を収受したうえでのものである。

公益目的事業における支出超過を少しでも改善する必要がある。そのためには入場料等の収入を増やすとともに徹底した支出の管理と削減が求められる。

(2) 文化産業交流会館の公益目的事業の収支の改善

文化産業交流会館の公益目的事業は相応の指定管理料や補助金等を収受しているにもかかわらず収支差額は大幅な支出超過となっている。平成 26 年度の収支差額は、元気室部分を除き 24 百万円の支出超過である。これに比べ収益事業（貸館等）は収入超過となっている。

公益目的事業は、より収入を確保できるような事業を展開するか、支出（経費）を削減し効率的に事業を運営しなければならない。

(3) びわ湖ホールの自主制作公演の収益率の改善等

びわ湖ホールの自主事業のうち自主制作公演の入場料収入収益率が 27%、補助金等収入と合わせた収益率でも 56% とかなり低い水準である。公益目的事業の赤字の大きな原因であると考えられる。入場者をもっと増やす、入場料を上げる、など入場料収入増加のあらゆる施策を講ずる必要がある。

また自主制作公演にかかる施設利用日数は、稽古等の日数を合わせると 1 公演当り 7.9 日と多い。その間のコストが発生しているとともに、他の貸館公演などができない機会損失も発生している。可能な限り稽古等にかかる施設の利用を控えるべきである。

(4) 声楽アンサンブルの収益力のアップ

声楽アンサンブルは活動するためのコストを十分に補うだけの収益を獲得していない。声楽アンサンブルは、実力にさらなる磨きをかけるとともに、あらゆる施策を講じて知名度のアップを図るべきである。そして、公演日数を増やし、公演の入場者および入場料（単価）を増加させる必要がある。

収支をバランスさせることを目標に設定すればいいと考える。

(5) 文化産業交流会館の会館事業の入場料収入の増加

文化産業交流会館の会館事業を事業ごとに分析してみると、入場者の見込よりも実

際の入場者が少ない事業が多いにもかかわらず全体の事業収入は支出を超過している。これは経費の節減による効果もあるが、予算積算時の精査不足とも受け取れる。

事業実施には不確定要素があることは認めるが、事業の計画時に実際の支出を厳格に見積もる必要がある。同時に入場者数を確保し、入場料収入を増加させることも必要である。

また、事業全体の収支から入場料収入率を計算すると支出の38%（支出には入場料や参加料が無料の事業および情報提供等の事業費を含む）とかなり低い水準にあることが分かる。その結果、指定管理料収入や国および民間等の補助金に頼らざるを得ない状況になっている。

入場料収入率を上昇させるためには、当該料率が高く金額的にもボリュームがある「イベントホール」での「鑑賞事業」を、より多く実施することが効果的であると考ええる。

(6) 収集すべき図書の方針

県立図書館は、過年度においては新刊図書の70%を購入することが可能な図書購入予算を保持していたが、予算縮減により、それは到底不可能な状況である。購入すべき図書（新刊図書の70%）を「幅広く」購入できない以上、県立図書館の特性、強みを十分に検討したうえで集中して購入すべき図書を明確にし、厳選して収集する必要がある。

またこれにより、資料収集における市町立図書館との連携が必要となり、縮減した予算の中で県民のより幅広い要求に応えられることになる。

(7) 証憑の保管について

期末の購入取引について、それが期末日までに納品されているという外部証憑が破棄されているため確証を得ることができなかった。期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるので、それを証明するためにも、取引先から発行された証憑を証拠資料として保管することを全庁的に検討する必要がある。

なお、平成28年1月26日付で「年度末における物品の調達について（通知）」が

会計管理局管理課長名で通知され、上記問題点は改善された。

(8) 指定管理施設の収支報告における人件費支出について

(公財) 体育協会は県から人に紐づいた補助金を収受しており、また指定管理施設と協会本部の間で人事交流を行っているため、以下のような問題が生じている。

① 該当施設の収支報告は勤務実態を表していない

人事交流により施設から本部へ、また本部から施設へ移動した職員にかかる人件費は、収支報告上は、もともと配置されていた場所で計上されている。つまり、施設へ移動した本部職員の人件費は協会本部で、本部へ移動した施設職員の人件費は施設で計上される。当該施設の収支報告における人件費は、勤務場所と一致していない。

② 各施設に配賦される間接費は実際の従事割合により算定したものではない

本部で各施設にかかる業務を行うとされ、その人件費が間接費（施設の収支報告上は管理費の人件費支出）として各施設に配賦される人が補助金対象であった場合、その配賦金額は各人の給与から補助金を差し引いたものを実際の従事割合と見做して計算されている。

施設の収支報告にある人件費支出を適正に計上するためには、実際の従事割合を算定して合理的に配賦しなければならない。

3 指定管理の状況について

3.1 滋賀県における指定管理者制度について

3.1.1 指定管理者制度の概要と趣旨

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせる制度である。平成 15 年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかえて導入された（平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行）。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設のことをいい、今回の包括外部監査の対象施設の全てがこれに該当する。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。

従来の管理委託制度では、公の施設を適正に管理するため、管理主体を公共性のある団体（公共団体、公共的団体および出資法人）に限定していた。しかし、公的主体以外にも十分なサービス提供能力が認められる主体が増加したことや、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられることから、新たに指定管理者制度が導入された。

3.1.2 管理委託制度と指定管理者制度の違い

指定管理者制度が導入される前の管理委託制度とは、地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務業務を管理受託者が執行する制度である。管理を受託することのできるのは、下記の者に限定されていた。

- ・公共団体（市町村等）
- ・公共的団体（農協、生協、自治会等）
- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（2分の1以上出資等）

これに対して、指定管理者制度では、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、施設の管理を代行できる。指定管理者の範囲については特段の制約を設けられて

おらず、議会の議決を経て指定される。すなわち、民間事業者（企業、NPO 等）も指定管理者になることができる。

3.1.3 指定管理者制度の滋賀県における導入状況

滋賀県が有する文化施設については、滋賀県総合政策部文化振興課の管理下にある。文化振興課が各施設について指定管理の対象にするかどうかを判断し、対象とする場合には、募集要項を作成し、滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会が、希望者が提出する指定管理計画書等を評価したうえで指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て知事が指定している。また、指定管理者のモニタリングも行っている。

滋賀県が有するスポーツ施設については、教育委員会スポーツ健康課の管理下にある。上記と同様の手順に基づき、スポーツ健康課が募集要項を作成し、滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会が指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て教育長が指定している。

県直営の図書館を除いた監査対象である公の施設の公募・非公募の別、指定管理者名、指定期間については、次表のとおりである。

	所管課	施設名	公募 非公募	指定管理者名	指定期間	
1	文化振興課	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	非公募	(公財)びわ湖ホール	H23.4.1 ～ H28.3.31	5年
2		滋賀県立文化産業交流会館	非公募	(公財)滋賀県文化振興事業団	H26.4.1 ～ H28.3.31	2年
3	スポーツ健康課	滋賀県立体育館	公募	(公財)滋賀県体育協会・(株)N T T ファシリティーズグループ	H26.4.1 ～ H31.3.31	5年
4		滋賀県立武道館	公募			
5		滋賀県立スポーツ会館	公募	(公財)滋賀県体育協会・日本管財(株)グループ	H23.4.1 ～ H28.3.31	5年
6		滋賀県立栗東体育館	非公募 ※1	(公財)滋賀県体育協会	H27.4.1 ～ H28.3.31	1年
7		滋賀県立琵琶湖漕艇場	公募	(公財)滋賀県体育協会・瀬田町漁業協同組合コンソーシアム	H23.4.1 ～ H28.3.31	5年

	所管課	施設名	公募 非公募	指定管理者名	指定期間	
8	スポーツ健康課	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	公募	(公財) 滋賀県体育協会・(NPO 法人) 滋賀県セーリング連盟	H23.4.1 ～ H28.3.31	5年
9		滋賀県立ライフル射撃場	公募	(NPO 法人) 滋賀県ライフル射撃協会	H23.4.1 ～ H28.3.31	5年

※1 平成 28 年度からは公募

ここからは、これら公の施設の指定管理の状況について監査した結果を順に記載する。

3.2 びわ湖ホールについて

3.2.1 びわ湖ホールにおける指定管理の現況

(1) 非公募で滋賀県の出資法人が指定管理者となっている

びわ湖ホールは指定管理者制度を採用しているが、指定管理者は非公募である。また、(公財)びわ湖ホールは滋賀県の出資法人であり、さらには県から派遣している職員が 12 名もいるため、びわ湖ホールの指定管理の実態は滋賀県の一部署という色合いが強い。

競争により選定された純粋に民間の指定管理者であれば、指定管理者の組織内の人事制度や組織形態について包括外部監査で指摘するのは不相当と考えられるが、びわ湖ホールの場合は、滋賀県の出資法人であり非公募で選定された指定管理者でもあるため、その組織内の人事制度や組織形態等についても検討を行った。

3.2.2 発見された課題

(1) 法令等で認められる時間を超過した残業時間と多額の残業代が発生している

給与台帳を閲覧したところ、法令等で認められた時間を超過して残業が発生していることがわかった。労働基準法第 36 条 1 項によれば、労働者代表と協定することで、労働時間の延長や休日労働をさせることができる。このいわゆる 36 協定については、時間外労働の限度に関する基準（平成 10 年労働省告示第 154 号）が示されており、仮に 36 協定を締結したとしても「1 年 360 時間」が上限とされる（労働基準法 36 条 2 項、3 項）。これは職員の健康を守るための定めである。

ところが、平成 26 年度において上限である「1 年 360 時間」を超えて残業した者は 15 名いた。常勤職員は 42 名なので、約 36% の常勤職員が法令等で定められる残業時間を超えて残業している。また、顕著な例を挙げると次表のようになっている。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
残業時間数			
A 氏	1,651 時間	1,390 時間	1,150 時間
B 氏	955 時間	1,048 時間	729 時間

C 氏	791 時間	1,039 時間	755 時間
D 氏	536 時間	803 時間	714 時間

このような残業の実態については大津労働基準監督署の調査により問題として指摘され是正勧告書が出されており、指摘内容とその対応については（公財）びわ湖ホールから滋賀県に対しても報告がなされている。言うまでもないが、職員の健康を守るために早急に改善すべきものである。

今回の 36 協定違反はすなわち労働基準法違反に他ならない。滋賀県の全額出資法人が 3 年以上にわたり法令違反を続けていることをどのように考えればよいのであろうか。この背景には人手不足があり、滋賀県も職員の定数管理に一定の関与をしている以上、状況の改善に配慮すべき立場にあるのではないか。いずれにしても、法令違反については直ちに改善されなければならない。

また、残業代（時間外手当）がどの程度の水準になっているかを下表に記載した。

	平成 26 年度
給料月額	188,922,385 円
扶養手当	3,924,000 円
管理職手当	5,656,800 円
地域手当	7,127,292 円
住居手当	4,544,500 円
通勤手当	8,431,955 円
6 月勤勉手当	23,452,557 円
12 月勤勉手当	28,843,033 円
時間外手当	<u>34,050,889 円</u>
出演手当等	6,270,000 円
給与 合計	311,223,411 円

平成 26 年度において時間外手当は約 3400 万円にもなっている。給与全体で約 3 億

1100 万円であるから、全体の約 11%が時間外手当である。びわ湖ホールの特
性上、ある程度の残業はやむを得ず発生するものと考えられるが、それにしても多額
の時間外手当が発生している。仮に 1 人の常勤職員を年間 500 万円の給与で雇用する
として、約 7 名を雇用できるだけの時間外手当が生じている。時間外手当は時間単価
が割増計算されるので、経済的でもない。

職員の健康を維持するためにも、また人件費を適切にコントロールするためにも、
このような残業の実態（残業時間・残業代問題）への対応が不可欠である。

(2) 残業時間・残業代問題に対処する際の制約について

残業時間・残業代問題への対応は次の 2 つの観点から進める必要がある。

第 1 の対応は、業務を見直すことによって無駄な業務を省くことにより、労働時間
を削減することである。これについては個人差があるものの、先にあげた人別の残業
時間の表を見れば、徐々に改善が進んでいることがわかる。まだ法令等で定められた
年 360 時間を遥かに超過しているため十分とは言えないが、一定の成果は認められる。

第 2 の対応は、業務の見直しによって削減しきれなかった業務について、人員の増
加により対応することであり、これについては（公財）びわ湖ホールにおいて検討が
なされた。しかし近い将来、県の文化政策の一環として（公財）文化振興事業団との
統合の可能性があり、その際には人員も一体となるため、統合後の人員体制が十分か
不足するか見極めるのが困難であったため、直ちに人員増加の要求には至らなかった
とのことである。

詳しくは（公財）体育協会に関する箇所で記述するが、（公財）びわ湖ホール、（公
財）文化振興事業団、（公財）体育協会のいずれもが、滋賀県とほぼ同等の給与規程
を採用しており、職員の採用、初任給・昇給の決定において、すべて事前に滋賀県の
内諾を必要としている。

（公財）びわ湖ホールは滋賀県出資法人であり、資本金等の 2 分の 1 以上を滋賀県
が出資する法人である。また、その運営資金の大半は滋賀県からの指定管理料や補助
金であり、滋賀県としても（公財）びわ湖ホールの人件費を含めた支出を把握し、適
切に指導・監督する必要があることは理解できる。

今回の場合、人員増加について滋賀県の方から明示的にストップがかかったわけではなく、あくまで（公財）びわ湖ホールが自主的に配慮しただけである。しかしながら、過酷な労働環境が現実としてあり、本来人員増加で対応すべきところ、（公財）びわ湖ホールが自主的に県の文化政策に配慮した結果、人員増加には至らなかったことに問題はないだろうか。

もし仮に今、職員の健康問題が発生したら、責任を問われるのは誰だろうか。このような現状を作り出した（公財）びわ湖ホールが第一義的に責任を問われるものであるが、県の財団統合方針を考慮した結果、県への積極的な協議が行われておらず、責任の所在が曖昧に感じられる。

もちろん、滋賀県の立場からすれば、不要な業務・無駄な業務を行っていることにより残業時間・残業代が嵩んでいるのであって、定数増ではなく業務効率化により対応すべきという主張もあり得よう。だが、業務効率化だけで対応できるような水準の残業時間・残業代とは考えにくい。（公財）びわ湖ホールが自らの経営判断として、定数増による解決を図ろうとするならば、その判断を尊重する必要があると考える。

(3) ひとつの法人としての自主性・自律性の尊重

県全体として見れば、出資法人の職員数について各団体の自主性を尊重する流れにはある。ただし県によれば、（公財）びわ湖ホールに関しては、設立当初から県職員を派遣していることから、組織体制や派遣する職員の職階については意見を述べているとのことである。また、平成 18 年度から指定管理者へ移行したことにより、次期指定管理が約束できるものではなくっており、新規の雇用については、県、（公財）びわ湖ホールそれぞれにおいて、慎重に取り扱わざるを得ないとのことである。このような滋賀県の主張は理解できるし、指導・監督する責任があるという責任感や、雇用した者に対する責任感についても共感できる。

しかしながら、（公財）びわ湖ホールは、立派なひとつの法人である。経験豊かな理事が経営を行い、優秀で社歴の長い職員もいる。監事、評議員によるガバナンス機能も存在する。また、滋賀県側にも出資法人に対する監査、指定管理者に対する監査を行う権限がある。このようにひとつの独立した法人としての機能を兼ね備えた（公

財) びわ湖ホールに対して、定数を超える正規職員 1 名を採用することまで滋賀県の内諾が必要というのは、いささか関与しすぎではなからうか。

仮に滋賀県として、人件費が過大と考えているのであれば、それは指定管理料に反映すべきであって、(公財) びわ湖ホールの人事に関する自主的な判断に干渉すべきではない。(公財) びわ湖ホールが自らの判断によって職員を採用し、それに対して指定管理料が充当されなかったとしても、それは(公財) びわ湖ホールの経営判断の結果であり、自らで対処させればよい。滋賀県の出資法人とはいえ、経営の自由度をより高めるべきと考える。

3.3 文化産業交流会館について

3.3.1 文化産業交流会館における指定管理の現況

(1) 非公募で滋賀県の出資法人が指定管理者となっている

文化産業交流会館は指定管理者制度を採用しているが、指定管理者は非公募である。また、(公財)文化振興事業団は滋賀県の出資法人である。

びわ湖ホールと同様の理由により、その組織内の人事制度や組織形態等についても検討を行った。

(2) 自主制作は多くないが、施設や地域の特性とネットワークを活かした事業企画を行っている

文化産業交流会館で自主制作している「長栄座」および「近江の祭り」邦楽邦舞専門実演家養成所等の人材育成事業、次世代育成を目的にした普及啓発事業、県民とともに創り上げる県民企画提案事業など、施設や地域の特性とネットワークを活かした特色ある取り組みを行っている。

これらは、「指定管理申請要項」の「5 業務の範囲」において「創造的な自主事業を企画制作するとともに、文化施設の役割を踏まえ、県民ニーズに応じた幅広いジャンルの芸術鑑賞の機会を提供してください。」という部分に対応したものであると考えられる。

3.3.2 発見された課題

(1) (公財)文化振興事業団以外による管理の可能性

文化産業交流会館の指定管理については、非公募とされている。非公募の理由は、「事業運営にあたって継続的な取組や、人的ネットワーク等の蓄積が必要であること」と「全県的な拠点文化施設として、高い公共性と県施策との一体性が求められること」が挙げられている。当該事業にこれらの要素が求められていることは十分理解できる。しかし、他の団体による管理の可能性について検討の余地もあるのではないかと。

というのも、前述したとおり(公財)文化振興事業団が行う事業は、(公財)文化振興事業団がネットワークの中心となり滋賀県下の様々なリソースを活用して企画

されているものであって、その事業の演者等について（公財）文化振興事業団のみにしか利用できない固有のリソースを使用しているわけではない。

同様のネットワークや事業実績を有し、十分なマンパワーを備えた団体が存在し、県の文化施策を具現化する事業運営が行えるのであれば、文化産業交流会館の指定管理者を公募によることも可能ではないか。

ただし、県が文化施策を推進するにあたり、平成 28 年度から文化産業交流会館とびわ湖ホールを一括管理し、事業の連携など効果的・効率的な運営を図ることとされている。このため、文化産業交流会館とびわ湖ホールを別々に管理していたときに比べて、特に文化産業交流会館の指定管理業務の特殊性が高まったと考えられ、従前よりは公募としにくい状況となった。

このため、滋賀県には文化産業交流会館とびわ湖ホールを一括管理とした成果や実績について、説明責任を果たしていく必要があると考える。

3.4 スポーツ施設全般について

3.4.1 スポーツ施設全般における指定管理の現況

(1) 指定管理者選定委員の状況

既述の通り、滋賀県が有するスポーツ施設については、滋賀県教育委員会が設置した滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会が指定管理者の候補者を選定している。言うまでもないことであるが、この選定プロセスには公平性が求められる。したがって、選定委員がどのような人物であるか、選定委員がどのような項目について評価しているか、という点は大切である。

ここで、各スポーツ施設の選定において選定委員を確認したい（なお、栗東体育館は非公募ではあるが、指定管理者選定の公平を期すため、選定委員による評価は行われている。）。

① 県立体育館・県立武道館の選定委員

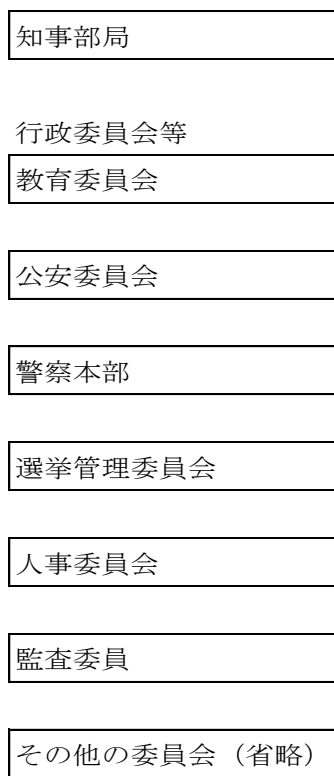
県立体育館・県立武道館は、平成 25 年度の滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会により、指定管理者が選定された。そのときの選定委員の状況は次の通りである。

選定委員	属性
A 氏	びわこ成蹊スポーツ大学教授
B 氏	滋賀県教育委員会事務局教育次長
C 氏	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
D 氏	公認会計士
E 氏	滋賀県スポーツ推進委員協議会理事
F 氏	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長
G 氏	滋賀大学社会連携研究センター教授

この募集には、指定管理者に選ばれた（公財）体育協会・（株）NTT ファシリティーズの他に民間企業も応募した。ここで、応募当時における（公財）体育協会の役員一覧を見てみると、理事に滋賀県教育委員会教育長が名を連ねていた。

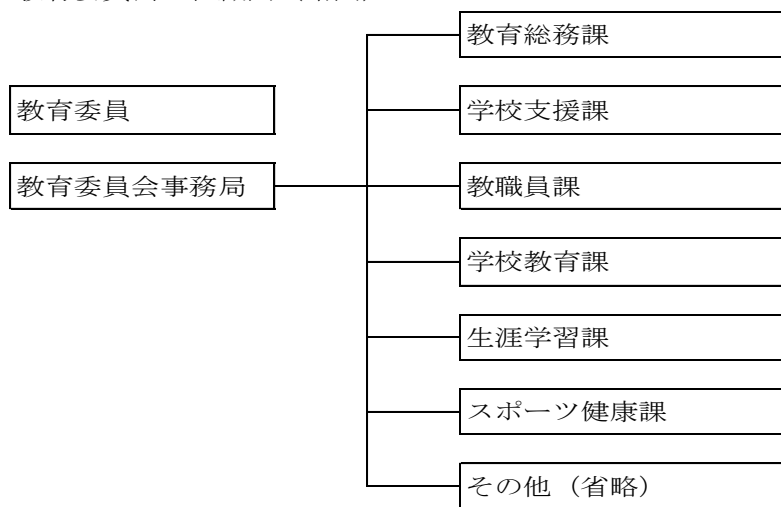
ここで滋賀県の組織がどのような形になっているのか確認したい。滋賀県の組織は大きく知事部局と行政委員会等とに分けられる。知事部局は知事がトップに立ち、指

揮命令を行う。これに対して行政委員会は、それぞれの組織に委員長がおり、委員長が指揮命令を行う。なお、教育委員会には教育委員長が置かれるが、教育委員会の下には教育長がおり、教育長が教育委員会事務局の指揮命令を行っている。



それで次に、スポーツ健康課や教育総務課のある滋賀県教育委員会の組織図を見よう。

教育委員会の組織図（略図）



教育委員会事務局の長が、教育長である。また、教育次長は教育委員会事務局において教育長を補佐している。教育総務課やスポーツ健康課は教育委員会事務局の組織であることがわかる。

つまり、滋賀県教育委員会事務局教育次長の B 氏は、滋賀県教育長の部下であり、滋賀県教育委員会事務局教育総務課長の C 氏もまた滋賀県教育長の部下であり、滋賀県教育長の指揮命令系統下にある。

なお、指定管理者選定委員会の構成をどのようにするかについては、滋賀県附属機関設置条例において定められている。ここでは各種委員会の担任する事務、委員の数、委員の構成、委員の任期が定められており、指定管理者選定委員会についても同様である。同条例によれば、滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の担当する事務は、「教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること」とされており、委員の数は「8 人以内」、委員の構成は「(1)学識経験を有する者、(2)県の職員、(3)その他教育委員会が適当と認める者」と定められている。上記人選は、この条例に従って行われているものと考えられる。

他のスポーツ施設も同様の状況である。

② スポーツ会館の選定委員

スポーツ会館は、平成 22 年度の滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会により、指定管理者が選定された。そのときの選定委員の状況は次の通りである。

選定委員	属性
A 氏	びわこ成蹊スポーツ大学教授
B 氏	滋賀県教育委員会事務局教育次長
C 氏	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
D 氏	公認会計士
E 氏	東近江市体育指導委員

※A 氏等は前出の人物と同一とは限らない。

この募集には、指定管理者に選ばれた（公財）体育協会・日本管財（株）のみが応募した。ここで、応募当時における（公財）体育協会の役員一覧を見てみると、理事に滋賀県教育委員会教育長が名を連ねていた。

また、滋賀県教育委員会教育長の部下である滋賀県教育委員会事務局教育次長の B 氏、滋賀県教育委員会事務局教育総務課長の C 氏が選定委員に含まれている。

したがって、年度は違うが県立体育館・県立武道館と同じ状況が発生しているといえる。

③ 栗東体育館の選定委員

栗東体育館は、平成 26 年度の滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会により、指定管理者が選定された。そのときの選定委員の状況は次の通りである。

選定委員	属性
A 氏	びわこ成蹊スポーツ大学教授
B 氏	滋賀県教育委員会事務局教育次長
C 氏	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
D 氏	公認会計士
E 氏	滋賀県スポーツ推進委員協議会理事

※A 氏等は前出の人物と同一とは限らない。

この募集は非公募であり、指定管理者に選ばれた（公財）体育協会のみが応募した。ここで、応募当時における（公財）体育協会の役員一覧を見てみると、理事に滋賀県教育委員会教育長が名を連ねていた。

また、滋賀県教育委員会教育長の部下である滋賀県教育委員会事務局教育次長の B 氏、滋賀県教育委員会事務局教育総務課長の C 氏が選定委員に含まれている。

したがって、年度は違うが県立体育館・県立武道館と同じ状況が発生しているといえる。

④ 琵琶湖漕艇場の選定委員

琵琶湖漕艇場は、平成 22 年度の滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会により、指定管理者が選定された。そのときの選定委員の状況は次の通りである。

選定委員	属性
A 氏	びわこ成蹊スポーツ大学教授
B 氏	滋賀県教育委員会事務局教育次長
C 氏	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
D 氏	公認会計士
E 氏	東近江市体育指導委員

※A 氏等は前出の人物と同一とは限らない。

この募集には、指定管理者に選ばれた（公財）体育協会・瀬田町漁業協同組合と民間の NPO 法人が応募した。ここで、応募当時における（公財）体育協会の役員一覧を見てみると、理事に滋賀県教育委員会教育長が名を連ねている。

また、滋賀県教育委員会教育長の部下である滋賀県教育委員会事務局教育次長の B 氏、滋賀県教育委員会事務局教育総務課長の C 氏が選定委員に含まれている。

したがって、年度は違うが県立体育館・県立武道館と同じ状況が発生しているといえる。

⑤ 柳が崎ヨットハーバーの選定委員

柳が崎ヨットハーバーは、平成 22 年度の滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会により、指定管理者が選定された。そのときの選定委員の状況は次の通りである。

選定委員	属性
A 氏	びわこ成蹊スポーツ大学教授
B 氏	滋賀県教育委員会事務局教育次長
C 氏	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
D 氏	公認会計士
E 氏	東近江市体育指導委員

※A氏等は前出の人物と同一とは限らない。

この募集には、指定管理者に選ばれた（公財）体育協会・（特非）滋賀県セーリング連盟のみが応募した。ここで、応募当時における（公財）体育協会の役員一覧を見てみると、理事に滋賀県教育委員会教育長が名を連ねている。

また、滋賀県教育委員会教育長の部下である滋賀県教育委員会事務局教育次長のB氏、滋賀県教育委員会事務局教育総務課長のC氏が選定委員に含まれている。

したがって、年度は違うが県立体育館・県立武道館と同じ状況が発生しているといえる。

(2) 給与体系や人事制度について

（公財）体育協会の職員の給与は、（公財）体育協会が独自に決定することができるのが建前である。しかし、現実には公益財団法人滋賀県体育協会職員の給与に関する規程において、職員の給与の額は滋賀県職員等に対して支給される給与の例による、すなわち同一の給与体系によるとされる。

また、昇格、降格、昇給、枠外昇給及び特別昇給についても、滋賀県職員等に対して支給される給与の例による、とされる。退職手当の額についても、滋賀県職員等の例によるとされる。このように給与体系の大きな枠組みについては、滋賀県と同一のものが採用されている。

ただし、全く同一とすると指定管理者制度を採用していることの意義が乏しくなることから、次の事項については、（公財）体育協会の会長が定めることとされている。すなわち、初任給の水準、再雇用規程によって採用された職員の給与の額、管理職手当等である。

これら給与水準の決定や昇格、昇給等については、通常、当該組織内において理事長、場合によっては会長までの承認によって決裁される。ところが、（公財）体育協会における現実の運用においては上記以外に、滋賀県総務部人事課の事前承認を必要としている。つまり、事実上、昇給等、滋賀県庁の意向に沿った形で行われている。

3.4.2 発見された課題

(1) 選考委員の独立性

県立体育館、県立武道館、スポーツ会館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場、柳が崎ヨットハーバーのいずれも、指定管理者に（公財）体育協会が選ばれている。ところが、（公財）体育協会の応募時の役員一覧を見ると、滋賀県教育委員会教育長や滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課参事等が名を連ねていることがわかった。そして、いずれの応募時においても、選定委員には彼らの部下や職場の同僚である B 氏や C 氏が含まれていた。

B 氏や C 氏は、指定管理者を選定する際、上司や同僚が理事を務める（公財）体育協会と他の応募者である民間の団体とを比較して、はたして両者を公平に評価できるだろうか。少なくとも第三者が見たときに、公平な評価が行われていない、という疑いを招くのではないか。

さらに、他の民間企業が、選定委員のなかに（公財）体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれていることで、本当に公平な選定が行われているかどうか疑念を抱く可能性も否定できない。その結果、将来、応募を断念する企業が存在するかもしれない。実際、過去の応募状況を見ても、（公財）体育協会以外の応募は稀である。

そもそもスポーツ振興のように公益性の高い事業なのだから、スポーツ施設の管理・運営は県が直営で行うという選択肢はあると考える。しかしそれを選ばず公募として民間参入を促すのであれば、公平さに疑念を抱かれないような選定方法でなければならない。

なお、指定管理者選定委員の人選については、滋賀県附属機関設置条例にしたがったものであり、何ら問題ないとする見方もある。しかしながら、現在の運用で透明性の確保が十分であるかどうか、他の地方公共団体の状況等も参考として、検討すべきである。

(2) (公財) 体育協会の人事・給与が滋賀県の事前承認を必要としている運用について

(公財) 体育協会が従業員の給与水準の決定、昇格、昇給などを行う際には、運用上は滋賀県総務部人事課の承認を必要としている。これは明確な法的根拠があって行われるわけではないが、(公財) 体育協会は滋賀県出資法人であり、資本金等の2分の1以上を滋賀県が出資する法人である。また、その運営資金の大半は滋賀県からの指定管理料や滋賀県体育関係団体事業運営費補助金であり、滋賀県としても(公財) 体育協会の人件費を含めた支出を把握し、適切に指導・監督する必要があると考えられる。その指導・監督の一環として行われているものであると考えられる。

しかし、このように本来、(公財) 体育協会に任せてもよいようなことまで管理・監督することが必要なのか、疑問である。単なる任意団体であれば箸の上げ下げまで管理する必要もあろうが、(公財) 体育協会は、その名の通り公益財団法人として認定された法人であり、理事、監事、評議員によるマネジメントとガバナンスが機能するひとつの独立した組織である。ひとつの独立した組織にこれだけの関与するのであれば、事実上、滋賀県と一体と言ってもよいだろう。

問題は、これだけ深く関与する法人に対しては、指定管理者として指定せざるを得ないのではないか、という疑念を抱かせる点である。(公財) 体育協会はその財源の多くを指定管理料に依存しているため、仮に他の民間企業が指定されれば、(公財) 体育協会の多くの職員が余剰人員となり、組織の運営資金が不足する事態に陥る。

このような状況において、滋賀県が過度の関与をし、さらに前述のように指定管理者選定委員の人選においても独立性に疑問を抱かれかねない構成となっているのである。スポーツ施設の指定管理者は(公財) 体育協会が指定されることが暗黙のうちに決定している、と県民が捉えることがあっても不思議はないと思うがどうだろうか。

また、(公財) 体育協会においても、本来、公平な競争が行われているのであれば、次の指定管理者に選定されないリスクも相当程度あり、そのリスクを考慮するならば指定管理以外の業務を拡大し、経営基盤の安定を図らなければ、スポーツ施設の指定管理契約を失ったときに経営上の危機に陥る。ところが現状では、滋賀県からの補助金収入及び指定管理に伴う収入以外はほとんどない。

なお、必ずしも（公財）体育協会の自律性を高めて、指定管理者の募集をしなければならないというわけではない。スポーツ施設の管理運営の公益性等に鑑みて、これを県直営の事業とすることも一案である。

(3) 人件費を計上する部門について実態と異なる指定管理報告となっている

監査の過程で、（公財）体育協会の人件費を計上する部門に混同が散見された。滋賀県体育関係団体事業運営費補助金の対象として報告すべき者を指定管理料の対象として報告している例、また、逆に指定管理の対象として報告すべき者を滋賀県体育関係団体事業運営費補助金の対象として報告しているという例が散見された。

氏名	勤務場所	業務内容	人件費の計上	財源
A氏	県立体育館	県立体育館	本部事務局	補助金
B氏	本部事務局	本部事務局	県立体育館	指定管理料

例えば A 氏は、県立体育館に出勤し、県立体育館の業務を行っている。したがって、本来であれば、滋賀県に対しては指定管理業務に従事する者として人件費を報告すべきと考えられる。ところが実際には、指定管理業務とは全く別に滋賀県から受け取っている滋賀県体育関係団体事業運営費補助金の対象人員として報告している。

逆に、B 氏は、本部事務局に出勤し、本部事務局の業務を行っている。したがって、本来であれば、滋賀県に対しては滋賀県体育関係団体事業運営費補助金対象業務に従事する者として人件費を報告すべきと考えられる。ところが実際には、滋賀県体育関係団体事業運営費補助金業務とは全く別に滋賀県から受け取っている指定管理料の対象人員として報告している。

部門ごと（＝指定管理業務ごと）の人件費把握は、その勤務実態に応じて行うべきである。例えば県立体育館の指定管理業務に従事する者の人件費は県立体育館という部門に計上され、県立体育館の指定管理業務の収支報告に含まなければならない。しかし、必ずしもそうになっていない。ゆえに指定管理の実績報告が不正確であったと考える。また、指定管理者のモニタリングが正しく行われたかどうか疑問が残る。

この点について滋賀県に指摘したところ、滋賀県の見解は次の通りであった。すな

わち、「補助金の対象職員は、補助金交付要綱の目的に合致した業務を遂行する上で必要な経験を積むために本部から施設に異動することがある。一方、施設職員についても施設での業務を遂行する上で必要なスポーツ振興等の業務を経験するため本部に異動することがある。なお、その際には対等の人事交流を行い、異動の際の人件費については、それぞれ交流人事として異動元の経費に計上しているため、勤務実態を正しく表示していないわけではない。」というものである。

しかし、仮に民間団体が指定管理業務を受託し、例えば当初 A 氏が当該業務に従事する予定でありその人件費を予算として計上していたところ、団体内の事情により A 氏ではなく B 氏が従事することになったとしよう。この場合、事後の実績報告において報告すべき人件費は B 氏の人件費とするのが社会通念に合致するのではなかろうか。

滋賀県によれば、このような人事交流は同程度の役職の者同士で行っているので、両者の人件費もほぼ同等であるとのことであり、実際、金額面で大した差は無いと思われる。しかし、純粋な民間団体が同じような実績報告を行った場合にも同様の取り扱いとなるかは疑問であり、少なくともスポーツ健康課において、実態と異なる報告がそのまま受け入れられている点には問題があると考ええる。

(4) 補助金により他の事業者よりも有利な条件で指定管理者選定が行われていた可能性がある

(3)で述べたように、人件費の計上部門が不正確で、財源としての滋賀県体育関係団体事業運営費補助金と指定管理料が混同された状態になっているため、(公財)体育協会が各施設の指定管理料を提案する際、滋賀県体育関係団体事業運営費補助金により充当される人件費を除いて行われていた可能性がある。指定管理業務の提案をする際、滋賀県体育関係団体事業運営費補助金により充当される人件費を除いて提案すれば、他の民間企業に比べて提示額の面で有利になる。

例えば県立体育館・県立武道館であれば、平成 26 年度において県立体育館・県立武道館の指定管理業務に従事する者の人件費のうち、一部については県からの滋賀県体育関係団体事業運営費補助金によって充当されており、指定管理料の提案の際には

これを除いた金額で提示、報告されることになる。実際にはこれだけでなく、間接部門（例えば経理・総務・役員報酬）に関する人件費も滋賀県体育関係団体事業運営費補助金が充てられているため、本来はより多くの財政的支援が行われているはずである。したがって、滋賀県体育関係団体事業運営費補助金のない民間団体に比べ金額面で有利な状況にあると思われる。

例えば、県立体育館・県立武道館の審査結果を見ると、（公財）体育協会と競合他社（甲社とする。）とで 300 点満点中、256.1 点と 231.1 点という評価になっている。提示額は 273,980,000 円と 298,900,000 円となっている。

具体的な選定基準や審査項目、実際の評価結果は下表のとおりである。

選定基準	審査項目	審査内容	(公財) 体育協会	甲社
(1)事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：30点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。	27.4	23.1
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。		
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。		
(2)事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点：65点)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。	53.3	49.1

選定基準	審査項目	審査内容	(公財) 体育協会	甲社
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。		
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場に立って創意工夫がなされているか。		
(3)事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：50点)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容 (外部への一部委託を含む) となっているか。 管理運営の経費 (外部への一部委託を含む) の縮減が図られているか。	40.0	39.3
(4)事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：110点)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 施設管理業務に関する知識等を有しているか。	98.0	86.7
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)		

選定基準	審査項目	審査内容	(公財) 体育協会	甲社
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。		
	業務実績	体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。		
(5)法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること (配点：30点)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報の管理や情報公開への対応なども含む)	24.9	22.7
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。		
(6)その他の基準 (配点：15点)	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制となっているか。	12.6	10.1
	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。		

選定基準	審査項目	審査内容	(公財) 体 育 協 会	甲社
	その他の取り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。		
合計			256.1	231.1

これらの選定基準のうち、「管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。」という項目と、「利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）」という項目について、滋賀県の滋賀県体育関係団体事業運営費補助金がある（公財）体育協会の方が、金額にすれば僅かかもしれないが有利な可能性がある。指定管理の選定結果に影響するほどの重要性は無いにしても、選定の透明性を確保するためには、滋賀県体育関係団体事業運営費補助金によりどのような支出が賄われているか十分な配慮が必要である。

ちなみに、「指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。」という項目については、滋賀県からの指定管理業務がなくなればたちまち収支が悪化する（公財）体育協会と、指定管理業務が無くとも事業を継続してきた甲社とが、それぞれどのように評価されたのか、関心のあるところである。

以上見てきたように、スポーツ施設の指定管理に関しては、(1)選定委員の独立性、(2)滋賀県が人件費の細かな部分にまで関与している実態、(3)人件費の計上部門の曖昧さ、(4)補助金の存在により選定が適切に行われていないと思われかねない可能性、等の不明朗な要因により、県民からの様々な疑念を抱かれかねない状況にある。このような疑念を払拭するために最大限の改善を期待したい。

3.5 監査の結果

3.5.1 指摘事項

(1) 「びわ湖ホール」労働基準法違反について

今回の 36 協定違反は、すなわち労働基準法違反に他ならない。滋賀県の全額出資法人が 3 年以上にわたり法令違反を続けていることをどのように考えればよいのであろうか。この背景には人手不足があり、滋賀県も職員の定数管理に一定の関与をしている以上、状況の改善に配慮すべき立場にあるのではないか。いずれにしても、法令違反については直ちに改善されなければならない。

(2) 「スポーツ施設全般」選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないようにしなければならない

指定管理者選定委員のなかに、応募者である（公財）体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。

実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の 1 名に抑えることが考えられる。これについては現に 1 名となっているところである。

ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては 1 名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。

(3) 「スポーツ施設全般」（公財）体育協会と滋賀県との関係を明確化し、公平な選定が行われていることを県民に示さなければならない

滋賀県が人件費の細かな部分にまで関与している実態、人件費の計上部門の取扱いなど、スポーツ施設の指定管理者の選定においては県民から疑念を抱かれかねない状況にある。このような疑念を払拭するために最大限の改善に取り組まなければならない。

3.5.2 意見

(1) 「びわ湖ホール」(公財)びわ湖ホールの自律性を尊重した経営に転換すべき

びわ湖ホールでは、深刻な残業時間・残業代問題が発生している。これに対して、業務の見直しと人員増強という2つの観点から対応が必要と考えられるが、人員増強については滋賀県から(公財)びわ湖ホールの慎重な対応を求められている。(公財)びわ湖ホールの経営に対する滋賀県の責任感については理解できるが、(公財)びわ湖ホールは自律したひとつの法人であり、適切に経営するだけのマネジメント・ガバナンス機能も有している。

現状のあり方は、自律した法人でありながら、人事管理に関する県の関与があるが、(公財)びわ湖ホールの経営の自由度を高めて、その効果を求めるべきである。

また、指定管理者制度を採用している以上、公募によることについても検討願いたい。

4 人件費の状況について

4.1 図書館について

4.1.1 図書館の人員費の現況

(1) 休館日が週2日ある

図書館は現在滋賀県の直営で行われており、指定管理の形は取られていないため、図書館で働いている者は滋賀県の職員である。

図書館は、昔は毎週月曜日のみが休館日であったが、平成20年に滋賀県全体で支出を大幅に見直した際、図書館に割り当てられる予算が大幅に削減された結果、火曜日も休館日とすることとなった。したがって、今は毎週月曜日と火曜日が休館日である。全国の都道府県立図書館の休館日を見ると週2日の休館日がある図書館は他にない。

(2) 個人貸出冊数は多い

では、週2日も休館日なので図書の利用が少ないかということそうではない。むしろ貸出冊数は他の都道府県立図書館に比べても高い水準にある。

(3) 司書割合が高い

図書館で働く職員は29名であり、そのうち25名が司書である。29名のうち定期異動（図書館以外の他部署への異動）の対象になるのは3名のみで、基本的に司書は県立図書館でのみの勤務となっている。

専任職員のうち専門職（すなわち司書）の比率は、全国平均で59.0%であるが、滋賀県は86.2%にもなり、滋賀県は全国平均に比べて司書割合が多く、47都道府県のなかで1番高くなっている。

(4) 図書館の業務内容について

図書館の主な業務には、「カウンター業務」「資料の整理業務」「逐次刊行物の受入・整理業務」がある。このうち「カウンター業務」について、県立図書館でどのような体制で対応しているかをまとめたのが下の表である。

場所	業務	平日	土日祝
1階 児童室カウンター	児童書の貸出・返却、児童書の書庫出納、読書案内、児童書に関するレファレンス、書架整理	1人 (水曜2人)	4人
1階 貸出カウンター	貸出、読書案内、館内案内、返却	1人	1人
2階 一般資料室カウンター	予約図書・書庫資料の貸出、一般資料の返却、一般資料の書庫出納、読書案内、書架整理	3人 (水曜4人)	7人
2階 参考資料室カウンター	レファレンス、市町立図書館への協力貸出、利用者登録、雑誌・新聞等の書庫出納、雑誌・新聞等の返却、書架整理	2人	3人

「資料の整理業務」は、購入や寄贈等により受け入れた図書について、内容を一冊ずつ実際に確認しながら館内のどの場所へ配架するかを決める業務である。これは、館内の書架構成の状況と、利用者がどのように書架の図書を探し、手に取っているかを熟知している必要がある。

「逐次刊行物の受入・整理業務」については、受入・整理時に司書が図書の内容を確認し、当該号の特集や特徴的な記事見出し等をデータベースに入力して、利用者の利便を図っている。

4.1.2 発見された課題

(1) 司書にしかできない業務と臨時的任用職員等にもできる業務との仕分け・分担が不十分

「カウンター業務」を見てみると、司書にしかできないであろう仕事とそうでない仕事がある。

司書にしかできないであろう仕事としては、読書案内、レファレンス、そして個人情報取り扱いに配慮して利用者登録が挙げられる。そうでない仕事としては、貸出・返却、書庫出納、書架整理、館内案内、市町立図書館への協力貸出などがある。これらの業務は、司書が担うに越したことはないが、臨時的任用職員等が担ったとしても県民の満足度が大きく低下するとは考えにくい。

また、「資料の整理業務」に関しては、司書でなければ判断できない事項が多く、臨時的任用職員等が担うのは難しいと考えられる。

「逐次刊行物の受入・整理業務」については、図書の受入・整理時に司書が内容確認を行い、当該号の特集や特徴的な記事見出しをデータベースに入力している。この業務については、司書でないと行うのが難しいと考えられるが、例えば市町立の図書館とデータベースを共有化することで、入力作業を分担・効率化することが考えられる。あるいは国会図書館や他の都道府県立図書館でも同様の図書を受入・整理していると考えられたため、これらの図書館とデータベースを共有化することで分担・効率化する余地はあると考えられる。

このように、業務の棚卸しを行い、司書にしかできない業務とそれ以外の業務を仕分けすることで、人件費の抑制余地が十分あると考えられる。

(2) 人件費の抑制に応じて、図書購入費を増やすべき

県立図書館は、全国で最も司書割合が高い。利用者にとっては、図書館員が司書であるに越したことはない。館内の誰に質問しても図書に習熟しているのだから、高いサービスを提供でき、県民の満足も高まるはずである。そのことは、貸出冊数の多さにも表れていると考えられる。

一方で、司書割合が高いということはそれだけ人件費にコストがかかっているとい

う可能性もある。例えば返却された図書を本棚に戻す業務は必ずしも司書でなくてもできる業務であり、そのような業務については臨時的任用職員等に分担することでトータルとしての人件費を抑えることができる可能性もある。

ただし、単に人件費を抑制するだけではサービスレベルが低下するだけなので、もし人件費を抑制できたなら、余裕のできた資金で県民の満足を高める施策を検討すべきである。

具体的には、全国で唯一、週に2日休館しているのだから火曜日を再び開館日とするということが考えられる。ここで、平成20年に休館日を週1日から2日に増やしたときのデータを見てみると、開館日数は年間290日から250日へと13.8%減少したが、貸出冊数は2.7%しか減少しなかった。貸出冊数の減少の要因は開館日数の減少によるものだけとはいえないが、少なからず影響はあるはずである。しかしながら、貸出冊数は2.7%しか減少しなかったことから、県立図書館の利用者は火曜日が休館日になったことで利用を減らすのではなく、他の曜日の利用へとシフトしてくれたものと推定できる。

このようなことから、人件費の抑制により削減されたコストによって火曜日を再び開館日とすることは県民の満足にあまり影響しないと考えられる。それよりもむしろ平成20年に大幅に削減された図書の購入費に充当することによって、県民の満足を図ることの方が合理的であると考えられる。図書購入冊数を増やすことによって、さらに図書館の利用が促進され、県民の満足が向上することが期待できる。というのも、他府県の図書館で特に利用の多い岡山県の図書館を見てみると、図書の購入冊数が多く、次々に新しい本を購入し、それを県民に貸し出すことで利用が増えていると考えられるからである。

4.2 監査の結果

4.2.1 指摘事項

指摘事項として記載すべきものはない。

4.2.2 意見

意見として記載すべきものはない。

5 契約事務の状況について

5.1 契約方法の概要について

地方自治法は、地方公共団体の売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則とし、例外として政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約によることができると定めている。

5.1.1 一般競争入札

公告により一定の資格を有する不特定多数の参加を求め、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

地方公共団体の契約締結方法の原則である（地方自治法第 234 条）。

(1) 長所

- ①相手先選定における公正性と機会均等性の確保。
- ②不特定多数の参加による競争による利益の確保。

(2) 短所

- ①不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある。
- ②確実に契約が履行されるかの確に把握できない。
- ③契約担当者の事務上の負担が大きく、経費も増加する。

5.1.2 指名競争入札、

資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る（地方自治法施行令第 167 条）。

(1) 長所

- ①一般競争入札に比べて不信用、不誠実な者を排除することができる。
- ②一般競争入札に比べて入札手続が簡便である。

(2) 短所

- ①指名する者の範囲が固定化するおそれがある。
- ②談合が容易といわれる。

(3) 指名競争入札にすることができる場合

地方自治法施行令第 167 条は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

- ①契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ②契約の性質・目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 入札者の指名数の定め

指名競争入札を行うときは、参加資格者のうちから入札に参加させようとする者を 5 人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、5 人未満とすることができる。(滋賀県財務規則第 215 条第 1 項)

5.1.3 随意契約

競争入札の方法によらないで、見積合せ等により、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る（地方自治法施行令第 167 条の 2）。

また、随意契約によろうとするときは、見積に必要な事項を示して、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない（滋賀県財務規則第 220 条第 1 項）。

(1) 長所

- ①競争に付する手間を省略し、手続が簡略であり経費の負担が少ない。
- ②信用、能力のある者を任意に選定することができる。

(2) 短所

運用を誤ると、相手方選定における公正さを欠くことになり、不正を招くこともある。

(3) 随意契約にすることができる場合

地方自治法施行令第 167 条の 2 は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

- ①契約の予定価格が地方公共団体の規則（滋賀県財務規則第 219 条第 1 項各号）で定める額を超えない契約をするとき。

(7) 工事または製造の請負 250 万円

- (イ) 財産の買入れ 160 万円
- (ウ) 物件の借入れ 80 万円
- (エ) 財産の売払い 50 万円
- (オ) 財産の貸付け 30 万円
- (カ) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

②性質または目的が競争入札に適しないもの。

滋賀県会計管理局はこの②の類型について、「会計事務の手引き」で以下のように定義しているので参考として記載する。

- (ア) 法令の規定により相手方が特定されるもの
- (イ) 国、地方公共団体を相手方とするもの
- (ウ) 県が相手方を選定できる余地のないもの（(ア)および(イ)に該当するものを除く）
 - a)特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合
 - b)特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替する者がいない場合
- (エ) プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
- (オ) 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- (カ) 県統一価格により契約する場合

③障害者支援施設等で制作された物品の買入れ、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約。

④知事の認定した者から新製品として生産された物品を買い入れる契約。

⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑦時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき。

⑧競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。

⑨落札者が契約を締結しないとき。

(4) 見積徴取を1者とする随意契約ができる場合

滋賀県財務規則第220条第1項は、随意契約によるときは2人以上の見積書徴取が原則であるが、契約の性質または目的により次の各号のいずれかに該当する場合は見

積書を徴する者を1人とすることができると定めている。

- ①契約の内容により秘密にする必要があるとき。
- ②契約の目的物が代替性のないものであるとき。
- ③同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。
- ④再度の入札に付し落札者が不在の場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- ⑤緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- ⑥分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。
- ⑦前各号に定めるもののほか、予定価格が10万円を超えない契約をするとき。

5.1.4 各施設の契約事務についての定め（規程等）について

各施設の管理主体は、図書館だけが県の直接管理であり、それ以外の施設はすべて指定管理者による管理主体となっている。この管理主体の区分により、契約事務を行うに当たっての遵守すべき定め（規程等）が異なることになる。

各施設の管理主体は、文化施設としての(1)県立図書館、(2)びわ湖ホール、(3)文化産業交流会館と(4)スポーツ施設（6施設：県立体育館、県立武道館、スポーツ会館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場、柳が崎ヨットハーバー）に大きく4区分される。それぞれの管理主体は以下のとおりである。

- (1) 県立図書館： 県が直接管理
- (2) びわ湖ホール： 指定管理者である（公財）びわ湖ホールが管理
- (3) 文化産業交流会館： 指定管理者である（公財）文化振興事業団が管理
- (4) スポーツ施設： 指定管理者である（公財）体育協会が管理

そして、(1)の図書館は県直営なので、契約事務を行うに当たっては、上記5.1に示した県の契約方法の概要の定めに従うことになる。(2)(3)(4)については各指定管理者の会計規程などの定めに従うことになるが、県の定めと大きく異なるところは、県が一般競争入札を原則的契約方法とするのに対し、指定管理者においては指名競争入札が原則的契約方法とされていることである。このほか、随意契約の定めなどに大きく異なるところはない。

5.2 監査対象と監査要点について

5.2.1 監査対象とした契約

(1) 3 文化施設（県立図書館、びわ湖ホール、文化産業交流会館）について

3つの文化施設については、契約件数が多数であるため、平成24年度から平成26年度までの3年間における契約金額50万円以上の工事、役務、物品等の調達全般にわたる契約リストを求め、この中から監査人が任意にサンプルした契約を監査対象とした。

(2) 6 スポーツ施設（県立体育館、県立武道館、スポーツ会館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場、柳が崎ヨットハーバー）について

6つのスポーツ施設については、契約件数が少ないため、平成24年度から平成26年度までの3年間における契約金額10万円以上の契約リストを求め、この中から監査人が任意にサンプルした契約を監査対象とした。

(3) なお、県立ライフル射撃場は重要な契約取引がないため検討を省略した。

5.2.2 監査要点

そして、各施設の契約手続の適正性について、以下の観点から検討を行った。

- (1) 契約方法（一般競争、指名競争、随意契約）の選択は妥当か。
- (2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき算出されているか。
- (3) 入札の事務手続は適正に行われたか（手順、落札者決定に誤りはないか。）。
- (4) 随意契約の事務手続は適正におこなわれたか（随意契約理由は妥当であるか、1者見積の場合の理由は妥当であるか。）。
- (5) 起案から承認、発注から検収に至るまでの一連の事務手続は、定められた手続に準拠して行われているか。

5.3 県立図書館について

5.3.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

県立図書館について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	一般雑誌購入	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	3,958,885	24年度	8者入札
2	図書購入(4月～10月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	23,551,343	24/4～24/10	8者入札
3	図書購入(10月～3月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	21,248,448	24/10～25/3	9者入札
4	電子書誌データ作成 業務委託	㈱日版図書館サービス	一般競争入札	1,260,000	24年度	2者入札
5	図書館協力車巡回業務 車両借上	㈱ウィングスマルコー	一般競争入札	2,613,240	24年度	2者入札
6	冷暖房機空調設備 保守点検業務委託	日本空調サービス㈱	一般競争入札	1,291,500	24年度	2者入札
7	清掃業務委託	企業組合労協 センター事業団	一般競争入札	12,201,000	24～25年度	12者入札
8	警備業務委託	総合警備保障㈱	随意契約 (1者見積)	882,000	24年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
9	エレベータ保守点検 業務委託	東芝エレベータ㈱	随意契約 (1者見積)	2,259,180	24年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
10	電気設備等管理業務委託	㈱光ビルサービス	一般競争入札	9,960,000	24～25年度	2者入札
11	オープンコンピュータ 通信網サービス利用	NTTコミュニケーションズ㈱	随意契約 (1者見積)	1,011,657	24年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成25年度)						
12	一般雑誌購入	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	3,974,618	25年度	6者入札
13	図書購入(4月～10月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	23,540,377	25/4～25/10	7者入札
14	図書購入(10月～3月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	21,057,043	25/10～26/3	6者入札
15	電子書誌データ作成 業務委託	㈱日版図書館サービス	一般競争入札	1,260,000	25年度	2者入札
16	図書館協力車巡回業務 車両借上	㈱ウィングスマルコー	一般競争入札	2,627,100	25年度	2者入札

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成25年度)						
17	冷暖房機空調設備 保守点検業務委託	(株)関西シーケンス管理	一般競争入札	1,134,000	25年度	3者入札
18	警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約 (1者見積)	882,000	25年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
19	オープンコンピュータ 通信網サービス利用	NTTコミュニケーションズ(株)	随意契約 (1者見積)	1,011,657	25年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成26年度)						
20	一般雑誌購入	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	4,044,705	26年度	6者入札
21	図書購入(4月～10月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	23,938,124	26/4～26/10	7者入札
22	図書購入(10月～3月分)	滋賀県書店商業組合	一般競争入札	20,677,136	26/10～27/3	7者入札
23	中国湖南省図書館資料 交換事業	(株)シドニ宮脇支店	随意契約 (オープンカンク) 160万以下	746,794	26年度	公募型見積合せ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
24	電子書誌データ作成 業務委託	(株)日版図書館サービス	一般競争入札	1,296,000	26年度	2者入札
25	図書館協力車巡回業務 車両借上	(株)ウィングスマルコー	一般競争入札	3,055,320	26年度	1者入札
26	冷暖房機空調設備 保守点検業務委託	オリックス・ファシリティーズ(株)	一般競争入札	970,596	26年度	5者入札
27	清掃業務委託	(株)テクノス総合 メンテナンスサービス	一般競争入札	12,858,912	26～27年度	12者入札
28	警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約 (1者見積)	907,200	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
29	オープンコンピュータ 通信網サービス利用	NTTコミュニケーションズ(株)	随意契約 (1者見積)	1,040,580	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
30	第7期図書館 コンピュータシステム 賃貸借	NTTファイナンス(株)	総合評価 一般競争入札	108,216,000	28/1～32/12	1者入札

(注) 上記の図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

5.3.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を行った結果、指摘事項および意見はない。

県立図書館は、県の直営であるので、一般競争入札が契約の原則とするが、その手続きに不備は認められない。少額取引のため随意契約が行われたものについては、公

募型見積合わせが適切に実施されていた。また、「他に代替しうる者なし」との理由で1者見積とされた随意契約についても、業者選定理由に疑義があるものはない。

5.4 びわ湖ホールについて

5.4.1 検討を行った過去1年間の契約の状況

びわ湖ホールについて検討を行った過去1年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成26年度)						
1	宅配業務	日本郵便(株)	指名競争入札	2,100,519	26年度	3者指名 2者入札 令第167条 財規第215条
2	メール便業務	日本郵便(株)	指名競争入札	3,844,053	26年度	3者指名 2者入札 令第167条 財規第215条
3	びわ湖ホール警備業務 及び駐車場の管理業務 委託	ユーアイ(株)	指名競争入札	23,058,000	26年度	8者指名 7者入札 令第167条 財規第215条
4	びわ湖ホール及び駐車場 機械警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約 (1者見積)	622,080	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第2号
5	びわ湖ホール駐車場 管制システム点検業務 委託	アマノ(株)	随意契約 (1者見積)	2,332,800	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
6	設備運転管理	オリックス・ファシリティーズ (株)	指名競争入札	78,300,000	26年度	5者指名 5者入札 令第167条 財規第215条
7	昇降機設備定期点検 (ホール)	東芝エレベーター(株)	随意契約 (1者見積)	7,827,840	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
8	空調機自動制御装置 保守点検	ジョンソコントロールズ (株)	随意契約 (1者見積)	7,322,400	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
9	大ホール絨毯及び 出入りロカーペット修繕	(株)スミノエ	随意契約 100万円未満	580,824	26/6	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
10	大ホール非常照明LED化	(株)湖陸電気	随意契約 100万円未満	806,824	26/8	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
11	舞台技術課事務室建具 増設及び小ホール ホワイエ腰壁修繕	五六七北川建設(株)	随意契約 100万円未満	794,880	26/12	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
12	びわ湖ホール及び駐車場 清掃業務	日本メンテナンス(株)	指名競争入札	40,159,800	26年度	8者指名 6者入札 令第167条 財規第215条
13	スモークマシン更新	(株)大阪共立	指名競争入札	2,570,400	26/9	4者指名 3者入札 令第167条 財規第215条
14	CDプレイヤー更新	(株)ワタナベ楽器店	随意契約 100万円未満	804,300	26/6	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
15	小型プロジェクター整備	(株)ワタナベ楽器店	随意契約 100万円未満	842,400	26/9	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
16	ミュージカル用電球購入	(株)東京舞台照明大阪	随意契約 100万円未満	774,900	26/10	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号

N o	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成26年度)						
17	大ホールピンスポット ライト用電球	㈱松村電機製作所	随意契約 100万円未満	552,960	27/3	見積合せ 4者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
18	舞台技術課職員用 PC画面作成ソフト アップデート	キステム㈱	随意契約 100万円未満	643,788	26/6	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
19	広報宣伝業務委託	㈱DGコミュニケーション	指名競争型 プロポーザル	24,012,774	26年度	7者指名 4者提案
20	受付・案内等業務委託	コングレ㈱	指名競争型 プロポーザル	37,139,923	26年度	12者指名 1者提案
21	情報誌制作及びDM発送 業務委託	宮川印刷㈱	指名競争入札	9,130,633	26年度	6者指名 4者入札 令第167条 財規第215条
22	リハーサル室LED化整備	㈱大阪共立	随意契約 (1者見積)	4,590,000	27/2	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
23	大・中ホール調光盤内 直流電源装置修繕	㈱松村電機製作所	随意契約 (1者見積)	9,720,000	26/6	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
24	音響室内制御PC更新	ヤマハサウンドシステム㈱	随意契約 (1者見積)	4,610,524	26/11	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
25	舞台管理業務委託費	京滋舞台芸術 事業協同組合	随意契約 (1者見積)	80,092,800	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
26	舞台機構保守点検 業務委託費	三精テクノロジーズ ㈱	随意契約 (1者見積)	49,356,000	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
27	舞台照明設備保守点検 委託費	㈱松村電機製作所	随意契約 (1者見積)	12,128,400	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
28	舞台音響設備保守点検 委託費	ヤマハサウンドシステム㈱	随意契約 (1者見積)	6,858,000	26/4～28/3 (2年間)	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

(注) 上記の図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

なお、びわ湖ホールの契約件数は年間約 200 件近くあるため、契約ファイルなどを閲覧して検討を行うのは平成 26 年度の 1 年間とし、提示を受けた平成 26 年度契約一覧の中から任意にサンプルした契約について手続の適正性を検討した。

5.4.2 契約手続の適正性の検討

(1) 1 契約複数業務に対する契約方法の選択について

まず、上記に記載した契約一覧の No24 の契約について検討を行う。

- ・ No24 : 「音響室内制御 PC 更新」 ヤマハサウンドシステム(株) 4,610,524 円
<PC の更新理由は以下のとおりである。>

びわ湖ホールの舞台音響用 PC システムは、大・中ホールともに拡声 (SR) 系・効果音系の 2 系統で構成されている。このシステムは、約 100 個のスピーカーの出力制御を行い客室全てに均一な音場を与え、演出意図を具現化するびわ湖ホール音響設備の核となる部分である。

操作部である PC は、平成 18 年度に更新を行い現在まで運用しているが、更新後 8 年が経過しており動作が不安定となっている。また、中には Windows XP で駆動している PC もあり、OS のサポート終了に伴いソフトウェアのアップデート等の対応が不可能で、運用に支障をきたしていることから早急に交換が必要である。

<本業務は、以下の理由により随意契約とされ、また見積徴取先も 1 者とされた。>

びわ湖ホールの舞台音響設備は、独自の設計図書に基づき構成されたシステムであることから、保守点検については、そのシステム設計をサポートし全体に対するノウハウを熟知しているヤマハサウンドシステム(株)に委託しているところである。

本更新業務の対象となる PC は、当ホール舞台音響設備システムの核となる部分であり、音響設備全体を熟知した者による、一貫した管理の下で修繕・調整を行うことが必要不可欠である。

このため本更新業務については、上記業者以外では不可能である。

そして、本業務は、①PC9 台の機器の部品費と、②納入調整費 (音響ネットワーク設定及び関連アプリケーションのインストール、動作確認調整を含む) の 2 業務で構成されており、予定価格の設計書によれば、税抜価格で①の部品費が 2,700,000 円、②の納入調整費が 2,050,000 円となっている。

この業務契約において、②の納入調整業務は随意契約が妥当であると考えられるが、①の PC9 台の購入については、この機器内容は Apple MacBook Pro、や NEC

VersaPro といった汎用品であることから、本来この①の PC 購入の業務は、160 万円以上の財産の買入れの別業務として競争入札が行われるべきであると考え。

<びわ湖ホールの見解は以下のとおりである。>

当該 2 件の契約については、①と②の 2 業務が一体不可分であり分割発注が可能なものではありません。ハードとなる音響設備のリモートコントロール用に汎用品の PC を選定しておりますが、これらの PC は内部設定と外部設定の整合性が必要な調整作業となり、「OS」・「ドライバー（機能を拡張したりするときに、その橋渡しをしてくれるソフト）」・「PC の解像度」・「ネットワーク設定」・「CPU（処理能力）」など、機器とインストールソフトとの整合性が複雑であり、設定調整も事前購入により行う必要があるため、今後の保証も含めて契約することが望ましく、別業務として競争入札に適していないところから、随意契約が妥当との考えで執行しました。

今後の保証を含めて契約することが望ましいと言うが、そもそもこの契約に保証条項は何ら規定されてはいない。

機器の指定は、ヤマハサウンドシステム（株）が行っているのであるから、この機器リストに基づいて機器販売業者から競争入札で調達を行う方がより安価で調達できるはずである。これをヤマハサウンドシステム（株）に直送して②の調整業務を行えばよいと考えられる。

より競争性が高まるように、契約に付す業務内容を十分検討することが必要である。

(2) びわ湖ホールの契約事務に関する定めについて

びわ湖ホールは、びわ湖ホール財務規程第 48 条において契約事務について「契約は地方自治法第 9 章第 6 節、地方自治法施行令第 5 章第 6 節および滋賀県財務規則第 7 章の規定に準じて行うものとする。」と定めている。契約に関する定めは、唯一これだけであり、これは県が契約事務を行うに当たって遵守すべき定めと全く同じである。

滋賀県財務規則等に準じて契約事務を行うものであれば、びわ湖ホールが行う契約事務は一般競争入札が原則となるところ、現実には、他の施設の指定管理者

と同様に指名競争入札が原則として行われている。

<県：文化振興課の見解>

滋賀県財務規則に基づけば、一般競争入札を原則とするところですが、指定管理者が独自で行う場合は、入札に参加する名簿作成のための審査、登録業務や参加に対する周知など、問題も多く、また、単独での契約の場合、年間の発注件数が限定されるため、滋賀県の登録業者リストと同規模の参加業者の確保は困難で、逆に競争の確保が困難であると考えています。

従って、現在びわ湖ホールが行っている、県の登録業者を対象として、相当数の指名による指名競争入札は、競争を確保するための現実的な対策であると考えます。

財団の規定に基づく対応であり、違反とまで言えないと考えます。

文化振興課は、財団の規定に基づく対応であるとするが、財団は指名競争入札を原則的契約方法と規定しておらず、指名競争入札を原則とするなら他の指定管理者が規程に定めているように、びわ湖ホール財務規程にその旨を規定すべきである。

どこにも定めがない以上、規程上の不備と言わざるを得ない。

(3) びわ湖ホールと文化産業交流会館の契約方法の原則について

図書館と同等、いや、それ以上の施設規模、人員規模を有するびわ湖ホールと文化産業交流会館の契約事務が、なぜ図書館と同様に県の規程に基づいて行われていないのであろうか。すなわち、なぜ一般競争入札が原則的契約方法とされないのか。

びわ湖ホールと文化産業交流会館は、県の直営ではなく指定管理者制度による運営が行われているわけであるが、管理する施設自体は図書館と同等、いや、それ以上の規模を有している。両施設の契約一覧を見ても分かるように、指名競争入札が行われた契約の内容や金額の大きさからしても、図書館と同じく一般競争入札が行なわれるべき契約であるといえる。

両施設は大規模な県有施設であるにも拘らず、ここで行われる契約方法が、指定管理者が管理を行っているからという理由で指名競争入札が原則とされることはおか

しいのではないか。

<県：文化振興課の見解>

滋賀県財務規則に基づけば、一般競争入札を原則とするところですが、指定管理者が独自で行う場合は、入札に参加する名簿作成のための審査、登録業務や参加に対する周知など、問題も多く、また、単独での契約の場合、年間の発注件数が限定されるため、滋賀県の登録業者リストと同規模の参加業者の確保は困難で、逆に競争の確保が困難であると考えています。

従って、現在びわ湖ホールが行っている、県の登録業者を対象として、相当数の指名による指名競争入札は、競争を確保するための現実的な対策であると考えます。

上記のように、びわ湖ホールや文化産業交流会館は、図書館と同等以上の大規模な県有施設であるにも拘らず、指定管理者が一般競争入札を単独で行うことの技術的困難性を理由に、指名競争入札により契約を実施している。

しかし、指定管理者が実施する契約手続についても、劇場の特殊性による制約には配慮しつつも、金額が重要と考えられる契約についてはもっとも競争性が確保されるとされている一般競争入札の実施が検討されるべきである。

(4) 管理物件に対する1件100万円以上の修繕および備品の購入の契約事務について
びわ湖ホールの100万円以上の修繕および備品購入の状況【図表 5.4.2】

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間
1	大ホール音響反射板移動レール基礎補強	三精輸送機(株)	随意契約	3,675,000	24/7
2	大・中ホール直流電源装置交換	三精輸送機(株)	随意契約	8,190,000	25/2
3	照明用インテリジェントタッチパネルモニター修繕	(株)松村電機製作所	随意契約	1,118,250	25/2
4	休憩表示装置入力操作部修繕	パナソニックESエンジニアリング(株)	随意契約	1,134,000	24/6
5	音響パワーアンプ半田部劣化修繕	ヤマハサウンドシステム(株)	随意契約	1,281,000	24/4
6	映像機器整備	(株)ワタナベ楽器店	指名競争入札	6,729,000	24/5
7	業務用携帯無線機更新	ヤマハサウンドシステム(株)	指名競争入札	1,827,000	25/1
8	オペラカーテン布地破れ補修	三精輸送機(株)	随意契約	1,050,000	24/10
9	大ホール上手遮音シャッターワイヤー交換	三精輸送機(株)	随意契約	4,725,000	24/9
平成24年度合計				29,729,250	
10	びわ湖ホール消火器更新	滋賀消防設備	指名競争入札	1,385,160	25/8
11	大ホール反響版ケーブルコネクタ修繕	三精テクノロジーズ	随意契約	2,310,000	26/3
12	吊マイクワイヤー修繕	ヤマハサウンドシステム(株)	随意契約	2,100,000	26/2
13	スポットライトオーバーホール及び更新	(株)松村電機製作所	随意契約	4,526,550	26/1
14	ピンスポットライト修繕	(株)松村電機製作所	随意契約	2,940,000	25/7
15	移動中型スピーカー更新	ベストテックオーディオ(株)	随意契約	3,500,000	25/9
16	ハイビジョン映像機器システム整備	(株)教栄社	指名競争入札	4,788,000	25/9
17	寄贈スタンウェイB型修繕	(株)JEUGIA	随意契約	1,775,424	26/2
18	ミュージックール用電球購入	パナソニックESエンジニアリング(株)	随意契約	1,155,420	25/9
平成25年度合計				24,480,554	
19	びわ湖ホール傘立ての購入	(株)チタビビジョンソリューションズ	指名競争入札	2,948,400	27/1
20	大ホールアクティブフィルター冷却ファン交換	三精テクノロジーズ(株)	随意契約	1,654,560	26/9
21	PLCバッテリー交換	三精テクノロジーズ(株)	随意契約	1,566,000	26/8
22	大・中ホール直流電源装置修繕	(株)松村電機製作所	随意契約	9,720,000	26/6
23	音響室内制御PC更新	ヤマハサウンドシステム(株)	随意契約	4,610,524	26/11
24	スモークマシン更新	(株)大阪共立	指名競争入札	2,570,400	26/9
平成26年度合計				23,069,884	

びわ湖ホールの管理運営に関する協定（基本協定）は、「管理物件の修繕等」について以下のように定めている。

第29条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕のうち、見積額が1

件につき 100 万円（消費税を含む。）以上のものについては県の負担と責任において実施するものとし、1 件 100 万円（消費税を含む。）未満のものについては、管理料に当該費用が見込まれているものとし、指定管理者の負担と責任において実施するものとする。

2 管理物件の効用の増加を目的とした改修については、県の負担と責任において実施するものとする。

3 前 2 項の規定により、県の負担と責任において実施することとなる修繕または改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められるときは、県・指定管理者協議の上、県の負担において指定管理者に実施させることができる。

また、「備品の購入等」については、以下のように定める。

第 30 条 第 4 条の規定により指定管理者が管理する備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、当該備品と同等の機能および価値を有するもの見積額が 1 件につき 100 万円（消費税を含む。）以上のものについては、県の負担と責任において購入または調達するものとし、1 件 100 万円（消費税を含む。）未満のものについては管理料に当該費用が見込まれているものとし、指定管理者の負担と責任において購入または調達するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき備品を購入または調達したときは、県に報告しなければならない。

3 指定管理者が第 1 項の規定に基づき購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとする。

すなわち、指定管理の基本協定によれば、見積額が 1 件 100 万円（税込）以上の修繕等や備品の購入等は、県の負担と責任において実施することになっている。なお、修繕については、管理業務と一体として実施することが適当と認められるときは、双方協議の上、あくまでも県の負担において指定管理者に実施させることができるとしている。要するに、1 件 100 万円（税込）以上の高額な修繕や備品の購入は、指定管理料には含まれていないので県が負担するということに他ならない。

びわ湖ホールから提示を受けた平成 24 年度から平成 26 年度までの 50 万円以上の

契約一覧から、この3年間に行われた1件100万円以上の修繕および備品の購入取引をリストしたのが【図表 5.4.2】である。

びわ湖ホールに1件100万円以上の取引は本来県が実施すべき取引であるから、これを指定管理者に実施させるには県からの委託契約が必要となるところ、委託契約が行われた形跡がないので、契約がないのは問題ではないかと確認したところ以下の回答であった。

<びわ湖ホールからの回答>

この100万円以上の修繕および備品の購入に関しては、早急に修繕あるいは更新する必要が生じたため、その都度、県と協議し、県の承認を受け、財団の負担と責任で実施したものです。

これら1件100万円以上の修繕や備品の購入については、指定管理者の負担と責任において実施されており、毎年以下の件数・金額が指定管理者の負担で実施されている。

- ・平成24年度 9件 契約金額 29,729,250円
- ・平成25年度 9件 契約金額 24,480,554円
- ・平成26年度 6件 契約金額 23,069,884円

県の出資団体である指定管理者であるからこそできる、県に対しての寛容な対応である。しかし、早急な対応が必要とはいえ、基本協定に明記がない以上、県が本来負担すべき修繕費などが指定管理者の負担とされる結果、県の財政報告における経費計上額が過少に計上されていることになる。

びわ湖ホールの運営上、やむを得ず修繕等の対応が必要な場合の処理については、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。

(5) 県が実施する施設整備事業の契約事務について

3年間に県が直接行った施設整備事業の契約は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	大ホール音響反射板 移動レール基礎補強 修繕工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)びわ湖ホール <県から委託>	随意契約 (1者見積)	11,000,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		(株)笹川組	指名競争入札	8,925,000	25/11	6者指名 3者入札 令第167条 財規第215条
(平成26年度)						
2	維持保全状況調査 指定管理者が実施 ⇒	(公財)びわ湖ホール <県から委託>	随意契約 (1者見積)	7,200,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		(株)佐藤総合計画	指名競争型 プロポーザル	4,900,000	26/6	3者選定 2者提案
3	小ホールデジタル音響 調整卓システム更新 工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)びわ湖ホール <県から委託>	随意契約 (1者見積)	22,000,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		ヤマハサウンドシステム(株)	随意契約 (1者見積)	21,600,000	26/9	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
4	中ホール電気室 トランス交換工事	長尾電工(株) <県が直接実施>	一般競争入札	15,120,000	26/11	県が直接一般競争入札を実施 5者入札

施設の大規模修繕などの施設整備事業は、県の負担と責任において実施することになっており、県が契約事務を実施することになる。

しかし、びわ湖ホールの場合、平成24年度から平成26年度の3年間における施設整備の4件のうち、No4の工事については県が直接に一般競争入札を実施しているが、それ以外のNo1～No3の3件全ての工事は、以下の理由により指定管理者と随意契約が行われ、指定管理者が契約事務を行っている。

<随意契約の理由は以下のとおり>

- ・委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備の改修工事の執行であり、工事は日常の施設運営との調整を図りながら施行管理する必要があり、当該施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できない内容であることから、契約の目的が競争入札に適さないものとみとめられるため。(令第167条の2第1項第2号該当)

・当該委託業務は、すべて指定管理者が管理する施設内で実施されるものであり、現に施設を管理運営し、施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できず、委託業務の進行管理は、指定管理者以外の者では適切に行うことができないため。(財務規則第 220 条第 1 項 2 号該当)

すなわち、「他に代替しうる者なし」との理由で随意契約が行われている。

しかし、おかしなことに No1 の工事については、委託を受けた指定管理者は、契約方法について指名競争入札を採用して競争入札を実施している。この契約の流れを確認する。まず、大ホール音響反射板移動レール基礎補強修繕が平成 25 年度の施設整備事業として予定された。県は、この工事について指定管理者である(公財)びわ湖ホールに随意契約として契約予算額 11,000,000 円で発注した。この契約により委託を受けた指定管理者は、契約方法として指名競争入札を採用し、6 者を指名、3 者入札参加の結果、(株)笹川組が契約金額 8,925,000 円で落札したという流れである。

No2 のプロポーザル方式による場合、No3 の他にその業務を代替しうる者がいない場合のように、現場の管理者でしか契約の相手先を選定できないような場合であれば、県が指定管理者に契約手続を委託することは理解できる。しかし、競争入札が行えるような No1 の業務であれば、これは県が進んで一般競争入札を行い、より競争性、公正性、透明性を発揮した契約事務を進めていくことが県としての当然の責務であると考えられる。

なお、文化産業交流会館でも同様の契約手続が行われおり、5.5.2(2)で検討を行っているので参照していただきたい。

<県：文化振興課の見解>

施設整備の修繕・改修については、工期設定や利用者調整、工事实施におけるその他の影響を勘案して計画し、顧客を含む利用者に十分な注意を払って施行する必要があることから、ご指摘のとおり、指定管理者にその実施を委託し、執行することが多いのが現状です。

今後、再度、工事種別や工期等を勘案し、指定管理者への委託か県の直接執行か、いずれの方が合理的・効率的に遂行できるかを判断し、対応したいと考えます。

5.5 文化産業交流会館について

5.5.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	トップライト硝子割 取替修繕	三和建設(株)	随意契約 100万以下	735,000	24/6	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
2	小劇場トイレ床改修工事	(株)マルトモ	随意契約 100万以下	500,000	24/8	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
(平成25年度)						
3	冷温水発生器真空漏 溶接補修	アオキテクノ(株)	随意契約 (1者見積)	789,600	25/6	緊急の必要 会規第36条第1項第7号 会規第36条第2項第5号
4	No.3冷却塔クーリングター 修繕	オリックス・ファシリティーズ (株)	随意契約 100万以下	574,350	25/8	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
5	防犯カメラ増設工事	オリックス・ファシリティーズ (株)	随意契約 100万以下	705,600	25/12	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
6	ロビー等照明増設工事	オリックス・ファシリティーズ (株)	随意契約 100万以下	886,200	26/1	見積合せ 4者 会規第36条第1項第7号
7	プロジェクター購入 (3台)	坂口テレビサービス (株)	随意契約 100万以下	980,000	25/9	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
8	ノートPC購入経費 (4台)	坂口テレビサービス (株)	随意契約 100万以下	698,250	26/2	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
9	展示パネル(50枚)、 台車購入経費	小林事務機(株)	指名競争入札	2,625,000	26/3	10者指名 2者入札 会規第35条
(平成26年度)						
10	機械警備業務	セコム(株)	随意契約 (1者見積)	2,073,600	26/4~28/3 (2年間)	緊急の必要 会規第36条第1項第1号 会規第36条第2項第2号
11	電気設備等日常運転 保守管理業務	(株)ヤマ・ビジネスサービス	指名競争入札	27,589,680	26/4~28/3 (2年間)	20者指名 8者入札 会規第35条
12	清掃管理業務	(株)ナショナルメンテナンス	指名競争入札	10,368,000	26/4~28/3 (2年間)	15者指名 8者入札 会規第35条
13	会館管理業務	(株)テクノス総合 メンテナンスサービス	指名競争入札	10,368,000	26年度	17者指名 9者入札 会規第35条
14	樹木剪定及び除草業務	川上建設(有)	随意契約 100万以下	561,600	26/6~26/11	見積合せ 6者 会規第36条第1項第7号
15	高木剪定業務	新井土建	指名競争入札	604,800	26/9~26/11	20者指名 9者入札 会規第35条
16	舞台照明及び 舞台技術管理業務	(有)ライト・イット	指名競争入札	4,023,000	26年度	3者指名 3者入札 会規第35条

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成26年度)						
17	事務室エアコン修繕	(株)ヤマビシ・ネササービス	随意契約 100万以下	513,000	27/1	見積合せ 3者 会規第36条第1項第7号
18	第一駐車場白線補修	(株)ヤマビシ・ネササービス	随意契約 100万以下	939,600	27/2	見積合せ 2者 会規第36条第1項第7号
19	第一駐車場門扉等修繕	(株)ヤマビシ・ネササービス	随意契約 100万以下	950,400	27/1	見積合せ 2者 会規第36条第1項第7号
20	スタッキングチェア、 台車購入経費	小林事務機(株)	指名競争入札	6,889,320	27/3	15者指名 2者入札 会規第35条
21	昇降機保守点検業務	三菱電機 ビルテクノサービス(株)	随意契約 (1者見積) 設置業者	2,721,600	26/4～28/3 (2年間)	他に代替しうる者なし 会規第36条第1項第1号 会規第36条第2項第2号
22	舞台吊物設備保守点検 業務	三精テクノロジーズ(株)	随意契約 (1者見積) 製造業者	1,999,296	26/4～28/3 (2年間)	他に代替しうる者なし 会規第36条第1項第1号 会規第36条第2項第2号
23	舞台照明設備点検業務	パナソニックES エンジニアリング(株)	随意契約 (1者見積) 製造業者	1,864,080	26/4～28/3 (2年間)	他に代替しうる者なし 会規第36条第1項第1号 会規第36条第2項第2号
24	電動移動椅子点検業務	コトブキシューティング(株)	随意契約 (1者見積) 製造業者	961,200	26/4～28/3 (2年間)	他に代替しうる者なし 会規第36条第1項第1号 会規第36条第2項第2号

(注) 上記図表中の略字 会規：(公財)滋賀県文化振興事業団会計規程

文化産業交流会館について検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

5.5.2 契約手続の適正性の検討

(1) 1件100万円以上の備品購入の契約事務について

上記の契約一覧のNo9とNo20の契約は、1件100万円以上の備品購入である。

- ・No9：「展示パネル（50枚）、台車購入経費」 小林事務機(株) 2,625,000円
- ・No20：「スタッキングチェア、台車購入経費」 小林事務機(株) 6,889,320円

びわ湖ホールでも検討したように、1件100万円以上の取引は本来県が実施すべき取引であるから、これを指定管理者に実施させるには県からの委託契約が必要となる
ところ、委託契約が行われた形跡がないので、これは問題があるのではないと確認したところ以下の回答であった。

<文化産業交流会館からの回答>

指定管理にかかる基本協定第31条に備品の購入について、事業団が管理する備

品が 1 件につき 100 万円以上については県の負担、100 万円未満は事業団の負担となりますが、上記の備品等の購入については、単品ではいずれも 100 万円未満であり、それぞれの数量は当該年度の収支差額で購入できる範囲内で購入することとし、県に了解を得て購入しました。

ここで、文化産業交流会館は、1 件 100 万円以上の「1 件」の取扱を 1 品として解釈しているが、はたしてそれで問題はないのか。財務規則、随意契約規程は、契約単位なので、そのように取り扱うものではないか。契約単位なのか、それとも、物品の最小単位なのか、文化振興課に見解を求めると以下の回答があった。

< 県：文化振興課の見解 >

原則的に、物品の最小単位を 1 件として想定している。

ただし、機能的な維持等を目的として同時に複数の購入が必要であるなど、それによらない場合は、協議により決定する。

なお、その取扱いについては、協定により定め、運用することとしている。

基本協定にいうところの 1 件 100 万円以上の「1 件」は、常識的に考えて 1 取引と考えるべきである。1 取引 100 万円以上の修繕は高額にあたるから県が負担する、1 取引 100 万円以上の備品購入も高額であるから県が負担する、要するに、指定管理料を算定するには、1 件 100 万円以上の高額なイレギュラーな取引は除外して算定しなければ通常の管理に要する安定した管理料は算定できないのである。

従って、通常の管理業務に含まれない 1 件 100 万円以上の高額取引とは、1 契約単位と考えるのが妥当である。現基本協定の解釈からすれば、No9 と No20 の契約は、県の負担で行われるべきものであったと考える。

今後、協定上の解釈について相違が生じないように、イレギュラーな取り扱いについても基本協定に明示し、処理する必要がある。

(2) 県が実施する施設整備事業の契約事務について

3年間に県が直接行った施設整備事業の契約は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	冷温水発生器真空部品等取替工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)文化振興事業団 ＜県から委託＞	随意契約 (1者見積) 事務費	3,800,000 40,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		アオキテクノ(株)	指名競争入札	3,570,000	24/9	3者指名 2者入札 会計規程第35条
2	カーペット張替工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)文化振興事業団 ＜県から委託＞	随意契約 (1者見積) 事務費	9,700,000 90,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		古川工業(株)	指名競争入札	6,930,000	25/1	9者指名 8者入札 会計規程第35条
(平成25年度)						
3	電話交換機設備更新工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)文化振興事業団 ＜県から委託＞	随意契約 (1者見積) 事務費	2,900,000 28,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		大浦電気商会	指名競争入札	2,255,400	25/8	11者指名 7者入札 会計規程第35条
4	高圧受電設備真空遮断器更新工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)文化振興事業団 ＜県から委託＞	随意契約 (1者見積) 事務費	9,300,000 92,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		滋賀電業(株)	指名競争入札	6,854,400	25/10	11者指名 7者入札 会計規程第35条
(平成26年度)						
5	2階会議室照明改修工事 指定管理者が実施 ⇒	(公財)文化振興事業団 ＜県から委託＞	随意契約 (1者見積) 事務費	4,100,000 37,000		他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
		(有)石河電機	指名競争入札	3,056,400	26/12	19者指名 10者入札 会計規程第35条

施設の大規模修繕などの施設整備事業は、県の負担と責任において実施することになっており、県が契約事務を実施することになる。

しかし、文化産業交流会館の場合、平成24年度から平成26年度の3年間における施設整備の5件の全ての修繕工事について、以下の理由により指定管理者と随意契約が行われ、指定管理者が契約事務を行っている。

＜随意契約の理由は以下のとおり＞

- ・委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備の改修工事の執行であり、工事は日常の施設運営との調整を図りながら施行管理する必要

があり、当該施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できない内容であることから、契約の目的が競争入札に適さないものとみとめられるため。(令第167条の2第1項第2号該当)

・当該委託業務は、すべて指定管理者が管理する施設内で実施されるものであり、現に施設を管理運営し、施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できず、委託業務の進行管理は、指定管理者以外の者では適切に行うことができないため。(財務規則第220条第1項2号該当)

すなわち、「他に代替しうる者なし」との理由で随意契約が行われている。

しかし、おかしなことに委託を受けた指定管理者は、契約方法について指名競争入札を採用して競争入札を実施している。このことを前掲の図表に記載した No2 の契約を例にとって契約の流れを確認する。まず、カーペット張替工事が平成24年度の施設整備事業として予定された。県は、この工事について指定管理者である(公財)文化振興事業団に随意契約で契約予算額9,700,000円、うち契約委託の事務費90,000円で発注した。この契約により委託を受けた指定管理者は、契約方法として指名競争入札を採用し、9者を指名、8者入札参加の結果、古川工業(株)が契約金額6,930,000円で落札したという流れである。

他にその業務を代替しうる者がいない場合のように、現場の管理者でしか契約の相手先を選定できないような随意契約のケースであればまだしも、競争入札が行えるような業務であれば、これは県が進んで一般競争入札を行い、より競争性、公正性、透明性を発揮した契約事務を進めていくことが県としての当然の責務であると考えられる。

施設整備事業を指定管理者へ委託する場合、文化産業交流会館では工事予算額の1%の事務費を請求することになっているが、県は多忙を理由に少ない手数料を支払って指定管理者に契約事務を押し付けていると言われても仕方がないであろう。

<県：文化振興課の見解>

施設整備の修繕・改修については、工期設定や利用者調整、工事实施におけるその他の影響を勘案して計画し、顧客を含む利用者に十分な注意を払って施行す

る必要があることから、ご指摘のとおり、指定管理者にその実施を委託し、執行することが多いのが現状です。

今後、再度、工事種別や工期等を勘案し、指定管理者への委託か県の直接執行か、いずれの方が合理的・効率的に遂行できるかを判断し、対応したいと考えます。

5.6 県立体育館について

5.6.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

県立体育館について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおり【図表 5.6.1】

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	事務室系統空調設備機器 (ガスヒーポン) 修理	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	519,697	24/8	グループ企業との取り決めによる
2	本館男女更衣室 床組撤去等工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	899,566	25/2	グループ企業との取り決めによる
3	本館北側女子トイレ 改修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	808,500	25/3	グループ企業との取り決めによる
4	土間下調査	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	531,993	25/3	グループ企業との取り決めによる
5	本館北側男子トイレ 改修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	661,500	25/3	グループ企業との取り決めによる
6	屋内消火栓ホース更新	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	532,140	25/3	グループ企業との取り決めによる
7	別館アリーナ壁面 改修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	997,500	25/3	グループ企業との取り決めによる
8	別館駐車場 不陸整備工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	546,000	25/3	グループ企業との取り決めによる
9	本館誘導灯改修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	975,450	25/3	グループ企業との取り決めによる
10	別館監視カメラ設置工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	992,250	25/3	グループ企業との取り決めによる
(平成25年度)						
11	更衣室土間躯体改修	日本管財㈱ (体育協会本部と協議)	随意契約 (1者見積)	1,434,515	25/5	緊急の必要 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第5号
12	バスケットボールコート ラインポイント改修	美津濃㈱	随意契約 (1者見積)	777,000	25/5	緊急の必要 会規第38条第1項第2号 会規第38条第2項第5号
13	別館アリーナ壁補修	ミノベ建設㈱	随意契約 250万円未満	945,000	25/5	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
14	男女更衣室入口扉改修	大輪建設㈱	随意契約 250万円未満	297,150	25/5	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
15	事務所空調機改修	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	963,900	25/6	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
16	正面玄関前タイル張替補修	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	438,900	25/8	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号

N o	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成25年度)						
17	事務所温水器移設、 流し台設置工事	日本管財(株)	随意契約 (1者見積)	105,000	26/2	グループ企業との取り決め による
18	事務所横倉庫 スプリンクラー増設工事	日本管財(株)	随意契約 (1者見積)	837,900	26/3	グループ企業との取り決め による
(平成26年度)						
19	2階南側女子トイレブース 修繕工事	ミノベ建設(株)	随意契約 250万円未満	756,000	26/9	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
20	別館移動式 粉末消火設備取替	奥山防災(株)	随意契約 250万円未満	745,200	26/11	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
21	大競技場電光掲示板 保護柵設置工事	ミノベ建設(株)	随意契約 250万円未満	291,600	26/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
22	ショットロック操作盤修理	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	252,180	26/10	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
23	1階北側男子トイレ 排水詰まり高压洗浄	株ケイテック	随意契約 (1者見積)	168,480	26/6	緊急の必要、分解等の後 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第6号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.6.2 契約手続の適正性の検討

(1) 日本管財(株)が実施した修繕の契約手続について

この日本管財(株)に関する事項については、県立武道館も同様の内容を持つものであり、両施設併せての検討である。

平成21年から平成25年まで、(公財)体育協会は、県立体育館および県立武道館の指定管理業務を行うにあたり、日本管財(株)を指定管理のグループ企業として選定し、建物設備総合管理業務(多岐に亘る保守点検が中心)を担当させている。日本管財(株)への負担金支出の金額は、県立体育館が平成24年度、平成25年度ともに11,584,000円、県立武道館が平成24年度は15,815,000円、平成25年度は15,805,000円である。

この日本管財(株)とのグループ体制の下では、日本管財(株)が日常点検において修繕が必要な箇所を発見した場合、日本管財(株)から所定の修繕依頼書により(公財)体育協会に報告が行われるのであるが、この管理物件の効用を維持するために必要な修繕の実施については、「グループ企業との取り決め」((公財)体育協会と日本管財(株)との

個別協定)により、全ての取引が(公財)体育協会から日本管財(株)に随意契約で発注され、日本管財(株)がこれを請負うことになっている。ただし、請負った日本管財(株)が直接工事を行うのではなく、全てが日本管財(株)から外部の専門業者に外注されていて、日本管財(株)がその後の業者選定などの契約手続を行っているということである。県立体育館では【図表 5.6.1】の No1~No10、No17~No18 の契約がこれに該当する。また、県立武道館では【図表 5.7.1】の No1~No14、No20~No25 の契約がこれに該当する。

ただし、この契約手続の委託には問題があると考ええる。(公財)体育協会が保管する契約ファイルには、日本管財(株)がどのように業者選定を行ったのかという見積合せを行ったことの見積書などの資料は保管されていない。また、日本管財(株)からの請求書はあるが、工事後の業者からの請求書は保管されていない。

この点について(公財)体育協会へ質問を行うと、回答は以下のとおりであった。

修繕工事等を履行する場合の日本管財(株)の業者選定については、専門性のある協力業者(実績がある業者)にて施工しており、協力業者については、①印鑑証明、②経歴書、③登記簿謄本、④決算書、⑤各種許可証、⑥会社案内などにより適正を判断して選定しています。

当該契約事務において、見積は協力業者の中から県内業者を優先して徴取し、この際、作業内容(金額、数量、期間等)を勘案し、業者を決定しています。

日本管財(株)との「滋賀県立体育館・武道館の施設設備維持管理に関する協定書(以下「個別協定」という。)」には一般的な手順、履行事項を示していますが、具体的な修繕内容等、どのような修繕を行うかは別途示す必要があり、個別協定第3条の規定により発注書、請書をもって、双方の信義誠実の原則に従って執り行っています。

協定に従って日本管財(株)に契約事務を委託するとしても、(公財)体育協会としては少なくとも体育協会会計規程で定める契約の規定を遵守して契約事務を行うよう要請すべきであり、また、その実施された事務手続の確認も行われなければならない。また、業者からの請求書により実際の請求金額の確認も必要である。個別協定により修繕業務の契約手続は日本管財(株)が行うとしても、実施業者からの請求書を確認しなければ、仮に日本管財(株)からの請求に過大・過少の誤りが生じていたとしても分から

ないであろう。

(公財) 体育協会に確認したところ、平成 25 年度で日本管財(株)とのグループ提携は解消されており、その当時、日本管財(株)においてどのような状況で業者選定などの手続きが行われていたかを示す書類はないとのことであり、監査人としてもそれ以上の確認手続は行えなかった。

なお、日本管財(株)は平成 25 年 4 月 23 日、建設業許可部局である近畿地方整備局より、15 日間の営業停止処分を受けており、このことを受けて平成 25 年 5 月から 8 月までの期間の修繕については、(公財) 体育協会が直接に契約手続を適切に実施している。

また、平成 26 年度以降は、NTT ファシリティーズと指定管理についてグループ提携を行っているが、これ以降の修繕の契約手続は、直接 (公財) 体育協会が適切に実施している。

5.7 県立武道館について

5.7.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

県立武道館について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおり【図表 5.7.1】

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	玄関自動扉開閉装置 修理	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	220,500	24/4	グループ企業との取り決め による
2	吸収式冷温発生機 ウルトラビジョン交換	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	154,350	24/8	グループ企業との取り決め による
3	会議室等ワイヤレスマイク 交換	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	220,500	24/6	グループ企業との取り決め による
4	1階から2階廊下他 クロス修繕工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	999,967	24/7	グループ企業との取り決め による
5	玄関上部屋根樋取付工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	126,000	24/8	グループ企業との取り決め による
6	相撲場・剣道男子トイレ 小便器センサー修理工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	171,150	24/8	グループ企業との取り決め による
7	柔道場・剣道場排煙装置 修理工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	630,000	24/10	グループ企業との取り決め による
8	剣道場排煙装置 修理工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	257,250	24/12	グループ企業との取り決め による
9	近的射場照明器具 改修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	404,250	25/2	グループ企業との取り決め による
10	気中開閉器取替工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	682,500	25/2	グループ企業との取り決め による
11	受電室高圧負荷開閉器 取替工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	756,000	25/2	グループ企業との取り決め による
12	剣道場リヤレスチューナー、 ユニット交換	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	123,900	25/2	グループ企業との取り決め による
13	移動式消火設備交換	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	146,160	25/2	グループ企業との取り決め による
14	2階から4階廊下他 クロス修繕工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	996,854	25/3	グループ企業との取り決め による
(平成25年度)						
15	弓道遠的射場の場簡易 安土整備	㈱郁栄商会	随意契約 (1者見積)	507,150	25/2	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
16	弓道場鳩害対策業務	㈱さすけ コーポレーション	随意契約 250万円未満	656,000	25/5	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号

N o	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成25年度)						
17	汚水枘蓋取替調整工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	175,350	25/7	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
18	消防設備救助袋カバー など修理	奥山防災㈱	随意契約 250万円未満	202,650	25/7	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
19	駐車場満車表示灯改修	アマノ㈱	随意契約 (1者見積)	267,750	25/6	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号
20	剣道場床補修工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	525,000	26/3	グループ企業との取り決め による
21	剣道場排煙装置修理	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	441,000	26/3	グループ企業との取り決め による
22	吸収冷温水機燃焼部品 交換修理	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	167,055	26/2	グループ企業との取り決め による
23	柔道場・弓道場(近的) 監視カメラ設置工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	996,450	26/2	グループ企業との取り決め による
24	蓄電池設備触媒栓 取替工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	165,900	26/2	グループ企業との取り決め による
25	屋外駐車場移動式 粉末消火設備取替工事	日本管財㈱	随意契約 (1者見積)	861,000	26/3	グループ企業との取り決め による
(平成26年度)						
26	研修室空調設備 設置工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	972,000	26/6	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
27	機械室分電盤改修工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	410,400	26/6	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
28	弓道場遠的看的所 ガラス補修工事	滋賀硝子㈱	随意契約 250万円未満	263,520	26/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
29	事務室空調機改修工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	594,000	26/7	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
30	剣道・弓道師範室空調機 改修工事	㈱美山総合設備	随意契約 250万円未満	883,440	26/8	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
31	立体駐車場移動式 粉末消火設備取替	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	604,800	26/12	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.7.2 契約手続の適正性の検討

県立体育館で検討を行った日本管財㈱との契約手続以外に指摘事項などはない。

5.8 スポーツ会館について

5.8.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

スポーツ会館について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	労働者派遣業務	㈱マンアップ	指名競争入札	2,173,763	24年度	4者指名 3者入札 会規第35条
2	衛生設備及び電気工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	930,300	25/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
3	階段室クロス張替工事	日本管財㈱	随意契約 250万円未満	600,000	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
4	測定室Bエアコン取替工事	日本管財㈱	随意契約 250万円未満	855,876	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
5	肋木、防球ネット修繕	セノー㈱	随意契約 (1者見積)	512,505	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
6	可燃・不燃ゴミ収集運搬 処理業務	太陽清掃社	随意契約 100万円未満	54,000	24年度	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
7	体育施設器具等点検	セノー㈱	随意契約 (1者見積)	247,000	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
8	シーツ等クリーニング業務	エースクリーニング 商会	随意契約 100万円未満	586,300	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
9	寝具乾燥消毒	㈱クズハタ装飾	随意契約 (1者見積)	65,730	24/8	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
10	自動ドア一点検	三和シャッター㈱	随意契約 (1者見積)	15,750	24/5	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
(平成25年度)						
11	労働者派遣業務	㈱マンアップ	指名競争入札	2,122,050	25年度	4者指名 2者入札 会規第35条
12	1階男女便所改修工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	738,150	25/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
13	屋根棟瓦及び割れ瓦 改修工事	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	777,000	25/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
14	2階男女便所改修工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	804,300	25/12	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
15	男女更衣室シャワーブース 改修工事	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	997,500	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
16	更衣室他シャワー混合栓 取替	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	588,000	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号

N o	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	労働者派遣業務	㈱マンアップ	指名競争入札	2,173,763	24年度	4者指名 3者入札 会規第35条
2	衛生設備及び電気工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	930,300	25/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
3	階段室クロス張替工事	日本管財㈱	随意契約 250万円未満	600,000	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
4	測定室Bエアコン取替工事	日本管財㈱	随意契約 250万円未満	855,876	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
5	肋木、防球ネット修繕	セノー㈱	随意契約 (1者見積)	512,505	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
6	可燃・不燃ゴミ収集運搬 処理業務	太陽清掃社	随意契約 100万円未満	54,000	24年度	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
7	体育施設器具等点検	セノー㈱	随意契約 (1者見積)	247,000	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
8	シーツ等クリーニング業務	エースクリーニング 商会	随意契約 100万円未満	586,300	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
9	寝具乾燥消毒	㈱クズハタ装飾	随意契約 (1者見積)	65,730	24/8	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
10	自動ドア一点検	三和シャッター㈱	随意契約 (1者見積)	15,750	24/5	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
(平成25年度)						
11	労働者派遣業務	㈱マンアップ	指名競争入札	2,122,050	25年度	4者指名 2者入札 会規第35条
12	1階男女便所改修工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	738,150	25/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
13	屋根棟瓦及び割れ瓦 改修工事	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	777,000	25/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
14	2階男女便所改修工事	桐田設備工業㈱	随意契約 250万円未満	804,300	25/12	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
15	男女更衣室ヤープース 改修工事	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	997,500	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
16	更衣室他シャワー混合栓 取替	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	588,000	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成25年度)						
17	3階男女便所改修工事	桐田設備工業(株)	随意契約 250万円未満	804,300	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
18	可燃・不燃ゴミ収集運搬 処理業務	近畿環境保全(株)	随意契約 100万円未満	63,000	25年度	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
19	体育施設器具等点検	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	247,000	25年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
20	シーツ等クリーニング業務	エースクリーニング 商会	随意契約 100万円未満	676,300	25年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
21	寝具乾燥消毒	(株)クズハタ装飾	随意契約 (1者見積)	66,675	25/8	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
22	机、椅子処分費	小林事務機(株)	随意契約 (1者見積)	78,750	26/2	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
23	机、椅子処分費	小林事務機(株)	随意契約 (1者見積)	28,350	26/2	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号
(平成26年度)						
24	労働者派遣業務	(株)マンアップ	指名競争入札	2,284,200	26年度	5者指名 1者入札 会規第35条
25	可燃・不燃ゴミ収集運搬 処理業務	太陽清掃社	随意契約 100万円未満	263,200	26年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
26	共通CSモニタリング	総合システム(株)	随意契約 (1者見積)	151,200	26/12~27/3	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
27	体育施設器具等点検	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	254,058	26年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
28	シーツ等クリーニング業務	エースクリーニング 商会	随意契約 100万円未満	801,880	26年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
29	寝具乾燥消毒	(株)クズハタ装飾	随意契約 (1者見積)	70,416	25/8	10万円未満 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第7号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.8.2 契約手続の適正性の検討

(1) 分割発注について

上記に記載した契約一覧の No.22 および No.23 の 2 件の随意契約は (机、椅子処分費：小林事務機(株))、78,250 円と 28,350 円の 2 取引に分かれて起案されているため、一取引 10 万円未満として見積合わせは行われず、1 者見積となっている。

この2つの取引は、不要となった机、椅子の処分という同一内容の取引であり、また同一日、同一担当者の起案であることから、本来は1取引10万円以上の取引として処理する必要がある。10万円以上の取引となれば複数者による見積合わせ、あるいは1者見積で足りることの理由の付記が必要ではある。契約単位の検討が必要である。以下は、スポーツ会館よりの回答である。

机、椅子処分にかかる取引は、2階会議室と3階会議室ごとに廃棄を行ったため2取引に分かれました。今後はより適正な処理を行うよう努めます。

ただ、今回のこの机、椅子の処分は、机、椅子の更新に伴う処分であり、購入業者は、この処分業者である小林事務機(株)であった。購入業者に引き取りの処分を委託するのは自然であり、結果として1者見積で問題はなかったと考えられる。

(2) 備品購入の契約事務について

県のスポーツ健康課の平成25年度の定期監査調書を読んだ際、スポーツ会館の当年度取得物品が数多く記載されていたので、その中からサンプルした以下の備品購入の取引について検討を行った。

N o	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	納入日	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	ステアクライマーSC916 (階段登型トレーニングマシン)	セノー(株)	随意契約 160万円未満	1,211,700 (数量2)	26.3.24	見積合せ 2者 数量2を1品毎に取引を 起案し、2取引に分割発注
2	パワーマックスⅧ (自転車型トレーニングマシン)	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	718,200 (数量2)	26.3.24	見積合せ 3者 数量2であるが、これは 1取引として起案している
3	反復横とび測定器 TK4711a	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	1,884,330 (数量3)	26.3.24	見積合せ 3者 数量3を1品毎に取引を 起案し、3取引に分割発注
4	全身反応測定器 TK4712a	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	176,400 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者
5	スパイロメーター・通信ソフト (呼吸機能検査機器) Hi-101	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	189,000 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者
6	肺機能記録機 YKK4749a	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	948,937 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者
7	自動身長計付体組成計 TK11809a	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	997,500 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者
8	身体・体重・体脂肪記録器 TKK4745a	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	873,600 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者
9	パルスカウンター(脈拍計)	竹井機器工業(株)	随意契約 160万円未満	819,000 (数量1)	26.3.24	見積合せ 3者

① 不可解な起案処理

(ア) まず、上記の表の No.1 の取引は、数量が 2 である。本来であれば、この取引は数量 2 として、1 取引で見積合わせの起案や業者決定の起案が行われるはずである。しかし、数量 1 の 2 取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が 2 件行われている。なぜこのような分割した起案が行われるのか。1 取引として起案されたとしても 160 万円未満の物品購入であるから、見積合わせによる随意契約とすることに問題はない。指定管理者の管理運営に関する基本協定において、「指定管理者が管理する備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなかつたときは、当該備品と同等の機能および価値を有するもの見積額が 1 件につき 100 万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものについては、県の負担と責任において購入または調達するものとし、1 件 100 万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては管理料に当該費用が見込まれているものとし、指定管理者の負担と責任において購入または調達するものとする。」とされているから、1 件 100 万円以上にならないようにしているとも思われる。

(イ) 次に、No.2 の取引は、同じく数量が 2 であるのに、1 取引として見積合わせの起案や業者決定の起案が行われている。この取引は、数量 2 であっても金額は 718,200 円であり、1 件 100 万円以上とならないから 1 取引として処理されたと考えられるのである。

② 指名競争入札が必要

No.3 の取引は数量が 3 である。これについても No.1 と同様に、数量 1 の 3 取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が 3 件行われている。この取引も本来は数量 3 の 1 取引として処理されなければならない。この場合は、金額 1,884,330 円であるから、金額 160 万円未満の財産の買入れとはならず、見積合わせによる随意契約では足りず、指名競争入札を行う必要があった。

③ 指名競争入札が必要

さらに、No.2～No.9 の 8 品目の取引は、各品目の No.別にそれぞれ 1 取引として処理されているが、全て 2 月 1 日の同一日に同一担当者による見積合せの起案が行われ

ており、その見積依頼先もすべて同一の3者である。そして、業者決定の起案も全て3月15日、納期も全て3月24日と同一日である。これらNo.2～No.9の8品目の取引は、この複数品目を1取引として一括調達すべきものであり、合計の取得価格総額は6,606,967円であるから、全体として指名競争入札を行い、より公平性、競争性を高めるべきであった。契約単位についての十分な検討が必要である。

今後、このように不適切な事務処理が行われないよう防止策の検討が必要である。

5.9 栗東体育館について

5.9.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

栗東体育館について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	屋根トタン張替修繕	松井工業(株)	随意契約 250万円未満	483,000	24/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
2	鉄棒バーの取替修繕	セノー(株)	随意契約 250万円未満	279,300	25/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
3	トイレ便座取替	松井工業(株)	随意契約 250万円未満	283,500	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
4	玄関インターロッキング	松井工業(株)	随意契約 250万円未満	693,000	25/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
5	清掃業務	㈱ティ・エム・エス	指名競争入札	1,853,250	24年度	26者指名 17者入札 会規第35条
6	設備定期点検業務	土野池設計事務所	随意契約 100万円未満	210,000	24/10～25/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
7	警備業務	セコム(株)	随意契約 (1者見積)	267,744	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
8	自家用工作物点検業務	久保電気管理事務所	随意契約 100万円未満	311,850	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
9	空調点検	㈱エスツテク	随意契約 100万円未満	441,000	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
10	消防設備点検	㈱メンテナンス	随意契約 100万円未満	220,500	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
(平成25年度)						
11	体育器具取替修繕	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	423,885	25/6	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
12	体育器具取替修繕	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	448,875	25/6	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
13	会議室屋上シート防水修繕	松井工業	随意契約 250万円未満	294,000	25/6	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
14	トランポリン部分修繕	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	378,000	25/9	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
15	調整池整備工事	栗東総合産業(株)	随意契約 250万円未満	483,000	26/1	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
16	体育器具取替修繕	㈱中山スポーツ	随意契約 250万円未満	599,550	26/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成25年度)						
17	ベットピットウレタン支柱 取替	㈱ヨネダスポーツ	随意契約 250万円未満	288,750	26/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
18	ソフトマット取替修繕	㈱中山スポーツ	随意契約 250万円未満	303,975	26/2	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
19	跳馬助走路取替修繕	㈱ヨネダスポーツ	随意契約 250万円未満	499,800	26/2	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
20	男女トイレ改修工事	松井工業	随意契約 250万円未満	997,500	26/2	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
21	清掃業務	㈱ビワコ建装	指名競争入札	1,875,195	25年度	26者指名 14者入札 会規第35条
(平成26年度)						
22	跳馬助走路取替修繕	㈱ヨネダスポーツ	随意契約 250万円未満	514,080	26/4	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
23	トランポリン部分修繕	㈱ヨネダスポーツ	随意契約 250万円未満	353,160	26/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
24	体育器具定期点検後修繕	セノー(株)	随意契約 (1者見積)	489,196	26/9	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
25	清掃業務	㈱ビワコ建装	指名競争入札	1,998,000	26年度	10者指名 8者入札 会規第35条
26	自家用工作物点検業務	久保電気管理事務所	随意契約 100万円未満	414,828	26年度	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
27	空調点検	㈱エスッテク	随意契約 100万円未満	453,600	26年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
28	消防設備点検	㈱メンテナンスセンター	随意契約 100万円未満	226,800	26年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.9.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を行った結果、指摘事項および意見はない。

栗東体育館は、指名競争入札を契約の原則とするが、その手続きに不備は認められない。少額取引のため随意契約が行われたものについては、複数者による見積合わせが適切に実施されていた。また、「他に代替しうる者なし」との理由で1者見積とされた随意契約についても、業者選定理由に疑義があるものはない。

5.10 琵琶湖漕艇場について

5.10.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

琵琶湖漕艇場について検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	可燃物ゴミ処理収集業務	㈱テクノス	随意契約 100万円未満	160,020	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
2	建築基準法定期点検業務	㈱ナショナルメンテナンス	随意契約 100万円未満	159,600	25/2	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
3	ガス給湯器取替修理	(有)アラホリ住設	随意契約 250万円未満	187,950	24/5	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
4	事務室エアコン取替	(有)アラホリ住設	随意契約 250万円未満	273,000	24/8	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
5	移動式乗艇台改修工事	㈱本兵衛造船所	随意契約 (1者見積)	840,000	24/10	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
6	表示灯引き込み新設工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	518,700	25/1	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
7	栈橋斜路部分改修工事	五六七北川建設㈱	随意契約 250万円未満	994,000	25/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
8	競争艇修理	ジャックローイングサービス	随意契約 250万円未満	238,375	25/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
9	風向風速計取替修繕工事	㈱ハイドロテック	随意契約 250万円未満	333,900	24/10	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
(平成25年度)						
10	可燃物ゴミ処理収集業務	㈱テクノス	随意契約 100万円未満	160,020	25年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
11	監視カメラ設置工事	大戸警備保障㈱	随意契約 250万円未満	399,000	25/6	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
12	栈橋ハッチ改修工事	五六七北川建設㈱	随意契約 250万円未満	750,750	25/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
13	食堂トイレ改修工事	イデアライト建築設計事務所	随意契約 250万円未満	370,000	25/10	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
14	河川サイド配線保護配管修理	(有)京滋通信機器商会	随意契約 250万円未満	299,250	26/3	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
15	カタマラン浮力体取替工事	桑野造船㈱	随意契約 (1者見積)	1,260,000	26/3	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
16	LED照明取替工事	NECフィールディング㈱	随意契約 250万円未満	558,915	26/3	見積合せ 4者 会規第38条第1項第7号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成26年度)						
17	可燃物ゴミ処理収集業務	㈱テクノス	随意契約 (1者見積)	151,200	26/12～27/3	契約内容の秘密性 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第1号
18	利用者満足度調査業務	総合システム研究所 ㈱	随意契約 100万円未満	100,440	26年度	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
19	浮き桟橋スロープ改修	五六七北川建設㈱	随意契約 250万円未満	493,500	26/4	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
20	発艇台ワイヤー改修	東亜建設工業㈱	随意契約 250万円未満	432,000	26/4	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
21	サイクルポート設置工事	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	226,800	26/12	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
22	宿泊室エアコン取替工事	㈱ヤマダ電機	随意契約 250万円未満	199,800	27.3	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
23	場外放送スピーカー 設備改修	㈱京滋通信機器商会	随意契約 250万円未満	499,716	26/3	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.10.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を行った結果、指摘事項および意見はない。

琵琶湖漕艇場は、指名競争入札を契約の原則とするが、適用すべき金額の契約は無かった。少額取引のため随意契約が行われたものについては、複数者による見積合わせが適切に実施されていた。また、「他に代替しうる者なし」との理由で1者見積とされた随意契約についても、業者選定理由に疑義があるものはない。

5.11 柳が崎ヨットハーバーについて

5.11.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

柳が崎ヨットハーバーについて検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおり。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成24年度)						
1	ヨット搬送用リフト 保守点検業務	㈱アイワ	随意契約 (1者見積)	335,160	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
2	消防設備保守点検業務	㈱嶋村商店	随意契約 100万円未満	235,000	24年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
3	機械警備業務	大戸警備保障㈱	随意契約 (1者見積)	406,680	24年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
4	建築基準法に基づく 定期点検業務	日本管財㈱	随意契約 100万円未満	138,600	24/12	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
5	防犯対策監視カメラ 設置工事	大戸警備保障㈱	随意契約 250万円未満	168,000	24/11	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
6	艇庫シャッター修理	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	168,000	25/2	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
7	電気設備改修工事	(財)関西電気保安協会	随意契約 (1者見積)	474,600	25/3	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
8	移動式粉末消火設備更新	㈱嶋村商店	随意契約 250万円未満	367,500	24/11	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
9	消火器更新	㈱嶋村商店	随意契約 250万円未満	126,525	24/11	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
(平成25年度)						
10	ヨット搬送用リフト 保守点検業務	㈱アイワ	随意契約 (1者見積)	335,160	25年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
11	消防設備保守点検業務	㈱嶋村商店	随意契約 100万円未満	235,000	25年度	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
12	機械警備業務	大戸警備保障㈱	随意契約 (1者見積)	406,680	25年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
13	リフターカゴドアワイヤー 修理	㈱アイワ	随意契約 (1者見積)	150,000	25/12	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
14	斜路伸縮目地隙間修繕	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	178,500	26/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
15	水中ポンプ修繕	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	130,200	26/1	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
16	栈橋電灯柱脚部補強 修繕	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	105,000	26/3	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成26年度)						
17	ヨット搬送用リフト 保守点検業務	㈱アイワ	随意契約 (1者見積)	344,736	26年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
18	消防設備保守点検業務	㈱嶋村商店	随意契約 100万円未満	235,000	26年度	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
19	機械警備業務	大戸警備保障㈱	随意契約 (1者見積)	418,297	26年度	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
20	南・北棧橋照明修繕	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	507,600	26/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
21	高圧設備改修工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	608,040	26/9	見積合せ 3者 会規第38条第1項第7号
22	ヨット搬送用テールリフター 作動油取替修繕	㈱アイワ	随意契約 (1者見積)	192,888	26/12	他に代替しうる者なし 会規第38条第1項第7号 会規第38条第2項第2号
23	駐車場梁型耐火被覆 修繕	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	280,800	26/11	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
24	駐車場蛍光灯安定器 取替工事	㈱ケイテック	随意契約 250万円未満	249,480	26/6	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号
25	上吊ハンガー戸修繕	松井工業㈱	随意契約 250万円未満	129,600	26/4	見積合せ 2者 会規第38条第1項第7号

(注) 図表中の略字 会規：(公財)滋賀県体育協会会計規程

5.11.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を行った結果、指摘事項および意見はない。

柳が崎ヨットハーバーは、指名競争入札を契約の原則とするが、適用すべき金額の契約は無かった。少額取引のため随意契約が行われたものについては、複数者による見積合わせが適切に実施されていた。また、「他に代替しうる者なし」との理由で1者見積とされた随意契約についても、業者選定理由に疑義があるものはない。

5.12 監査の結果

5.12.1 指摘事項

(1) [びわ湖ホール] 1 契約複数業務に対する契約方法の選択について

一つの契約において、①汎用品の PC の機器調達業務と②その調達機器に対する特殊な納入調整業務といった 2 つの分離発注が可能と考えられる業務が混在する場合には、契約を分割して、それぞれの業務について最適と考えられる契約方法が採用されるよう、十分に取引の業務内容が検討されなければならない。

より競争性が高まるように、契約に付す業務内容を十分検討することが必要である。

(2) [びわ湖ホール] びわ湖ホールの契約事務の定めについて

びわ湖ホールは、契約方法について他の施設の指定管理者と同様に指名競争入札を原則として実施しているが、自身の会計規程においては、「契約は滋賀県財務規則等の規定に準じて行うものとする。」との定めるだけであり、これでは一般競争入札が原則となる。

指名競争入札を原則とするなら他の指定管理者が規程に定めているように、自身のびわ湖ホール財務規程にその旨を規定すべきである。どこにも定めがない以上、規程上の不備と言わざるを得ない。

(3) [びわ湖ホール・文化産業交流会館] びわ湖ホールと文化産業交流会館の契約方法の原則について

びわ湖ホールや文化産業交流会館は図書館と同等以上の大規模な県有施設であるにも拘らず、指定管理者が一般競争入札を単独で行うことの技術的困難性を理由に、指名競争入札により契約を実施している。

しかし、指定管理者が実施する契約手続についても、金額が重要と考えられる契約については、劇場の特殊性による制約には配慮しつつも、競争性が確保されるとされている一般競争入札の実施の可能性について検討されるべきである。

(4) [びわ湖ホール・文化産業交流会館] 100万円以上の修繕および備品購入の契約事務について

管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入は、基本協定によれば本来県が実施すべきものであるが、びわ湖ホールと文化産業交流会館の両施設においては指定管理者の負担と責任において実施されているものが相当数あり、びわ湖ホールでは毎年以下の件数・金額が指定管理者の負担で実施されている。

- ・平成24年度 9件 契約金額 29,729,250円
- ・平成25年度 9件 契約金額 24,480,554円
- ・平成26年度 6件 契約金額 23,069,884円

しかし、早急な対応が必要とはいえ、基本協定に明記がない以上、県が本来負担すべき修繕費などが指定管理者の負担として実施されていることから、県の財政報告における経費計上額が過少に計上されていることになる。

各施設の運営上、やむを得ず1件100万円以上の修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないように、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。

(5) [県立体育館・県立武道館] 日本管財㈱が実施した修繕の契約手続について

協定に従って、指定管理者のグループ企業である日本管財㈱に修繕の契約事務を委託するとしても、(公財)体育協会としては少なくとも体育協会会計規程で定める契約の規定を遵守して契約事務を行うよう要請すべきであり、また、実施された事務手続の確認も行われなければならない。また、業者からの請求書により実際の請求金額の確認も必要である。

このような日本管財㈱において実施された契約事務に関する書類が(公財)体育協会に整理・保管されておらず、また、実施されていた事務手続が検証されていたのかも不明であるという事実は、指定管理者として管理が十分でなかったと言うべきであり、今後このようなことが起こらないよう留意しなければならない。

(6) [スポーツ会館] 備品購入の契約事務について

以下のように不適切な事務手続が行われており、再発防止策の検討を要する。

- ① 分割発注により、1件100万円未満とした取引がある。
- ② 数量が3である購入について、数量1の3取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が3件行われている。これは、本来は数量3の1取引として処理されなければならないが、この場合は、金額1,884,330円であるから、金額160万円未満の財産の買入れとはならず、見積合わせによる随意契約では足りず、より公平性、競争性を高める指名競争入札を行う必要があった。
- ③ 8品目の取引が品目毎にそれぞれ1取引として処理されているが、全て同一日に同一担当者による見積合せの起案が行われており、その見積依頼先もすべて同一の3者である。そして、業者決定の起案も全て3月15日、納期も全て3月24日と同一日である。この8品目の複数品目は1取引として一括調達すべきものであり、合計の取得価格総額は6,606,967円であるから、全体として指名競争入札を行い、より公平性、競争性を高める必要があった。

5.12.2 意見

(1) [びわ湖ホール・文化産業交流会館] 県が実施する施設整備事業の契約事務について

施設の大規模修繕などの施設整備事業は、県の負担と責任において実施することになっており、本来は県が契約事務を実施することになるが、施工時に来場者をはじめ、多方面での調整が必要な工事は、県から「施工管理の調整を含めた工事の実施は他に代替しうる者なし」との理由で指定管理者へ随意契約により委託され、指定管理者が契約事務を行っている。

しかし、指定管理者が委託を受けた工事のうち、指名競争入札を採用して競争入札を実施しているものが相当数ある。指定管理者において競争入札を実施できる業務については、県が一般競争入札を行うことも十分可能であると考えられる。

工事場所、工期、調整項目など現場での対応内容を確認し、工事内容に応じたより適切な契約方法を選択する必要がある。

6 固定資産管理の状況

6.1 建物・土地について

今回選定した 10 施設の状況は以下のとおりである。

固定資産の概況

施設	区分	延床面積 (㎡)	金額(百万円)	摘要
びわこホール	建物	29,264.25	22,700	
	建物(駐車場)	24,666.04	3,455	
文化産業交流会館	建物	10,561.04	3,375	
	土地	21,741.79	453	
県立図書館	建物	12,876.99	3,211	
県立体育館	建物(本館)	8,142.31	569	
	建物(別館)	2,047.77	161	
県立武道館	建物	10,691.97	4,949	
	土地	6,501.36	3,699	
スポーツ会館	建物	3,061.02	620	
粟東体育館	建物	3,201.18	1,410	
琵琶湖漕艇場	建物	1,149.57	56	
柳が崎ヨットハーバー	建物	7,396.79	925	
	土地	7,858.04	不明	
県立ライフル射撃場	建物	806.27	61	

(注) 県立武道館の駐車場は建物に含まれる

(注) 公有財産台帳より、記載している。

6.1.1 登記の状況

建物・土地の一部の物件に関して、不動産の登記を確認した結果、以下のとおりである。

不動産登記の状況【図表 6.1.1】

物件	区分	全部事項証明書の権利部(甲区)
びわ湖ホール (大津市打出浜 34-26)	土地	大津市(ホール敷地)(注) 滋賀県(駐車用地)
県立図書館 (大津市瀬田大萱 1740-1)	土地	滋賀県
柳が崎ヨットハーバー管理棟 (大津市柳が崎 1140-1)	建物	滋賀県
文化産業交流会館 (米原市下多良 2-152)	土地	滋賀県

(注) びわ湖ホールの建物部分は、大津市からの借地

不動産登記について確認をした結果、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）は、不動産の所有者に登記申請（不動産登記法 47 条等）を義務づけているが、国または地方公共団体が所有する土地・建物の表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除するとの従前の取扱いを継続することに基づいているものであった（不動産登記法附則第 9 条、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和 35 年法律第 14 号）附則第 5 条第 1 項）。

この趣旨は、国または地方公共団体の所有不動産の管理は、国有財産台帳または公有財産台帳によって行われていること、並びに、一般の取引の対象とならない国または地方公共団体の不動産について登記義務を課すことはないということである。

滋賀県に関しては、土地については登記を行うが、建物に関して登記は行わないという方針で行われているが、柳が崎ヨットハーバーの管理棟に関しては、登記済み建物を寄付受納したものであるため登記されている。

6.1.2 公有財産台帳

異動価額（取得価格）の記載

滋賀県が所有する公有財産に関して、滋賀県公有財産事務規則の第 60 条 1 項において公有財産台帳の整備が規定されている。

滋賀県公有財産事務規則第 60 条 1 項

総務部長は、公有財産の状況を明らかにするため別記様式第 13 号から別記様式第 26 号までに定める財産台帳（以下「台帳」という。）を調整しなければならない。

今回の監査対象の公有財産に関して、当初提示されたものはシステムから出力されたものであるが金額の記載のないものが存在していた。

公有財産台帳のシステム登録手続きを記載している「財務会計システム処理手引書」では、異動価額（取得価格）は必項（◎）とされているにもかかわらず金額記載がされていないため、理由を確認したところ、平成 4 年までは手書きの公有財産台帳で運用されてきたが、平成 4 年に新システムへ移行する際に、地方公共団体において重要性が低い金額データの登録を必項としなかったため、平成 4 年までに取得した公有財

産に関しては、必ずしも金額が登録されていないということである。

今回、監査対象の内、異動価額（取得価格）の記載のないシステムから出力された公有財産台帳 8 件を任意に抽出し、手書の公有財産台帳の存在と異動価額（取得価格）の記載を確認した結果、手書の公有財産台帳は存在し、金額も記載されているが、その中で、スポーツ会館の金額については、本来 620,882,000 円にも係わらず、620,882 円で記載されていたため、公有財産台帳の記載を訂正する必要がある。

6.2 各施設の利用状況について

6.2.1 びわ湖ホール

(1) 施設の利用状況

直近3事業年度の施設の利用状況等は以下のとおりである。

施設の利用状況

区 分	平成24年		平成25年		平成26年		
	件 数	入場者数 (人)	件 数	入場者数 (人)	件 数	入場者数 (人)	
大ホール	115	141,375	101	146,027	101	137,977	
中ホール	53	28,381	39	21,655	37	18,846	
小ホール	100	16,466	98	15,061	90	14,564	
計	268	186,222	238	182,743	228	171,387	
内 訳	舞台芸術公演	226	166,299	213	164,365	189	149,881
	大 会	42	19,923	25	18,378	39	21,506

直近3事業年度の施設稼働率【図表 6.2.1-1】

区 分	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	稼働日数 (日)			稼働率 (%)	稼働日数 (日)			稼働率 (%)	稼働日数 (日)			稼働率 (%)
	自主事業	貸 館	計		自主事業	貸 館	計		自主事業	貸 館	計	
大ホール	93	109	202	85	104	99	203	85	120	109	229	95
中ホール	152	67	219	85	134	55	189	73	152	51	203	83
小ホール	102	100	202	71	96	109	205	73	105	111	216	79
ホール計	347	276	623	80	334	263	597	77	377	271	648	85
リハーサル室	176	37	213	71	212	31	243	80	233	41	274	91
練習室 1	212	52	264	86	206	56	262	86	165	58	223	74
練習室 2	166	68	234	76	121	86	207	68	116	79	195	65
練習室 3	205	30	235	77	170	45	215	70	182	37	219	73
研修室	122	27	149	49	113	25	138	45	138	34	172	57
合 計	1,228	490	1,718	75	1,156	506	1,662	72	1,211	520	1,731	76
稼働日数比	71%	29%	100%	-	70%	30%	100%	-	70%	30%	100%	-

【図表 6.2.1-1】からも明らかなように、びわ湖ホールの各施設の稼働率は年々上昇し、平成26年度においては、大ホールは95%に達しており、3つのホール合計でも85%となっている。

稼働率を評価するに当たって公益社団法人全国公立文化施設協会が公表している「平成26年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」（以下「調査研究報告書」という。）の数値と平成26年度のびわ湖ホールの数値と比較した。

○稼働率の比較

区 分	びわ湖 ホール	都道府県	公立文化 施設全体	国 (参考)
最大ホール稼働率 (%)	95	63.6	52.2	91.0
施設稼働率 (%)	100	82.9	78.9	92.9

(注) 1 平成26年度の調査報告書の実績は平成25年度の実績である。

2 施設稼働率は、施設全体の稼働率である。

稼働率に関しては、最大ホール稼働率および施設稼働率とも都道府県平均を上回っている状況にあり、よく利用されていると評価できる。

(2) 問題および検討

① 自主事業と買取事業の採算

稼働率が高いことは評価できるが、稼働している使用日数の内容については【図表 6.2.1-1】より 70%が自主事業で利用され、貸館事業の比率は 30%となっている。すなわち、自主事業が中心で、自主事業に利用していない日数を貸館に充当する方針で運営されている。

びわ湖ホールの場合、自主事業については、(公財)びわ湖ホールで企画運営した自主制作公演と買取公演と呼ばれる他社が企画された演目を招聘するものがある。

この自主制作公演と買取公演について、びわ湖ホールから提供を受けた「平成 26 年度事業入場料・収益率」を用いて比較すると以下のようなになる。

自主制作公演・買取公演比較【図表 6.2.1-2】 (単位 千円)

項目	自主制作公演	買取公演	合計
A 収入 (入場料)	111,547	59,203	170,750
B 収入 (入場料・補助金等)	229,700	68,853	298,553
補助金等 (A—B)	118,153	9,650	127,803
C 支出	409,174	90,748	499,922
D 稽古・本番日数 (日)	143	42	185
E 事業数(件)	18	13	31
収益率 (A/C)	27 %	65%	34%
収益率 (B/C)	56%	76%	60%
1 日当たり収入 (A/D)	780	1,410	923

項目	自主制作公演	買取公演	合計
1日当たり収入 (B/D)	1,606	1,639	1,613
1事業当たり稽古・本番 日数 (D/E) (日)	7.9 日	3.2 日	6.0 日

自主制作公演と買取公演を比較すると買取公演の方が収益率も高く、1日当たりの売上も大きく、稽古日数・本番日数は少ないことがわかる。

自主制作事業を行うことにより、他にはできないびわこホール独自の公演が可能になるとともに、職員の技能向上につながることは理解できるが、びわこホール自体の運営に関して指定管理料の9億5千万円を滋賀県が負担し、さらに今後、数十億の修繕費を滋賀県が負担することになるということを考慮すれば、収益性の改善は必然である。

そのためには、1事業自体の使用日数が少なく、1日当たりの収入も自主制作公演と変わらない買取公演を活用することなども検討する必要がある。買取公演を増やすことにより、貸館収入の得られる貸出日数を増加させることが可能となり、貸館日数の増加に伴う貸館収入の改善を通じて、滋賀県が負担する指定管理料の削減を目指す必要がある。

② 声楽アンサンブルのホールの使用状況

3ホールを除くと施設の稼働率が比較的低い研修室においても57%と50%を超えている。しかしながら、施設稼働実績という各ホールの日々の使用者を記載している資料を見ると、リハーサル室を中心に、びわ湖ホールが所有する声楽ユニットの声楽アンサンブルの練習、公演の利用が多く含まれている。年間で本番・練習でどの程度利用しているかを集計した結果は以下のとおりである。

○声楽アンサンブルの利用状況

(単位:日)

区分	小ホール	リハーサル室	練習室 1	練習室 2	練習室 3	研修室
4月	-	20	13	9	8	-
5月	6	20	13	7	12	1
6月	-	4	-	1	-	-
7月	-	-	1	-	-	-
8月	-	10	3	1	3	-
9月	7	19	9	1	2	1
10月	-	7	4	1	1	-
11月	-	19	0	2	1	-
12月	-	5	-	-	-	-
1月	1	11	1	2	2	-
2月	6	4	-	-	1	-
3月	-	8	-	-	-	-
合計	20	127	44	24	30	2

(注) 施設稼働実績より声楽アンサンブルの本番、仕込み・リハーサルを集計

リハーサル室に関しては、声楽アンサンブルの使用を除いた場合、施設稼働実績は91%から49%まで下がることになる。声楽アンサンブルの使用理由について説明を受けると、(公財)びわ湖ホールの事業の目的であるオペラ普及啓発に対して重要な役割を担っていること、15名のオペラ歌手が大音量を出して練習できる施設が必要なため、リハーサル室を利用させているということである。一方で、声楽アンサンブルがリハーサル室などの施設の使用頻度が高まるほど、外部からの収入が入ってこないという状況を生み出すことになる。(公財)びわ湖ホールの財政を考えれば、収入を生まない声楽アンサンブルの使用を減らすことにより、外部への貸館利用の日数を増やすことが可能となる。

(3) 駐車場の利用状況

① 駐車場の料金体系

びわ湖ホールの駐車場は、849 台の保有台数を有しており、料金体系は以下のとおりである。

区分	普通車		バス
収容台数	849 台		3 台
料金	4 時間以内	210 円／時間	1 日 1 回 大型バス 1,600 円 マイクロバス 1,050 円
	4 時間以上	(4 時間までの料金 +110 円／時間)	
	夜間 (23 時から 7 時)	420 円 (一律)	

② 問題および検討

(ア) 料金体系の変更

びわ湖ホールの駐車場は、公共交通機関の利用が進んでいることや民間駐車場や近隣に大津市が管理する駐車場も存在するため、過去に 1 度も満車になったことがない状況である。

直近 3 事業年度の利用状況については、以下のとおりである。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
駐車場利用料 (千円)	74,929	80,295	71,693
総利用台数 (台)	70,387	73,947	69,218
月平均 (台)	5,866	6,162	5,768
日平均 (台)	194	203	190
多頻度利用券 (月) 延べ (台)	1,689	1,835	1,836
稼働率 (%)	13.0	13.9	12.4

(注) 稼働率は、【図表 6.2.1-3】のすべて埋まった場合の売上高を用い監査人が計算

稼働率を計算すると、直近 3 年間において 15%に満たない低い状況である。特に近年では、周辺の民間駐車場が上限を設けるような料金設定をしてきていることから、

料金の上限設定をしていないびわ湖ホール駐車場の長時間利用者に対する価格競争力が低下してきている。対策として駐車場の管理を従来の警備会社から、駐車場管理を専門に行う会社に変更するなどの対応を行っているが、大幅な改善が見受けられないため、民間駐車場と同様、駐車料金に上限を設けるための料金変更の承認および現在7時から23時の営業時間を24時間営業に変更するという、2つの改訂を滋賀県に求めている。

びわ湖ホールの財源確保のため、安全管理上の施設整備に要する費用の算定や隣接するピアザ淡海駐車場管理者との協議を進めることにより、びわ湖ホールが申請している駐車場の料金改定及び利用時間の拡大を検討していく必要がある。

(イ) 管理指標としての稼働率

びわ湖ホールでは、駐車場の利用状況の把握の仕方を台数単位とし、管理指標も台数単位で行っている。台数単位でも管理が可能であるが、どの程度の利用がされているかがわかりにくいので、稼働率という指標も管理指標に加える必要がある。

稼働率については、総利用台数／年間駐車可能台数や実際の売上高／すべて埋まった場合の売上高などから実情に応じたものを用いて管理指標として利用していく必要があり、今回、びわ湖ホールの駐車場の計算に用いた稼働率は、以下のすべて埋まった場合の売上高【図表 6.2.1-3】を用いて計算した。

すべて埋まった場合の売上高【図表 6.2.1-3】

前提	料金表と営業時間から算定される最大の売上高を算定 台数については、駐車可能台数849台から、平成26年度末の月極分153台を控除した696台 回数券は簡便化のため考慮していない 平成24年度、平成25年度も平成26年度のすべて埋まった場合の売上高を使用
----	---

すべて埋まった場合の売上高

項目	計算式	金額
1台あたり売上	210円／時間×4時間＋110円／時間×12時間 営業時間（7時から23時）	2,160 円
1日あたり売上	696台 × 2,160円	1,503,360 円
① 年間売上高	1,503,360円 × 365日	548,726,400 円
② 月極分年間売上高	153台×15,000円×12ヶ月	27,540,000 円
	合計（①＋②）	576,266,400 円

平成26年度稼働率

売上高／すべて埋まった場合の売上高

71,693千円／576,266千円×100＝12.44％→12.4％

(参考)

総利用台数／年間駐車可能台数の場合の稼働率

年間利用可能台数

項目	計算式	金額
年間利用可能台数	849台×365日	309,885 台

年間利用台数／年間利用可能台数

平成26年度稼働率 69,218台／309,885台×100=22.33%→22.3%

平成25年度稼働率 73,947台／309,885台×100=23.86%→23.9%

平成24年度稼働率 70,387台／309,885台×100=22.71%→22.7%

(4) 目的外使用の状況

① 現状

びわ湖ホール内の使用に関しては、指定管理者以外にも滋賀県が目的外許可を出して利用させている部分もあり、その使用許可の状況は以下のとおりである。

使用許可先の名称	用途		面積等㎡	徴収の方法	共益費	使用料 円
有限会社キャトルレーヴ	食堂・レストラン	建物	172.26	月毎分納	徴収	2,995,212
有限会社キャトルレーヴ	自動販売機(4台)	建物	3.66	年額一括	徴収	94,884
株式会社伊藤園	自動販売機(駐車場2台)	建物	1.71	年額一括	徴収	48,950
株式会社アミティ	生花店	建物	42.82	四半期毎分納	徴収	819,135
株式会社アミティ	生花店	土地	18.27	共益費は月毎	-	114,333
公益財団法人びわ湖ホール	公衆電話機(2台)	建物	0.18	年額一括	-	2,200
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	携帯電話基地局	建物	0.94	年額一括	徴収	27,635
ソフトバンクモバイル株式会社	携帯電話基地局	建物	0.91	年額一括	徴収	27,517
KDDI株式会社	携帯電話基地局	建物	0.56	年額一括	徴収	16,463

①行政財産の目的外使用許可として、上記のとおり県が使用許可

②(公財)びわ湖ホールと徴収事務委託契約を締結し、上記の内容により、(公財)びわ湖ホールが許可先から徴収

③各月の徴収分について、翌月10日までに滋賀県あて納付

② 問題および検討

目的外使用を許可する際に、月額の使用料金に関しては決定しているが、債権を回収できなくなった場合や原状回復義務の負担に対応した営業保証金については、受け取っていない。

業績不振などにより、使用許可者が万一使用料等を払わなくなることの対応として、新しく許可する場合(更新を除く)には、営業保証金を許可時に徴収することも含めて検討していく必要がある。

6.2.2 文化産業交流会館

(1) 施設の利用状況

直近3事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

施設利用

種 別	平成24年		平成25年		平成26年	
	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)
イベントホール	104	54,600	123	77,009	119	64,268
小劇場	73	8,962	71	8,061	74	8,434
練習室・会議室	660	25,626	704	26,550	719	27,354
SOHO	8	0	8	0	6	0
小 計	741	34,588	783	34,611	799	35,788
合 計	845	89,188	906	111,620	918	100,056

施設の稼働状況【図表 6.2.2】

区分	稼働率 (%)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イベントホール	48.1%	47.5%	50.2%
小劇場	40.8%	39.4%	48.6%
練習室 (1)	57.5%	58.0%	58.6%
練習室 (2)	59.2%	58.0%	56.3%
第1会議室	60.7%	60.7%	59.9%
第2会議室	70.2%	66.9%	68.8%
第3会議室	8.8%	12.4%	14.3%
第4会議室	14.6%	20.5%	21.4%
第5会議室	3.6%	5.5%	9.1%
累 計	40.2%	41.0%	42.9%
入館者数(人)	256,972	263,974	247,494

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
本番(日)	202	232	208
練習等(日)	74	74	139
計	276	306	347

稼働率を評価するに当たって、びわ湖ホールと同様に、調査研究報告書の数値と平成26年度の文化産業交流会館の数値と一番メインの最大ホール稼働率を比較した結果、都道府県、公立文化施設全体の数値を下回っているが、少しずつではあるが改善されている。

文化産業交流会館自体の稼働率も目標として、イベントホールに関しては 55%と公立文化施設全体の平均を意識した目標を設定している。

区 分	文化産業 交流会館	都道府県	公立文化 施設全体	国 (参考)
最大ホール稼働率(%)	50.2	63.6	52.2	91.0
施設稼働率(%)	97.4	82.9	78.9	92.9

(注) 1 平成 26 年度の調査報告書の実績は平成 25 年度の実績である。

2 施設稼働率は、施設全体の稼働率である。

(2) 問題および検討

① イベントホールの稼働率

【図表 6.2.2】からも明らかであるが、イベントホールの稼働率は上昇しているが、入館者数自体は減少している。入館者の減少は、イベントホールでの大型イベント(民間企業の産業展示など)の集客が減少したことが主な理由であるのに対して、稼働率の改善は、公演の準備・リハーサルが増加によるものであり、来館者の増加に直接つながる本番の日数自体は前年度より減少している。

地域的にも、コンベンションホールとして利用できる企業が周辺には少なく、音響施設や舞台機構の制約から舞台芸術公演の利用も難しいため改善に至っていない状況である。

指定管理者側でも、施設利用料収入と稼働率を上げるため、集客ができるような貸館イベントの開催や平日利用の少ないイベントホールの貸館利用を促進すべく、平成 27 年度に新たに設置した「施設利用促進会議」を軸に利用の拡大に取り組み、利用率の向上と合わせて会館の利用人数増加に取り組まれている。

さらに、文化産業交流会館は、平成 28 年 4 月より(公財)文化振興事業団と(公財)びわ湖ホールが共同運営し、平成 29 年 4 月から両法人は統合され、同会館を運営するために、以前にはなかったオペラ等に関するノウハウを活用して、利用促進につなげていく必要がある。

② 第3会議室から第5会議室

稼働率の最も高い第4会議室でも20%前半と他に比べて稼働率が低い状況にある。

この3つの会議室が存在する5階の3室は知事の執務も可能な部屋として、開館当初は「相談支援室」「応接室」「特別応援室」であったが、平成20年の条例改正により会議室としての利用が可能となった。

しかしながら、会議室としての認知が低いことと若干会議室として利用しにくい形状であることから稼働率が上がっていない。さらに料金についても、隣の米原市公民館の会議室と比較しても高いことから、料金体系についても見直す必要がある。

指定管理者としてもホームページへの掲載や利用案内を湖東や湖北の企業に配布することで広報しているが、施設利用を進めていくため、文化教室の企画をしているびわこ文化センターやレイカディア大学などの入居団体にも活用方法を相談するとともに、会議室として利用しやすい環境を整えることにより利用促進につなげていく必要がある。

(3) 米原 SOHO ビジネスオフィスの利用状況

① 米原 SOHO ビジネスオフィスとは

文化産業交流会館の4階に設置されている米原 SOHO ビジネスオフィスは、滋賀県商工観光労働部中小企業支援課が草津 SOHO ビジネスオフィスとともに運営しており、開業して間もない個人事業主や小規模企業をインキュベーションマネージャー（以下「IM」という。）という創業支援の専門家を置き、事業成功に必要な情報提供やセミナーなどを開催することにより支援している。

施設としては、文化産業交流会館の4階のフロアに10室のオフィスルームとミーティングルームなどが設けられ、常駐するIMに対して事業上の相談をすぐに行えるように配慮されている。

② 問題および検討

直近3事業年度の入居者数は以下のとおりである。

(単位：社)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度	5	6	6	6	6	6	5	4	4	3	3	3
平成25年度	5	5	5	5	5	5	5	6	5	6	5	5
平成24年度	8	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

滋賀県に確認すると、平成26年度末では3社の入居だけであるが、問い合わせが月に数件はあり、募集も継続しているということである。しかしながら、平成27年11月時点においても入居者数は3社4室のみである。米原SOHOの運営に関しては10室を運営するためにIMの人件費も含め6,247千円もの事業費が予定されているが、過去の3年間の平均の入居者は5.1社であり、平成27年1月から11月までの利用は、3社にとどまっているため、10社の利用を前提とした予算を十分に活用できていない。

米原SOHOビジネスオフィスは平成13年度にSOHO型ビジネスによる成長を促進するため、ITを活用したSOHO事業者が入居するレンタルオフィスの設置を検討する中で、下記の理由から米原市の文化産業交流会館に設置している。

- ① 県政における南北間格差是正を軸に、県東北部地域の活性化を目的として設置された文化産業交流会館に、起業・創業支援の機能を付加し、県東北部地域の産業支援の拠点としての役割強化を図る。
- ② 新幹線が停車するJR米原駅から徒歩5分というアクセスの利便性から、東京等の都心を見据えたビジネスの展開が見込める。

すなわち、県東北部の産業振興、活性化を目的に設置されたといえるが、上記入居者数を見る限りその役割は十分に果たせていない。米原SOHOビジネスオフィスの活用促進については、定期的に関係機関（地元自治体および商工会等）との会議を通して情報共有を図り、連携しながら、広報手段等について検討実施しているとのことであるが、長期間にわたり入居者が低迷している状況より、現在の延長線上の対応では改善が図れないと思われる。入居率が低い原因を分析し、改善策と行動計画を立案して実施していくようなPDCAサイクルを早急に実施する必要がある。入居率が改善されない場合は、文化産業交流会館の当該フロアは県東北部の地域産業ニーズに合致した別の産業振興の拠点として活用する方が効果的・効率的に運営できると考える。

(4) 目的外利用の状況

文化産業交流会館の使用につき、指定管理者以外にも滋賀県が目的外許可を出して利用させているものがあり、その使用許可は以下のとおりである。

	使用許可先の名称	用途	許可対象	面積等 (㎡)	使用料 (円)	徴収方法	共益費
1	(公財) 滋賀県文化振興事業団 (びわこ文化センター)	文化教室	建物	404.00	免除		有
2	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 (レイカディア大学)	事務所	建物	44.45	814,681	一括徴収	有
3	日本郵便株式会社彦根郵便局	郵便差出箱設置	土地	0.18	免除		無
4	(公財) 滋賀県交通安全協会	倉庫敷地	土地	7.70	3,226	一括徴収	無
5	金澤智子	食堂・レストラン	建物	35.46	649,911	12ヶ月分納	有
6	関西キリンビバレッジサービス(株)	自動販売機設置	建物	0.93	27,782	一括徴収	有
7	関西キリンビバレッジサービス(株)	自動販売機設置	建物	0.93	27,782	一括徴収	有
8	米原市母子寡婦福祉のぞみ会	自動販売機設置	建物	1.21	36,147	一括徴収	有

※使用料、共益費は、請求書と振込用紙を送付し、口座振替により納入。
 ※滋賀県観光交流局滋賀県パスポートセンターは、滋賀県機関であるため、目的外使用許可物件に該当しないので使用料は発生しないが、共益費を徴収している。

文化産業交流会館の3階は上表1の「びわこ文化センター」(以下「文化センター」という。)で利用している。当該事業は(公財)文化振興事業団が独自事業として文化教室を運営しているものであり、指定管理には含まれていない。文化センターは運営委員会を組織し、中日新聞社が中心となって運営している任意団体であり、昭和63年6月の開講以来27年以上、同じ運営形態で事業を継続している。委託手数料は0円であるが、文化教室に係る収支はすべて文化センターに帰属している。文化センターの決算書によれば平成25年3月現在の利益剰余金は25百万円となっている。

文化センターについて検討すべき事項は、①文化産業交流会館の目的に合致した地域の文化産業に貢献する事業が実施されているか②滋賀県の使用料減免基準を満たしているかである。なお、当該減免措置は行政財産使用料減免基準①一オ「県から管理を委託されている公の施設のうち県民の一般的な共同利用に供されない箇所を、当該公の施設の設置目的に沿った一般的共同利用を増進するために使用する場合」に該当するとしている。

①②ともびわこ文化センターが文化産業交流会館の設置目的に沿った運営がされているかどうかを県が確認できているかどうかを重要と考える。当件については、滋賀県、(公財)文化振興事業団はともに任意団体である文化センターの運営委員会の委員に就任しており事業内容を確認しているとしている。文化センター運営委員会の委員長は中日新聞社取締役が務め、委員5名は中日新聞社2名、(公財)文化振興事業団

2名、滋賀県1名で構成されている（他に監事2名）。しかし、運営委員会は年1回6月に開催されるのみである。

運営委員会の過去3年分の議事録を閲覧したが、開催時間は概ね40分程度であり議案は業務報告と決算報告が中心である。年1回40分程度の運営委員会で、滋賀県が事業内容を十分に確認できているのか疑問に感じる。委員の半数が中日新聞社関係者で占められていることや27年以上同じ運営形態で事業を継続していること等より、滋賀県は運営委員会以外に、事業内容の確認手段や方法等を検討する必要があると考える。

6.2.3 県立図書館

(1) 施設の利用状況

① 貸出の状況

県立図書館の主たる目的である県民への本の貸出状況について、直近3年間の貸出の状況に係る数値は以下のとおりである。県内市町立図書館の県民一人当たり貸出数全国2位（平成25年度）の滋賀県においても全国的な傾向と同様、貸出数が減少傾向にある。

○直近3年間の貸出の状況に係る数値

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般書（冊）	596,249	549,930	516,715
児童書（冊）	327,201	315,948	301,118
計（冊）	923,450	865,878	817,833
対前年（％）	97%	94%	94%
1日平均（冊）	3,525	3,464	3,271
新規登録者（人）	7,036	6,174	5,830
実利用者（人）	28,391	26,527	25,545
開館日数（日）	262	250	250
リクエスト受付数（件）	109,817	109,049	95,517
調査、相談件数（件）	2,846	3,921	5,022
複写サービス（枚）	90,177	75,786	59,969

滋賀県立図書館事業概要より監査人作成

貸出の状況を踏まえ、県立図書館の利用状況を全国の県立図書館の平均と比較すると以下のとおりであり、全国平均より少ない県立図書館費と職員で多くの貸出を行っ

ている状況にある。

○滋賀県立図書館と全国公立図書館の平均との比較

項目	滋賀県立図書館	全国平均	増減
蔵書数（百冊）	13,709	9,826	3,883
購入冊数（百冊）	172	152	20
図書館費（百万円）	121	224	△103
資料費（百万円）	57	55	2
貸出冊数（千冊）	818	391	427
協力貸出冊数（百冊）	361	208	153
専門職比率（％）	86	59	27
職員数（人）	29	32	△3

② 年度別蔵書残高の推移

直近3年間の年度末の蔵書残高は、継続的な図書の購入により増加しているが、その分類別の構成比については、大きくは変わっていない。

直近3年間の年度末蔵書残高の分類別構成比の推移（単位 ⅔）

区 分	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
総 記	3.5⅔	3.4⅔	3.4⅔
哲学・宗教	4.6⅔	4.6⅔	4.6⅔
歴史・地理	10.1⅔	10.0⅔	10.0⅔
社会科学	18.6⅔	18.4⅔	18.4⅔
自然科学	7.8⅔	7.7⅔	7.6⅔
工 学	9.6⅔	9.5⅔	9.5⅔
産 業	4.7⅔	4.6⅔	4.6⅔
芸 術	8.9⅔	8.8⅔	8.7⅔
言 語	1.7⅔	1.7⅔	1.7⅔
文 学	23.8⅔	24.6⅔	24.8⅔
絵 本	6.4⅔	6.3⅔	6.3⅔
紙 芝 居	0.4⅔	0.4⅔	0.4⅔

③ 未貸出図書の状況

(7) 現状

未貸出図書の状況を把握するために、その内容を確認した。

直近の平成 22 年度に購入後、往査時点で貸出回数が 0 回であった図書のリストを入手し、内容を確認した結果、以下のとおりである。

(貸出回数が 0 回の本)

区 分	冊数	金額 (千円)
総 数	2,115	16,196
禁帯出	328	4,918
差 引 (A)	1,787	11,278
参考図書のバックナンバー	328	2,766
差引	1,459	8,512

貸出できる図書として購入した図書のうち 5 年間で 1 回も貸し出されていない図書は 1,459 冊で、平成 22 年度の購入冊数 21,580 冊の約 6.8%、金額の 8,512 千円は、同年度図書購入額の約 13.6%になる。

さらに、この貸出回数 0 回の内容別に集計すると一般図書の書庫資料と一般資料室資料に区分される。

○一般図書の書庫資料

区 分	冊数	金額 (千円)
総 数 (B)	1,080	8,792
(B) / (A) ×100	60.4%	78.0%

一般図書の書庫資料は、利用者が参照、複写される資料集・専門書や参考図書のバックナンバーであり、高額な本が多いことから金額比率が高くなる。

○一般資料室資料

区 分	冊数	金額 (千円)
総 数 (C)	431	1,594
(C) / (A) ×100	24.1%	14.1%

一般資料室資料に関しては、新規購入の一般図書が配架されるため、金額比率は低くなる。

さらに貸出回数 0 回の図書 1,459 冊を日本十進分類法で区分し、県立図書館の蔵書

内容と比較すると以下のようになり、社会科学、産業分野が県立図書館の蔵書の構成と比較しても、利用者に借りられていない比率が高い。

○日本十進分類法による区分

分類	冊数	参考図書 のバック ナンバー	参考図書	参考図書 とバック ナンバー を除いた 冊数	①構成比	②平成26 年度図書 館平均 (注)	①/②
総記	66	16	20	30	2.4%	3.7%	64%
哲学・宗教	63	1	7	55	4.3%	4.9%	88%
歴史・地理	163	6	59	98	7.7%	10.7%	72%
社会科学	606	110	39	457	35.9%	19.7%	182%
自然科学	138	10	46	82	6.4%	8.2%	78%
工学	260	105	36	119	9.3%	10.2%	91%
産業	197	65	28	104	8.2%	4.9%	167%
芸術	105	11	23	71	5.6%	9.3%	60%
言語	31	4	19	8	0.6%	1.8%	33%
文学	282	-	33	249	19.6%	26.6%	74%
小計	1,911	328	310	1,273	100.00%	100.0%	
児童書	204	-	18	186		-	-
合計	2,115	328	328	1,459		-	-

(注) 平成26年度の分類別蔵書構成比から絵本・紙芝居を除いて再計算した。

(イ) 問題および検討

県立図書館は、県民の資料要求に応えるべく幅広い蔵書を収集する必要から貸出されにくい本を購入する必要があることは理解できる。しかしながら、税金で蔵書を購入している以上、貸出されない図書が増えすぎるのは妥当ではない。必要以上に読まれない図書を増やさないためには、上記のように貸出回数0回の本の内容を日本図書十進法で区分することにより、図書購入の選定時に考慮するとともに、貸出回数0回の図書の金額に対する図書購入費の比率も每期確認し、金額面でも一定割合以上にならないように配慮する必要がある。

(2) 返却遅延者への対応

① 返却遅延者への督促業務

返却遅延者に対しては、督促マニュアルが作成されており、マニュアルに基づいて実施されている。

督促マニュアルを確認すると以下のような手順で行われている。

■督促業務手順

予約のある資料の督促

- ・督促実施：毎日（延滞資料に予約がついた翌日、その後随時）
- ・督促対象：予約つき資料の延滞者
- ・手段：メール（メールアドレス登録利用者）、電話、葉書等

中期延滞督促（メール）

- ・督促実施：毎日
- ・督促対象：8日の延滞者および、①の予約資料督促メール最終発送から8日以上経過の延滞者

2ヶ月以上延滞督促（葉書・封書）

- ・督促実施：月1回
- ・督促対象：2ヶ月～5ヶ月の延滞者
- ・手段：2ヶ月～4ヶ月（葉書）、5ヶ月（封書）

封書は延滞資料リストを同封する

1年～3年延滞督促（封書）

- ・督促実施：月1回
- ・督促対象：督促封書発送開始から1年・2年・3年経過の延滞者
- ・手段：封書

② 長期延滞、連絡先不明の利用者の取扱い

返却期日から3年以上経過した利用者は貸出を停止する。貸出資料は除籍する。

連絡先不明となった利用者の延滞資料も、連絡先不明となって2年経過すると、長期延滞貸出停止者と同様の扱いとするとされている。

③ 返却遅延者の状況

返却遅延者についても督促の効果により1年以内に返却されるが、わずかな人数であるが1年を超える延滞者が存在するが、督促は継続して行われている。

返却期日からの経過年数	人数	冊数
2ヶ月～1年未満	121	415
1年～2年未満	38	124
2年～3年未満	29	68
3年超	50	141

④ 督促費用

督促に必要な費用として、メールに関しては電話を含めて定額であるため、メール以外の葉書、封書に係る経費の年間の実績を確認した。

手段	区分	件数	費用合計(千円)
葉書	2ヶ月～4ヶ月遅延	1,453(121)	76
封書	5ヶ月延滞者	128(10.6)	10
封書	1年延滞者	42(3.5)	3
封書	2年延滞者	32(2.6)	3
葉書	3年延滞者	33(2.8)	2
合計	-	1,688(140)	94

(注) 括弧は月平均

なお、延滞者に関する個別の確認については、「図書館の自由に関する宣言」および「図書館員の倫理綱領」に基づき、利用者の秘密を守るということで個別の確認はできなかった。

(3) 目的外使用許可

県立図書館の使用に関しては、指定管理者以外にも滋賀県が目的外許可を出して利用させている部分もあり、その使用許可の状況は以下のとおりである。

用途	貸与先	賃借料	賃借料の回収方法
食堂・レストラン	(有)だいずや	495,589	毎月納付

なお、県立図書館のホームページに食堂が存在することが掲載されていないが、利用者の情報提供として、食堂があることや営業時間を掲載する必要がある(改善済み)。

6.2.4 県立体育館

(1) 施設の利用状況

① 競技場等の利用状況

直近3事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

県立体育館の利用状況

区分			平成24年度		平成25年度		平成26年度		
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	
競技場	貸切使用	大競技場	幼・小・中・高	252	24,523	260	36,479	249	30,652
			アマチュアスポーツ	233	27,243	261	23,018	206	23,883
			その他催物	21	26,586	21	17,050	11	12,370
			計	506	78,352	542	76,547	466	66,905
		小競技場	幼・小・中・高	289	11,255	304	13,491	279	12,335
			アマチュアスポーツ	368	11,455	319	8,568	336	8,556
			その他催物	6	770	5	24	1	50
		計	663	23,480	628	22,083	616	20,941	
	個人使用	幼・小・中		205		167		189	
		高校生		9		1		19	
		その他		151		155		154	
		65歳以上・障害者						1	
		計		365		323		363	
	小計	1,169	102,197	1,170	98,953	1,082	88,209		
会議室	特別室	42	453	43	393	54	604		
	第1会議室	111	1,047	109	1,230	117	1,396		
	第2会議室	136	1,970	154	2,524	135	2,193		
	第3会議室	69	1,643	19	2,320	85	1,577		
	第4会議室	38	595	30	281	44	635		
	小計	396	5,708	355	6,748	435	6,405		
	合計	1,569	107,905	1,525	105,701	1,517	94,614		

平成 26 年度稼働率

施設	午前			午後			夜間		
	開館日数	利用日数	稼働率	開館日数	利用日数	稼働率	開館日数	利用日数	稼働率
大競技場	314	248	78.98%	314	277	88.22%	314	277	88.22%
小競技場	314	277	88.22%	314	288	91.72%	314	301	95.86%
特別室	314	55	17.52%	314	56	17.83%	314	51	16.24%
第1会議室	314	109	34.71%	314	115	36.62%	314	88	28.03%
第2会議室	314	114	36.31%	314	138	43.95%	314	95	30.25%
第3会議室	314	73	23.25%	314	83	26.43%	314	68	21.66%
第4会議室	314	36	11.46%	314	38	12.10%	314	32	10.19%

注1：開館日数：休館日（毎週月曜日。月曜日が祝祭日の場合は翌日とする。）、点検日、工事等を除いた日数。

注2：利用日数：全面、半面、セットいずれかの利用があった日数。（自主事業、個人利用等も含む。）

上記の2つの図表からは、主たる施設である大競技場および小競技場に関しては午前・午後・夜間の各時間帯とも80%に近い稼働率から、それを超える稼働率を確保されているため、よく利用されている。ただし、利用者数は減少傾向にあるが、利用者数は、大規模イベント（全国大会やbjリーグなど）の開催による影響をうけるため一定しない。

② 問題および検討

(ア) 競技場の利用料金の設定

県立体育館の使用料金体系は、午前、午後、夜間の3区分に加え2時間単位による部分貸出、また、個人貸出も平成26年度より実施されているが、他府県の体育館では、同じ3区分の他、若干割引した全日利用料金や、一時間ごとの利用を可能にする所もある。

現状では稼働率は高いが、一層の利用者増を図るには、こういった利用設定を設けることで、利用促進につなげていくことへの検討も必要と考える。

(イ) 低稼働率の施設の利用促進

特別室を始め、会議室1から4の稼働率が30%台から10%台の低いところがある。

スポーツ施設会議室は、スポーツ大会の役員の控え室になることが想定されるため、ある程度の稼働率が低いことは止むを得ないが、一層の利用促進を図るため多目的に有効活用される工夫・検討が必要である。

例えば、体育館に会議室があること、および栗東体育館のように教室利用にも使用できることをアピールすることや、稼働率の低い夜間の利用料金の見直しなどで、利用しやすくすることが必要である。

(2) 目的外使用許可

県立体育館の使用に関しては、指定管理者以外にも滋賀県が目的外許可を出して利用させている部分もあり、その使用許可の状況は以下のとおりである。

用途	貸与先	賃借料	賃借料の回収方法
食堂・レストラン	個人	188,790 円	納付書の納付

6.2.5 県立武道館

(1) 施設の利用状況

① 競技施設の利用状況

直近 3 事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

県立武道館の利用状況

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	
競技場	貸切使用	剣道場	399	18,371	384	16,864	422	15,564
		柔道場	514	27,229	532	27,892	531	26,865
		弓道場	293	7,017	303	5,850	343	6,263
		弓道場	246	4,635	246	4,105	249	4,788
		相撲場	23	533	34	964	43	1,098
	個人利用	—	715	—	626	—	811	
	小計	1,475	58,500	1,499	56,301	1,588	55,389	
会議室等	大会議室	104	5,173	100	4,698	132	4,282	
	小会議室	65	804	58	696	67	935	
	研修室1	55	644	68	842	75	1,221	
	研修室2	194	1,575	196	1,921	237	3,372	
	研修室3	177	1,584	203	1,937	215	2,375	
	師範代(剣道)	60	528	61	522	66	680	
	師範代(柔道)	75	635	88	689	75	1,114	
	師範代(弓道)	69	477	59	391	73	853	
	小計	799	11,420	833	11,696	940	14,832	
駐車場	普通車	22,779	22,584	22,751	22,540	20,241	19,886	
	合計	25,053	92,504	25,083	90,537	22,769	90,107	

平成 26 年度稼働率

施設	午前			午後			夜間		
	開館日数	利用日数	稼働率	開館日数	利用日数	稼働率	開館日数	利用日数	稼働率
剣道場	311	122	39.23%	311	117	37.62%	311	260	83.60%
柔道場	310	140	45.16%	309	133	43.04%	310	226	72.90%
弓道場（近的）	305	221	72.46%	305	205	67.21%	304	125	41.12%
弓道場（遠的）	308	136	44.16%	307	166	54.07%	309	124	40.13%
相撲場	308	27	8.77%	308	22	7.14%	308	13	4.22%
大会議室	311	109	35.05%	311	87	27.97%	310	24	7.74%
小会議室	311	44	14.15%	310	48	15.48%	310	12	3.87%
研修室 1	310	36	11.61%	310	59	19.03%	310	16	5.16%
研修室 2 和	308	171	55.52%	309	105	33.98%	309	29	9.39%
研修室 3 和	308	168	54.55%	309	104	33.66%	309	9	2.91%
師範室（剣道）	309	48	15.53%	309	50	16.18%	309	27	8.74%
師範室（柔道）	310	65	20.97%	310	65	20.97%	310	18	5.81%
師範室（弓道）	309	64	20.71%	309	67	21.68%	309	13	4.21%

注 1：開館日数：休館日（毎週月曜日。月曜日が祝祭日の場合は翌日とする。）、点検日、工事等を除いた日数。

注 2：利用日数：全面、半面、セットいずれかの利用があった日数。（自主事業、個人利用等も含む。）

② 問題および検討

(ア) 柔道場、剣道場、弓道場

県立武道館の主な施設である柔道場および剣道場に関しては、夜間においては柔道場が 73%、剣道場においては 84%と時間帯によっては一定の稼働率を確保しているが、午前・午後の稼働率が 40%程度と全般的に低い状況である。また、弓道場に関しては、前年度からは利用者が増加し、特に近的に関しては、午前中は 70%を超えて利用されているが、夜間の稼働率が低い。主たる施設である柔道場、剣道場、弓道場に関しては時間帯によって、一定の利用がなされているものの全体としての稼働率は低いため、稼働率が低い現状を徹底して分析し、広報の仕方から利用料金の改定も含めた抜本的な改革を行う必要がある。

監査の結果については、「第 3 外部監査結果および意見 1.施設のあり方について 1.4 監査の結果 (2) 指摘事項③県立武道館について」を参照願いたい。

(イ) 相撲場

相撲場に関しては、稼働率の高い午前ですら 8%台と、他の競技と比べると著しく低い。相撲場の維持管理に年間 27 万円を要している。

さらに使用状況を詳細に確認すると相撲場の利用日数には、本来の相撲場としての利用以外にも他競技の控え室としての利用も含まれているため、本来の相撲場として

の活用は、上記の稼働率の数値よりも、さらに下がることになる。

これだけ利用されないのであれば、廃止を検討すべきであるが、滋賀県としては、競技者は少ないが、国民的スポーツとして相撲の人気の高いこと、さらには平成 36 年の国体に向けて競技力の強化を図るための中心となる施設として考えられている。

今後は、スポーツ少年団や大学の相撲部と協力し、利用促進を図って行く必要がある。

監査の結果については、「第 3 外部監査結果および意見 1.施設のあり方について 1.4 監査の結果 (2) 指摘事項③県立武道館について」を参照願いたい。

(ウ) 研修室 1、小会議室、師範室

研修室 1、小会議室に関しては、県立武道館に教室利用も可能な会議室があることや、空き状況が多い（利用しやすい）ことを広報するとともに、現在の料金体系が、稼働率が一番低い夜間が最も高い料金体系になっており、稼働率に対応した料金に変更するなど利用促進につなげて行く必要がある。

師範室に関しても、柔道・剣道・弓道・空手・少林寺拳法等の武道競技の特性から師範室が設置されており、利用者も限られることから、稼働率が低いことは止むを得ない。しかし、主として、税金により運営されている施設であるため、利用してもらうことが必要である。そのためには、師範室を利用する競技団体から稼働率向上について意見を求めるなどをして利用促進につなげていく必要がある。

(エ) 駐車場の料金設定

県立武道館は無料 45 台、有料 110 台の駐車場を保有し、その料金体系は最初の 2 時間は 340 円の定額とし、あとは定額料金に 170 円／時間が加算されるという体系である。

稼働率については、提示された資料からは 50.4%と比較的高い稼働率を有しているが、その計算方法が、年間の駐車台数 20,241 台を 1 年間の駐車区画の年間延台数（110 台×365 日）で計算したものであり、営業時間内に少しでも利用があれば、分子の駐車台数に数えられるため、実際よりも稼働率が高くなる。

今回、料金表と営業時間内で得られる最大の売上高を基準として考えて稼働率を計算すると 19.2% となり、駐車台数を基礎とした計算よりも小さくなることから、駐車場に関して活用の余地があることがわかる。また、利用内容についても、土日や特定の大会開催時などの利用が多く、平日の利用が少ない状況である。そこで、利用されていない平日の駐車場を活用するために、現在の 2 時間 340 円を 1 時間 170 円に変更し、従来よりも短時間の利用をしやすいするとともに、営業時間以外の利用促進として、夜間定額制度の導入について検討する必要がある。

前提	料金表と営業時間から算定される最大の売上高を算定 台数については、駐車可能台数110台 営業時間（8時30分から21時30分の13時間）
----	--

すべて埋まった場合の売上高

項目	計算式	金額
1台あたり売上	170円／時間 × 13時間	2,210 円
1日あたり売上	95台 × 2,210円	209,950 円
年間売上高	209,950円 × 365日	76,631,750 円

平成26年度稼働率 $\frac{\text{売上高}}{\text{すべて埋まった場合の売上高}} = \frac{14,677 \text{千円}}{76,631 \text{千円}} \times 100 = 19.15\% \rightarrow 19.2\%$

6.2.6 スポーツ会館

(1) 施設の利用状況

直近 3 事業年度の利用状況等は以下の通り

利用状況と稼働率【図表 6.2.6】

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
A測定室	33	539	31	549	30	499
B測定室	107	1,025	128	944	94	667
トレーニング室	6,399	32,039	6,644	33,048	6,549	35,460
アリーナ	1,090	25,138	1,296	23,880	1,005	20,355
会議室	880	15,410	812	14,848	766	14,848
宿泊室	90	2,408	82	1,978	106	2,068
付帯設備	814	-	835	-	742	-
計	9,413	76,559	9,828	75,247	9,292	73,897

区分	午前	午後	夜間	年平均
アリーナ	62.9	77.6	93.3	77.9
第2会議室	44.1	52.7	16.8	37.9
第3会議室	47.0	57.8	34.6	46.5

主たる施設であるアリーナに関しては、年間平均で77.9%、夜間の稼働率が93.3%と高い稼働率を有しているとともに、稼働率は算定されていないが、トレーニング室についても料金に定額を導入した効果もあり、利用者が増加している。

(2) 問題および検討

① A 測定室と B 測定室

上記の【図表 6.2.6】からも明らかなように利用者が著しく低いのが、A 測定室と B 測定室である。前者は専門体力測定室を行うもので高校生以上の利用が中心であり、後者が小学生から一般まで広く利用される一般体力測定である。両測定室について平成26年度の月々の利用人数を確認した結果の図表のとおり、A 測定室では利用者がいない月が2ヶ月も存在し、B 測定室の利用者でも10人以下の月が3ヶ月存在する。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
A測定室	40	32	0	23	0	24	62	44	72	47	97	58	499
B測定室	43	17	6	53	6	33	52	132	140	2	104	79	667

A 測定室の利用が中心の野球以外の他の競技に対しても測定の効果を理解してもらえらる形で各種競技団体に広報していく必要がある。また、B 測定室についても、定期的な測定と分析の効果を活用してもらえらるよう利用対象に広報していく必要がある。

なお、(公財) 体育協会の役員は、滋賀県の各種競技団体の役員が就任されており、役員を通じての広報も行っていくことも必要である。

② 第2、第3 会議室

会議室に関しては、稼働率の一番低い夜間が一番高い料金設定となっている。

利用促進のために、会議室というだけでなく昼間で利用されている教室利用の提案やニーズに対応した料金体系の変更も含めて検討が必要である。

6.2.7 栗東体育館

(1) 施設の利用状況

直近3事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用件数	人数	利用件数	人数	利用件数	人数
アリーナ使用	貸切使用	19	2,608	17	1,359	18	2,051
	体操練習スペース	1,060	29,725	907	29,140	870	28,226
	バトミントンスペース	121	695	93	586	52	438
	個人使用	-	8,273	-	8,254	-	8,895
	小計	1,200	41,301	1,017	39,339	940	39,610
会議室		369	9,127	410	7,985	362	8,202
トレーニング室		-	363	-	522	-	834
付帯設備		160	-	652	-	546	-
計		1,729	50,791	2,079	47,846	1,848	48,646

平成26年度の貸切利用者の増加は、従来は県内選手のみ参加可能であった大会を、県外選手も参加可能にしたことによるものである。

○アリーナの稼働率

項目	午 前	午 後	夜 間
使用可能日数	317	316	308
使用実績日数	300	314	308
使用率	94.6%	99.4%	100.0%

主たる施設であるアリーナに関しては、すべての時間帯で稼働率が高い状況にあり、実際に視察時に見た予定表も、ほとんど空いているところが無いような状況であった。さらにトレーニング室に関しても1ヶ月定額の料金制度の導入により利用者が増加している。

○会議室の稼働率

項目	午 前	午 後	夜 間
使用可能日数	317	316	308
使用実績日数	218	34	114
使用率	68.8%	10.8%	37.0%

※貸切使用、団体使用、個人使用すべて含む。

※休館日・・・47 日

※休館日に協議会・合宿等に対応し、午前・午後のみ開館した日 10 日

※台風による休館・・・午前1日、午後2 日

(2) 問題および検討

会議室においては、午後の稼働率が一番低いので、教室利用やスタジオ利用も可能であることを、ホームページやフリーペーパーなどを利用して利用促進につなげる必要がある。

6.2.8 琵琶湖漕艇場

(1) 施設の利用状況

直近 3 事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	
会議室	304件	5,190人	255件	4,180人	327件	5,380人	
艇庫	5,223件	—	4,385件	—	5,903件	—	
艇	4,184件	24,055人	4,032件	21,426人	4,970件	24,202人	
設備用具使用	スタート台	20件	—	18件	—	12件	—
	審判塔	83件	—	82件	—	84件	—
	オール・パドル	3,616件	—	1,982件	—	2,715件	—
	小計	3,719件	—	2,082件	—	2,811件	—
付帯設備	—	4,179人	2,126件	3,405人	2,704件	3,935人	
宿泊料	宿泊	—	1,271人	—	1,271人	—	1,528人
	昼間利用	—	92人	—	40人	—	55人
	小計	—	1,363人	—	1,311人	—	1,583人
合計	15,400件	34,787人	12,880件	30,322人	16,715件	35,100人	

平成 26 年度の利用者に関しては、中学校の利用が増加したことにより、利用者が増加している。

主たる施設の艇庫の平成 26 年度の利用状況を確認するとダブルスカル以外、ほぼ利用されている。

○平成 26 年度艇庫保管状況

H26年度艇庫保管状況（件数）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ナックフォア	210	217	210	217	217	210	217	210	217	217	196	217	2,555
ダブルスカル	30	31	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89
シングルスカル	60	62	60	62	62	60	62	60	62	62	56	62	730
カヌー	30	93	90	93	93	90	93	90	93	93	84	93	1,035
オール・パドル	120	124	128	124	136	120	124	134	124	124	112	124	1,494
合計	450	527	516	496	508	480	496	494	496	496	448	496	5,903

艇に関しては、個別の稼働率などは把握されていないが、質問および施設利用表などで確認した範囲では、稼働率が低い状況にはない。

(2) 問題および検討

(ア) 施設利用表の確認欄の記載

施設利用表という艇の貸出しを管理し、売上の基礎となる表が作成されている。

それには、貸した艇が返却されてきて確認したことを示す確認欄が作成されているが、確認欄に確認者の記載がなされていない。

返却を確認する場所と施設利用表を記載する場所が異なるため、確認欄に記載できていないということであるが、確認欄を設けて運用しているのであれば、必ず確認欄への確認をする必要がある。

(イ) 会議室と宿泊率の稼働率

会議室と宿泊室の稼働率を確認すると、施設も老朽化し、利用者が特定された施設であるため、稼働率が低い状況にあることは理解できる。しかしながら、ボート・カヌー利用者以外にも利用できることなどを広報し利用促進につなげていく必要がある。

○会議室・宿泊室の稼働率

区分	午前	午後	夜間
会議室A	21%	20%	4%
会議室B	8%	17%	2%
宿泊室	22%		

(3) 目的外使用許可

琵琶湖漕艇場の使用に関しては、指定管理者以外にも滋賀県が目的外許可を出して利用させている部分もあり、その使用許可の状況は以下のとおりである。

用途	貸与先	賃借料	賃借料の回収方法
食堂・レストラン	個人	1,161,974 円	納付書を送付

6.2.9 柳が崎ヨットハーバー

(1) 施設の利用状況

直近3事業年度の利用状況および平成26年度の稼働率

種類		平成24年度			平成25年度			平成26年度			
		利用件数	利用艇数	利用人数	利用件数	利用艇数	利用人数	利用件数	利用艇数	利用人数	
艇庫使用	団体	県内	9	127	6,767	9	127	6,746	9	127	7,426
		県外	4	33	3,994	4	33	3,196	4	33	2,824
	個人	県内	19	19	159	16	16	86	15	15	56
		県外	6	6	38	17	17	69	13	13	23
	計		38	185	10,958	46	193	10,097	41	188	10,329
斜路・栈橋使用	県内	42	2,179	2,179	49	638	638	29	522	522	
	県外	22	301	301	27	234	234	20	316	316	
	計	64	2,480	2,480	76	872	872	49	838	838	
駐車場		3,097	-	3,097	2,380	-	2,380	2,677		2,677	
水道光熱費分担金		134	-	206	102	-	-	109		-	
付帯設備使用料		206	-	-	164	-	164	573		573	
合計		3,539	2,665	16,741	2,768	1,065	13,513	3,449	1,026	14,417	

平成24年は、全国クラスの大会を2回開催しているため利用者が極めて多い。

○艇庫稼働率

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
団体艇庫	100%	100%	100%
個人艇庫	33%	25%	28%

団体艇庫は、すべて利用されているが、個人艇庫は、個人のヨット保有者が対象のため、稼働率が上がっていない。

(2) 問題および検討

① 未利用建物の取り壊し

柳が崎ヨットハーバーの施設内には、平成12年に当時の社団法人滋賀県モーター

ボート競争会から移管を受けた建物が存在するが、現在では老朽化のため利用されていない。この建物は、老朽化がかなり激しく、放置しておくこと倒壊の可能性もあることから取り壊しをする必要がある。

(未利用施設の写真)



②駐車場の料金設定

施設には、95 台の駐車場が設けられているが、競技の性質上、土日に利用が集中するため駐車場の稼働率は低いため、駐車場の活用として 30 台を月極利用としているが、利用率が改善しない。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月利用台数(台)	704	880	908	935	938	841	763	809	839	786	698	900	10,001
利用率(%)	24.7	29.9	31.9	31.7	31.9	29.5	25.9	28.4	28.5	26.7	26.7	30.6	21.7
日平均利用台数(台)	23.5	28.4	30.3	30.2	30.3	28	24.6	27	27.1	25.4	24.9	29	27.4

なお、稼働率に関して、すべて埋まった場合の売上高を基準とすると 14.3%となり、提示された稼働率よりもさらに下回る。

○すべて埋まった場合の売上高から算定される稼働率

稼働率が低いということは、売上を上げる余地があるということであり、財政的にも厳しい状況の中で運営財源を確保するためには、収入を生み出す駐車場の有効活用が必要であり、そのためには現在の 650 円/日という短時間駐車の利用者にとって利用しにくい料金体系から、短時間の利用がしやすい、上限のある 1 時間ごとに課金される料金体系への変更を検討することが必要である。

前提	料金表から算定される最大の売上高を算定 台数については、駐車可能台数95台から月極分30台を控除して計算し、月極分は別途計算する 1日利用の料金体系なので営業時間は考慮しない
----	---

すべて埋まった場合の売上高

項目	計算式	金額
1台あたり売上	650円／日	650 円
1日あたり売上	65台 × 650円	42,250 円
① 年間売上高	42,250円 × 365日	15,421,250 円
② 月極分年間売上高	15台 × 6,000円 × 12ヶ月	1,080,000 円
	15台 × 7,000円 × 12ヶ月	1,260,000 円
	合計 (①+②)	17,761,250 円

平成26年度稼働率 売上高／すべて埋まった場合の売上高
2,537千円／17,761千円×100=14.28%→14.3%

上記のように柳が崎ヨットハーバー駐車場の稼働率は極めて低い。当該施設の近隣にはマンションや商業施設が多数あり、多くの駐車場需要が見込める地域である。駐車場はヨットハーバーの利用者のための駐車場であり、大会等が開催されればたちまち駐車場が不足するため、現状の駐車場料金体系でよいとの考え方もある。県の財政が潤沢であればそのような駐車場を抱えていてもよいかもしれない。しかし、県民は我々の税金で建設された駐車場が、需要があるにもかかわらず 20%程度しか利用されないことをどのように考えるのであろうか。他のスポーツ施設をみても十分な駐車場を有しない施設が多くある。これらの施設で大会等を実施していないかという、そうではない。臨機応変に対応しているのである。柳が崎ヨットハーバーを利用する特定の団体等のために駐車場を確保しておく合理性はないと考える。

③ 目的外使用許可

柳が崎ヨットハーバー内に存在するセーリングショップの BB マリンは、滋賀県セーリング連盟が運営しており、滋賀県から使用料免除の目的外の使用許可が与えられているが、その使用許可は、事務所および艇庫としての利用であり、使用許可と異なる利用がなされている。

ヨット競技の普及のためのショップとしていうことであるが、使用許可とは異なる収益事業が行われている。セーリングショップを経営するのであれば、収益事業を許可される目的外許可を取得するように滋賀県セーリング連盟に求める必要がある。

④ 個人艇庫の利用促進

個人艇庫については、利用者が個人のヨット保有者という限られた利用者であることから、稼働率が低くなるのは理解できる。利用者の知人やヨットの販売者などに広報することにより、利用促進する必要がある。

6.2.10 県立ライフル射撃場

(1) 施設の利用状況

直近3事業年度の各施設の利用状況等は以下のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者（人）	980	803	871

利用状況は、減少傾向にあったが、平成26年度に関しては、前年度よりは増加している。

(2) 問題および検討

県立ライフル射撃場に関しては既に耐用年数に近い使用がなされており、利用は可能であるが、施設自体が老朽化している。さらに、耐震対策の未実施、指定管理者としては避難訓練の未実施、施設内で発した事故に対応したスポーツファシリティーズ保険の未加入など、施設の管理の基本的な項目ができていないため施設の利用継続は望ましくないと判断する。

監査の結果については、「第3 外部監査の結果および意見 1. 施設のあり方について 1.4 監査の結果 (2)指摘事項⑤ライフル射撃場について」を参照願いたい。

6.3 備品について

6.3.1 備品の管理

備品に関して、滋賀県では滋賀県財務規則（以下「規則」という。）により備品を定義している。規則 152 条 1 項および規則別表第 4 により、原則 3 万円以上の物品については、備品として取り扱われる。ただし、3 万円未満のものであっても公印、追録式法令集台本、貸出・閲覧用図書に関しては備品として扱われる。

そして、備品の管理は、重要物品管理簿等を作成の上（規則第 189 条）、備品番号を付した整理票を貼付し（規則第 165 条）不要なもの、使用できないものは物品出納命令者に報告の上、返納手続きをとること（規則第 169 条）とされている。これらの手続きは、備品が良好に使用されることを担保する手続きである。

また、取得価格が 100 万円以上の備品は、重要物品と位置付けられ、重要物品管理簿の作成が求められ（規則第 165 条の 2）、さらに、決算時には重要物品に関する調書の作成が求められることによって、継続的に金額の高い備品の実在性を確認している。

監査対象施設の中で、県立図書館以外は指定管理者が管理する施設であり、各施設の備品については滋賀県から施設の管理運営に関する協定（基本協定）（以下、基本協定という。）および物品の貸付契約書により各指定管理者が貸与を受けている。

物品の貸付契約書（びわ湖ホール）

第 11 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、物品の維持管理に努めなければならない

以下、県立図書館の備品および指定管理者が県から貸与を受けている備品の管理が適切に行われているか検討する。

6.3.2 備品管理の状況

(1) 総括

① 現状

今回の監査対象である 10 施設の備品の管理状況を確認した結果を要約すると結果は以下のとおりである。

施設名	びわこホール	文化産業交流 会館	県立図書館	県立体育館	県立武道館
備品管理台帳	○	○	○	△	△
定期的な現物確認	△ (重要物品の み)	○	○	○	○

施設名	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨット ハーバー	県立ライフル 射撃場
備品管理台帳	△	△	△	△	△
定期的な現物確認	○	○	○	○	×

(注) ○は作成している、もしくは適切に実施している。

△滋賀県の貸与契約書に添付の貸与備品の一覧、もしくは一部のみ実施している。

×は作成していない、実施していない。

重要物品とは、備品のうち100万円以上のもの。

② 問題および検討

(ア) 備品確認の実施

県民の税金で購入している備品であることに鑑みれば、本来は少なくとも年に一度程度は滋賀県としても現物を確認し、備品の有無・状態を確認する必要性は高い。

また指定管理者が備品を管理している場合でも、滋賀県が購入したものであり、備品の有無・状態について報告を求め管理する必要性があり、滋賀県が物品の管理マニュアルとして作成している「物品ハンドブック」の第4章の第2の5においても、その内容が記載されている。

5 貸付物品の管理

貸付を行った物品の管理責任は、貸付契約書等により一義的には、借受者が負うこととなるが、特に施設の管理運営委託等に伴い同一相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品については、継続年度の貸付時の決議時等に現状の確認を行う等、県の財産としての適切な管理が当然求められる。

滋賀県が保有する備品管理の重要性を考慮し、少なくとも年1回は現物を確認し、使用可能かどうかも含めて報告を求める必要がある。ただし、びわ湖ホールのような数が多い場合など、年1回の作業が困難な場合には、数年をかけてすべてを確認するというルールも設け滋賀県への報告体制を構築する必要がある。

(1) 重要物品の報告方法

決算時に会計管理者に報告する重要物品に関する調書の内容は、物品の内容と決算期末残高という数量に関する情報だけで、使用、未使用を記載する欄が設けられていないため、重要物品の使用状況を把握できない。

重要物品についても、(ア)で記載したように、毎年度末の備品確認の報告には、重要物品も含まれることから、使用・未使用についても報告を受け、それを所管の管理者が確認し、返納手続等の必要な対応を行えるようにしていく必要がある。

今回の監査において、確認したスポーツ会館の利用できない重要物品2点に関しては、返納、廃棄等の適切な対応をとる必要がある。

(2) 各施設の個別内容

① びわ湖ホール

(ア) 備品管理台帳の整備状況

滋賀県から貸与を受けた備品の一覧を、公演ごとに、使用する備品が管理できるようにデータベースソフトに入力するとともに、「舞台設備概要」という備品貸出のための冊子を作成しているが、データベースソフトは、年度末の在庫管理を行うための機能は有していない。なお、備品に関する日常の受払いに関して受払簿が作成されている。

(イ) 未利用備品の確認

今回の監査において、平成26年度の備品管理台帳のデータの中から利用実績のないものを抽出し過去に利用されているか、利用可能であるのかを確認した。

確認した結果、以下のような状況であり、機能的には利用可能であるとともに備品に関しては演目によって必要になる場合もあることから保有していると回答を得ている。

○未利用備品の状況

機材名	台数	利用実績			機能状況
		24年度	25年度	26年度	利用可能
フレネルレンズスポットライト3kw	26	170	20	0	○
ブラックライト	3	0	0	0	○
炎マシン	2	0	0	0	○
虹マシン	2	0	0	0	○
クセノンピン700W	2	2	2	0	○
クセノンピン1kW	4	0	6	0	○
ランプピン650W	10	9	24	0	○
ディバターミラー	4	0	0	0	○
ダブルディスクマシン	4	14	0	0	○
波マシン	2	7	13	0	○

(注) ○利用可能

(ウ) 問題および検討

備品点数が非常に多く、倉庫を始め奈落の下、階段の下などに分散して保管されおり、使用頻度の高いものに関しては、使用時に確認されているだけで定期的な現物確認は実施されなかった。

しかしながら、備品の置き場が広範囲であることや数年間使用されない備品もあることから、現物確認を行う必要がある。ただし、確認方法については、備品点数が非常に多いことからすべての備品を一度に行うことは物理的にも無理があり、日常的な管理が実施されていることから、指定管理期間内ですべての備品を確認するような方法で現物確認を行っていく必要がある。確認する際には、単なる実在するかどうかだけでなく利用可能性や県の備品であることを示す「滋賀県備品表示票」の添付の有無も併せて確認する必要がある。

今回貸付契約書の中から6点選択し、現物の保管状況等を確認したところ、特に問題はなかったが、滋賀県備品表示票に関しては備品の利用状況により添付されていないものも存在した。貼るべき必要性のあるものについては、びわ湖ホール自身の備品と区別するという観点から添付する必要がある。

○備品確認結果

NO	内容	現物	滋賀県 備品表示票	摘要
98005255	スモークマシーン	○	○	
98003778	LED標示装置	○	×	
98003617	電子ピアノ	○	○	
98003588	打楽器奏者椅子	○	○	
98007954	大ホール4kwPANプロ ジェクター	○	×	発熱するため添付せず
98007092	所作台909×3636×121	○	×	和式の舞台に利用するため貼れない

(注) ○ 実在するもしくは滋賀県備品表示票を貼っている。
 × 実在しないもしくは滋賀県備品表示票を貼っていない。

② 文化産業交流会館

(ア) 備品管理台帳の整備

県から貸与を受けている備品に関しては、会計規定において、自己の備品と滋賀県の備品を区別する旨を記載し、その確認のための登録チェック表を作成されている。

これは、県の物品の貸付契約書に添付されている備品のリストをもとに確認者、確認日を追加されたもので、監査委員事務局の指導により作成されている。

会計管理規定

第49条 備品供用簿の整理

事業団備品および県備品について、使用者、品名、数量等を明確にするため、それぞれ区分して各事業所に登録チェック表を備えなければならない。

(イ)定期的な現物確認

以前に監査委員事務局からも定期的に現物確認を行うように指導を受けたことから、年度末に現物確認が実施されていることが、登録チェック表の記載から確認できた。

今回貸付契約書の中から6点選択し、現物の保管状況等を確認したところ、滋賀県備品表示票に関しては備品の利用状況により添付されていないものも存在したが、単に貼られていないものも存在したので、年度末の備品の現物確認の際に「滋賀県備品

表示票」の有無も併せて確認し、貼っていないものについて貼っていく必要がある。

○備品確認結果

NO	内容	現物	滋賀県備品表示票	摘要
4413	テープレコーダー	○	×	
94139944	映写機	○	×	
94139998	ピアノヤマハCF	○	×	音に影響するため貼らない
94176672	展示パネル	○	×	使用により剥がれやすい
95015903	日本画	○	○	

(注) ○ 実在するもしくは滋賀県備品表示票を貼っている。
 × 実在しないもしくは滋賀県備品表示票を貼っていない。

③ 県立図書館

(ア) 備品管理台帳の整備

県立図書館の備品については図書と図書以外の物品が存在している。

(i) 図書

平成 26 年度末で 137 万冊の蔵書が存在しており、発注から貸出、在庫確認までを図書専用のコンピュータシステムを利用して管理している。

受入

選定会議で選定された図書を発注システムで発注し、その後、納品を確認し、コンピュータシステムに登録するが、登録の際には発注情報と納入図書との照合、書誌情報とのチェックも行われ、登録された時点で蔵書として備品登録が完了する。

今回監査において、コンピュータシステムから任意に 3 件抽出し、その蔵書が存在するかについて確認した。また、蔵書を任意に 3 件抽出し、それが正しくシステムに登録されているかについて確認したが、いずれも適切に登録されていた。

保存

開架（図書館内で利用者が見ることができる棚にある資料）または閉架（図書館のバックヤードの書庫にある資料）として利用者に提供される。

除籍

蔵書点検で不明なもの、汚損・破損図書、3 年以上延滞しても返却されない図書を除籍（データから削除）する。

(ii) 図書以外の備品

県立図書館は、滋賀県が運営していることから物品管理台帳にて管理されている。

(イ) 定期的な現物確認

(i) 図書

図書の蔵書点検（館内資料の一斉点検）は、年1回行われている。蔵書点検の対象については、開架室の約30万冊のすべてを対象にし、書庫に関しては、約10年で1巡できるように、毎年約10万冊を対象にする方針で行われている。

平成26年度の蔵書点検期間は、平成26年10月14日から10月21日の8日間で行われており、蔵書点検の結果と除籍の結果は以下のとおりである。

平成26年度蔵書点検結果

資料室名	資料種別	平成26年度不明冊数(冊)	(参考) 平成25年度不明冊数(冊)
一般資料室	G一般資料	276	238
	H大活字本	1	0
児童室	J児童資料	35	32
参考資料室	R参考図書	1	1
	S滋賀資料	17	6
	Y水資料	5	5
	F外国語資料	1	8
事務室	L事務用資料	0	3
書庫	3地下3F書庫	4	9
合計		340	302

○除籍の内容

項目	冊数	摘要
不明図書	257	点検後、年度末までに83冊の所在確認(340冊-83冊)
汚損・破損図書	207	
長期延滞図書	276	
合計	740	

この除籍の中で長期延滞図書の内容を確認した結果、マニュアルには「返却期日から3年以上経過した利用者は貸出を停止する。資料は除籍する。」とあるが、それ以前の期日のものが存在していたため、その内容を確認した結果、前年度の除籍作業が滞っていたという回答であった。

長期延滞図書に関しては、システムで抽出可能であることから、今後はシステムで

適切に抽出することにより、除籍漏れがないようにする必要がある。

(ii) 図書以外の備品

年度末には、監査委員事務局の予備調査において、毎年度数点確認されるため、その準備として重要物品も含め備品が確認される。

それ以外の什器類に関しては、日常で目視確認されている。

今回の監査において、物品管理台帳から5件を選定し、現物と滋賀県備品表示票の添付状況を確認した。確認した結果、現物はすべて存在したが、滋賀県備品表示票の添付状況に関して、2件は確認できなかった。監視委員事務局の予備調査の際や日常の確認時から滋賀県備品表示票の添付状況を確認し、添付漏れが無いようにする必要がある。

NO	内容	現物	滋賀県備品表示票	摘要
94078852	単柱式書架	○	×	
94078767	高書架	○	×	
94078946	空気清浄器	○	○	
94199714	閲覧机	○	○	
96024627	木金混合書架14連	○	○	

(注) ○ 実在するもしくは滋賀県備品表示票を貼っている。
× 実在しないもしくは滋賀県備品表示票を貼っていない。

④ 県立体育館、県立武道館、スポーツ会館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場、柳が崎ヨットハーバー

④の6施設は、(公財)体育協会が単独もしくは他団体と共同で指定管理者となっており、備品管理台帳の整備状況と現物確認の実施状況も同じであったため6施設をまとめて記載する。

(7) 備品管理台帳の整備

県から貸与を受けている備品に関しては、貸与契約書に添付されている貸与備品のリストを台帳として扱っている。

(1) 定期的な現物確認

④の6施設に関して、定期的に備品の現物確認を実施しているかを確認した結果、いずれも年度報告が求められる重要物品以外しか実施されていなかった。

6施設の中から、スポーツ会館を代表して備品の現物確認を5点実施した結果は以

下のとおりであり、重要物品の2点の写真を添付する。

備品確認結果

NO	項目	現物	シール	使用状況	重要物品
94132671	ランニングベルト	○	×	×	○
94132590	踏台昇降運動測定機	○	○	○	—
3001155	コードレスバイクV60i	○	○	○	—
94132758	ピアノ	○	×	×	○
94135214	全自動製氷機	○	○	○	—

(注) ○ 実在するもしくは滋賀県備品表示票を貼っている、使用されている。
 × 実在しないもしくは滋賀県備品表示票を貼っていない、使用されていない

(ピアノ)

(ランニングベルト操作装置)



(ウ) 問題および検討

使用されていないランニングベルトおよびピアノは、いずれも 1,000 千円以上の重要物品に該当するため滋賀県に報告されているが、ランニングベルトは、陳腐化により利用されておらず、特に、ピアノに関してはアリーナの倉庫に置かれており、早期に対応すれば他に利用価値が存在していた可能性もある。

重要物品の報告については、備品を無駄にしないため現物の存在の有無だけでなく、使用状況も合わせて確認する必要がある。

さらに、スポーツ会館以外の県立体育館、県立武道館、栗東体育館、琵琶湖漕艇場、柳が崎ヨットハーバーについて陳腐化による未利用備品の有無を問い合わせ確認した結果は以下のとおりであり、今後は、指定管理者から年度ごとに陳腐化した未使用物品の報告を求め、県へ返還、廃棄の手続きを適切に行う必要がある。

(陳腐化による未利用備品)

施設	物品番号	品目
武道館	94132466	自転車
漕艇場	3001705	パソコン
県立体育館	94172462	卓球台
	94132925	ライトH1型ローアークホリゾン
栗東体育館	—	
柳が崎ヨットハーバー	1001548	ノートパソコン
	1001549	プリンター
	96009418	ノートパソコン

⑤ 県立ライフル射撃場

(ア) 備品管理台帳の整備

県から貸与を受けている備品に関しては、貸与契約書に添付されている貸与備品のリストを台帳として扱っている。

(イ) 定期的な現物確認

実施されていない。

陳腐化による未利用備品を確認した結果は以下のとおりである。

施設	物品番号	品目
ライフル射撃場	94026897	水屋
	94184152	ビデオデッキ
		カメラ
	94184152	ビデオテープレコーダー

6.4 修繕計画策定の状況について

(1) 総括

今回、監査対象となった10施設について、建築年度から30年数年を経過し、老朽化している建物も存在しているため、10年以内に実施される長期修繕計画の策定状況を確認した。

施設名	びわこホール	文化産業交流会館	県立図書館	県立体育館	県立武道館
建設年度	平成10年	昭和63年	昭和55年	本館 昭和45年 別館 昭和54年	平成5年
経過年数	17年	28年	36年	本館 46年 別館 37年	22年
大規模修繕計画の策定状況	△	○	○	△	△
早急に修繕の必要箇所の把握	○	○	○	○	○

施設名	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨットハーバー	県立ライフル射撃場
建設年度	昭和59年	平成6年	昭和46年	平成8年	昭和55年
経過年数	32年	21年	44年	19年	36年
大規模修繕計画の策定状況	△	△	△	△	△
早急に修繕の必要箇所の把握	○	○	○	○	○

(注) ○計画策定もしくは修繕箇所把握
△計画策定中もしくは修繕箇所把握中

(2) 個別事項

① びわ湖ホール

(ア) 修繕箇所の把握

びわ湖ホールに関しては、平成10年に建設され、竣工から17年経過した現在、設備の経年劣化に伴うトラブルが出始めており、公演にかかわるような機能のトラブルによるリスクも年々増加してきている。このような状況の中で、大規模修繕にむけて

修繕箇所を把握すべく調査が行われ、「びわ湖ホール維持保全状況調査業務」という報告書が作成された。その報告書によれば、大規模修繕に対する考え方は 65 年という建物の寿命を健全に全うするための改修ということで 5 つの観点で検討されている。1 つ目が設備の劣化に対応した劣化対策、2 つ目が劇場機能の整備、3 つ目がトイレ改修、バリアフリーなどの利便性の向上、4 つ目が省エネルギー対策などの環境配慮、5 つ目が、平成 25 年に公布された建築基準法施工令の改訂要綱における「特定天井」対策をはじめとする安全性の観点から調査が行われ数十億円の修繕費が想定されている。この調査結果をもとに今後具体的な修繕計画が策定される予定である。この調査の中でヒアリングを実施した結果、修繕項目に関して、舞台装置設備の中樞の制御部に関しては、経年劣化が原因の不具合が生じてきており、びわ湖ホールと同世代の他県のホールで現実には故障が発生している事実もある。万一、公演の途中において故障した場合に負担する費用が、機械設備だけでなく、入場料の返還を含む損害賠償の可能性も考慮して優先度が高い項目となっているという説明を受けた。

(イ) 問題および検討

今回の調査により修繕箇所の把握は行われたが、その修繕に要する財源の一部に関しては、滋賀県が県有施設を良好な状態で長く使用できるように取り組んでいる長寿命化に関する予算で一部対応する方針であるが、大半が決まっていない。びわ湖ホールを今後も利用していくとなれば修繕の財源の確保が課題となり、今回の「びわ湖ホール維持保全状況調査業務」で示された改修内容に基づき改修されたとしても、さらに 20 年程度使用した時に再度、大規模修繕の問題が生じることから、民間マンションの修繕積立金のように、大規模修繕の財源に対応するため修繕用の基金を設け、毎期一定額の積み立てを行うことにより、特定年度の財政負担に偏ることなく大規模修繕を計画的に実施することができるようにする必要がある。

基金については地方自治法第 241 条第 1 項において、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる」とされており、基金の中には、①自治法に基づく財政調整基金などの法令の規定のあるもの、②介護給付費準備基金のように国の制度に

基づいて自治体を実施する事業に関して積立が求められるもの、③自治体が独自に目的を定めて設置するものがある。滋賀県は多くの施設を保有している中で修繕に関する費用が極めて多額に発生するびわ湖ホールに関する修繕の実施を担保できるように資金の積立てを目的とする基金を設ける必要がある。

② 文化産業交流会館

イベントホールが、平成 25 年に公布された建築基準法施工令の改訂要綱における「特定天井」として、対策が必要な天井に該当することから、施設の定期点検結果報告書において、要是正項目として記載されている。この内容について確認した結果、至急改修を求められるものではなく、イベントホールの天井を改修する工事を実施する際には必ず改修しなければならないものであるという説明を受けた。

現在、施設の改修計画を策定した滋賀県の「予防保全工事实施計画表」を確認すると、設備関係の工事が中心であり、「特定天井」に関係する壁などの建築関係の工事に関する予算は含まれていない。定期点検において要是正項目として指摘されている項目であることから、滋賀県としての修繕計画を明確にする必要がある。

③ 県立図書館

県立図書館（本館）施設更新計画が立てられており、老朽化対策として平成 30 年度に閉館して行う大規模な工事を計画されている。

④ 県立体育館等のスポーツ施設

今回監査の対象となった 10 施設の中らびわ湖ホール、文化産業交流会館、県立図書館を除く、スポーツ施設（7 施設 8 建物）を含む 12 施設を対象として平成 36 年に開催される国体への利用の有無および今後の改修費用の見積もりが行われており、その結果を受けて、平成 27 年度中に施設の運営および維持管理の方針が示されることになっている。

現在で公表されている資料の途中経過として、平成 27 年 6 月 26 日の教育委員会事務局スポーツ振興課から「県立社会体育施設の最適な管理についての調査研究の経過

報告について」が公表されており、監査対象施設につき一部を要約して記載する。

施設	主な現状	国体活用する場合の留意点	現時点における調査結果の見通し
県立体育館	本館は築44年が経過し、老朽化が著しい。また本館アリーナが吊り天井となっており撤去が必要。 ・本館アリーナの床については、研磨により管理ができる3回の研磨を既に実施済み。	駐車場の確保が課題	・本館は築44年が経過し、老朽化が著しい。今後現在の施設を維持するには以下の大規模な改修が必要。 ・吊り天井撤去・床の張替 ・現在地では大規模な大会時やプロスポーツ等イベント時の駐車場確保が課題。
県立武道館	剣道場、柔道場に吊り天井があり、撤去が必要。 ・施設の一部に雨漏りがあり、放置しておくこと建物の構造体に影響が出る恐れがあることから改修が必要。	施設規模が小さく、競技会場の開催基準に達しない。 ・観客席、役員席等の確保が困難 ・駐車場の確保が課題	・長期的に施設の維持管理を行うためには、以下の対応が必要。 ・剣道場等の吊り天井の撤去 ・雨漏れの改修 ・施設規模が小さく、競技会場の開催基準に達しないため、国体の競技会場としての活用は極めて困難
スポーツ会館	屋根瓦を固定している木の腐食がみられ、全面的な改修が必要。 ・競技用測定機器類について老朽化・陳腐化が進んでおり、更新が必要。	施設の特性上、元々国体会場に想定せず	・施設の建物については屋根瓦を固定している木の腐食がみられ、全面的な改修が必要。 ・競技用測定機器類について老朽化・陳腐化が進んでおり、更新が必要。
栗東体育館	・施設の一部に雨漏りが見られ、放置しておくこと建物の構造体に影響が出る恐れがあることから、対策が必要。	・競技に必要なスペースを確保すると観客席の確保が困難 ・新体操競技においてアリーナの天井高が競技会場の開催基準に達しない ・駐車場の確保が課題	・長期的に施設の維持管理を行うためには、施設の一部に雨漏れがあり、改修が必要。 ・競技スペース・観客席・駐車場が不足することから、国体の競技会場としての活用は極めて困難
琵琶湖漕艇場	・築43年が経過し、管理棟・設備等の老朽化が著しく、全面改修の検討が必要	ボート、カヌーの競技会場とする場合には、現行の艇置きスペースが不足する。	築43年が経過し、管理棟・設備等の老朽化が著しく、全面的な改修が必要 ・国体の競技会場としての活用には艇置きスペースが不足するため、
柳が崎ヨットハーバー	・施設内の壁に雨水による浸食がみられ、放置しておくこと建物の構造体に影響が生じるため対策が必要。 ・敷地内には、現在使用できないボート会館や車庫等があり、放置しておくこと崩壊の恐れもあるため、撤去が必要。	敷地内に老朽化した建築物が点在しており、撤去することで一定の面積確保が可能。 ・国体施設基準の艇置場面積7,000㎡に足りない面積は近隣の空き地等面積確保の方法について検討が必要。	施設内の壁に雨水による浸食があり、改修が必要 ・敷地内にある現在使用できないボート会館等は撤去が必要 ・国体の競技会場とするには艇置場面積7000㎡に足りない面積確保の方法について検討が必要。 ・現行施設は諸室(更衣室、シャワー室等)が十分ではなく対策が必要。
県立ライフル射撃場	・建物および屋外階段の鉄骨材に著しい腐食の進行がみられ、対策が必要。	駐車場の確保および交通アクセスが課題	・現在の建物や屋外階段に著しい腐食の進行が見られ、建て替えが必要。

さらに、平成27年12月3日の京都新聞において、県立体育館建て替えに関する知事の答弁が記載されている。

老朽化への対応が課題となっている滋賀県立体育館（大津市におの浜4丁目）の建て替えについて、三日月大造知事は2日の県議会代表質問の答弁で、「現地に加え、新たな場所への移転新築も合わせて検討したい」との考えを示した。

県立体育館は1970年に完成した。2024年の国体を控え、県は建て替えが必要であるとしている。試算では規模や性能により40～102億の費用がかかる。

三日月知事は現地建て替えについて、「(体育館として)必要な規模と駐車場の確保、他の施設との複合化の余地を整理しなければならない」と述べた。「工事中は体育館で行われてきた大会や練習ができなくなる課題もある。」と指摘し、移転新築も入れて検討を進めるとした。

上記の国体に向けて各競技の強化のための方策の一環として滋賀県と(公財)体育協会の連携強化が予定されている。その1つが(公財)体育協会事務局を県庁の近くに移転させることが予定されている。

6.5 施設管理について

6.5.1 耐震診断・アスベスト対策の状況

(1) 総括

各施設の耐震診断・アスベスト対策の状況は以下のとおりである。

施設名	びわこホール	文化産業交流会館	県立図書館	県立体育館	県立武道館
【耐震診断の状況】 平成56年以前の建物	-	-	該当	本館・別館とも 該当	-
耐震改修	-	-	必要なし (注4)	改修済	-
【アスベストの使用状況】	吹き付け材等 (注4) (注5)	煙突 (注1)	問題なし	EV機械室 (注2)	天井裏 (注3)

施設名	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨット ハーバー	県立ライフル射撃場
【耐震診断の状況】 平成56年以前の建物	-	-	管理棟 宿泊棟	-	該当
耐震改修	-	-	改修済	-	未改修
【アスベストの使用状況】	無	無	無	無	無

(注1) 煙突の断熱材で使用されているが、煙突自体に劣化は求められない。

(注2) 本館EV機械室に吹き付け材有るか専門業者により対策不要との回答

(注3) 剣道場天井裏に耐火被覆として吹き付け材があるが専門家より対策不要の回答

(注4) 過去2回調査を実施したが改修の必要性はないという結果

(注5) 調査した結果、問題になる所なしという調査報告

(2) 個別事項

① 県立ライフル射撃場

昭和56年以前の施設であり、耐震改修が必要な施設であるが、現在まで耐震改修は行われていない。施設も老朽化し、利用者も少数で特定されている中で、使用を継続するのであれば、耐震改修を行う必要があるが、もし、耐震改修を今後行う予定もないのであれば、施設の使用の中止も含めて検討していく必要がある。

監査の結果については、「第3 外部の監査結果および意見 1.施設のあり方について 1.4 監査の結果 (2) 指摘事項⑤ 県立ライフル射撃場」を参照願いたい。

6.5.2 施設の火災保険（建物共済等）加入状況

(1) 総括

各施設の火災保険（建物共済等）加入状況は以下のとおりである。

施設名	びわこホール	文化産業交流 会館	県立図書館	県立体育館	県立武道館
保険	○	○	×	○	○
種類	建物共済	建物共済	—	建物共済	建物共済

施設名	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨット ハーバー	県立ライフル 射撃場
保険	○	○	○	×	×
種類	建物共済	建物共済	建物共済	—	—

○加入

×未加入

(2) 個別事項

① 県立図書館

建物共済に未加入の原因を確認した結果、平成 20 年度までは、財政課公有財産担当によって県施設を一括して加入していたが、平成 21 年度に一括加入廃止となり、各施設の判断によることとされ、現在の未加入の状態が継続している。未加入の原因は不明であるが、県立図書館としても保険の加入は必要と考えていることから、来年度の加入にむけて対応中であるという回答を得ている。

② 柳が崎ヨットハーバー

平成 17 年度に財政課公有財産担当が財政危機回避の改革プログラムに基づく歳出見直しにおいて、共済の対象から除外され、平成 21 年度からは未加入を原則とし、財産所管課の必要性の判断をすることになっていた。所管課であるスポーツ健康課では平成 25 年度から、施設のあり方を検討されていた柳が崎ヨットハーバーと県立ライフル射撃場の 2 施設を除き全施設加入した。その後、存続が決まった 2 施設も存続が決まった時点で加入すべきであったが、加入を失念していたということであり、こちらも来年度から加入する予定である。

③ 県立ライフル射撃場

上記の②柳が崎ヨットハーバーの箇所において記載している。

6.5.3 避難訓練の実施状況

(1) 総括

各施設の避難・消防訓練を状況の確認した結果、以下のとおりである。

施設名	びわこホール	文化産業交流会館	県立図書館	県立体育館	県立武道館
避難・消防訓練	○	○	○	○	○
回数	2回	2回	2回	2回	2回

施設名	スポーツ会館	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨットハーバー	県立ライフル射撃場
避難・消防訓練	○	○	○	○	×
回数	2回	2回	2回	1回	-

○実施

×実施せず

(2) 個別事項（県立ライフル射撃場）

公共の施設を運営する上では避難・消防訓練を定期的に行う必要があるが、1度も行われていない。消防訓練の実施は消防法で定められた義務であるため、指定管理者を管理する滋賀県も指定管理者に対して避難・消防訓練を求める必要がある。

6.5.4 県有施設に対する修繕等について

(1) 総括

指定管理者は、指定管理に関する協定書において100万円（消費税および地方消費税含む）を超える備品の購入および修繕の実施に関しては、（公財）びわ湖ホール、（公財）文化振興事業団、（公財）体育協会とも同じ内容で協定を結んでいるが、この協定どおりになっていない。平成26年度の指定管理者が100万円を超える備品の購入および修繕の負担状況を確認した結果は以下のとおりである。

施設名	びわこホール	文化産業交流会館	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館
100万円を超える修繕費の負担	○	-	-	-	-
100万円を超える備品の購入	○	○	-	-	-

施設名	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨットハーバー	県立ライフル射撃場
100万円を超える修繕費の負担	-	-	-	-
100万円を超える備品の購入	-	-	-	-

（注）○ 100万円を超える負担をしている。

(2) 個別事項

① びわ湖ホール

修繕内容からすれば滋賀県が負担するものであるが、緊急性を要する内容の修繕・備品であるため、滋賀県と協議の結果、財政的にも負担することが可能な指定管理者側で負担することになった。

このような負担は、(公財)びわ湖ホールが滋賀県の出資団体であるという特殊な関係により可能となるものであり、協議は滋賀県の財政状態を考慮しながら実施されていると思われる。しかしながら、指定管理者制度を採用している以上、出資団体以外の第三者たる他の団体が指定管理者となる可能性もあることから、各施設の運営上、やむを得ず修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないように、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施する必要がある。なお、指定管理者側の負担した内容については、「5 契約事務の状況 5.4 びわ湖ホール 5.4.2 契約事務の適切性」を参照願いたい。

② 文化産業交流会館

びわ湖ホールと同様に、老朽化した設備に対する更新投資であり、金額的にも滋賀県が負担すべきものであるが、文化産業交流会館を管理する(公財)文化振興事業団が滋賀県の出資団体であるという関係から、財政的にも負担可能な(公財)文化振興事業団側が負担したと思われる。100万円を超える各施設の運営上、やむを得ず修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないように、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。なお、指定管理者の負担した内容については、「5 契約事務の状況 5.5 文化産業交流会館 5.5.2 契約事務の適切性」を参照願いたい。

6.5.5 その他(スポーツファシリティーズ保険の加入)

当該保険はスポーツ施設利用者の施設利用におけるケガなどに備えるため、スポーツ施設の所有者または管理者のための保険である。各スポーツ施設は原則としてスポーツファシリティーズ保険に加入されているが、県立ライフル射撃場に関しては、当該保険に加入していない。

未加入の理由が、ライフル利用者は、全て所有許可を有した者であり、ライフル自体に伴う事故については、自己責任のため加入していないということである。

しかし、施設の老朽化から、施設を原因とする事故の発生する可能性もあることから、滋賀県もしくは指定管理者の NPO ライフル協会のいずれかがスポーツファシリテーズ保険に加入するべきである。

6.6 監査の結果

6.6.1 指摘事項

(1) [滋賀県] 公有財産台帳の記載の訂正について

スポーツ会館の公有財産台帳の記載の金額について、本来は、620,882,000 円であるのも係わらず 620,882 円と記載されているため、あるべき金額に訂正する必要がある。

(2) [滋賀県] 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について

施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可する場合（更新を除く）には、営業保証金を徴収する方法も含めて検討していく必要がある。

(3) [滋賀県] びわ湖ホールの駐車場の利用促進の検討について

びわ湖ホールの財源確保のため、安全管理上の施設整備に要する費用の算定や隣接するピアザ淡海駐車場管理者との協議を進めることにより、びわ湖ホールが申請している駐車場の料金改定及び利用時間の拡大を検討していく必要がある。

(4) [滋賀県] びわこ文化センターの運営管理について

滋賀県はびわこ文化センターについて、①文化産業交流会館の目的に合致した地域の文化産業に貢献する事業が実施されているか②滋賀県の使用料減免基準を満たしているかを確認する必要がある。現状は年 1 回 40 分程度開催される運営委員会の委員に県から 1 名就任しているに過ぎない。運営委員会は半数が中日新聞社関係者で占められていることや 27 年以上同じ運営形態で事業を継続していること等より、県は運営委員会以外に、事業内容の確認手段や方法等を検討する必要がある。

(5) [滋賀県] 柳が崎ヨットハーバーの老朽化建物の解体・除去について

敷地内にある未利用建物に関しては、著しく老朽化が進み、放置しておくこと倒壊の可能性もあることから取り壊す必要がある。

(6) [滋賀県] 柳が崎ヨットハーバーの目的外許可違反について

滋賀県セーリング連盟の運営するセーリングショップ BB マリンは、目的外許可の事務所・倉庫以外の利用である。運営を続けるのであれば、再度、目的に応じた許可を申請するように滋賀県セーリング連盟に指導する必要がある。

(7) [滋賀県] 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について

指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。

施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。

特に、今回の監査において確認したスポーツ会館の2点の重要物品については、返納、廃棄を含む適切な対応をとる必要がある。

(8) [びわ湖ホール] 自主事業における設備使用日数の削減について

滋賀県の財政的な負担を減らすべく、自主事業の開催に関し、準備を含めホールの使用日数が多いびわ湖ホールで企画する自主制作公演を減らし、ホールの使用日数の短い買取公演の増加の検討のほか、効率的な施設・設備利用を通じて、貸館日数を増やし、収益力向上を目指す必要がある。

(9) [びわ湖ホール] 駐車場管理のための指標について

駐車場の利用の状況を把握する指標として、台数だけでなく稼働率という指標も加えるべきである。

(10) [県立図書館] 除籍図書取扱について（改善済み）

長期延滞図書の除籍に関しては、図書システムで抽出可能であることから、今後は、図書システムで適切に抽出・確認することにより、除籍漏れがないようにする必要がある。なお、本件は、監査報告時点では改善済みである。

(11) [県立武道館] 駐車場料金の改定の検討について

施設利用者を優先する駐車場であることを原則としながらも、今後は、駐車場の利用促進のため、1時間単位の料金設定や営業時間外の利用促進のため夜間定額制度を導入することも含めて検討していく必要がある。

(12) [柳が崎ヨットハーバー] 駐車料金改定の検討について

駐車場の利用促進のため、1日 650 円の料金設定を、上限を設けた時間制に変更することも含めて、利用料金改定を検討していく必要がある。

(13) [県立ライフル射撃場] スポーツファシリティーズ保険の未加入について

施設の欠陥や施設の指導者の指導に起因する事故に対応したスポーツファシリティーズ保険に加入していない。公的施設を運営するのであれば、滋賀県もしくは指定管理者が加入する必要がある。

(14) [県立ライフル射撃場] 消防・避難訓練の実施について

消防法第 8 条で求められている消防訓練が行われていないため消防・避難訓練を実施する必要がある。

6.6.2 意見

(1) [滋賀県] 米原 SOHO ビジネスオフィスについて

米原 SOHO ビジネスオフィスの稼働率が年々減少しているため、地域産業のニーズの把握に努めるとともに入居率が低い原因を分析し、改善策と行動計画を立案して実施していくような PDCA サイクルを早急に実施する必要がある。入居率が改善され

ない場合は、文化産業交流会館の当該フロアは県東北部の産業振興の別の拠点として活用する方が効果的・効率的に運営できると考える。

(2) 〔滋賀県〕びわ湖ホールの修繕目的基金の設置について

びわ湖ホールの運営を継続した場合、約 20 年周期で定期的に数十億という多額の修繕費が発生すると予想されるが、その特定の年度の財政負担させることなく、修繕を確実に実行できる財源を確保できるように、修繕を目的とする基金を設置する必要がある。

(3) 〔滋賀県〕文化産業交流会館のイベントホールの修繕計画について

イベントホールが平成 25 年に公布された建築基準法施工令の改訂要綱における「特定天井」に該当し、改修が必要な天井であることから、修繕計画を明示する必要がある。

(4) 〔びわ湖ホール〕声楽アンサンブルのリハーサル室の使用回数の見直し

声楽アンサンブルのリハーサル室を含む施設利用は、収入の減少につながるため使用回数を見直す必要がある。

(5) 〔文化産業交流会館〕イベントホールの利用促進について

文化産業交流会館は、平成 28 年 4 月より（公財）文化振興事業団と（公財）びわ湖ホールが共同運営し、平成 29 年 4 月から両法人は統合され、同会館を運営するため、びわ湖ホールのノウハウを含め、集客できる「鑑賞事業」を増やすことにより、集客増加とともにイベントホールの利用促進につなげて行く必要がある。

(6) 〔文化産業交流会館〕会議室 3 から 5 の利用促進にむけて

稼働率が低い会議室 3 から 5 の稼働率向上に向けて、料金改定や効果的な広報をするとともに、びわこ文化センターやレイカディア大学などの入居団体にも活用方法を相談し、併せて会議室として利用しやすい環境を整えることにより、利用促進につな

げていく必要がある。

(7) [県立図書館] 貸出回数 0 回の図書の把握

貸出回数 0 回の貸出利用されていない本に対して、貸出状況 0 回の本の状況（傾向・金額）を継続的に把握する仕組みを確立することにより、貸出されない本が増え過ぎないようにしていく必要がある。

(8) [県立図書館] 食堂のホームページへの記載（改善済み）

利用者への情報提供として、食堂の存在をホームページに掲載する必要がある。

(9) [県立体育館] 会議室（1 から 4）の利用促進について

稼働率の低い各会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある

(10) [県立武道館] 小会議室、研修室 1、師範室の利用促進について

稼働率が低い研修室 1、小会議室、師範室の稼働率向上に向けて、広報や、料金改定も含めて検討していく必要がある。師範室に関しては、利用している競技団体からも意見を求め活用を促進する必要がある。

(11) [スポーツ会館] 稼働率の低い施設の利用促進について

稼働率が低い A 測定室、B 測定室については、測定の重要性を、各種競技団体や競技団体の役員が就任している（公財）体育協会の役員に広報することにより、利用促進につなげていく必要がある。

さらに稼働率の低い第 2・第 3 会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。

(12) [栗東体育館] 会議室の利用促進

会議室は、午後の時間帯の稼働率が低いため、午後が利用しやすいことや教室利用

も可能なことを広報し、利用促進する必要がある。

(13) [琵琶湖漕艇場] 施設利用表の確認欄の記載

施設利用表という、艇の貸与・返却及び売上を管理する表が作成されているが、その中の確認欄に確認者の記載がなされていないため、艇の返却が完了すれば、必ず確認欄に記載する必要がある。

(14) [琵琶湖漕艇場] 会議室・宿泊室の利用促進

稼働率の低い各会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。

(15) [柳が崎ヨットハーバー] 個人艇庫の利用促進

個人艇庫は、個人のヨット利用者を対象としているため、利用者が特定されているが、現利用者の知人やヨットを販売している事業者に広報するなどして、利用促進につなげていく必要がある。

7 その他

7.1 指定管理者制度で実施する事業の評価について

(1) 評価の考え方

今回監査の対象となった施設を運営する（公財）びわ湖ホール、（公財）滋賀県文化振興事業団、（公財）滋賀県体育協会は、それぞれ 100%、77.9%、73.9%という 50%以上の滋賀県の出資が行われている。そして、「出資法人経営評価表」で各法人とも個別の指定管理事業者の単独決算という視点では評価され、地方自治法第 199 条 7 項の規定に基づき監査委員事務局の監査も受けている。

さらに、滋賀県と上記 3 法人は、滋賀県が作成する地方公会計モデルの連結財務諸表において、連結グループを形成している。そこで、滋賀県と指定管理者間での指定管理料の授受等を内部取引と見なして評価した場合に 3 法人の決算数値がどのように変化するかを、次の方法で検討した。

① （公財）びわ湖ホール

評価するにあたり、（公財）びわ湖ホールの収入に計上されている経常収益から指定管理料を控除することにより、滋賀県以外の外部からの収入を把握した。さらに地方公会計モデルでは民間と同様に建設費を使用期間の各年度に負担させるという減価償却費の計上や、年度で負担することが確定している従業員の賞与分を会計的費用として認識する賞与引当金を加味することが求められていることから、これらの修正内容を加味して以下の（公財）びわ湖ホール行政コスト計算書に記載している。

この場合、経常費用 1,532 百万円に減価償却などの費用 609 百万円を加えた 2,141 百万円から外部の受益者からの経常収入 574 百万円を控除した 1,567 百万円のコスト（以下「純行政コスト」という。）が発生している。この純行政コストは、地方税や地方交付税等の一般財源で賄わなければならないコストを表し、主に、当期の税金である指定管理料 951 百万円で賄われる部分と過去に税金で建設された施設の当年度の負担分からなるとみなされる。

○（公財）びわこホール行政コスト計算書

（単位：百万円）

項目	①(公財) びわこホール	相殺消去及び追加修正	修正後
A 経常経費合計 (イ+ロ+ハ)	1,532	609	2,141
イ 経常費用	1,532	-	1,532
ロ 賞与引当金	-	③15	15
ハ 減価償却費	-	④594	594
B 経常収益	1,525	②▲951	574
B/A×100	-	-	26.8%
純行政コスト (A-B)	7	1,560	1,567
当期の税金による負担			951
過去の税金で賄われた部分			594
その他			22

（注）①びわ湖ホールの平成26年度の正味財産増減計算書より記載

②▲951百万円は、県の直営と見た場合、外部からの取引を把握するため県との取引金額を消去する。（簡素化のため取引は指定管理料951百万円のみとした）

③賞与引当金15百万円は、びわ湖ホール単体では計上されていないが、連結行政コスト計算書で計上されているため計上した。

④減価償却費については、227億の建設費を47年で減価償却（4.8億）と34億の駐車場を31年で減価償却（1.1億）し、その合計を記載した。

②（公財）文化振興事業団

（公財）文化振興事業団において、滋賀県との内部取引である指定管理料を相殺し、減価償却費を考慮することにより、（公財）文化振興事業団純行政コスト計算書を作成した。

その結果、以下のように、同法人の経常収益が461百万円と大幅に減少し、最終的に純行政コストは854百万円となる。この純行政コストは、当期の税金である指定管理料761百万円で負担する部分と税金で建設された施設の当年度の負担分からなるとみなされる。

○（公財）文化振興事業団行政コスト計算書

（単位：百万円）

項目	①（公財）文化振興事業団	相殺消去及び追加修正	修正後
A 経常費用合計（イ＋ロ＋ハ）	1,207	131	1,338
イ 経常費用	1,207	－	1,207
ロ 賞与引当金		③28	28
ハ 減価償却費	－	④103	103
C / A × 100			34.5%
B 当期経常外増減額	23	－	23
C 経常収益	1,222	②▲761	461
純行政コスト（A - B - C）	▲38	892	854
当期の税金による負担			761
過去の税金で賄われた部分			103
その他			▲10

（注）①文化産業交流会館の平成26年度の正味財産増減計算書より記載

②761百万円は、滋賀県の直営と見た場合、県が経常経費を直接負担するため県受託金を消去する。

③賞与引当金28百万円は、（公財）文化振興事業団の単体では計上されていないが連結行政コスト計算書で計上されているため計上した。

④減価償却費

施設	取得金額	耐用年数	減価償却（定額）
希望ヶ丘	1,556	50	31
文化産業交流会館	3,375	47	72
合計			103

③（公財）体育協会

（公財）体育協会において、滋賀県との内部取引である指定管理料および補助金を相殺するとともに、減価償却費を考慮することにより、（公財）体育協会行政コスト計算書を作成した。

その結果、以下のように同法人の経常収益が448百万円と大幅に減少し、純行政コストは855百万円となる。この純行政コストは、当期の税金である指定管理料350百万円および補助金164百万円で負担する部分と税金で建設された施設の当年度の負担分からなるとみなされる。

○ (公財) 体育協会行政コスト計算書

(単位 百万円)

項目	①(公財)体育協会	相殺消去及び追加修正	修正後
A 経常費用合計 (イ+ロ+ハ)	954	363	1,317
イ 経常費用	960	—	960
ロ 減価償却費	—	④363	363
ハ 評価損益等	▲6		▲6
C/A×100			34.0%
B 当期経常外増減	14	—	14
C 経常収益	962	②▲350 ③▲164	448
純行政コスト (A-B-C)	▲22	877	855
当期の税金による負担			514
過去の税金で賄われた部分			363
その他			▲22

(注) ①は平成26年度の正味財産増減計算書より記載

- ②▲350百万円の施設管理料収益は、滋賀県の直営と見た場合、滋賀県が経常経費を直接負担するため消去する。
- ③▲164百万円の補助金の内容は、県からの人件費を負担するものであるため、受取補助金を消去する。
- ④減価償却費

(単位 百万円)

施設	取得金額	耐用年数(年)	減価償却(定額)
県立体育館	569	47	12
	161	47	3
県立武道館	4,949	50	99
スポーツ会館	620	47	13
栗東体育館	1,410	47	30
琵琶湖漕艇場	56	47	1
柳が崎ヨットハーバー	925	31	30
滋賀県ライフル射撃場	61	47	1
アイスパリーナ	2,525	47	54
長浜ドーム	5,624	47	120
合計			363

(2) 評価結果

3 法人について、上記のように減価償却費等も含めて検討した場合、(公財)びわ湖ホールが15億円、(公財)文化振興事業団が8億円、(公財)体育協会が8億円の純行政コストが発生する。この純行政コストは、主に一般財源や地方交付税を用いて賄わなければならないコストを表し、主に、当年度に指定管理料という形で賄う部分と過去に、施設建設のために賄われた税金を減価償却という方法で利用年度に応じて負担している部分からなると考えられる。

① （公財）びわ湖ホール

現時点でも 3 法人の中で最も純行政コストが大きく、さらに、今後、予定されている大規模修繕による減価償却費の増加により、純行政コストの金額がさらに大きくなると予想されるため、滋賀県の負担を減らすべく（公財）びわ湖ホール自体の収益力の改善、つまり、受益者負担比率を高めていく必要がある。

② （公財）文化振興事業団

現在公表されている平成 26 年度の滋賀県の連結行政コスト計算書における経常収益に対する経常費用比率である受益者負担比率 34.5%と 3 法人の中で大きい、経常収入の中に、パスポート発行に係る印紙・証紙という殆ど受益者が原価を負担するという特殊な売上 108 百万円が含まれており、この売上高が受益者負担割合を押し上げている。この印紙・証紙の影響を除いてみると 28.7%と大幅に下がるため、収益力強化による受益者負担比率を高めていく必要がある。

③ （公財）体育協会

（公財）体育協会は、各施設が老朽化しており、国体開催に伴う施設改修に伴い、減価償却費を含む経常経費の増加が見込まれるため今後は、受益者負担率を維持向上できるかが重要な課題となる。

例えば、このような考え方により評価をすることで、出資法人である指定管理者が行う県の事業も含め評価を行うことができる。滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを適切に把握し、県民負担削減のための計画策定に生かしていくことが望まれる。

7.2 指定管理者の管理施設に対する支出総額の把握について

今回、監査の対象となった 10 施設の中で、県立図書館を除く指定管理者が管理する施設に対してどれだけの支出が行われているかを把握した結果が以下のとおりである。

(単位千円)

施設名	びわこホール	文化産業交流会館	県立体育館	県立武道館	スポーツ会館
指定管理料	951,108	425,681	35,237	19,796	53,350
100万円超の修繕費	-	-	-	-	-
100万円超の設備購入	-	-	-	-	-
補助金	3,193	-	-	-	-
委託費	33,877	3,309	-	-	-
その他	26,415	1,368	-	-	-
合計	1,014,593	430,358	35,237	19,796	53,350

施設名	栗東体育館	琵琶湖漕艇場	柳が崎ヨットハーバー	県立ライフル射撃場
指定管理料	34,552	29,384	-	-
100万円超の修繕費	-	3,997	-	-
100万円超の設備購入	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-
委託費	-	-	-	-
その他	34,552	33,381	-	-

指定管理者が管理する施設に対する滋賀県が支出する項目は、指定管理料以外にも 100 万円を超える修繕、設備購入や委託事業に関する支出があるが、これらの施設単位の支出に関しては施設の所管課では、予算や決算時に必要な数値であることから把握されている。しかしながら、施設に関する各数字自体は所管課が作成する定期監査資料の各所に品名単位で記載されているものの、施設全体としていくら支出されているのかがわからない。施設単位でいくら支出が行われているかという観点からは、監査の視点からも重要である。そこで、定期監査資料の有効性を増すためにも補助資料のような形でもよいので、施設ごとに支出を集計した資料を定期監査資料に加えてくことも検討していく必要がある。

7.3 出資法人の賞与引当金の計上について

(公財)びわ湖ホールおよび(公財)文化振興事業団は、賞与については、支払時に費用計上されており、平成26年度末の貸借対照表上、本来、計上すべき賞与引当金は計上されていない。賞与引当金を計上していない理由を確認すると、税務上の損金にならないためであるという回答であったが、公益法人会計基準の実務指針(その2) Q12 からすれば、税務上の損金かどうかを問わず、本来計上しなければならないものである。

よって、(公財)びわ湖ホールおよび(公財)文化振興事業団は、賞与引当金を計上しなければならない。

公益法人会計基準に関する実務指針(その2) Q12

Q12 賞与引当金について教えてください

A: 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給与の他に賞与を支給する場合において・・・(省略)・・・賞与は、一般的に給与規定等において、支給期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率的な把握を行うためには、賞与は一時の費用として処理するのではなく、期末時の翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として計上する必要がある。

7.4 システム管理について

7.4.1 パスワードポリシー

「滋賀県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」によると、パスワードポリシーは以下のとおりとなっている。

（パスワードの管理）

第 19 条 システム管理者は、職員等のパスワードに関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)パスワードに関する情報を厳重に管理すること。
- (2)パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定めること。
- (3)パスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、職員等にログイン後直ちに別のパスワードに変更させること。
- (4)システムにおけるパスワードの長さを定めること。
- (5)パスワードの有効期間を定め、必要に応じて、有効期間を超えたパスワードについて強制的に変更させる等の対策を実行すること。
- (6)第三者にパスワードを読み取られることのないよう、原則としてパスワードの暗号化等を行うこと。

2 職員等は、自らのパスワードに関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1)パスワードは秘密にし、他の者に知られないようにすること。
- (2)パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。
- (3)パスワードの漏えいまたはそのおそれがある場合には、速やかにセキュリティ管理者等に報告し指示を仰ぐとともに、パスワードを変更すること。
- (4)パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
- (5)新たに発行されたパスワードは、最初のログイン時点で変更すること。
- (6)システム機器にパスワードを記憶させないこと。

3 システム管理者は、パスワードの漏えい等の報告があった場合は、システムのアクセス記録を確認するなど、適切な対応を行うものとする。

この中で、桁数、英数字・記号組み合わせ、有効期間について明確な定めがなく、具体的な取り決めは各施設に委ねられている。

しかし、「ネットワーク利用者を管理するサーバのセキュリティ対策の徹底について（注意喚起）」（内閣官房情報セキュリティセンター 内閣参事官（政府機関総合対策担当））が、各府省庁情報セキュリティ担当課室長あてに発出されており、この中でネットワーク利用者を管理する認証サーバの管理責任者等においては、下記の認証サーバソフト製造者が示すパスワードポリシーの推奨設定（管理者向け）を参照して、適切な設定を徹底する旨が記載されている。

パスワード ポリシーの推奨設定（管理者向け）	
コンピュータの構成¥Windows の設定¥セキュリティの設定¥アカウント ポリシー	
¥パスワード ポリシー	
・ パスワードの履歴を記録する	24 のパスワードを記録
・ パスワードの有効期間	42 日間
・ パスワードの変更禁止期間	1 日
・ 最小パスワード長	12 文字以上
・ パスワードは、複雑さの要件を満たす必要がある	有効
・ 暗号化を元に戻せる状態でパスワードを保存する	無効

これに鑑み、滋賀県でも特に認証サーバ等の重要なシステムの管理者については、同様の設定の徹底を検討すべきと考える。

7.4.2 サーバのある電算室の入退室管理（県立図書館）

対策基準第 11 条第 4 項では、サーバのある電算室については入退室管理簿（以下「入退室管理簿」という。）による管理が求められている。

しかしながら、県立図書館職員が入退室するときは、総務課職員が立ち会うものの、入退室管理簿による管理が行われていなかった。

電算室に立ち入る時間が極めて短時間のため、入退室管理簿による管理は行っていない、とのことであるが、短時間であっても入退室管理簿による管理は基本的なことであるため、職員に対しても入退室管理簿による管理を行うべきである。

なお、本報告時点では、本件は改善済みである。

7.4.3 県立図書館職員の ID 設定および権限設定

(1) ID 設定

監査人が、各職員のシステム権限を示す「マスター管理」を閲覧したところ、教育委員会へ出向中の職員に「全般」権限（システム管理者権限）が付与されていた。

「全般」権限は当該職員の業務上、不要な権限であるため、監査人指摘後、県立図書館はシステム管理者権限を削除し、業務上必要な操作権限に設定を改めた。

7.4.4 県立図書館内の規則と実態が異なる事項

県立図書館内のシステムに関する規則である「滋賀県立図書館コンピュータシステム情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）」と、実態が異なるケースがあった。

なお、本報告時点では、下記事項は改善済みである。

(1) 館長に管理者権限が付与されていない

実施手順第 3 条第 2 項に「(1)システム運用管理者 図書館長をいう。」とあり、第 5 条第 1 項に「(1)管理者権限 A 管理者としての権限を有する者で、システム運用管理者および委託業者の従事者にこの権限を与える。」とある。

しかし、実際には館長に管理者権限 A は付与されていなかった。

なお、監査人指摘後、県立図書館は館長に管理者権限 A を付与している。

(2) その他

実施手順第 3 条第 2 項に「(3)システム利用責任者 サービス課主任主査をいう。」とあるが、現在はコンピュータ委員会の責任者である調査協力課主任主査が担当している。

これも実施手順と実態とを合わせる必要がある。

7.5 (公財)文化振興事業団の評議員の状況について

(公財)文化振興事業団の評議員は9名おり、出席率は以下のとおりである。

(出席率)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	任期
A氏	100%	100%	100%	平成24年4月 ～平成28年6月
B氏	100%	100%	100%	同上
C氏	100%	100%	100%	同上
D氏	0%	50%	100%	同上
E氏	0%	50%	0%	同上
F氏	0%	0%	0%	同上
G氏	100%	100%	0%	同上
H氏	100%	—	—	平成24年4月 ～平成25年3月
I氏	—	100%	100%	平成25年4月 ～平成27年3月
計	62.5%	75.0%	62.5%	

これを見ると、出席率0%の評議員がいる。(公財)文化振興事業団によると、議案書を事前に送付し、評議員会終了後は欠席者にその結果を報告するなど、意思疎通を図っているとのことであるが、当該評議員に出席を求める努力も必要である。また、一方で、評議員の選任方法も検討し、出席可能性の高い評議員を選任することも検討すべきと考える。

7.6 監査の結果

7.6.1 指摘事項

- (1) [(公財) びわ湖ホール] [(公財) 滋賀県文化振興事業団] 賞与引当金の計上について

公益法人会計基準の実務指針では、賞与引当金の計上を求めていることから、賞与引当金を計上することが必要である。

- (2) [県立図書館] 電算室の入退室管理簿による管理を徹底すべき（改善済み）

監査期間中において、県立図書館職員が入退室するときは、総務課職員が立ち会うものの、入退室管理簿による管理が行われていなかった。

なお、本報告書提出時点では、対策基準第 11 条第 4 項に従い、職員の入退室についても入退室管理簿による管理が行われており、本件問題事項については改善済みである。

- (3) [県立図書館] 実施手順の徹底（改善済み）

監査期間中において、館長の ID 設定およびシステム利用責任者が実施手順どおりに運用されていなかった。本報告書提出時点では、実施手順にしたがって運用されており、本件問題事項については改善済みである。

7.6.2 意見

- (1) [滋賀県] 指定管理制度で実施する事業の評価について

滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを把握し、事業の実態を適切に評価することが望まれる。

- (2) [滋賀県] システム管理者のパスワードポリシーについて

認証サーバ等の重要なシステムの管理者については、下記と同様のパスワードポリシーとすることを検討すべきと考える。

パスワード ポリシーの推奨設定（管理者向け）

コンピュータの構成¥Windows の設定¥セキュリティの設定¥アカウント ポリシー
¥パスワード ポリシー

- ・ パスワードの履歴を記録する 24 のパスワードを記録
- ・ パスワードの有効期間 42 日間
- ・ パスワードの変更禁止期間 1 日
- ・ 最小パスワード長 12 文字以上
- ・ パスワードは、複雑さの要件を満たす必要がある 有効
- ・ 暗号化を元に戻せる状態でパスワードを保存する 無効

(3) [(公財)文化振興事業団] 評議員の出席状況について

出席率 0%の評議員がいる。当該評議員に出席を求める努力も必要だが、一方で、評議員の選任方法も検討し、出席可能性の高い評議員を選任することも検討すべきと考える。

以上

(別紙) 県民文化会館(仮称) 検討懇談会報告書

はじめに

(略) 県民文化会館(仮称)は、この「文化の幹線計画」の延長上に位置し、同計画の視点から見れば、最後の中央文化芸術施設の建設にあたるものである。

しかし、同計画が策定された時点からすでに15年を経過しており、基本的な精神はいまなお有効であるとしても具体的なホールづくりのあり方に関しては、その後全国的な流れにかなり重大な変化が生じ、すでに新しいタイプの施設が数多く生まれている。従って、これから建設しようとする滋賀県は、後発の利点を生かして全国の経験を十分に踏まえ、県民のますます高度化する欲求にも応じられる、新しい時代に適合するホールをつくる必要がある。

I 滋賀県におけるホールの現状

1 中央館の欠如

(前略) 今後の課題は、計画の完結として位置付けられている中央館に相当する施設である。(中略) ほぼすべての都道府県で中核的な文化会館を持ち、それが都道府県民全体の文化の拠点となり、しばしばその都道府県の文化のシンボルともなっている。今後の滋賀県の文化振興を考えると、そのような県民文化の拠点となる施設は不可欠であり、それを欠く現在の状態はできるだけ早く改善されなければならない。

2 専用ホールの欠如

全国的にみて文化会館のあり方に対する考え方は、多目的ホール志向が中心であったが、最近では専用ホールを志向するものが見られるようになってきた。これは基本的には各ジャンルの文化芸術を享受する条件に対する人々の要求水準が高くなったことによるものであり、今後ますますその要求水準が高まることが予想されている。

滋賀県下のホールは、比較的新しいものも含めて、多目的な性格をもつものであるが、今後は、こうした県民ニーズの新たな動向に沿ったホールづくりも求められている。全国に質の高い専用ホールが次々に登場しているとき、滋賀県がその種のホールを持たないとすれば、質の高い文化芸術公演の招致に不利であり、県民がすぐれた文化芸術に接する機会を狭めることにもなる。今後、少なくとも音楽と演劇のように施設のあり方への要求は相反する点の多いジャンルに関しては、それぞれに対応する専

用ホールが必要であろう。

3 規模の大きい施設の欠如

滋賀県下の既存の文化会館は、最大規模のものであっても客席数 1200 席～1300 席クラスであり、関西、全国、あるいは国際レベルの質の高い公演を採算のとれる形で実施できるだけの施設規模をもったホールがないため、これらのビッグイベントを受け入れることができない。また、新しい音楽・舞台芸術のジャンルでは、公演の規模をますます大型化して迫力を生み、膨大な数の聴衆を巻き込むといった傾向もあり、他の府県で享受できるこの種のイベントが滋賀県では享受できないのが現状である。

II 県民文化会館（仮称）の基本理念

1 全県的な文化施設の拠点であり、県民文化のアイデンティティの象徴ともなる施設である。従って、既設の県内文化会館とは規模、施設・設備面などいずれをとっても格段に優れた施設とし、県内文化会館の「顔」となるものを目指す。

2 中央館としての位置づけ

新しい県民文化会館（仮称）は、「文化の幹線計画」の延長上に、各地域ブロックの文化芸術会館のネットワークの要として位置付けられる。（後略）

3 芸術文化の専用ホール

新しい県民文化会館（仮称）は、他府県における経験を十分に踏まえ、芸術文化の専用ホールを目指すものとし、芸術文化の享受条件に関する県民のますます高度化する欲求に応えるものとする。

また、芸術文化の諸分野のなかでも、施設のあり方に違いの大きい音楽系と演劇系の両系統をそれぞれ満足させる施設をつくるのが妥当であり、複数のホールで対応することが望ましい。

4 ビッグイベントの受皿

新しい県民文化会館（仮称）は、全国的、国際的レベルの大規模な催しの受け皿の役割が果たせる施設でなければならない。そのことによって、県民が従来は享受する機会がなかったビッグイベントに接する機会が確保され、県民文化の振興にとって良い刺激となるであろう。

5 その他

- ①ハイビジョンなど新しい技術動向と文化欲求の多様化・高度化に対応した、施設のインテリジェント化に配慮する。
- ②立地や建築物の外観で特色を出すことは重要であるが、奇をてらわず、オーソドックスな施設づくりを目指す。
- ③滋賀県の特徴、とりわけ琵琶湖を生かした施設とする観点が必要である。
- ④県民の精神の拠りどころとなる文化の殿堂にふさわしい建物とし、古くなれば建て替えればよいという安易な考えをとらない。

Ⅲ 県民文化会館（仮称）の機能と施設内容

1 器としての内容

- ①県民文化会館（仮称）を構成する中核的な施設の内容・規模については、最大公約数的な意見は次の二つのホールから成るものである。

主な用途	客席数	備考
音楽系統（注 a）	2,000 程度（注 c）	音響に配慮。舞台を十分広く。2フロア
演劇系統（注 b）	500~800（注 d）	舞台の広さ特に奥行を十分とる。

（注）

- a 音楽系統のホールにおいて想定される用途は、クラシック音楽を主とするコンサートが中心であるが、オペラ、バレエ、ミュージカル等にも使える、プロセニアムステージ、オーケストラピッド、残響可変装置などを備えたホールとする。ほかに、オープンステージの純然たるクラシックコンサート専用ホールも考えられる。
- b 演劇系統のホールにおいて想定される用途は、演劇、舞踏、モダンダンス、バレエ、創作オペラなど演劇系統を中心としながら、舞台、客席の可変装置によって、室内楽等も含む多目的に使えるようにする。
- c 音楽系統のホールの客席数は、1,800~2,500 席の幅で考えられる。規模の大きい音楽会の受皿が県内にない、興行上の採算性、などがこの数字の根拠である。
- d 演劇系統のホールの客席数については、発表者の立場からは 400~500 席が適当であり、鑑賞機会の提供、施設の経営面からは、800~900 席が適当である。いずれの場合も舞台面積を客席と同等に広くとることが前提である。

②その他の施設面での要件

※ホールは、客席から舞台が見やすく、公演者と聴衆観客との一体感が醸成されるような設計上の配慮が必要である。

※付帯施設として、公演用のリハーサル室のほか、ふだんの練習ができる練習室を設け、県民の日常的な文化活動の場を提供する。

※駐車場スペースを十分にとること。

2 「中央館」としての機能

①運営の方針において、催しものを全県的な視野で考え、規模も利用者も全県的なものとする。

②運営面で物心両面に県下の文化芸術会館のネットワークの要の役割を果たす。例えば、舞台芸術あるいは舞台機構・照明・音響など技術的な面での研修・講習・実習の場を設定したり、運営面の指導・助言を行うなど。

③文化情報のネットワークの要として、県内外の文化情報を収集・蓄積し、県民等に提供する。

IV 県民文化会館（仮称）の運営体制

1 運営主体

県民文化会館（仮称）の運営主体は財団法人とする。

県立の文化会館の運営は、県直営方式も考えられるが、行政指導の事務局と現場としてのホールを分離し、ホールが現場に徹するほうが望ましく、この観点からは財団運営が適当である。また、一般に県直営方式に比べて財団運営方式のほうが運営面の自由度が高く特色も出しやすいメリットがあり、公立文化施設の財団法人化は全国的な流れでもある。

2 スタッフ

①舞台・音響・照明等、公演時に必要な技術スタッフは、外部の専門家を必要に応じて確保する方式をとる。全員を常雇いして内部にかかえるとコスト負担が大きすぎるし、またそれは不必要なことでもあり、その予算があるならば事業費にまわすことが望ましい。

②但し、利用者（公演主催者）が利用しやすいよう、施設に精通し、利用者の様々な相談に応じて施設側からの助言を与えることのできるような、最小限の専門スタッフを常置する。

③運営主体を財団法人にした場合の人事固定化の弊害が指摘され、この点について次のような意見がかわされた。

※各文化芸術会館のスタッフの交流を図る。

※県職員に将来の文化会館のディレクターやプロデューサーのできるような文化のスペシャリストを育て、各館をローリングしていく。

※スタッフの交流は逆効果である。特定の会館に精通している人はどんな対価を支払ってもそこに置いておくべき貴重な人材である。但し、退職時を考え、後継者の育成は重要である。

3 運営方針

①現場に徹すること。行政指導的機能は分離して教育委員会で担い、ホールはその文化行政の理念を実現していく現場のディレクター的役割を担うものである。

②貸館を半分程度に抑え、あとの半分は積極的に自主企画を行い、特色ある企画をダイナミックに打ち出す。

③そのため、音楽と演劇それぞれに、強い個性をもつプロデューサーを置き、年間事業の企画立案を行い、これを継続して会館としての個性を創造する。

④個々の企画立案の採算性にこだわらず、公立文化施設の使命として、不採算でも文化振興の観点から重要なら行い、年間を通して収支を調整するなど、経営面での弾力性を持たせる。とりわけ後発の文化会館として特色を出すために、毎年ソフトウェアには十分な予算をあてる。

⑤貸館については、不公平のないよう、一般県民の誰にとっても容易にコンタクトがとれ、借りる条件や手続きのわかりやすいシステムにする。

V 県民文化会館（仮称）の立地条件

1 都心型立地

県民文化会館（仮称）は、交通の便利な都心に立地すべきである。すなわち、JR

駅から歩いて行ける距離にあり、車でのアプローチも容易で駐車場があり、近くで食事のとれるような場所が望ましい。

※これまで滋賀県下に本格的なホールがなかったために、県民が優れた芸術的公演と接触する機会が乏しかった。新ホールはこの課題の解決を使命としており、多数の県民が行きやすい場所に置かれるべきである。

※JR 駅に近い都心であれば、車のない人や女性、あるいは遠方の人でも来ることができる。

※県外の人々が滋賀県に対してもつイメージも大切であり、時間距離の問題が解決されるなら景観の良い郊外型立地も考えられる。

2 立地環境

立地環境としては、周辺ににぎわいがあり、文化的雰囲気のある所が望ましい。また、琵琶湖や山などの自然環境を活かした滋賀県らしい特色のある立地の観点も考慮する必要がある。

3 立地場所

県民文化会館（仮称）の立地は、県内文化会館の中央館としての位置づけ、および従来県の文化の中核施設としての役割を果たしてきた滋賀会館に代わる県民の文化的拠点としての位置づけから考えて、大津市とすることが妥当である。この場合、他の県立施設の例も参酌しつつ、会館の周辺整備を含め、会館建設に当たり、地元大津市の積極的協力を求めるべきであるという意見があった。